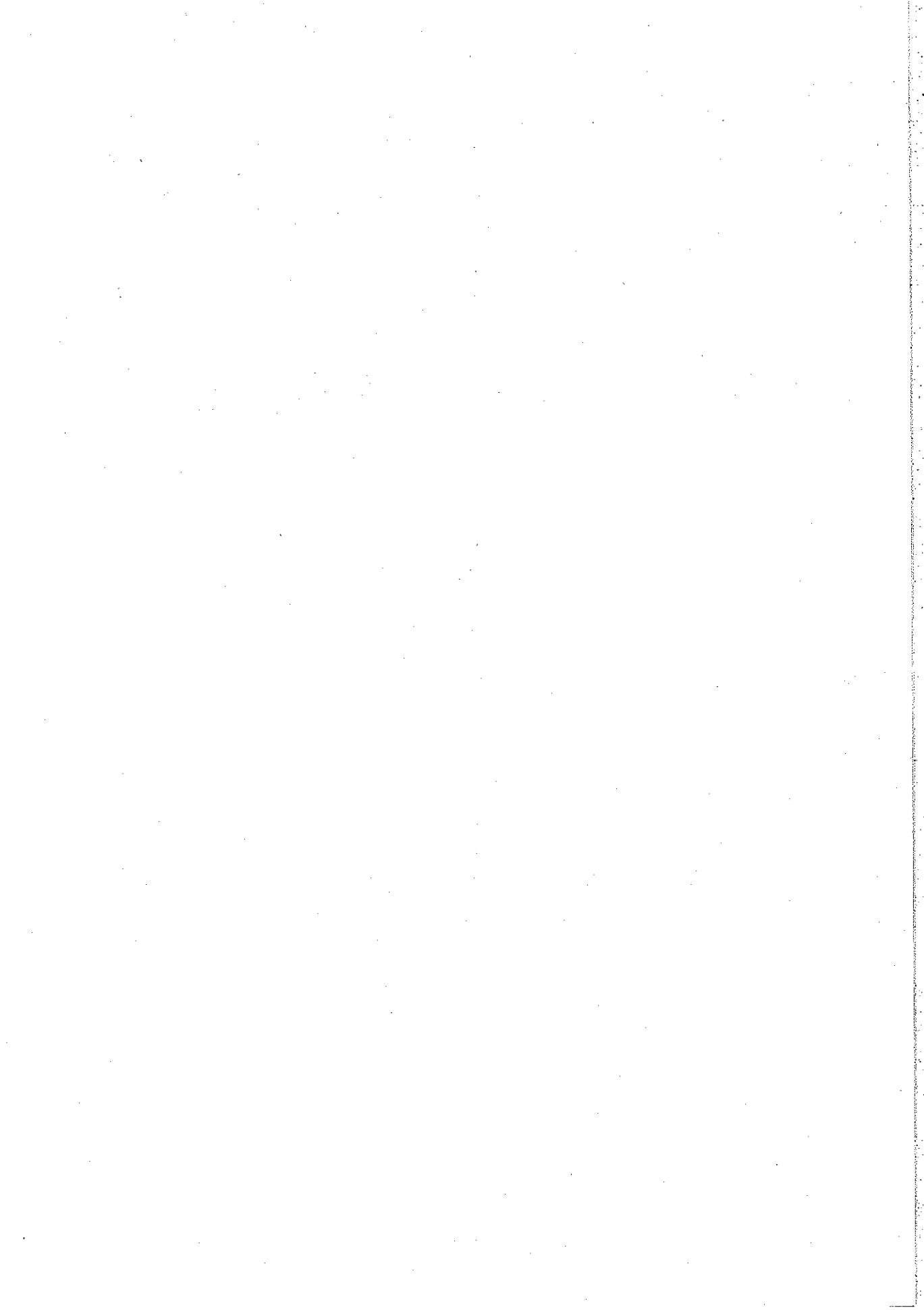


平成 5 年 9 月 30 日開会
平成 5 年 10 月 15 日閉会

和泉市議会第3回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第3回定例会会議録目次

平成5年9月30日（木曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1〃
○ 議事日程	3〃
○ 開会宣言（午前10時00分）	3〃
○ 市長開会挨拶	7〃
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について（友田博文・須藤洋之進）	7〃
○ 日程第2 会期の決定について（9月30日～10月15日 16日間）	7〃
○ 日程第3 一般質問について	
1番に 27番 早乙女 実君	7〃
2番に 17番 須藤 洋之進 君	17〃
3番に 18番 赤阪 和見 君	28〃
4番に 26番 原 重樹 君	47〃
5番に 21番 辻 正治 君	64〃
○ 散会宣言（午後4時50分）	74〃

平成5年10月1日（金曜日）第2日目

○ 出席議員・欠席議員	75〃
○ 議事説明員、その他	75〃
○ 議事日程	77〃
○ 開会宣言（午前10時00分）	77〃
○ 日程第1 一般質問について	

- 散会宣告（午前11時33分）

96"

平成5年10月4日（月曜日）第3日目

- 出席議員・欠席議員 97"
- 議事説明員、その他 97"
- 議事日程 99"
- 開会宣言（午前10時00分） 101"
- 日程第1 (監査報告第21号)
例月出納検査結果報告（収 入 役 扱 平成5年3月分）
- 日程第2 (監査報告第22号)
例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 平成5年3月分）
- 日程第3 (監査報告第23号)
例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 平成5年3月分）
- 日程第4 (監査報告第24号)
例月出納検査結果報告（収 入 役 扱 平成4年度
平成5年4月分）
- 日程第5 (監査報告第25号)
例月出納検査結果報告（収 入 役 扱 平成5年4月分）
- 日程第6 (監査報告第26号)
例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 平成5年4月分）
- 日程第7 (監査報告第27号)
例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 平成5年4月分）
- 日程第8 (監査報告第28号)
例月出納検査結果報告（収 入 役 扱 平成4年度
平成5年5月分）
- 日程第9 (監査報告第29号)
例月出納検査結果報告（収 入 役 扱 平成5年5月分）
- 日程第10 (監査報告第30号)
例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 平成5年5月分）
- 日程第11 (監査報告第31号)
例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 平成5年5月分）

101頁

一括上程

○ 日程第12	(監査報告第32号) 定期監査（平成5年度第一次分）結果報告	
○ 日程第13	(認定第1号) 平成4年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について	102頁
○ 日程第14	(認定第2号) 平成4年度和泉市水道事業会計決算認定について	104〃
○ 日程第15	(認定第3号) 平成4年度和泉市病院事業会計決算認定について	106〃
○ 日程第16	決算審査特別委員会設置について	109〃
○ 日程第17	(議案第41号) 工事請負契約締結について（公共下水道伯太12-0号線管布設工事）	一括上程 110頁
○ 日程第18	(議案第42号) 工事請負契約締結について（公共下水道肥子2-10号線管布設工事）	
○ 日程第19	(議案第43号) 町の区域及び名称の変更について	116〃
○ 日程第20	(議案第44号) 和泉市議會議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例制定について	一括上程 120頁
○ 日程第21	(議案第45号) 和泉市議會議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例制定について	
○ 日程第22	(議案第46号) 和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例制定について	128〃
○ 日程第23	(議案第47号) 和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について	134〃
○ 日程第24	(議案第48号) 和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について	140〃
○ 日程第25	(議案第49号) 和泉市立青少年の家条例の一部を改正する条例制定について	144〃
○	散会宣告（午後4時25分）	164〃

平成5年10月5日（火曜日）第4日目

○ 出席議員・欠席議員	165頁
○ 議事説明員、その他	165〃
○ 議事日程	167〃
○ 開会宣言（午前10時00分）	168〃
○ 日程第1 (議案第49号) 和泉市立青少年の家条例の一部を改正する条例制定について	168〃
○ 日程第2 (議案第50号) 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	169〃
○ 日程第3 (議案第51号) 平成5年度和泉市一般会計補正予算（第2号）	201〃
○ 日程第4 (議案第52号) 平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	225〃
○ 日程第5 (議案第53号) 固定資産評価審査委員会委員の選任について	228〃
○ 日程第6 (請願第1号) 看護婦確保対策の充実を求める請願	230〃
○ 日程第7 (議員提出議案第9号) 義務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書	232〃
○ 日程第8 (議員提出議案第10号) MR SA施設内感染防止対策の強化に関する意見書	234〃
○ 日程第9 (議員提出議案第11号) 短期滞在外国人等に対する医療対策についての意見書	235〃
○ 日程第10 (議員提出議案第12号) 地方分権の推進に関する意見書	237〃
○ 日程第11 (議員提出議案第13号) 「従軍慰安婦」問題の解決を求める意見書	239〃
○ 追加日程第1 議長辞職許可について	241〃
○ 追加日程第2 議長選挙について	242〃
(午後4時15分休憩、以後再開されず自然散会)	

平成 5 年10月 6 日（水曜日）～平成 5 年10月11日（月曜日）まで休会

平成 5 年10月12日（火曜日）自然休会

平成 5 年10月13日（水曜日）第 5 日目

○ 出席議員・欠席議員	245頁
○ 議事説明員、その他	245〃
○ 議事日程	247〃
○ 開会宣言（午後 2 時42分）	247〃
○ 日程第 1 (選挙第 1 号) 議長選挙について	248〃
○ 追加日程第 1 副議長辞職許可について	250〃
○ 追加日程第 2 (選挙第 2 号) 副議長選挙について	251〃

(午後 3 時15分休憩、以後再開されず自然散会)

平成 5 年10月14日（木曜日）第 6 日目

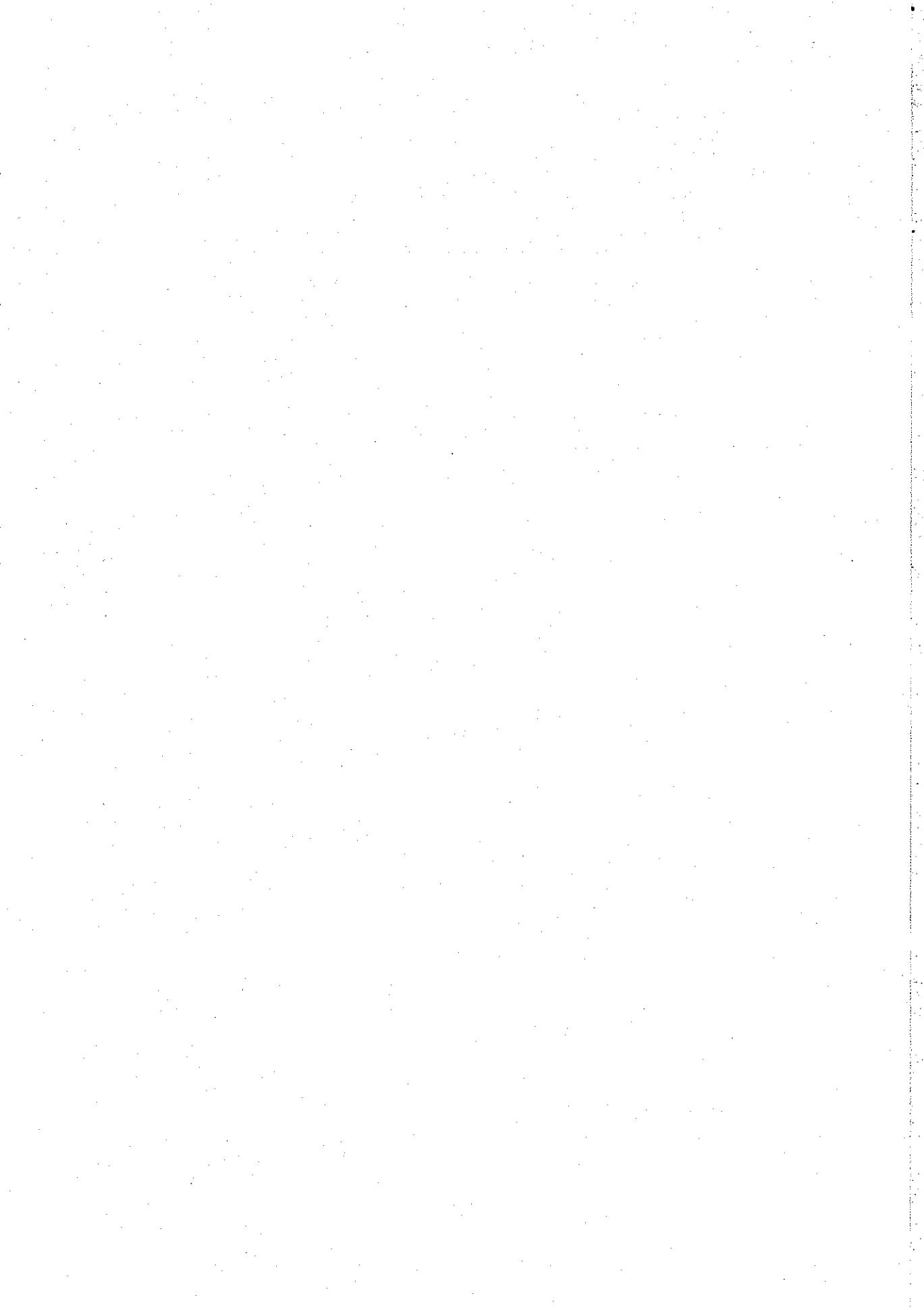
○ 出席議員・欠席議員	253〃
○ 議事説明員、その他	253〃
○ 議事日程	255〃
○ 開会宣言（午前11時00分）	255〃
○ 日程第 1 (選挙第 2 号) 副議長選挙について	255〃

(午前11時16分休憩、以後再開されず自然散会)

平成 5 年 10月 15日（金曜日）最終日

○ 出席議員・欠席議員	259頁
○ 議事説明員、その他	259〃
○ 議事日程	261〃
○ 開会宣言（午後 3 時47分）	261〃
○ 日程第 1 常任委員会委員の辞任について	一括上程
○ 日程第 2 特別委員会委員の辞任について	262頁
○ 日程第 3 常任委員会委員の選任について	一括上程
○ 日程第 4 特別委員会委員の選任について	一括上程
○ 日程第 5 決算審査特別委員会委員の選任について	264頁
○ 日程第 6 (選挙第 3 号) 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	一括上程
○ 日程第 7 (選挙第 4 号) 泉北水道企業団議会議員の選挙について	266頁
○ 日程第 8 (選挙第 5 号) 南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	
○ 追加日程第 8 (議案第54号) 監査委員の選任について	268〃
○ 市長閉会挨拶	269〃
○ 議長閉会挨拶	270〃
○ 閉会宣言（午後 4 時05分）	271〃

第一日



平成5年9月30日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讚岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

欠席議員(なし)

○
本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助役	役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助役	役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入役	役	中塚白	同和対策部長	森利治
市長公室長	長	堀宏行	同 次 長	門林良治
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	解放総合センター所長	戸口泰明
同人権啓発室長		明坂文嘉	同 副理事 (解放総合センター担当)	山本也裏
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼人事課長		石本博信	同 理事	坂田平之
同秘書課長		木寺正次	同次長兼総合福祉会館長	松尾守仁
企画調整部長		逢野博之	市民生活部長	麻生和義
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同副理事 (施策推進第二担当)		吉祇利朗	同次長兼健康課長	池辺修次
同企画室長		今村堅太郎	同次長兼保険年金課長	岡長晃
同施策推進室長		井阪和充	同次長兼環境整備課長	和田栗敏
同企画室企画調整課長		油谷巧	産業部長	大塚孝登
総務部長		神藤恒治	同 理事	白樺通之

同次長兼農林課長	松	病	院	院	長	竹	林	淳
同次長兼交通公害課長	大	病	院	院	長	橘	本	夫徹
建 設 部 長	塚	保	事	務	長	谷	上	紀男
同理事兼用地室長	村	昭	理	理	事	梅	山	廣透
同次長(建築担当)	奥	彦	同	同	長	高	宮	富一
同次長兼住宅課長	藤	雄	次長	務	長	ノ	瀬	文三
都市整備部長	本	仁	長	課	長	池	野	德稔
同理事(再開発担当)	西	徳	長	署	長	中	中	之平
同理事(コスモポリス担当)	岡	介	長	署	長	藤	藤	繼道
同理事(コスモポリス担当)	萩	和	長	副署	長	杉	本	夫清
同理事(コスモポリス担当)	本	久	教	事務	長	稻	田	三忠
同次長兼都市計画課長	尾	寿	育	員	長	西	丸	陽義
同次長兼公園課長	辻	拓	教	員	長	生	野	小
コスモポリス推進室長	中	正	教育	員	長	田	木	吉森
下水道部長	田	武	次長	長	長	丸	橋	農
同 次 長	中	喬	長	長	長	北	着	端
同副理事(ふるさと急傾斜対策事業担当)	屋	三	長	長	長	藤	庄	口
改良事業部長	山	進	長	長	長	高	吉	端
同次長兼用地課長	福	司	長	長	長	着	森	農
水道事業管理者	藤	二	長	長	長	庄		
水道事業部長	中	英	長	長	長			
同次長兼総務課長	岸	孝	長	長	長			
同次長兼工務課長	富	宏	長	長	長			
同次長兼工務課長	馬	嗣	長	長	長			
同次長兼工務課長	田	夫	長	長	長			
同次長兼工務課長	中	稔	長	長	長			
同次長兼工務課長	仲	文	長	長	長			
同次長兼工務課長	城	博	長	長	長			
同次長兼工務課長	前	伊佐	長	長	長			
同次長兼工務課長	西	雄	長	長	長			
同次長兼工務課長	尾	浩	長	長	長			

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野 満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野 敦雄

次長 原 茂 隆

参 事 西 垣 宏 高

議事係長 田中康弘

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第3回定例会議事日程

(9月30日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

○

(午前10時00分開議)

- 議長（竹下義章君） おはようございます。議員の皆さんには、何かとお忙しいところ多数御出席くださいまして、まことにありがとうございます。
それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。
ただいま26名全員御出席でございます。
- 議長（竹下義章君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成5年第3回定例会を開会いたします。
-

- 議長（竹下義章君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解を願います。

一般質問発言者及び発言の要旨

(平成5年9月第3回定例会)

発言順	1	発言者	早乙女 実議員
発 言 の 要 旨			
	1. 医療事務と訪問看護について 2. 学校図書館の充実について		

発言順	2	発言者	須藤 洋之進議員
発 言 の 要 旨			
	1. 路線バス経路、停留所等について 2. 体育施設（市民プール）並びに「なみはや国体」について 3. すすむ高齢化社会に対応しうる老人集会所施設の充実について		

発言順	3	発言者	赤阪和見議員
発 言 の 要 旨	<p>1. 開発行為にかかる事前協議と許可について</p> <p>2. 市民の行政不信について</p>		

発言順	4	発言者	原重樹議員
発 言 の 要 旨	<p>1. 同和問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフト事業について <p>2. 開発問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シビックセンターと公益的施設について 		

発言順	5	発言者	辻 一郎 正 治 議員
発 言 の 要 旨			
1. 福祉について イ. 在宅介護手当について ロ. 福祉バス運行について			
2. 救急業務について			

発言順	6	発言者	天 堀 博 議員
発 言 の 要 旨			
1. 大阪府企業局から提供された財産の処分について			
2. 和泉市土地開発公社運営について			

- 議長（竹下義章君） ここで、市長のあいさつをお願いいたします。
- （市長登壇、開会あいさつ）
- 市長（池田忠雄君） おはようございます。本日、ここに平成5年第3回定例会をお願いを申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。
- 本定例会に御提案を申し上げます議案は、平成5年度和泉市一般会計補正予算外12件、認定3件、監査報告12件であります。議案の内容につきましては、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御可決、御承認を相賜りますようよろしくお願いを申し上げます。
- はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。
どうかよろしくお願ひを申し上げます。

-
- 議長（竹下義章君） 市長のあいさつが終わりました。
- それでは、これより日程審議に入ります。
- 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。
- 本件は、会議規則第103条の規定に基づき、1番・友田博文君、17番・須藤洋之進君、以上、2名の方を指名いたします。
-

- 議長（竹下義章君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
- お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から10月15日までの16日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より10月15日までの16日間と決定いたします。
-

- 議長（竹下義章君） 日程第3「一般質問について」を行います。
- まず、最初に27番・早乙女実君。
- （27番・早乙女実君登壇）
- 27番（早乙女実君） おはようございます。27番日本共産党の早乙女実でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。
- 最初に、医療事務と訪問看護についてであります。まず、医療事務についてお聞きをいたし

ます。先日、市民のある方から市立病院の医療費の支払いの請求のとき、いわゆる対象保険をお間違えになって何回かそれが続きまして、さかのぼって不足分を請求され、まとめて支払ったということを言っておられました。

また最近、週休2日制に伴いまして土曜日の診療科目が減らされ、ほかの曜日へのしわ寄せも含めまして外来窓口の受け付けが大変混雑が予想されるということも以前、指摘もしておきました。さらに、新しい磁気カードによる診察受け付けシステムも新規導入がされまして、戸惑いも含めまして窓口の対応について心配もしていたのであります。先ほどの受け付けでの若干のミスということも含めまして疑問に思いましたので、以下、質問をさせていただきます。

現在、市立病院の受け付けを行っているのは医事課になるわけですけれども、どのような職員体制で処理をされているのか、お聞きをしたいと思います。

その点で何人かの委託の職員さんも来られているとも聞いていますので、その方々の仕事内容と人数についてもお教えを願いたいと思います。

その上で委託がされる以前との比較をしたいと思いますので、委託職員導入以前からの体制、主として人数ですが、その変化についてお示しをしていただきたいと思います。

また、4月から完全週休2日制も導入されるようになっているわけですが、病院全体での体制問題や救急体制については以前に質問をさせていただきましたが、この医事課ではどのような体制で実施をされているのか、お示しをいただきたいと思います。その場合委託職員の体制は平日と同じ勤務なのか違うのか、教えていただきたいと思います。

次に、訪問看護についてお聞きをいたします。先日、埠にあります耳原鳳病院に行く機会がありました。そこで「訪問看護ステーション」という看板を見かけたわけです。以前からいわゆる訪問看護というはあるわけですけれども、いわゆる老人保健法が91年に改正をされ（私の方は改悪だと認識をしているのですが）、そこで老人訪問看護ステーション事業がつくられ、92年4月には、診療報酬の改定でさらに財政的な裏付けもされて事業スタートをしたと聞いております。この間、老人保健福祉計画等々いわゆるゴールドプランに基づく計画づくりの論議をしてきているわけですが、その中で幾つかの新しい制度もつくられてきているわけです。

そこで、改めて老人保健福祉計画の内容を充実させるためにもお聞きをしたいと思いますが、いわゆる病院でやる訪問看護については、市立病院として取り組むことについての考え方、実施の意思も含めてお聞きをしたいと思います。

次に、2つ目の学校図書館の充実についてであります。3月の定例会で学校教育における父母負担の軽減問題について質問をさせていただきました。その中で学校図書館、図書室の問題を例に挙げて議論をさせていただきました。その後、文部省から関係通知も出していることを知

りましたので、再度、質問をさせていただきたいと存じます。

文部省からの通知は、平成5年3月29日付で私の質問の後に出ていているわけですが、文部省初等中等教育局長名で各都道府県教育委員会教育長宛に『「学校図書館図書標準」の設定について』という標題で出されています。さらにこの通知は、今年の4月16日付で大阪府教育委員会教育長名で各市町村教育長宛に同様に出されているわけであります。

若干、その内容を紹介しますと、いわゆる児童の活字離れも指摘をしながら『学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するため、別添のとおり「学校図書館図書標準」を設定しましたので、下記事項に留意して学校図書館の図書を整備するようお願いします』という文章が示されているわけです。

その中では、具体的に各学校の図書館の蔵書冊数の標準の計算式も示して目標を定めています。この標準は平成5年度を初年度とし、5年間で学校図書館の蔵書を1.5倍にすると言われています。今年の3月に質問をしたとき小中学校の蔵書数を事前に全部聞きましたので、その数字と、文部省が今回、5年間で1.5倍にするという標準を各校ごとに計算をしてみました。小学校では、全校で7万243冊不足をしている、それだけ増やさなければいけない。中学校では、全校で6万3,212冊を5年間で増やさなければいけないことになっています。これは私の計算ですから若干違うかもしれませんのがね。

もちろん、学校ごとに不足冊数に差があるわけです。例えば小学校では、鶴山台北小学校では、文部省が5年後に到達しなければいけない冊数の目標に7,960冊遅れています。芦部小学校では6,860冊の本が不足するという形です。中学校では、和泉中学校の1万1,932冊、郷庄中学校の1万1,185冊といったところが大きな不足という形になっております。こういう文部省の通知については、教育委員会では当然御承知されていると思うわけですが、市としては、この答申や内容をどのように具体化、実現していくとされるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

文部省は、この通知の具体化のために今年6月10日付で同じく初等中等教育局小学校課長名で「公立義務教育諸学校の学校図書館の図書の購入に要する経費の地方財源措置について」という通知も出し、平成5年度は、80億円が地方交付税で措置されていることになった、という通知を出しています。この点について、市としての財政措置も含めてどのようにされているのか、お考えをお示しをいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。残余の問題、答弁の不十分さは自席で行わせていただきます。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁を願います。

○ 医事課長（尾食良信君） 医療事務と訪問看護につきまして、病院医事課の尾食よりお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の医療事務についてでございます。医事課職員数の推移とその内訳は、平成2年度は、外来係が12名、入院係6名、課長以下合計20名でございました。以下、平成3年度は、外来係11名、入院係6名、合計19名。平成4年度は、外来係14名、うち3名が委託職員でございます。入院係6名、合計22名、うち3名が委託職員でございます。平成5年度は、外来係16名、うち7名が委託職員です。入院係6名、合計24名、同じくうち委託職員は7名でございます。

次に、委託職員の業務内容についてでございますが、オペレーターが3名、カルテ管理の補助業務4名でございます。

次に、週休2日制の実施体制でございますが、現在、職員は土曜日に4分の1が出勤し、1人について8週に1日指定休があるという体制でやっております。委託職員については、2分の1が出勤しております。

続きまして、第2点目の訪問看護についてでございます。医療機関が単独で行う訪問看護は、診療報酬改定に基づき昭和63年4月に創設されました医師の診療と指示により保健婦等が行うもので、寝たきり老人訪問看護指導料という名称でございます。これにつきましては本院の場合、症状が固定し、新たな治療を施す必要がない患者さんについては、家族の同意を得て他の医療機関でのフォローをお願いしておりますし、また、医師、看護婦の時間的な制約や医師会との協議等がございますので、これが実施については難しいと判断しておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 指導課長（堀川不可止君） 学校図書館の充実につきまして、指導課堀川よりお答え申し上げます。

御質問の学校図書館の図書標準についてでございますが、最近の児童生徒の読書状況を見てみると、活字離れが進んでいる傾向にあります。その原因の1つとして考えられることは、テレビの普及により映像によって楽に知識や情報を得ることができるということが考えられます。さらに、以前に比べ個々の児童生徒が習い事やレジャーに費やす時間が多く、活字離れに拍車をかけている現状にあります。

このような現状により読書指導の充実に向けての課題を解決していくためには、読書習慣の育成と学校図書の充実とが車の両輪のごとく大切な方策と受けとめております。現在、学校図書費として1校当たり20万円を予算化しております。今後とも、学校図書の充実に向けて努力

してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- 27番（早乙女実君） 項目は少ないのですが、病院関係で2つだぶっていますので、分けさせていただきます。最初に医療事務の問題ですが、私の方も認識不足で委託職員がこれだけ増えているということを認識していなかったんです。こういう委託職員の方については、3名がオペレーターで4名がカルテ管理の補助業務という、これはカルテの出し入れだと思います。いわゆる委託職員の仕事というのは、それのみに限定をされているのかどうか。この間の月曜日、たまたま市立病院へ行ったんですが、大変混雑していました。その時間帯には、職員の方もトイレに行く時間も大変だと思いました。そういうときにはぱっと席を立たれたとき、委託職員の方が窓口に出てくる。対応しないと逆に市民が怒るでしょうし、そういうことが現実に起きているのではないかと思いますが、その辺の対応はどのようにされているのか、お聞きをしたいと思います。

- 医事課長（尾食良信君） 市立病院医事課尾食からお答えいたします。

委託職員の仕事につきましては、さきに申し上げました業務に限定し、窓口へ出るという受け付け事務については、委託内容から外してございます。原則的には、窓口へ出るということはございません。

ただ、先日の月曜日につきましては、1,370人という患者数でございまして、正月前の状況ないしはゴールデンウイーク前後の状況のように特別に患者数が多くったという事情もありますて、患者さんを待たせてはいけないということもありまして、緊急的に前に出たことがあったのではないかと思います。

- 27番（早乙女実君） 仮定の話をするのは少し不謹慎かもしれません、たまたま委託職員が前に出て何か間違えてトラブルが発生した場合、その責任問題はどのようになるか。なぜそれを言うかですが、以前、学校給食の委託化の問題が起こったとき、職業安定法に基づいていわゆる派遣されているところでの労働者に対して、例えば学校給食の場合栄養士が直接調理員に指示を出してはいけないという問題がありました。今回の医事課の場合でも、そのようなトラブルあるいは業務命令はどういうふうに出すのかというところがちょっと引っかかっている気持ちがありますので、その辺のところについてどのような考えられているのか、ちょっとお聞かせ願います。

ちなみにその後、労働者派遣法等も整備をされているわけですので、その中である程度コンピューターの管理とか管理関係が少し変わっているように思いますので、その辺の絡みも含めて問題点が起こった場合にどうなるか、病院のケースで教えていただきたいと思います。

○ 医事課長（尾食良信君） 現実に委託職員が窓口に出た場合の問題ということでございますが、現実には出ることがないような委託契約をしてございます。緊急に出た場合でも、職員が出てもトラブルということはありますので、医事課一同が対応していかざるを得ないと考えてございます。

○ 27番（早乙女実君） 窓口が混雑しているとき、委託職員の業務が限られているので、それだけに限定して絶対に離れるなという、そこまで管理的にものを使うつもりはないんですが、ぜひ考えていただきたいのは、この間、財政再建計画のもとで大変な事務合理化、詰め所の体制問題も含めていろんな「合理化」を行っています。それによって何かトラブルが起きたとき、事務の後処理も含めて大変不十分さが生まれてきているのではないか。

それから冒頭、根本問題として人員の体制を聞いたわけですが、委託職員も含めてある程度の増員もしくは現状維持という体制に持って行っているわけです。そのあたりのことについては、いろんな法的根拠も含めて問題点が残っていると思います。基本的には、直営という形態で本当に市民に対する行政サービスを間違なく実施していくことが筋だと思いますので、再度、今後とも検討していっていただくよう要望しております。

これで医事課の問題は終わらせていただきます。

2点目の訪問看護の問題ですが、やる気があれば、今の病院でもできるというようなお答えだろうと思います。当面は、医師会の問題も含めて困難だということですが、決してできないという答弁ではないと思います。難しい問題点があると判断をしている、ということですからね。

今回、この質問をしたのは、老人保健福祉計画がばつぱつまとめ上げて大阪府へ報告をする時期だと思いますが、それに関連して保健計画の中でいわゆる「老人訪問看護ステーション」という言葉が何回も出てくるわけです。先ほどのは、病院で行っていく訪問看護ということですが、もう1つのこの老人訪問看護ステーションというのはどういう制度なのか。少し調べたところでは、大阪府知事の指定が必要ということですが、この内容について御説明をいただきたいと思います。多分、これは医事課ではなく健康課になると思います。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） それでは、健康課池辺より老人訪問看護ステーションについて御説明いたします。

老人訪問看護ステーションとは、疾病等によりまして家庭で寝たきりの状態あるいはそれに準ずる状態にある老人医療受給対象者と申しまして、老人保健法に基づきます70歳以上の老人、また、65歳以上の寝たきり老人に対しまして、かかりつけの医師が訪問看護が必要であると認めたとき、医師の指示書に基づきまして、ステーションより保健婦及び看護婦等が利用者の家

庭を訪問し、サービスを実施するものです。このサービスと申しますのは、病状の観察、褥瘡、リハビリテーション、家族への療養上の指導等について、ステーションとかかりつけの医師が毎日、連絡調整を行いまして定期的に訪問、継続の指示書の確認などを行うことになっています。

なお、老人訪問看護ステーションの実施者につきましては、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、厚生大臣が認めるものとなりまして、公的医療機関、医師会、看護婦協会等が、一定の基準によりまして知事の指定を受けたものが実施することになっております。

参考までにステーションの運営基準でございますが、ステーションには、従事者として常勤に概算いたしまして2.5人以上の保健婦、看護婦、准看護婦を配置。また、管理者といいたしまして、本事業の職務に専念いたします常勤の職員が必要となっております。

ステーションの設備でございますが、運営に必要な広さを有する事務室を設け、その設置形態は単独型または医療機関との併設型、それから、特別養護老人ホームとの併設型などが可能となっております。

それから、会計の区分等でございますが、老人訪問看護事業の会計につきましては、病院などの会計とは区分し、独立採算性で行うことになっております。

以上、簡単でございますが、老人訪問看護ステーションにつきましての御説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- 27番（早乙女実君） 勉強のためも含めてお聞かせ願ったわけですが、私が鳳耳原病院で見たのは、医療機関との併設型になるわけですね。先ほど、病院医事課の尾食さんからお答えを願ったのは病院でやる訪問看護、老健法に基づくものではないわけですが、そうしますと、市立病院でも鳳耳原と同じように訪問看護ステーション、もちろん場所は少し離さなくてはいけないらしいですが、つくっていくのは可能になってくるわけです。

こういう新しい制度も含めて見ますと、単にこれまでの論議では、大体、老人福祉課ということで答弁をされているのですが、市役所の中でも老人福祉課と健康課、それから保健所、開業医、市立病院といったところのネットワークが大変重要な時期になっているのではないか。

この間、先ほども言いましたように全国の市町村で老人福祉計画の策定がばつばつ提出ということになっているわけですが、この策定計画の経過の中での議論を聞いてます、市立病院という言葉がほとんど出てこなかった。昨年12月に質問をしているのですが、そのときもいわゆるカウントに入っていないわけですので、ここで改めて市立病院としてこの老人保健福祉計画にどのようにかかわってきているかお聞きかせを願いたいことと、昨年12月にお聞きをしてそのままになっている老人保健福祉計画策定の進捗状況について原課からお答えをいただきたい

と思います。

○ 医事課長（尾食良信君） 市立病院としては、今まで老人保健福祉計画の策定には参画しておりません。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 老人障害福祉課金谷から老人保健福祉計画策定の進捗状況についてお答え申し上げます。

老人保健福祉計画につきましては、昨年度に実施いたしました市民アンケート調査の集計並びに分析その他各種資料の収集、分析等を踏まえまして、将来の高齢者人口や高齢者福祉サービスのニーズの動向の推計等を行いまして、現在、実務担当者レベルで構成するワーキンググループで素案の取りまとめを行っている段階でございます。近く老人保健福祉計画策定委員会を発足させて検討を行いました上、遅くとも10月中には成案を取りまとめる予定でございます。成案がまとまりましたならば、既に3月の議会で御議決をいただいております老人保健福祉計画審議会を設置いたし、これに諮問をしてまいりたいと考えております。

○ 27番（早乙女実君） 若干、12月に聞いたときより取り組みがおくれているという気がしますし、これから策定委員会ということらしいですね。市立病院の方は、今まで参画していないことですが、ぜひこれは策定委員会に市立病院も当然含んでいただき、市立病院の位置と役割からといって積極的にかかわってまとめ役というか、医療面からのアプローチをやっていただきたい。今回、福祉関係からではなく、病院問題から聞かせていただいたのはそういう趣旨があります。全く和泉市としての取り組みの中では、市立病院という大きな医療機関を持ちながら、それをどう使っていくのかというところに言及していなかったと思います。その点は、今後の検討課題として考えていいっていただきたい。

特に厚生省は、入院期間を短縮化すれば医療費を削減できるというひどい方針で、在宅医療のあり方を歪めてきていると思います。その中では、これは言い過ぎかもしれません、市立病院の決算書類等を見ましても、在院日数というのはだんだん減ってきています。お年寄りが本当に病気が治って出て行かれるのならいいですが、医療定数の問題であるとか、財政問題とか、これは民間病院ははっきりしていますが、いわゆる追い出しという事態が生まれてきています。その中でいわゆる地域での持ち支えというか、この整備体制というのが圧倒的におくれているわけですから、本当に地域医療福祉システムというものを今、真剣に確立する時期だと思いますし、その中の公的責任、いわゆる和泉市としてどうするかという役割や連携をぜひ考えていいっていただきたい。

特に進んだところでは大変面白いことをしているようです。最後に、お読みになったと思いますが、これだけ紹介しておきたいと思います。9月15日付「敬老の日」の朝日新聞の社説で

す。これは市民に訴えているんです。「おぎなりな数字あわせで形だけを整えようという市町村もたくさんある。あなたの町ではどうだろうか。誠実に取り組んでいるかどうかを判断する目安はある。コンサルタント会社にまかせきりにしたりせず、自前で調査し計画したか▽住民や保健福祉の現場の人々が計画づくりに参画しているか▽介護が必要な全員について調査が行われたかどうか▽自宅で暮らしたいのに、家族の手がなくて心ならずも病院で介護されている人々についても調べているか▽家族の介護力をあてにしすぎてはいないか▽首長が保健福祉やこの計画に積極的な姿勢をみせているか。計画設定は今、大詰めである。首長の識見と職員のやる気が試されるときだ」という『「真の敬老」を競う時代』という社説を載せています。

この中でいくつか取り組んでおられるという点は評価もしたいと思いますが、本当の意味でこれからが問われているということだけ申し述べて要望に代えさせていただきます。

次に、教育委員会の問題についてやらせていただきます。教育委員会の方の答弁は、3月時点で当初予算で20万円の図書費を各学校で組んでいるわけです。ただ、先ほどご紹介しました文部省の通達にはいろんな数式がありまして、合わせて文章も付いているのですが、この積算では、18学級が平均的な小学校らしいのですが、そこでの蔵書の平均的な金額が17万9,000円ですから、20万円だと超えるわけです。中学校は15学級、37万2,000円が経費だとされています。

和泉市の小学校の平均学級数も出してみたんですが、大きいところも小さいところもありますが18.55学級、中学校は17.7ですから、非常に荒っぽい計算でも、小中学校1校当たりにすれば両方足して2で割れば27万5,500円、こういう本を増やすための予算にならんとあかんのではないか。その差の7万5,500円はどこへ行ったのか。そんなやばなことは言いたくないが、単純計算をすればそういうことも言えます。

これまでに確かに地方交付税の備品購入費ということで教材用図書及び備品として計算がされてきたということです。当然、各学校にそれが学校図書の購入費として入っていたわけです。今回、文部省が言っているのは、あくまでもこれまでの学校図書館の図書費は、子供たちが読んでぼろぼろになったやつを新しく買い替える費用として交付税の中にみてきた。今回は、新たに增加分としてこの80億円は組んだ、ということです。だから、教育委員会の答弁では「20万円ずつ組みました」と言うんですが、はっきり言えば現状の水準を維持、それに少し上乗せをしたという程度であって、文部省の言うこれから大幅に増やしていくことにならないのではないか。

その点では、これから和泉市がどう判断していくかにかかっているわけです。これはどうも教育委員会の判断というよりは、財政当局の地方交付税をどう振り分けるかということになっ

てくるわけです。この文部省の分も補助金でなく、交付税としての計算をしていますので、特定財源ではないから全く自由なんだというお立場で財政当局が考えられるのか。それとも文部省が言うように、5年間で1.5倍にするため新たに増やすための措置として積極的に受けとめておられるのか、財政当局のお考え方をお伺いしたいと思います。

- 総務部次長（阪 豊光君） 地方交付税関係でございますので、財政課阪よりお答え申し上げます。

御質問のように地方交付税に算入されるという考え方は、言葉としては、基準財政需要額という計算式の関係でございます。その点では御質問のとおり、本年度から学校図書の購入費では、確かに新たに需要額として算入されているのが実態でございます。

しかしながら、地方交付税全体を見てみると、平成5年度に新たにそういう財源措置がされたとはいいうものの、国家予算そのものについては、地方交付税総額が昨年度よりも2,400億円減少しているというのが実態でございまして、本市におきましても、平成5年度の交付額も減少しているという状況でございます。

もう1点、基本的な点につきましては、今の御質問の中にありましたように、交付税そのものについては、法の中では、運営の基本として地方自治の本旨を尊重する、使途制限はしない、地方自治体の裁量権の範疇の一般財源である、という点をまず御理解をお願いいたすものであります。

その上に立って本市の財政実態としては、マクロの話としては、小中学校の平成5年度の予算総額そのものについての一般財源が、地方交付税でうたわれております基準財政需要額を上回っているというのが本市の状況でございます。

その中で財政を預かるわれわれといたしましては、限られた財源をどう活用するかという点でございますので、限られた財源の中で常に効率的な運営を基本としながら従来の行政運営も含めて精査をする、その上に立って検討する課題と認識しているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 27番（早乙女実君） 結論から言えば、財政用語で言えば基準財政需要額は既に超えている。新たに政府が80億円を組んだと言うけれども、和泉市で上乗せするのは大変厳しい、ということだと思います。この辺のところは、はっきり言って市長に頑張ってほしいと思います。いわゆるこの基準財政需要額の算定方法、見方も含めいわゆる超過負担の問題もありますので、分かった上でこういう問題は、やはり市を挙げて積極的に政府に対して要望していくという立場をぜひ強めていってほしいと思います。

そうではなく、逆に原課も含めて削る方ばかりに目を向けないでほしい。前向きに、ある

面では国とけんかをしてでも頑張っていただきたいというのが基本的な考え方です。文部省の方もそういうことを言っているのですから、「錦の御旗」とは言いませんが、論理立てとしての根拠は文部省がくれているわけですからぜひ頑張っていただき、文部省が言うように1.5倍にする努力をぜひしていただきたい。

その上でもう1つお聞きをしておきたいのは、現場の先生方のお話を聞きますと、おカネをもらっても、授業時間の合間を縫って本を整理するのははっきり言って大変ということです。その辺のところでは、予算が付いても整理をする人がいなければどうにもならないという逆転した状況が、和泉市の各学校で聞くとそういう状況が出ています。この辺についても教育委員会ではどのように考えているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○ 指導課長（堀川不可止君） 学校図書館の人的配置につきましては、その必要性を深く認識いたしております。先生の御指摘につきましては府下的な課題であり、府並びに文部省へ大阪府の教育長会を通じ加配要望をいたしております。今後とも、さらに精力的に実現に向けまして要望を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 27番（早乙女実君） 努力をする、ということですので、様子を見ていきたいと思います。
最後に、たまたま一昨日、日本共産党の機関紙「赤旗」に高槻市の教育委員会が学校図書館の問題で数字を発表したということが報道されましたので、結論として要望したいと思います。

記事の内容を紹介しますと、「高槻市教育委員会は、このほど93年度の学校別図書購入費を明らかにした」。これは各学校ともこの1.5倍化に向けてそれなりに調査もし、研究していることのあらわれだと思います。「予算額は小学校46校で1,659万4,500円、中学校19校で1,305万100円。1校当たりの配分は多い小学校で50万円弱、中学校では90万円となり、生徒1人当たりの図書費は、小学校で692円、中学校で1,007円となっています」ということです。

この数字をお聞きになれば、20万円という額が多いか少ないかわかっていていただけると思います。政府は5年間で500億円を組んで1.5倍にするということですが、この数字からでは、はっきり言って現実的には、和泉市の不足額を充実していくのに足りないと思います。それでも高槻市のこういう数字を見ますと、決して和泉市が学校図書の充実の面で進んでいるとは言えない、かえっておくれていると思います。この辺についての御認識を新たにしていただき、ぜひこの1.5倍に向けて財政課も含めて前向きな努力をお願いして終わらせていただきます。

○ 議長（竹下義章君） 終わりました。

次に、17番・須藤洋之進君。

(17番・須藤洋之進君登壇)

○ 17番（須藤洋之進君） 17番・須藤です。通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

路線バス経路、停留所等についてであります、この質問は、関係当局と地元の私たち以外の方は少しわかりにくいと思いますが、しばらくの間御辛抱をお願いします。

平成3年度末に待望の北信太駅筋停留所拡幅によりバスの方転場ができる乗降が1つになり、利用者の方々の喜びはひとしおであります。完成していただいた当局に対し、まずもって利用者に成り代わりまして厚く御礼を申し上げます。

現在、鶴山台地区内の南海バス路線は、北信太駅筋より団地内を巡回しましたもの駅筋へ戻るいわゆる巡回バスと、1時間に1本府中行きのバスが出ておりますが、この府中から団地経由駅筋というバスが、府中より団地に入るときに、太町の交差点を西側にせっかくできた方転場に入らず、直接交差点を右折し、40mほど先の昔のままの駅筋バス停が停留所になっており、このことでバス利用者が40m先に同じ名前の停留所があり、しかも、巡回バスが止まらず、府中からのバスだけがそこに止まるので、慣れていない人は、かなり戸惑いが起きているのが現状です。

そこで、せっかく大きなおカネでつくっていただいたバス方転場を横目で見ることなく、南から北へのバスは、太町交差点西側の方転場経由で停留所もそこへ統一ができればすっきりすると思われます。これについては、ぜひ関係機関に働きかけて実現をしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

次に、市民プールの料金の問題であります。本年は殊の外冷夏、長雨で、プール利用者も聞くところによると平年の3~4割落ち込んでおり、8月の最終に近い22日の日曜日は、どこも本年入場者の新記録という異常な夏でした。以前から私は、高石の市民プールをちょくちょく利用していましたが、利用料金は100円です。そんな感覚で本市のプールに行って驚きました。何と大人は2時間250円、中学生は150円、小学生は100円です。本市の料金が妥当かどうかは別として、近隣市と比べるとどうやら一番高く思われます。また、市によっては幼児に対する保護者は無料とか、障害者手帳保持者は無料とか、それぞれ広い意味での福祉政策が示されていますが、本市ではそんな考えはないのかどうか、お聞かせください。

続きまして、国体に移ります。平成9年度大阪「なみはや国体」が決まりました。本市では、馬術競技が決定されました。そこでお尋ねいたします。この競技が行われる地方自治体いわゆる本市の負担分はどうなるのか、どれぐらいかかるのか。本年度予算で国体予算設計委託料500万円と出ていますが、これについては、来年度以降も国体予算として増え続けるのかどうか。開催までにこの周辺がどのように変わっていくのか、いわゆる周辺整備の問題。また、大

会が終わった後本市と地元に対しては、掛けた費用に対してどれぐらいのメリットがあるのか。また、何が残るのか、教えてください。

最後に、進む高齢化社会に対応する老人集会施設の充実ですが、記事によりますと、国連では、65歳以上の人口が総人口の7%を超えた国を高齢化人口国というらしいです。日本が7%を超えたのが1970年。それが本年は13.5%、来年は、必ず14%へと倍増しようというスピードです。7%から14%へと倍増するのに24年、これは世界に例のないスピードです。同じ7%から14%への倍増にフランスは115年、スウェーデンは85年、イギリスは45年と大変緩やかに高齢化が進んだそうです。

上記のように例を見ないスピードで高齢化の道を歩んでいるのは、少産社会と寿命の伸びによります。長寿社会も非常に喜ばしいことだと思いますが、今回の質問は、高齢者対策のうち健康新老人対策であります。現在、本市は小学校区に1カ所ずつ老人集会所が設置され、そこには毎日、健康なお年寄りが集まり、趣味を生かし、相互の連携で特に楽しく過ごしておられます。

今年の夏は殊の外冷夏でしたが、それでも日中は30度を超える日が何日もあり、夏日もありました。私は、集会所を訪ねてみて要望されました。ほとんどの公共施設では冷暖房施設が完備しているにもかかわらず、老人集会所では空調設備がないのです。せひとも設置してほしいと言われ、私も高齢者の施設でありながら配慮不足と思いました。この際、思い切って老人集会所に空調設備を強く要望いたしますが、お考えはいかがでしょうか。

以上、自席より再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁願います。
- 産業部参事（川端 勇君） 1点目の路線バス経路、停留所等について、交通公害課川端よりお答え申し上げます。

南海バス鶴山台行きの北信太駅筋バス停留所は、現在、2カ所に設置されております。和泉泉南線の西側にありますバス方向転換地内に設置されておりますバス停留所と、もう1つは、和泉府中車庫前を発車して鶴山台団地に行く途中にある停留所で、和泉泉南線の太町交差点を右折し、約40mの位置にあります。平成3年度に上町にありました方向転換地が移転することにより、現在の位置に方向転換地を設置したものでございます。これに伴いまして従来、降車のみであったものを乗車できるように整備したものでございます。

移転当初、この2つの停留所ができることにより利用者に戸惑いが生じるということで、停留所の統合について関係機関と協議を行ってまいりました。しかし、移転場所が交差点に接しており、歩行者等の安全確保のため認可されなかったものであります。このため利用者の方に

御迷惑をおかけすることのないよう事業者の南海電鉄さんとも協議し、待合所に案内板を設置することにより混雑を解消するよう努めてまいりました。今後におきましても、バス利用者の利便向上を図るため関係機関と協議し、このような問題の解消に努めてまいりたく考えております。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 社会体育課長（田仲隆道君） 2番目のプールの料金について、社会体育課田仲よりお答え申し上げます。

現在の市民プールは、昭和42年8月にオープンいたしまして、現在に至っているところでございます。

料金の推移を説明させていただきますと、オープン当時の料金といたしましては、大人1人1回2時間以内40円でございました。また、超過料金につきましては、1時間増すごとに20円をいただきしております。同様に中学生につきましては30円、超過料金が20円でございます。小人につきましては20円、超過料金は10円でございます。

また、昭和52年4月に料金改定をお願い申し上げ、それぞれの料金を大人120円、超過料金60円、中人（中学生）90円、超過料金50円、小人60円、超過料金が30円でございました。

そして昭和59年、現在の料金大人250円、超過料金130円、中人150円、超過料金80円、小人100円、超過料金50円となり、現在、運営いたしておりますところでございます。

先生が御指摘の他市との比較でございますが、本市といたしましては諸般の事情を考え合わせる中、プール利用者の負担額につきましてはやむを得ないものと考えておりますので、よろしく御推察を賜りますようお願いを申し上げます。

また、幼児に付き添う保護者の料金でございますが、幼児を無料といたしております関係から、子供さんと一緒に楽しんでいただくという観点から入場料をいただいているので、よろしくお願い申し上げます。

障害者のプール料金免除の件でございますが、現在、教育委員会内部の免除規定はいろいろございますが、福祉に関して申し上げますと、現在、社会福祉事業を行う団体が使用する場合のみ免除規定がございます。委員会といたしましては、今後、障害者を対象とする料金免除措置につきましては、関係各課と十分検討する中において取り組んでまいりたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 国体準備室長（森本良治君） 「なみはや国体」の関係につきまして、国体準備室森本より

お答え申し上げます。

先生の御質問の要点の1点目が競技場整備に伴う市負担。2点目は、競技会場基本設計料の500万円についてでございます。3点目が周辺整備。4点目、5点目としては、大会後の競技会場の施設利用並びに国体開催に伴う地元市のメリットについて、ということで承っておりますので、それらの点について御説明申し上げたいと存じます。

まず、1点目の競技場整備に伴う市負担でございますが、平成9年に大阪で開催されます「なみはや国体」におきましては、本市で開催予定をしております馬術競技の競技会場でございますけれども、杉谷馬事公苑及び信太山演習場の敷地の一部を借用しながら競技会場として考えているところでございます。

ただいまその整備内容につきましては、本市、大阪府、大阪府馬術連盟、杉谷馬事公苑サイド等で協議を行っているところでございます。したがいまして、現在、本市として競技会場整備につきまして、どの程度の負担が必要となるかにつきましては、ただいま御報告を申し上げる状況ではございません。

しかしながら、関係機関等と協議を行っている整備に対する考え方を申し上げますと、通常の開催市町村の公共施設を競技会場として新築及び改修する場合につきましては、一定のルールに沿った補助金の交付が大阪府よりされるところであります。馬術競技の整備につきましては、別途な取り扱いになっているところでございます。すなわち整備計画により補助対象額が決定されるというところでございます。したがいまして、本市の整備の負担につきましては、先ほど申し上げましたように整備内容が決定する段階で大阪府と協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、本市の競技会場として杉谷馬事公苑を使用するということで、民間施設を利用しながら競技を行なう予定をしておりまますので、その整備の負担内容につきまして配慮が必要となってくるところでございます。そういったことも含めまして本市としては、現時点で協議を行なっている1つの整備方法というかケースを申し上げますと、まず、1点目は、杉谷馬事公苑の現有施設を利用するということを前提としながら、杉谷氏側が、自己所有の施設を国体会場として新築及び改修する分につきましては、杉谷氏側に整備費の御負担をお願い申し上げたい、かように考えているところでございます。それを大会期間中に例えばリース等の方法によりまして借用しては、と検討いたしているところでございます。

また、第2点目といたしましては、杉谷馬事公苑内と信太山演習場内の整備も含めまして、国体会場として当然、それ以外の整備も必要となってくるところでございますが、それらにつきましては、仮設整備ということで大会後撤去するということでの整備を考えているわけでご

ざいまして、その整備につきましては、大阪府と市とのサイドで負担割合を検討してはどうかと考えているわけでございます。

そういう面を含めまして、さらに大阪府との負担の調整という点が生じてまいるわけでございますけれども、先催県及び今後の大会の整備の負担状況を見ますと、各都道府県レベルでの全面的または大幅な負担をしているのが実態でございます。そういうことでございますので、本市におきましても、今後、国体の会場としてふさわしい適切なる整備内容を調整することを前提としながら、大阪府に対して市の負担として最小限度の負担となるよう、できる限り大阪府の大幅な負担によります整備の考え方で調整を図ってまいりたいということでございます。

以上が、市の負担についての考え方でございます。

次に、2点目の本年度に予算措置をしております基本設計500万円について、ということでございます。これにつきましては、本年度において競技会場の基本設計構想の委託料ということで、大阪府と協議の上で当初予算500万円の予算措置をお願い申し上げたところでございます。しかし、この点につきましても、その後、競技会場の整備内容について現在、協議を行っているところでございますので、ただいまのところ、予算の執行は、ただいまのところいたしません。また、この件につきましては、国体関係業務全般について、府と市の分担をどのように行うかを協議しております。今後、基本構想の設計を大阪府で実施するか、大阪府より市が依頼を受けその経費の補助をいただくかの内容についても、実施の時期を見極めて執行していくみたい、かように考えているところでございます。

また、今後の予算措置等についてどうか、という御質問でございましたが、競技会場の整備の市負担につきましては、先ほども申し上げましたようにできる限り府の大幅な負担を求めていくという考え方をとるわけでございます。ただ、今後の予算措置といたしますと、開催準備として様々な経費が必要となるところでございますので、できる限り効率的な経費の執行をベースに検討していくみたい、かように考えているところでございます。

次に、3点目の周辺整備でございますが、国体を開催するにつきましては競技会場の整備はもとより、いわゆる周辺整備の必要性が出てくるわけでございます。ただいま各市町村におきましても、様々な計画を予定致しているところでございます。当然、本市におきましても、ただいま周辺整備の計画を協議しているところでございます。特に計画をしておりますのは、泉州大会関係者、大会観客の交通ルートになります競技会場へのアクセス道路として整備が必要となる道路整備等について協議をいたしているところでございます。また、競技場周辺地域の各町会の御要望も出てきておりますので、その点についても具体的に関係機関等で協議をお願い申し上げ、計画を作成していくみたい、かように考えているところでございます。

続きまして、大会後の競技施設の利用等地元メリット等の国体開催に当たっての意義等につきましては、大会後の施設利用につきましては、当然、国体競技会場の整備をするという1つの目的は、国体終了後におきましても、市民の体育スポーツ施設として広く利用されることが整備目的となっているところでございます。

しかしながら、本市におきましては馬術競技会場ということと、先ほど申し上げました民間施設及び信太山演習場の敷地の一部を借用しながら実施するので、大会終了後も恒久的に整備会場を利用していくことにつきましては、様々な検討を加える必要があろうかと考えているところでございます。したがいまして、国体終了後、市民スポーツ普及の場としてどのような形で利用するかといった点について、可能かどうかの面も含めまして協議をしていきたいと考えているところでございます。

最後に、地元の国体に対するメリットということでございますが、この点につきましては、大阪府が国体を開催する目的といたしましては、市民スポーツの振興はもとより、いわゆる国体効果ということで広く国体開催を契機に産業、経済、観光、文化などの各分野にわたります振興が図られるということが国体開催の目的、メリットということで現在、大阪府では取り組んでおります。本市におきましてもそのような事業を実現するため、国体を一過性のものに終わらせることのないよう生涯スポーツ社会づくりを目指し、今後の計画に反映させていきたいと位置付けているところでございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 3点目の進む高齢化社会に対応し得る老人集会所施設の充実について、老人障害福祉課金谷からお答えを申し上げます。

寝たきり老人や痴呆性老人いわゆる要介護老人のための福祉施策だけでなく、健康なお年寄り向けの施策もまた重要であるということは、議員さん御指摘のとおりであります。市といたしましても、シルバー人材センターあるいは老人クラブ活動の助成を始めとする老人の生きがいの創造あるいは社会参加の促進のための諸施策の充実強化に力を注いでいるところでございます。

そこで、在宅の健康なお年寄りの地域での活動拠点である市立の老人集会所のエアコンについてでありますが、市立の老人集会所設置事業は、昭和48年から開始したわけであります。設置事業を開始した当時は現在とは異なりまして、現在ほどエアコンが普及をしておりませんでした。そういうことで当初は、設置しておらなかったわけです。

その後、毎年設置を進めていく中で強い要望のある校区については、集会所を管理していただいております校区の老人クラブ連合会にお願いをいたしまして、その設置の費用と電気料金

等を校区老人クラブで御負担いただくということにいたしまして現在に至っております。

そういうことで昭和48年から平成2年までの間で各小学校区に1カ所を目標として行ってきましたところでございます。現在では、合計18カ所の老人集会所がございまして、そのうち校区地元でエアコンを設置いただいているのは既に10カ所に上っております。また、その電気料金も地元で御負担をいただいております。

こういうことを考え合わせ、今年度から新たに1小学校区当たり1カ所について月6,000円、年額7万2,000円を委託料としてお支払いすることとした次第でございます。「公共施設ではエアコンは当たり前」という御指摘でございます。まことにごもっともでございますけれども、かような経過を踏んできておりますので、その点よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 17番（須藤洋之進君） 1点目のバス路線ですが、私と担当課の人だけしかわかりにくいくことですが、できるだけその趣旨を汲んでいただきまして、利用者が戸惑いなくスムーズに乗車できるようにしていただきたい。まだ残っております旧来の北信太駅筋停留所は交差点の向こう側にありますので、電車で来た方がバス停やと思って待っていると、1時間の1本のバスが「来た、来た」と思っていたら、曲がって行ってすぐ目の前に止まる。信号が青ならよろしいが、赤の場合は、うろうろしている間にバスが行ってしまう。また、次の巡回バスまで待たなくてはいかんということもあります。その辺のところも関係機関と協議して、できるということで頑張っていただきたい。半年でも1年でも待て、ということであれば、「海路の日和」で待ちます。よろしくお願ひいたします。

次に、プールの問題ですが、高石の場合は100円ですので、和泉市の市民プールにも100円を持って行きました。入場料金を見て、“為五郎”は残念ながらせんべって死にましたが、私もあっと驚きました。実に大人は250円です。中人（中学生）が150円、子供が100円、この3段階料金というのは珍しいというか、私が調べた中ではございませんでした。この点をひとつできれば単純に改めていただきたいのですが、その点はいかがなものでしょうか。

○ 社会体育課長（田仲隆道君） 社会体育課田仲からお答え申し上げます。

中人制度ということでございますが、御指摘のように近隣都市にはそういう制度はございません。和泉市の場合は、開設当初より大人、中人、小人ということでの料金設定をしてまいっていますので、今後もそのようにもっていきたいと考えております。

○ 17番（須藤洋之進君） 変えんと言うんやったらそれでよろしいがね。まず、本年と昨年の入場者の数から教えていただけますか。

○ 社会体育課長（田仲隆道君） 昨年の利用状況から御説明申し上げますと、延べ人数ですが、

大人が4,623人、中人1,062人、小人1万2,633人、計1万7,191人でございます。

それに伴います超過料金を含めます金額としては、245万8,000円余を収入しております。

管理費用といたしましては、プールの監視人の費用として約380万円、電気代約30万円、薬品代約35万円、計440万円、差し引き200万円のマイナスとなってございます。

平成5年度につきましては、大人が3,365人、中人723人、小人1万1,293人、計1万4,385人でございます。

○ 17番（須藤洋之進君） それで話を進めていきますけど、和泉市の場合は超過料金が大人が1時間130円、中人が80円、小人が50円とこれも3段階に分かれています。今年の夏の入場者総数で超過料金の収入が幾らか、教えてください。

○ 社会体育課長（田仲隆道君） 平成5年度の超過料金としましては、合計で1万460円でございます。

○ 17番（須藤洋之進君） このぐらいの金額やったら、もううてももらわんでも……。結局、超過料金幾らと書いてあるのが邪魔になるからもらわんと仕方がないとなるんでしょうがね。こんな超過料金なんてあるところはほとんどないですわ。泉大津も高石も超過料金は書いてますけど、実際、収入はゼロやと言うてます。和泉市の場合はきっちりしていると思うんですけどね。子供か大人かわからんけど、このぐらいの金額はやったら取らんでもええと思うんやけどね。条例があるから取らなしようと事務所で言うてはりましたけどな。大分、条例が邪魔しているようです。何とかその辺のところを考えられへんのかと思います。

○ 社会体育課長（田仲隆道君） 先ほど、平成4年度のプールの売り上げの説明をさせていただきましたが、微々たる金額でございますけれども、相当の赤字が出ておりますので、その点を踏まえてよろしくお願ひ申し上げます。

○ 17番（須藤洋之進君） 1万円と赤字は余り関係がないと思いますけど、今後、その点は今後、ひとつ考えてもらいたいと思います。

昭和59年にこの料金を改定されたということで10年たってますが、この10年間、このような250円という高額なプール料金を払った子供なり市民がいらっしゃるわけです。言葉が適切かどうかわかりませんが、市の罪滅しとしても、脱衣場その他の設備が非常に悪いです。私も脱衣場へ入ってみたんですが、最初、プールへ入って来たときは汗もかいてないので簡単に服を脱ぐことができますが、帰りは日焼けして脱衣場で服を着るとき汗が出て気持ちが悪いんです。せやから、そのとき少し涼しかったらええなと感じたわけです。エアコンまでいかなくても、天井にくるくる回る扇風機でもあればと思いました。その辺のところを考慮してもらいたいと思います。

それから若干、気になったのは、4年度の決算で30万円前後のアルバイト職員の給料が不額としてあがってます。予算というのは、何人ぐらいの監視員が要るということを決めてプールを開くわけですが、30万円も余ったということは、それだけ人が入らなかったというか、来なかつたというか、その辺の安全性について、若干、気になりましたので、その点を説明願えますか。

○ 社会体育課長（田仲隆道君） 1点目の設備の改善でございますが、教育委員会といたしましても、市民の皆様方に楽しんで泳いでいただくという観点からいたしまして、設備の充実には、今後とも留意して図ってまいりたいと考えております。

2点目のアルバイトの賃金でございますが、当初から15名体制でプールを監視しているわけでございます。そのうち先生も御存じのように高校生、大学生が主でございまして、本年の場合、7月10日から8月30日までぶっ通しで休みなしでプールは開いているわけであります。その賃金を見込んでございます。ただし、高校生と大学生でございますので、登校日とかいろんな問題が生じてきます。その点でわれわれは、土曜日、日曜日、盆についてはお客様が多いから休むのは控えてくれということで、監視体制については万全を期しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 17番（須藤洋之進君） プールの最後になりますが、施設の改良、改善については、今後、検討していく、ということですので、よろしくお願ひしておきます。

プール自身、大阪府営の浜寺プールでも遊泳場にスライダーを取り入れたり遊んで泳ぐようになっている現状です。御承知のように本年、茨木市でも随分大型のプールをつくられました。水が流れるようにしたり、いかにも公営や、という四角張ったものでなく、民間の趣向も取り入れながら、しかも安い料金で市民サービスをしていることもあります。

和泉市でも温水プールが明るく見えてきている現状です。それらと噛み合わせながら、高石や阪南各市にも室内プールがありますので、料金設定をするときはぜひとも参考にしていただきたい。今の市民プールのように他市が100円やのに和泉市は250円というようなことがないよう、温水プールができても高石が500円やのに和泉市は800円や1,000円や、ということのないようよろしくお願ひをして、このプールの項は終わっておきます。

続きまして、国体に移りますが、まだまだ先のことなので、目下検討中、これから協議に入ります、ということでした。例えば隣の泉大津市のように市民体育館でバレー・ボーラーをやられていますが、そのため相当な費用をかけて改善、改良もなさいます。そういう市の費用をかけるについては一向にいいわけですが、和泉市は、民間の施設で馬鹿をやられるわけです。答弁の中では、「杉谷馬事公苑の新築、改良については杉谷氏側に整備の御負担を願います」というこ

とです。それで、泉大津市は、この点で、和泉市よりは、もう少し、いい方向で運営されているのかなと感じます。

その点についてはよろしいのですが、たまたま本年度の予算に国体500万円という大きな金額が出てました。隣の泉大津では、本年度予算に国体については20万円しか計上されていません。この20万円で何をするのかと思ったら、「国体の記念事業として「体育館で綱引き大会でもやろうかなと思っているんや」という程度で、まだまだそんな段階です。ところが、和泉市だけが急に500万円も出てきたので、来年度にならざるを得ない出てくるんやろう、という危惧もございます。

私は、決して国体に反対するものではありません。ぜひとも成功裏に終わり、和泉市は一番よかった、ということで競技者に帰ってもらうよう願うものがありますが、何もカネをかけて立派にするだけでなく、市民、行政ともども創意工夫によって知恵を絞れば他にないものができるのではないか。カネばかりかけず、特殊な事情を配慮していただき、他市よりもウエートの高い府の助成、府の資金を少しでもたくさん持ってくるよう、よそがヒフティーヒフティーなら和泉市もヒフティーヒフティーということではなく、和泉市の場合は施設が特殊なものであるという点をよく考慮され、今後、市長を初め頑張ってもらいたいと思います。じゃんじゃん市のカネがいかんように、いっても和泉市には何も残りませんのでね。馬術というのは、それほど一般的なメジャーでないと思いますので、その辺のところもよろしくお願ひ申し上げます。

後は、高齢化社会に対応する集会所18カ所のうち10カ所が地元負担で既に空調設備ができるということです。たまたま私が行ったのは、それ以外のところではなかったかと思います。この10カ所は地元で機械を買い、その設置料を持つわけですか。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 機械の代金、設置の代金、電気代のいずれも地元で御負担をいただいております。

○ 17番（須藤洋之進君） それでは、この10カ所は、地元が100%負担しているということですか。一般的にそれも含めて市の予算から月に6,000円を補助するということですが、私が要望している空調設備は、これからも全部地元でやってもらうということですか。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 先ほど申し上げましたように、既に10カ所に付けていただいております。新たに市が出すということになりますと、既に付けていただいているところとの関係もございますので、現在のところは、地元で御負担をいただきたいということでございます。

○ 17番（須藤洋之進君） 既にあるところと新たにするところではそういうこともあるでしょうが、それでは、既にある10カ所には還付してあげたらいいわけですね。例えば1カ所150万円やったら1,500万円を還付してあげたらいい。全部予算を付けたらやれるわけです。だから、

あるところがあるからやれないということではなく、その辺のところを聞いてる。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 従来からそういう方針でありますので、当分、在来どおりやってまいりたいと思います。

○ 17番（須藤洋之進君） ということは、やらんということですな。エアコンは全部地元に任せということですな。なぜですか。「健康なお年寄り向けの施策もまた重要であるということは、議員さん御指摘のとおりであります」と言いながら、その舌の根も乾かん間に、健康な老人には何もしないということですな。

○ 議長（竹下義章君） 今までの経過の中で、予算の都合もあるので、できれば当分、従来どおりの方針でいきたいという意味です。

○ 17番（須藤洋之進君） 福祉、福祉と言うても何か弱者にばかりいくみたいです。健康な老人といつてもある程度弱者ですが、健康な老人は、福祉の投資の面で何か置いてきぼりにされているみたいです。それではいかん。健康な老人もますます健康を保ってもらうためには、夏の暑いときも快適に暮らし、長生きしてもらいたい。和泉市もそうだと思いませんが、老人医療費が今、1人60万円ぐらいかかっていると出てました。社会保険の人で16万円ぐらい。病気になればおカネをかけてくれるんですわ。元気で頑張っている人に少しもおカネをかけへんということやないか。

老人集会所で人と会って話をするのが一番いいんですわ。ですから、「あんな暑いところへは行けんわ」ということでなく「あそこへ行ったらええぜ。冬はぬくうて夏は涼しくて……」とたくさんの老人が集まって初めて健康な生活ができると思います。その辺では、健康な老人に対する投資も必要やないかと思います。これは絶対しないということでなく、大いにやってもらわんと困るわけです。ざっと計算したら2,800万円ですわ。マクロで予算を見たら、まだまだ2年や3年舗装せんでもええのにな、というところまで舗装されている実態もあるわけです。具体的にそれを言え、と言うんなら何ぼでも言うたる。これはマクロの予算の中でもらわんと困ります。来年の検討課題として頼みます。

○ 議長（竹下義章君） 終わりました。

次に、18番・赤阪和見君。

（18番・赤阪和見君登壇）

○ 18番（赤阪和見君） 18番・赤阪和見でございます。通告に従い、要旨を説明いたします。最近、市民の多くの皆様方から行政に対する不信、不満を耳にすることが非常に多く、市行政の一端を担う1人として心の痛む思いであります。しかし、それらの不平、不満、不信の多

くは噂の域を出ない、現実性があるようで確実性の不透明な事象ばかりでありました。故に、このような公の場で質問をするのは控えておりましたが、今回、2、3の事柄につきまして、市政執行上不公平があるのではないかという疑問がありましたのでお聞きいたします。あくまでも私は、今回の質問を通じ市民の行政に対する不信を一掃するため、市民にわかりやすい言葉で基本を外さず、明確な答弁をお願いいたします。

第1点は、和泉市室堂町1144-1に大倉建設株式会社が開発した「グラン・コート光明池」136戸の開発についてお伺いいたします。この開発については、開発事前協議はいつどこから出され、いつ決定されたのか。また、開発事前協議の前にこのような相談はいつごろからあったのか。開発事前協議の中で市の土地を貸したと思われるが、その理由はなぜなのか。許可の立案はどの部局でされ、立案者はどの役職の者か。開発申請は何年何月何日なのか。また、一私企業に行政財産を貸す行為についての法的根拠は、地方自治法の何条にあるのか、明確なお答えを願います。

聞くところによれば、行政財産を貸すことによって市の方に財政的メリットがあったので、と聞くが、どれぐらいのメリットと考えているのか。その裏付けは何か。また、交換条件的財政運営は、市の財政運営総計予算主義の原則を無視していないのかどうか。もし、市行政財産を貸さなかった場合、この開発はできたのかできなかつたのか、お聞かせ願いたいと思います。

2点目に、市委託業者による無届け開発並びに違法建築についてお伺いいたします。和泉市仏並町に市公認企業の事務所、作業所、厚生施設が建築され、近隣の市民から「あんな場所にあのようなものがなぜ建つののか、一体、市はどのようにして許可しているのか。あのことができるならば、私も息子の家を建築したいが、どうしたら建てられるのか」という相談も1人や2人ではありません。まして、市公認の業者であります。一方では、市民の税金によって法に守られながら仕事をしていただいているにもかかわらず、他方では、市民の公平なる行政指導並びに法、条例を守っていただけないとなれば、市の行政執行姿勢に不満を持つのは当然であります。担当部局は、今後、どのように指導していくのか、明確にお答え願いたいと思います。

3点目に、王子町地内の開発行為についてであります。私営民間墓地に隣接する土地の開発に際し、近隣住民から排水が垂れ流しになっているので何とかしてほしい、という要望書も出されました。市の回答では「個人の私有財産への市の対応にはおのずと限界がございますことから、関係する土地所有者との話し合いを進めていただきざるを得ないものかと存じます」という回答書も見ました。しかし、この土地をつぶさに見ますと擁壁が5m近くあり、無届け、無許可であったのではないかどうか。また、ガレージが建てられているが、この届け出がされ

ているのかどうか。届け出がされているならば、何年何月何日に届け出がされ、何年何月何日に許可されたのが、御答弁を願いたいと思います。

また、この土地に墓地が設置されておりますが、墓地埋葬等に関する法律はクリアされているのかどうか。

最後に、この土地の所有者について、個人名は要りませんが、この土地の所有者、設置者の職業は何をされている方なのか、御答弁をお願いいたします。

以上が質問の要旨であります。再質問の件で議長に少しお願いいたします。私もある程度内容のわかる資料を持ってはおりますが、非常に厄介な問題でもありますので、正確を期し、わかりやすくやるべきとも思います。再質問は2回から3回とも理解はしておりますけれども、答弁に対する聞き返し等細かくなるかもしれません。先にも述べましたように私は理解の上に理解を重ね、行政不信を一掃するためさせていただきたいと思いますので、何とぞ議長の御配慮をよろしくお願ひいたしますと、趣旨説明を終わります。

- 議長（竹下義章君） お詫びいたします。一般質問の途中でありますが、理事者の答弁は午後にお願いいたしまして、ここで、お昼のため1時まで休憩をいたします。

（午前11時45分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（竹下義章君） それでは、午前に引き続き会議を開きます。赤阪議員の一般質問を続けます。理事者の答弁を願います。

- 開発調整課長（上出 卓君） 開発に関する件につきまして、初めに、開発調整課上出より御答弁申し上げます。

まず、概要について説明申し上げます。当該開発地は、甲斐田川グラウンドの奥に隣接する約5,400m²で、この8月、136戸の共同住宅として完成、既に入居が始まっています。経過でございますが、開発者側から今回、「当該地を住宅開発をしたい。隣接するグラウンドの敷地の一部約1,000m²が未整備で利用されないまま放置されている。この土地を開発地として利用したいので売却してほしい」との要望がございました。グラウンドの管理者である社会体育課も含めて……。

- 18番（赤阪和見君） 細かい内容よりも、僕が質問したように何月何日かを言うてください。時間がないのでね。特に重要な問題点だけやってください。

- 開発調整課長（上出 卓君） わかりました。それでは、特に具体的な部分について説明いたします。

開発事前協議書は、平成3年5月に大倉建設落越光也氏より提出されました。市としてこの件について開発の意思決定をいたしましたのが、平成4年2月でございます。開発の相談については、平成元年ごろからございました。

市が土地を貸した理由についてでございますが、先ほど、先生から「市がメリットがあると判断したからだ」ということですが、土地を貸したのではなく、開発に関連をいたしまして、道路、公園としての整備に同意をしたということでございます。

それから、立案についてでございますが、開発者から提案があり、市長さんも含め都市整備部及び教育委員会の双方でこれを了承したものでございます。

次に、土地を貸す根拠は何か、ということでございますが、地方自治法第238条の2の範疇と存じております。

それから、市のメリットの裏付けでございますが、当該土地の評価鑑定書と当該工事の設計書の企画によるものでございます。

それと、市の総計予算主義から外れていないか、ということでございますが、現金予算の収支はございませんので、問題ないと考えてございます。

それから、市が土地を貸さなかつたらどうか、ということでございますが、他の民地を利用すればできたと存じております。

それから、3点目の墓地横の擁壁、ガレージの件でございますが、建築確認申請等については、一切、申請されてございませんので、大阪府の方の御指導をお願いしてございます。

以上です。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ ごみ減量対策課長（松田 孝君） 2点目の市民の行政不信の件で委託業者による従業員宿舎、車庫、事務所等の無届け違法建築に対する今後の指導の問題につきまして、ごみ減量対策課松田よりお答えいたします。

清掃委託業者に対しましては、日ごろから市民の批判を受けることがないよう衿を正し、適正な業務の遂行に努めるよう指導いたしておりますところでございます。御承知のように廃棄物処理業務は、3Kの代表と言われる職場であり、各業者にとって従業員の確保、定着が非常に難しく、従業員宿舎の充実や車庫等の立地に伴う近隣住民からの悪臭の苦情の対応に大変苦慮していることも事実であります。

とは言いますものの、御指摘のように今回の場合は、それらの建物が法律に違反するものであります。市民に不信感を与える結果となっていることもあります。委託する側の私どもといたしましては、当該業者に対し、今後とも監督官庁である府の指導に誠意を持って対応する

よう指導を行ってまいりたいと存じております。その上で是正に向けて委託業者として最大限の努力を講じ、市民の不信感を払拭できるよう強力に指導を行ってまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 市民生活部次長（和田栗登君） 墓地関係につきまして、環境整備課和田栗よりお答えいたします。

墓地の経営許可につきましては、墓地埋葬等の法律により地方公共団体、宗教法人及び公益法人と限定されており、許可につきましては、大阪府知事の許可が必要であります。

御質問の墓地につきましては、市民の通報により原課として早速現地調査を行ったところ、3区画に墓石が建立されており、和泉保健所職員と一緒に現地から直ちに地権者と面会し、墓地経営を行うときは、墓地埋葬等に関する法律に基づき大阪府知事の許可が必要であり、知事の許可を得られるよう法的指導を行ってまいりました。

なお、今後とも大阪府とともに引き続き指導を行ってまいる所存であります。

次に、土地所有者の職業ですが、和泉市の職員のように聞いております。

- 以上、簡単ですが、御説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。
- 18番（赤阪和見君） 1点目の問題については、鑑定を取っているということですが、鑑定の申請者と申請月日、鑑定人の名前、鑑定日、金額は全体でいかほどのでいるか、その点だけ先にお願いします。

- 開発調整課長（上出 卓君） 鑑定でございますが、「大倉建設株式会社御中」でございまして、不動産鑑定士切目進氏でございます。

鑑定の年月日は、平成3年8月7日でございます。

金額は、平米当たり12万円ということでございます。

- 18番（赤阪和見君） これは貸したのでなく、整備に同意したということですね。
- 開発調整課長（上出 卓君） そういうことでございます。開発許可に関連して同意をいたしました。

- 18番（赤阪和見君） この財産の運用の中で問題はないですか。開発の方は、このやり方は適切だと思っておられるのですがね。これは行政財産ですか、それとも、普通財産ですか。

- 開発調整課長（上出 卓君） 教育委員会所管の行政財産でございます。
- 18番（赤阪和見君） この行政財産を使うについて、まず、あなたのところで判断し、そして、最終的に市長部局の判断を仰いだということですね。

それでは、端的にまいります。「第一法規」から出版されているものですが、地方自治法第238条の2の第2項「普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第238条の4第2項の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権の設定若しくは同条第4項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものをしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない」ということでこの項に合致していると見たんですね。

ところが、ここで言う第238条の4第2項の規定というのは、「行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合においては、次条第3項及び第4項の規定を準用する」となっております。同条第3項では「第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする」とあります。その第1項は何かというと「行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない」とあります。

ここで言う目的外というのは私権とかそういうものでなく、民間の問題でなく、公的な機関の中、すなわち、それは次にいろんな先生が言っているわけですが、合同庁舎とか合築の場合と言われるよう、民間の営利を目的とする社会活動に対し貸すというのは、第9節「財産」の中で述べてますように、第237条第1項『この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう』、また、第2項「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない」というこの項目が基本であります。

先ほどもありましたようにこの財産を貸すこと、貸すというよりも、いみじくもあなたが答えられたように「開発の中に入れてあげた。整備に同意しただけであり、貸したものでもない、売ったものでもない、やったわけでもない」と言われています。それでは、「同意する」というのはどういうことですか。この同意によってその建設が可能になったということですね。対価というのは、この鑑定を出されたと言いますが、私は知らないので聞くわけですが、この鑑定というのは、持ち主ではなく、他人さんが取ってもいいのですか、その点、ちょっと確認します。

- 開発調整課長（上出 卓君） 鑑定の費用は、大倉建設に出させておりますので、当然、不

動産の名義に向けて鑑定がなされておりまして、それを私どもがいただいたということでござります。

○ 18番（赤阪和見君） 条例の件は……。今、僕が説明したような形であるわけでしょう。見解の相違なら見解の相違で結構ですから言うてください。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 先ほども申し上げましたように、交換または売り払いのようにしてございませんので、その範疇ではないということです。

○ 18番（赤阪和見君） その中でおカネは動いてないが、何かが動きましたね。交換条件的なもの、それは何ですか。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 開発区域を含む条件といたしまして、グラウンドの駐車場の整備及びネットフェンスの整備等を提示いたしました。

○ 18番（赤阪和見君） それは対価ですね。

○ 開発調整課長（上出 卓君） そうです。

○ 18番（赤阪和見君） 対価を求めて公園の土地を使わせて整備に同意したということですね。その点の解釈としては、原課はそうしてますが、市の責任としてどういう解釈でどうされたか、その点をはっきり言うてください。そうでないと前へ進みません。先ほどの238条云々と言いますが、それではだめだということを僕が立証しました。その点で見解の相違なら相違で結構です。どうでしょうか。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） ちょっと質問の趣旨から外れているかもわかりませんが、公園の整備をさせることで一定の対価ということで、その中で交換的な要素がないか、という御質問であると思います。御存じのように交換の場合は、民法の規定の適用によりまして一定の財産権を移転するという問題も出てまいります。今回の場合は、そういった行政財産を移転させることは法的にはできませんし、現実にもしていないと解釈しております。

○ 18番（赤阪和見君） ちょっと観点を変えます。

これによって大倉建設株式会社のマンションが大きく開発ができたわけですね。それでは、同意という行為は何かということを教えてください。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 私どもで使う同意という意味は、都市計画法開発許可に基づく32条協議ということで、公共施設の管理者の同意ということでございます。

○ 18番（赤阪和見君） そこに落とし穴があると思います。和泉市が「そこを開発してよろしい」というのは同意ですね。「そこにある和泉市の土地を使ってよろしい」というのも同意ですね。その「使ってよろしい」というのはただなんですか、それともおカネが要るんですか。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 協議の内容にもよりますが、無償、有償いずれも場合もござ

います。

- 18番（赤阪和見君） 今回はどうでしたか。
- 開発調整課長（上出 卓君） 今回は、先ほど申し上げましたように、その条件として整備をさせたということでございます。
- 18番（赤阪和見君） それは幾らですか。
- 開発調整課長（上出 卓君） 整備をしていただいた金銭的な評価としては、6,250万円でございます。
- 18番（赤阪和見君） それでは、6,200万円という対価をもらっているという、これは交換条件ですね。使わせてやる代わりにそれをせよ、という条件ですね。ということは、これは対価ですね、違いますか。対価であるかないか、はっきりしてください。
- 議長（竹下義章君） 大事なことですから、しっかり答弁してください。
- 市長（池田忠雄君） 先ほど来、御答弁をいたしておりますように、本件につきましては、当該業者が開発をするに際し、和泉市に対して、こういうことをいたします、という条件の提示があり、それを協議をしたという経過であります。そういう範疇からいたしますと、吹きだまりの土地でございますのでそれを整備し、あるいは駐車場が少のうございましたので駐車場をつくり、そして、防球ネットフェンスが低くて付近住民に迷惑をかけているという中で、それも高いたします、という条件でございます。それを市としては了として開発を認めたという経過でございます。市も教育財産として非常にメリットがある。一方、業者としても、一定の開発に伴うメリットがある中で開発協議ができたものでございます。
そういう範疇からいたしますと、いろいろ御質問をいただいておりますが、市としてのメリットと業者としてのメリットについて、私は、こうしたことがあがってまいりましたとき、どちらも似たようなことであって良いのではないか。いわゆる市としてのメリット、業者としてのメリットの中でお互いに協議をし、物事が進んでまいったということでございます。その辺でひとつ御理解をいただきたいと思います。
- 18番（赤阪和見君） 理解できません。財産管理及び処分の原則の第2項「健全かつ適正な財産管理を確保するための基本原則として、条例又は議会の議決による場合でなければ、その財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けることができないとされる」「そもそも財産の取得、管理、処分は、地方公共団体の長の担任する事務であるが、特に本項に掲げる一定の管理、処分行為については、このような原則的禁止規定が置かれる理由としては、これらの行為が全く無制限に許されることになると総計予算主義の原則を無視することになりかねず、また安易かつ放漫な

管理によって多大の損失を招いたり、特定の者の利益と癒着した不明朗な財産運営に結び付きやすいことが指摘されてきた。しかし、そもそもそれ以前に財政の健全な運営の大前提として、住民全体の所有に係る地方公共団体の財産の処分を行うに当たっては、条例あるいは議会の議決という形で住民代表たる議会の意思の反映が要請されるのはいわば当然のことである」とあるわけです。こんなものを読むまでもなく、皆さんは知っていると思います。

しかし、この6,200万円の金額が、その土地の開発という交換条件によって物納されている。この会計的には金銭の収入はないにしても、この6,200万円は予算の範疇に入らずして、理事者の判断で動くところに非常に問題がある。というのは、その6,200万円というおカネが、その公園にふさわしいかどうかということです。その点で鑑定と工事見積もりはどこがやりましたか。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 鑑定につきましては、先ほども申し上げましたように切目進氏でございます。

それと、工事の見積もりにつきましては、建設会社から出されました資料に基づいて和泉市の内部で行いました。

○ 18番（赤阪和見君） その建設会社の資料というのは、大倉から出されたものであるのか。それとも、市が請求して出させたものか、どうですか。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 大倉建設の工事を請け負う予定でございました当时ございました前田建設工業が行ったものでございます。

○ 18番（赤阪和見君） 結局、大倉の息のかかったそういう業者に工事をさせるということは、その見積もりが適正であると認めたからやったわけですね。わかりました。

そこで、これは参考までに評価価格を聞きました。その条件として、鑑定書にその土地は道路に接続していると載っていますか。それとも、道路に接続していないと載っていますか。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 「街路に接続せず」と書いてございます。

○ 18番（赤阪和見君） それに対するマイナスは何%ですか。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 20%と書いてます。

○ 18番（赤阪和見君） この形態を見ますと、既に大倉の土地は一切、街路どころか私道、すなわちもとの里道の部分について、あれは何メートルですか。

○ 開発調整課長（上出 卓君） もとの里道であった部分は3m弱です。

○ 18番（赤阪和見君） その3m弱の道路にしか接近していない土地が、今回、和泉市の公園用地にされた土地を利用することによって6m道路に接続できた。それも「幹線道路に接続せず」ということで「無道路である」という鑑定評価が出ているやに僕も見ております。しかし、

その前の8.5m道路、それも立派な歩道の付いた道路に既に63年に大阪府から宅地としてもらい、平成元年には道路敷という名目がしっかり載っています。この鑑定評価を出した平成3年8月には、既にそういう未整備であるが、道路に接続する土地ということで、マイナス点のあるような評価が妥当であるという感覚は一体どのようなものかと聞きたいんですが、その点、いかがでしょうか。

- 開発調整課長（上出 卓君） 当時の鑑定士の評価として尊重してございます。
- 18番（赤阪和見君） 資格のある鑑定士が鑑定したので、これは自分のところの意思ではない。自分のところはそれを尊重すべきである、という単なるものであります。

そこで、平成元年にさかのぼってもう1通、ここに鑑定書があります。同じ鑑定士ではありませんが、同じ資格を有する不動産鑑定士であります。その鑑定したところによりますと、この土地は平米当たり34万8,000円、3.3m²当たり115万円の鑑定を出し、総額として公簿は公園、現況は宅地、公簿1万9,585m²のうち442.72m²、すなわち道路部分と公園部分を入れたもので1億5,407万円の金額を出している、同じ資格のある鑑定しがね。その点では、鑑定を信頼するといえども、それでは、僕はこの鑑定を信頼し、あなたがたはそちらの鑑定で話をしています。一体、どちらの鑑定士が良いのかどうか。ここでは結論は出ませんが、本当にそれだけの形の中で考えたのかどうか、非常に疑問に思います。

その点でそちらでは、ネットフェンスが3,600万円、駐車場2,600万円、合計6,200万円ということでおていますが、こちらである業者に見積もってもらいますと、市のデメリット、大倉のメリットは、この土地を貸すことによって擁護壁をしなければならないところをしなくてもよくなった。この費用は58mの間、単価10万円として580万円。また、上の残土を下の市の土地へ崩すことで生まれた利益が80台分のダンプカー、1台1万円として80万円、これだけでも660万円の公費を侵しているわけです。そしてまた、防球ネット、外溝工事、駐車場云々のことですが、これらの合計が6,200万円とお出しますが、こちらのある業者の見積もりでは2,729万円しか出ておらない。この点ではっきりした根拠を聞きますが、道路課から教えてください。駐車場にする舗装は、平米当たり幾らと踏んでますか。

- 道路課長（関 和直君） 議員さんお尋ねの舗装の件でございますが、通常のアスファルト舗装5cm、下に碎石等を入れまして、下側の土の良いところも悪いところもありますので条件は異なりますが、通常、残土処分がなければ5,000~6,000円でございます。
- 18番（赤阪和見君） こちらの見積もりでも大体5,000円、市の既成の工費ということです。それで、駐車場だけで631.4m²やりますと315万7,000円しか付かない。あなたの方の駐車場は、向こうにやらせたところ2,600万円付いてる。これは擁護壁工事や外溝なども入

れながらの話だと思いますが、余りにもかけ離れた数字が出てくること自体がおかしい。それをするのみにして相手の事業者に見積もり並びに事業をさせたというところが1つの問題であります。

これは使用許可をした、それを認めるとしての話ですがね。僕は認めてませんけどね。そして、この約300坪を16カ月間にわたって工事事務所として使っております。皆さん方もよく御存じのように、下水工事で田んぼを借りに行ったとき、坪単価は大体1カ月約2,000円だそうですが、この300坪を16カ月間使うと、何と960万円の事務所経費をかけなくて済んだ。こういうものを足し引きをすると非常に大きな差額が出てきます。その点の差額の責任というか、それはいかがなものか。先ほどの貸した、貸さないの問題はまた後ほどにして、その点をまずお聞きをします。

○ 開発調整課長（上出 卓君） さきの設計の単価の件でございますが、市といたしましては、隣に開発がないという市独自の計画として設計をいたしましたので、当然、擁壁も含んでございます。

それから、先ほどのプレハブの件につきましては、当然、私どもも現場で注意はしてございますが、同意をした範囲に含まれるものとして、遺憾ながら、ということでございましたが、容認をしてございます。

○ 18番（赤阪和見君） これも見解の相違ということで持ち別れでしょうか。それとも、いや、こういう理由だ、ということがあればもう一度お願いします。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 他に理由はございません。

○ 18番（赤阪和見君） 今、私が質問いたしました金額の差は、その当時云々じゃなしに、今現在考えて、どうお考えですか。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 金額の差というものにつきましては、当時、最大限の注意を払って審査をいたしました。

○ 18番（赤阪和見君） 僕の確認したところでは、市の下請業者だと思います。こういう点の差というのは、どこでどのように出てくるんでしょうか。契約の方でわかればお答え願いたい。

○ 議長（竹下義章君） 担当課長が出席しておりませんので……。

○ 18番（赤阪和見君） これの稟議をかけた立案者についてはまだ聞いてませんが、立案者はどういう役職の方で、どういう経路で最終の市長まで回ったか、その役職だけを言うください。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 当時は、当然担当課の都市整備課で審査をした後、教育委員会と打ち合わせをいたしまして、教育長を含めて市長まであげました。

- 18番（赤阪和見君） その市長まで行く経過と判を押した人の役職についてです。
- 開発調整課長（上出 卓君） 当時の決裁の印鑑を付いているものですが、当然、起案者の職員と係長、課長補佐、課長、次長、主管部長、それから理事、参与でございます。それと、担当課の課長、これは公園課並びに社会体育課長、助役、市長でございます。
- 18番（赤阪和見君） ちょっと担当の助役さんにお伺いをいたしますが、私の質問でわかつていただける範囲で、これは間違いない、判を押してしっかり言うた、ということならなら、そのようにお願いしたい。
- 助役（田中昭一君） 先ほど来、赤阪議員さんから大倉建設のマンションの件でいろいろと御指摘をいただいているところでございます。担当課長から報告をいたしておりましたが、私は、平成4年2月にこのことを知りました。その時点でこういう形で同意するということの中で、担当課長にも「これで違法はないのかどうか」という確認もいたしております。「違法がない」ということを聞きましたので、この決裁の判を押したということでございます。
- 18番（赤阪和見君） もとへ戻って非常に恐縮ですが、前の問題が解決してませんし、理解もしてません。肝心な答弁をいただけませんので戻るんですが、最終目的さえ達成されたら、その過程はええやないかという感覚が見えるわけです。ですから、法的根拠になる法をもう一度そちらで読んでいただきまして、こうやからいけるんだ、という点をはっきり言ってください。もう1点、他のところを利用すればこの開発は可能である、それは当然です。しかし、そういうところがだめなのでこの土地にきているわけです。しかも、「道路に接続してない」という鑑定が入っているにもかかわらず、鑑定士を信頼したこと自体に1つの大きな問題があるのではないかですか。
- 開発調整課長（上出 卓君） 鑑定の件で申し上げます。
当時の鑑定では「街路に接続せず」と書いてございました。確かに広い8.5mの道路からは進入できない。歩いてならば何とか入れたということですが、ガードレールで閉められておりました。それと、反対側の道路についても、途中までは市道認定してございますが、後は、里道としての使用だけございましたので、そういう判断になったものでございます。
- 18番（赤阪和見君） それは行政財産の中で道路が持っている土地を道として使えない。まだ離婚していない夫婦間にある土地、うちの嫁さん名義の土地を奥にある私が使えないと言っているのと一緒にですよ。それでは、あなたのところが買収するとき、例えて言えば、奥さんの方が道路側にあって御主人の土地は奥にある。それを鑑定するとき、奥の御主人の土地は無道路だと言ってきててももいいんですか。
- 財産管理の方にお伺いいたします。市が普通財産に鑑定をかけたとします。それが非常にお

- かしな鑑定とされたとき、どのような措置をされますか。
- 議長（竹下義章君） どなたか答弁願います。
- 総務部長（神藤恒治君） 御質問の要旨を十分に理解できない部分があるかもわかりませんが、鑑定が取られており、それがおかしい、そのおかしいといいう観点がよくわからないのですが、普通財産の場合は、一般的に財産評価審査委員会にお諮りするのが建前になっております。そういうところで疑義が生じた場合、さらに、鑑定を重複して取るというケースも生じてこようかと思います。
- 18番（赤阪和見君） ここに供用開始をしている道路があり、そこにバリケードして止めてあります。その次にある土地が市の道路敷地です。鑑定は、平成3年8月に取ってますね。その供用開始している突き当たりの街路に続く土地は、平成元年には市の道路敷地なんです。そこから奥へ入ったところに市の公園敷地があります。この道路敷地を外して公園の鑑定を取つてある。そしたら、この土地は「道がないから」ということで20%引きです。「利用価値が少ないから」といって15%引きです。合計40%引いた額が12万円だとおっしゃるんです。
こういう鑑定が出てきたとき、これは市の土地やないか、道路に面しているやないか、ましてや道路敷地やないか、現況はまだ供用開始はしていないが、うちが事業をする場合、それを売ろうとする場合、もし、そこに建物を建てる場合は、ちゃんと市当局の中でそれこそ市長が行政財産同士を斡旋するのが当然でしょう。このような無道路だ、道路がないという鑑定が出てきたとき、あなた方はどうしますか。
- 総務部長（神藤恒治君） お答えいたします。
- 鑑定上、実態に即してないということが明らかになった場合には、鑑定士にもその旨を申し上げ、一定の修正方をお願いすることになると思います。
- 18番（赤阪和見君） 完全ないままでできてきたケースですから、はっきり聞きます。助役さん、あなたならどうしますか。
- 市長（池田忠雄君） いろいろとお尋ねでございますが、その当時、私の記憶にありますのは、そうした鑑定が出てまいりました。そして、どうしても使い道のない難しい土地を何とか駐車場にし、いろいろやっていくことの市のメリットと先方さんのメリット、そういうものの上に立って判断をさせていただき、本件が前へ進んできたということでございます。その時点での鑑定あるいはその時点での計算の上に立って、2、3年前に同意を与えたという経過でございます。現状の上に立っての鑑定なり、あるいは評価なりの面では、その時点とは差があるのでないかという点は御理解をいただきたいと思います。
- 18番（赤阪和見君） 例えば私のこの鑑定書は、平成3年にさかのぼって以前の写真を調査

しながらやってきた。現況の公園や駐車場になっているところを鑑定したんじゃない。平成3年8月にさかのぼった上で鑑定をしているわけです。その点はお間違いのないようにお願いいたします。

今、言っているのは、平成3年に大倉が鑑定をしたものをとやかく言っているではない。その当時でもそのとおりのことがあったわけですから、その当時なら、あなたはどうしますか、と後ろの部長に聞いているわけです。僕は、そのときの状態を言っているわけですからね。そのときに判を押された皆さんはどう考えたんですか。そのときは、ええと考えた。

市長、もう一言言いますが、あなたは市のメリット、向こうのメリット、なぜ私たちは向こうのメリットを考えなければならないのか。それはよくわかりますがね。その鑑定についての話をはっきり聞かせてください。

市が供用を開始している道路があって、1枚、そこに道路でないところがある。しかし、それは道路敷や。その後ろに公園があるんですよ。それをあなたの方の鑑定は無道路や、正在する。道がないので20%引いたと出している。わかりませんかな。この土地はうちのものですよ、和泉市民の土地ですよ。和泉市民の土地をそういう形で使うのは非常に問題があるんじゃないですか。市民の財産を守るのがあなた方でしょう。私は、行政不信という立場で今回の質問をさせていただいてます。それが何ですか。その点、答えてくださいな。

答えられないような感じなので、一たん、これは横へ置いときます。忘れたのと違いますよ。それでは、先ほど言いました238条の2の法的根拠によってこれに同意したという根拠を法令上から言ってください。私はだめだ、その法令ではこれにそぐわない、と言っているのです。長いので、読んでいると時間がないので読みませんが、それでいけると言うんなら、それでいけるという了解した、また、皆さん方が、こういうことで納得した、という点を言ってください。それに対して、私は反論させていただきます。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 先ほども公有財産の扱いとか、特にその中の行政財産の基本原則につきましては、自治法に示されているとおりであります。今回の件につきましては、特に238条の2ということで、いわゆる教育委員会が行政財産として使用しているものの変更についてございますので、市長の総合調整権の中で変更をさせていただく措置をとらせていただいたということでございます。

- 18番（赤阪和見君） この教育委員会の財産を普通財産に戻すというよりも、最終的には、地目は公園として持っている。そして、教育委員会のために使うという財産である。そこへちょうど渡りに船で、ゼニをかけなくともちゃんとそうなるものが来た。あなたがおっしゃる論法なら、教育委員会から公園へ移すなら、これはそのとおりなんですよ。しかし、悲しいかな、

「そこへ業者の儲け話が入ってるんですよ。この儲け話をどのように解釈するんですか、と言うているんですよ。」

「この第一法規の中でえらい先生が言うてます。行政財産というのは、教育委員会やったら教育委員会、水道やったら水道の公営企業法、道路やったら道路法の中でそこへ預けて管理をさせている。その間の話は、市長の総合調整権というのがあるんです。しかし、その間に「ちょっと貸してや」と来たやつに対してOKできるという文章を教えてください。この自治法の中には、合同庁舎とか公園に食堂をつくって、それを任す、という話はあります。しかし、全く目的の違う商法に則った営業を行う活動に貸すのは何事だ、と私は言ってる。」

- 都市整備部長（萩本啓介君） 法律の解釈の問題でございますが、教育財産の場合でも、それを何かに使用許可を出すときには、厳密に言えば、教育委員から市長部局に協議をするのが建前であろうと思います。今回の場合は、特に行政財産の使用許可をするという形でなく、開発の中のいろんな協議の中で、最終的に公園に行政財産の目的替えをする形でございます。今、開発が完了した関係で、いわゆる財産の移管替えを手続中であるということでございます。
- 18番（赤阪和見君） 一間へかやくが入ってるんですね。サンドイッチなんですよ。そのサン・ド・イ・チの中へ入れたるさかいにと対価を求めているんですね、6,200万円のね。それをどう解釈しますか。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 非常に難しい御質問でございます。例えばその対価という解釈でございますが、同等な対価あるいは同等でない対価とかいろいろあると思いますが、われわれとしては対価を求めるというよりも、開発の中での一定の協議の内容という解釈をしてございます。
- 18番（赤阪和見君） それでは、あの土地は全く無償で工事をさせたと理解をするんですか。
- 市長（池田忠雄君） 市の方のメリットもあり、当該申請者のメリットもあるというところで開発協議がなされて成立をしたということでございます。いろいろ法律の解釈その他の御指摘でございますが、当時、行政としていろいろ整備をする中では、自治法上からも教育委員会あるいは市のメリット、業者のメリットが大体同じようなものであろうという中で開発協議がなされ、そして、理事者として協議の上で認めてきたという経過でございます。その辺でいろいろと法律の解釈はございましょうけれども、「自治法上問題はない」という解釈で処理をさせていただいたということで御理解を願いたいと思います。
- 18番（赤阪和見君） 市長、自治法上問題がないというのは、先ほど言いました地方自治法第238条の4第2項の規定「行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供せるため、

政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合においては、次条第3項及び第4項の規定を準用する」という形の中でやるのはあなたの裁量権がない、とあるわけです。それは法の中の話であり、外へ出ていけばその話はない、と他の項目であるんですわ。

それがやられるのなら、極端に言えば、うちの50坪の土地の横に100坪の公園がある。ちょっとそこ50坪貸してくれ。ここは50%だから、その代わりに整備もする、プランも付けるがな、あなたの方にもメリットがある、私の方にもメリットがある、となればできるんですか。これは教育財産である公園という土地が、公園という土地に移るからメリットが何も動いてないよう錯覚するんですよ。しかし、食パンと食パンを重ねても何も問題がないんですよ。食パンと食パンの間に卵やハムをはさむからおかしくなるんですよ。その卵が何かと言えば、それは民間業者の提供でしょう。

市長、言うときますが、われわれはそういう企業に対するメリットよりも、市のメリット、市民のメリットを考えて行動すべきです。向こうは経営努力がありますが、私たちは、市民の財産を守るという義務があります。その点での話をすれば、こういう話はあったものではないとなる。先ほどの鑑定書1つの問題にしても答えられない。前の話を繰り返すのと違いますよ。その鑑定書1つを基礎にメリットを考えたんですから。その鑑定書はちょっとおかしいやないか、と今からでも言えますわ。「今やから赤阪さん言われるんでしょう」と言われる前に、そうじゃなく、との状態の中で「おかしい」と言えますわ。そのおかしい鑑定書をもとに対価を求めてメリットとメリットだ、デメリットはない、市民にマイナスをかけてない、と自信を持っておっしゃるかもしれませんけれども、その点はちょっとおかどが違うんじゃないかなと思いますので、いかがでしょうか。

- 市長（池田忠雄君） いろいろと御指摘をいただいているところでございますが、その当時の協議で市のメリットが十分あるという中でこの話の成立がされたことは事実でございます。鑑定の問題などいろいろ御批判はあろうかと存じますが、その時点での協議の中で市のメリットも大いにある、一方的に業者のメリットばかりでないという判断の中で事柄が進んできたということで御理解をいただきたいと思います。

- 18番（赤阪和見君） 何ば言っても平行線です。

もう1点、契約の方でお伺いをいたします。基本的な問題ですので、総務部長で結構です。工事を抱えているところ、教育委員会でもどこでも結構です。ある1つの仕事をさせるのに、仕事をして儲けようとする人が見積もりを出して、それに対して何も異議を申し立てないという請負方法というのは今、市でもやられているわけですか。

○ 道路課長（関 和直君） 直接の契約ではございませんが、道路課の方からお答え申し上げます。

利潤を求める相手方に対する見積もりにつきましては、当然、いろんな角度から検討をしながら価格を決めていくわけでございます。現在、契約課の方で行っておりますのは、業者見積もりなり、入札を行って価格を決定してまいります。

○ 18番（赤阪和見君） 一般的のところはそうするんです。しかし、この工事については、大倉建設の請負業者である前田建設の見積もり一本で何ら異議をはさまず契約をしている。また、そこに工事をさせている。これはメリット、デメリットを考える中では、1つの大きな問題であろうと思います。ということは、市民に多大のマイナスを生じさせた、市民の財産をそういう利用に供したといううがった見方もできるわけです。その点でこれ以上聞いたところで出でこないと思いますので、それは、それで終わっておきます。

先ほどもありましたが、市の土地を貸さなかつたらこの開発はできなかつたのか、もう一度お尋ねします。早急な開発の形というのは、この市の土地を外してあつたのか、なかつたのか、わかれればお答えください。わからなかつたら結構です。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 市の土地を外しては、この計画戸数については難しかつたであろうと思います。

○ 18番（赤阪和見君） 難しかつたであろう、ということは、この道路部分だけを向こうに供与することはできます。既に行政財産の道路敷地ですから、それを市民のプラスになるように使うことはね。その点で言えば、わずか61㎡ほどを貸してあげて、また、それを売買して向こうの開発に協力することもできたはずです。

しかし、それをすると、開発敷地内に公園を取らなければならぬので、戸数がダウンしてしまう。そこにマイナスのメリットが働くということが厳然とわかります。そのような正式な工法を踏まず、このような疑義の持たれる、行政不信を市民に持たれるような執行の仕方をされていることは非常に重い意味がありますので、この次の2点目、3点目が終わつてから議長にお願いをしたいと思います。これは、この点で終わつておきます。

2点目の市委託業者の件ですが、大変な業界であることは私も認識します。定着は難しい。福利厚生とか言いますが、あの建築確認を取っていない建物については、聞くところによりますと、柱が非常に細くて危険なため、今から建築確認を取ろうと思っても取れない状態であると聞いています。そういうところへ大事な従業員を住まわせておるという実態を市が御存じなのに、そういう指導をされていないというのも1つの問題です。

先ほども言いましたように、市の公認業者すなわち市民の税金で法に守られながらお仕事を

していただいている。しかし片方では、和泉市あるいは大阪府、国の法令を守ろうとしない感覚の中で1つの大きな問題がでているのは、行政不信の元凶であると考えております。先ほど、「指導を行う」と言われましたが、指導を行うのは当然であります。しかし、私の感覚では、きちんとした方法で3年でも5年でも結構ですから、市の委託業者という市民に最大限信頼されなければならない、そのような仕事を任す業者が、しっかりと法を守れるめどを立てて指導していただきたいと思いますが、その点でめどというものをお考えかどうか。

- 市民生活部理事（岸田秀仁君） 市民生活部岸田よりお答えさせていただきます。
この件については、本人も反省をしているようにお聞きをしております。今後は、監督官庁である府の指導に従うよう、改善策も含めまして市と協力的にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。
- 18番（赤阪和見君） 建築確認については、先ほども話がありましたけれども、結局は、近隣の調整区域という中で自分の土地がありながら家が建てられない、融資を受けられない状態の中で生活をしているという、公平な行政執行の中でのめどを立ててしっかりした指導をできるかどうか、その点、お聞かせ願いたいと思います。
- 開発調整課長（上出 卓君） めどを立てて、というのは非常に難しい点でございます。実際には、大阪府一円で違反建築というものが多うございます。実際には、監督官庁である大阪府建築指導課の監察室においても非常に苦労をしているのが現実でございます。
- 18番（赤阪和見君） そういう状態の中であなたのところが委託をやっているわけですから、その点をはっきり早急な連携を取り合った中での指導、進捗状況をわれわれ議会に教えていただきたいと思います。
次に、墓地の建築確認が出ていないとおっしゃいましたね。もう一度確認しますが、すべてに出ておらないんですか。
- 開発調整課長（上出 卓君） 摊壁、ガレージとも全く申請はございません。
- 18番（赤阪和見君） うちの並河議員が油谷さんでしたか、回答書をもらいましたね。その中には「現在、法的手続をとっている」と書いてましたね。それが法的手続を取っていないんですから、あなたの文書の回答はどういうわけですか。
- 企画調整課長（油谷 巧君） 企画調整課油谷の方からお答え申し上げます。
平成5年7月12日付で王子町1120番地にお住まいの8名の方から市に対して要望が出されてございます。開発関係につきましては、法の定めるところにより手続が行われているところでございます。と言いますのは、その上の隣接する土地のことではございませんで、下に建てられた建て売りのことです。

- 18番（赤阪和見君） その点はわかりました。開発許可が出ていないということですが、それも先ほど答弁があったように市の職員ということです。市の職員は、市民のために財産を守り、市民に公平な行政をお願いし、市民のために働くのが公僕の1つの大きな目標であります。これはもってのほかです。人事はどう考えますか。その指導はどのようにされているのか。
- 市長公室次長（石本博信君） 人事課長から市の職員のことですので、お答えさせていただきます。

和泉市の職員ということでございますが、お説のとおりだと思いますが、議員さんがおっしゃってますように、われわれは全体の奉仕者として公益の利益のために勤務することは、憲法や地公法で定められているところでございます。もちろん、このことによりまして公務員に対する今後の信用、信頼の問題につきましては、公務員の社会的な地位と市民感情は切り放すことができず、常に市民からの信頼を保持しなければならないと思います。したがいまして、市の職員は職務上はもちろんのこと、職務外においても非行を行ったり、公務員全体の信頼を失うような不名誉な行為をすれば、これ地方公務員法に規定されました信用失墜行為の禁止という条項に抵触し、服務義務違反としての一定の懲戒処分の対象になり得るものでございます。しかし、御質問の趣旨からいたしますと、その行為自身が職務の遂行とは直接関係のない職員個人の行為でありますけれども、そのことが職員の信用を傷付け、職員全体の不名誉になる場合には、御指摘のように公務に対する市民の信頼を失う恐れもございます。

それでは、具体的にどのようなことがその行為に当たるかにつきましては一般的な基準がなく、健全な社会通念に基づいて個々に判断していくことになると思いますけれども、そういう場合には……。

- 18番（赤阪和見君） もう結構ですわ。市の消防署の職員が、消防という業務の中で違法建築のために非常に困っている。違法駐車で非常に困っている。その人自体が困るかどうかわかりませんが、同じような事例の中で困るものに対して違反ということは、服務上もあるのではないかといううがった見方もできるわけです。私はそこまで申しませんが、考えてくださいよ。「市の職員やったらあんなことができるのか」と言われると、われわれはどきっとしますよ。「そんなことないよ、ちゃんとしたるよ」とうそでも言わないしようがない、現実はね。だから、結局は、行政とは、本当に相手を思う心がどこまで入っていくかということでしょう。その点から考えれば、これは非常に残念としか言いようがありません。しかし、こういうことが起こったが故にこの問題が出てきた。それでは、次に変えていこうじゃないか、というのがわれわれ議会ではないですか。議員と理事者、また、市の職員が一体となって市民の財産を守り、市民に対する公平な行政を行い、「市に任せておいたら間違いない」と言われるよう

な市をつくるためにこの議会があるのではないでしょうか。そのために私はやっているんです。その点をよくお互いに肝に銘じながら1つひとつの行政運営をしていただきたい。総論的にそう思います。

そこで、議長にお願いいたします。もう時間もありませんので意見だけにしますが、先ほどの開発についても、大きな行政不信が生まれているというのは、先ほどからずっと述べてきましたおりであります。その点では、先ほどの鑑定書の問題、対価の問題、さらに、238条の2におけるいろんな形の運用の仕方の問題、これは納得はできません。

そういう点では、一般質問は時間的な制限と内容的な制限もあるうと思います。議会という中で後の委員会とかいろんな形の中で、この問題について、しっかりと理解の上に理解を重ねられるようお互いの腹を割った中で話をしながら、市民の信頼をより一層勝ち取る努力をしなければならないと思います。その点で議長に今後、こういう形の中でのお取り扱いをお願いし、私の一般質問を終わります。

○ 議長（竹下義章君） 赤阪君の一般質問は終わりました。

次に、26番・原 重樹君。

（26番・原 重樹君登壇）

○ 26番（原 重樹君） 26番・原でございます。一般質問を行います。

まず最初に、同和問題のソフト事業についてでございます。先日の9月16日に同和対策特別委員会が開かれました。それによりますと総務庁が行おうとしている生活実態調査や、あるいは同和減免などソフト事業につきまして資料が出され、報告もされました。そのときの資料や報告、質問に対する答弁によりますと、本年度平成5年11月に同和地区の実態調査をするということで、対象地域は、地財特法2条第1項に規定する地域、つまり、環境改善整備事業の指定地域42.36haと丸笠、和泉第一団地、新開地周辺ということですが、そのうち総務庁は5分の1程度を抽出して実施をするようあります。調査の内容につきましては、まだ総務庁から示されてないので詳しくはわからない、ということあります。

ところで大阪におきましては、3年前の1990年5月に5分の1でなく全世帯の生活実態調査が行われ、翌年91年（平成3年）に本市でもその内容が公表をされております。これとかかわりまして質問もさせていただきたいと思います。

さらに、この11月の調査に先立ちまして、行政の方で調査するものということで地区の概況調査が既に5月に実施をされ、6月1日付でその内容を総務庁に報告をしたということあります。委員会にもほんの一部分ということですが、その資料が提出をされております。それに

よりますと、地区全体で2,269世帯、5,317名、うち同和関係は1,799世帯、4,141名で混住率は77.9%になっております。

また、委員会でも要望しましたが、地区の概況調査ということで総務庁に提出した資料すべてを明らかにしていただきたいということで改めて要望をしておきます。特に今回は改選の議会もありますので、既にもうある資料を出すかどうかの判断でございますので、改選までには、判断をして出していただきたいとお願いをしておきます。こうした観点を含めまして数点、具体的にお伺いをいたします。

まず第1点目は、1990年に大阪府が実施した調査と、今回、総務庁が実施しようとしている調査の対象範囲は同じなのかどうか。もし、違うとしたらどこが違うのか、明確にお答えを願いたいと思います。

2つ目には、個人給付的事業あるいは減免等も含んでですが、この対象範囲はどの範囲か、という点であります。実際には、地区からの転出者ということで属人主義をとっておりますから、一言でいえば、和泉市全域だとなります。しかし、今回のこの質問は、そういった転出者は別として、今回の調査範囲で見れば、資料に出てくる地区全体なのか、同和関係ということになるのか、どちらになるのか。対象範囲についてお答えを願います。

3つ目には、提出された資料に出てきます今も言いましたが、この同和関係というのは、どういう意味なのか、明確にお答えを願います。

4つ目には、既に委員会に提出された資料は、どこが作成したものか、お答えをお願いをいたします。

次に、ソフト事業の2番目になりますが、個人給付的事業についてです。これも委員会に出された資料に基づいてお伺いをいたします。委員会では、固定資産税、国保料金の減免、それに下水道の受益者負担金の減免、水洗便所改造助成、そして、同和更生資金貸付が示されたわけですが、私は、この資料が示されるまで、下水道関係のこうした事業をしていること自体を知りませんでしたので、改めて本会議場で質問をしたいと思います。

委員会での説明等によりますと、まず、下水道受益者負担金の減免は、泉北環境が所管をしていたのを和泉市に変わったため、それを引き継いで要綱を定めて実施をしているということあります。受益者負担金の3分の2を減免するというものです。

また、水洗便所改造助成は、昭和62年から要綱を定め1件3万円の助成をしているという内容ですが、市は、劣悪な環境を改善するということで同和対策という名で特別対策をしてまいりました。その中に当然、下水道も含まれているわけですが、しかし、下水道の問題だけを言えば、一般地域がまだまだ下水道が普及していないという状況であります。それに先立ちまし

て同和地域が実施をされているのが現状であります。もちろん、これは都市基盤の整備でありますから、遅いの早いの、あるいは必要ないということではないわけですが、しかし、今の状況を見ますと、さらに、個人給付的事業までしているということは、到底、市民から見て納得の得られるものではないように思いますので、具体的に次の点を明らかにしていただきたいと思います。

まず第1点目は、下水道受益者負担金減免と水洗便所改造助成のそれぞれにつきまして、この事業をしている目的を明確にしていただきたいと思います。

2つ目には、これらを実施している対象範囲をそれぞれお答えを願います。

3点目には、それぞれについて、実施年月日を明らかにしていただきたいと思います。

続きまして、大きな2番目の開発問題について、シビックセンターと公益的施設ということです。9月24日の議員全員協議会でトリヴェール和泉のセンター整備に関する報告書の説明が、市の企画調整部によってやっていただきました。本市としましては平成元年2月、独自にシビックセンターの内容についてまとめてきましたが、その後は、議会などの答弁でも公団の案が出ていないから、という理由で公益的施設などの具体化を先送りにしてきたわけであります。今回、それが出てきたという思いで24日の全員協議会に参加をさせていただいたのですが、このときは住都公団も来ていませんし、報告書自体も公団のものでないということで疑問に思い、今回の質問をさせていただくということであります。

まず第1点目、9月24日の全員協議会になぜ公団が来て説明しなかったのか。市は、公団に出席の要請をしたかどうか、この点についてお伺いをいたします。

2つ目には、この報告書はどこが責任を持つものか、という問題であります。今まで本市は公団との折衝、公団のシビックセンターの構想ができていないということで、議員や市民に対して明確な答えあるいは具体案を示してこなかったわけですが、今回、示された報告書は「財団法人都市未来推進機構」となっており、全員協議会での答弁でも、建設省の外郭団体である財団法人の都市未来推進機構がまとめたものということですが、それならば、この報告書の内容はどこが責任を持っているのか、ということであります。実際、公団が責任を持つというのか。それとも、ただただ関係者が集まりましていろいろ意見が出る中でそれをまとめてみただけのもので、最後までの責任は負えるものではないという報告書なのかどうか。報告書の責任の所在について明確なお答えをお願いします。

3つ目には、これは2番目の内容とほぼ一致しますが、本市としてはこの報告書を基礎に、あるいは指針にして行政施設とか公益的施設について12月までにこれを具体化していく、というふうに協議会で答えられておりましたが、この報告書は、市が基本とするもの、指針とす

るものなのかも合わせて3番目としてお答えを願います。

最後に4番目ですが、報告書の内容を見ると、各ブロックにこういうものを張り付けるとか、実に大まかな構想はあるが、具体的なものはほとんどない。特に行政施設につきましては、平成元年に本市がまとめたものより何1つ具体化していないというのが私の感想であります。行政施設、公益的施設には、平成元年に市が案をまとめて以来、議員や市民からいろいろ要望も出されました。公団の案ができていないということで、先ほども申し上げましたように具体化を先送りしてきたわけですが、今回の報告書が、今まで議会でも答弁してきた、そして、待たせてきた答えというように考えているのかどうか、その点、明確なお答えをお願いします。

以上ですが、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○議長（竹下義章君） ここで、3時まで暫時休憩をいたします。

（午後2時35分休憩）



（午後3時00分再開）

○議長（竹下義章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。原議員の質問に対する理事者の答弁を願います。

○総合調整課長（藤原包正君） 今年11月に総務庁で実施されます同和地区実態把握等の調査についての御質問に対しまして、同和対策部総合調整課藤原よりお答えいたします。

まず、第1点目の平成2年度に行われた同和地区生活実態調査と同じ範囲で行われるのかどうか、という御質問でございますが、今回の調査の目的といたしましては、これまでの地域改善対策事業の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識について把握するための調査でございます。

今回の調査対象範囲は、地域改善対策事業地域すなわち和泉市環境改善整備事業区域42.36haと和泉第一団地、丸笠団地、旭町新開地周辺を対象といたしております。

なお、前回は、今回の調査対象区域に加えまして、周辺の同和関係者を対象といたしております。

それから、第2点目の同和関係者の把握についてどうか、との御質問に対しまして、地区全体の人数は5,317人、うち同和関係者の人数は4,141人と、差は、1,176人でございます。それで住民基本台帳をもとにしながら同和関係者の人数を把握するため、和泉地区協、地区内精通者の意見を聞きながら市において作成したものでございます。

それから、第3点目といたしましては、同和関係者とはどのような人を言うのか、との御質問に対しまして、同和関係者とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層

構造に基づく差別により、経済的、社会的、文化的低位の状況に置かれた方でございます。

第4点目といたしまして、責任の所在との御質問でございますが、和泉市で作成いたしてございます。

以上でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 下水総務課長（中野裕幸君） 下水道負担金の減免及び水洗便所改造助成の御質問に対しまして、下水総務課中野からお答えいたします。

まず、下水道受益者負担金の減免制度でございますが、これは昭和62年度の下水道の供用開始に合わせ、当初、泉北環境整備施設組合において受益者負担金の徴収を開始したものであります。平成2年度に本市への移管に伴い、同和対策の一環として、他の減免制度を勘案して本市においても引き続き減免制度を設けたものであります。

本制度の対象者は、主として環境改善地域内の受益者で、和泉市同和事業促進和泉地区協議会の推薦を得た者となっております。

減免の内容としましては、賦課金額の50万円以下については3分の2、50万円を超える分については2分の1で、50万円を減免額の限度としております。

実施時期につきましては、平成2年度から実施をしてございます。

次に、水洗便所改造助成制度でありますが、本制度につきましても、同和対策事業の一環として主として環境改善地域内の家屋の居住水準の向上を図り、衛生的な居住環境にすべく、汲み取り便所を改造しようとする者に対し助成をするものであります。

本制度の対象者は受益者負担金の制度と同様、主として環境改善地域内の家屋の所有者で、地区協議会の推薦を得た者となっております。

助成の内容としましては、1件につき3万円の助成を行っているものであります。

実施時期につきましては、先ほどの供用開始の時期であります昭和62年度から実施をしております。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 施策推進室長（辻井正昭君） 施策推進室の辻井から御答弁いたします。

1点目につきましては、この報告書作成に当たっては、昨年6月にシビックセンター整備委員会を組織し、委員会においてシビックセンターの整備構想について調査検討を重ねてセンター整備の構想がまとめられ、公団より提示されてまいりました。市といたしましてもこの構想を基本に取り組む観点から、担当部局の企画調整部より報告をさせていただいた次第であります。

す。

2点目につきましては、トリヴェール和泉センター整備に関する委員会は、先ほど申し上げましたように昨年6月に発足し、広域的なまちづくりの視点から、また、トリヴェール和泉地区的地区センターの視点から、商業業務、公益的施設のあり方とその整備に係る諸問題について、総合的に調査検討を行うことによりシビックセンター整備の促進を図るとともに、和泉市における副都心核の形成に資する目的で、住宅都市・整備公団は、建設省の外郭団体である財團法人都市未来推進機構に委託し、つまりセンター整備委員会を組織して協議を重ね、今回、調査の結果を報告書としてまとめ上げたものであります。

この都市未来推進機構は、センター整備委員会の調査、資料提供、取りまとめ等の第三者機関としての事務局であります。

御質問の報告書そのものの責任については、今後のセンター整備が、本報告書の構想に沿って促進を図ることが基本であり、したがって、事業主体である住宅・都市整備公団でございます。また、今後の事業実施計画段階においては、本市と協議を重ねた上で事業推進をするよう図ってまいりたいと考えております。

3点目につきましては、市といたしましても今後の事業推進上、本報告書を基本として取り扱っていく所存でございます。

4点目の質問につきましては、去る9月24日の全員協議会で報告いたしましたように、12月議会をめどに内容を報告させていただく予定でございますので、何とぞ御理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 26番（原 重樹君） 問題が分かれていますので、まず、同和問題の調査問題について再質問をさせていただきます。その前にちょっと聞き漏らしていたら申しわけないのですが、個人給付や減免を受けるときには、いわゆる同和対策特別委員会に出していただいた資料の中の地区全体がその対象になるのか、あるいは同和関係者なのか、という点について答弁がなかつたように思いますので、先にお願いしたい。

○ 総合調整課長（藤原包正君） 同和関係者ということでございます。

○ 26番（原 重樹君） 屬人主義ですので、同和関係者ということだと思います。先ほど、計算していただきました地区全体の5,317人のうち同和関係者4,141人、その差1,176人は対象に入らないという意味で理解をしておきたいと思います。

そこで質問ですが、同和対策特別委員会では、私も前に挙げ、答弁でも挙げていただきましたが、世帯数、人口について挙げられるのは、和泉市で初めてなんですね。今まででは、こうい

う数字を挙げること自体が差別だということで挙げてませんでした。これは初めてという点で評価をしたいと思います。私も委員会に行ってましたが、そのときにこの数字自体がいとも簡単に出てきたというニュアンスで聞かせていただきました。こういうのは簡単ですが、というお話で出てましたが、私は、そのとき正直言って不思議でした。それは何かと言えば、この同和関係なんです。

先ほどの答弁で言いますと、経済的、社会的、文化的低位がどうのこうの、何やわかったようなわからんような、それやったら何もこんなものをしなくてもいいじゃないかとう感じがしますけどね。それだけでやっているのか、という気がします。しかし、それを見付けださなければいけない。出された数字というのは分けてありますからね。これは実際やろうと思えば大変な作業なんですね。5,000人の中から選ばなあかんとなります。そして、4,000人を選んだわけですが、そういう作業がいとも簡単にできたという感じでした。これは3年前の90年に調査をしたのでできたということもあるでしょう、と私は勝手に解釈したんです。そこで、こうした名簿を市は持っているのかどうかが第1点。

それから、今回の総務庁の調査でも全対象地域の同和関係世帯の世帯主名簿を作成、というようになっていますが、これは世帯主名簿をつくらないと調査にならない、混住率などは出てきませんわな。だから、調査にならないということなんでしょうが、市が、そういう名簿をつくることは問題はないのかどうか。委員会では、上にあげてない、いわゆる府への報告、総務庁に名簿そのものをあげるわけではないので、と言われていたように思います。私が問題にするのは、市が名簿をつくることは問題ではないのかどうかという、その辺の基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

- 同和対策部次長（門林良治君） 同対部門林からお答えいたします。

第1点目、90年調査時点での名簿を持っているか、という御質問でございます。一応、90年時点での調査名簿につきましては、廃棄処分をいたしてございます。役目は終わってござります。

そして今回、名簿作成については問題はないのか、という御質問でございます。この調査につきましては、総務庁の方で統計法上での届け出がなされてございます。それに基づく基礎調査ということで指示があったものでございまして、違法ではないと存じております。

- 26番（原 重樹君） 総務庁から言われたから違法ではない、という話ですが、私が質問しているのは、差別に当たらないのか、という観点で聞いてますのでね。違法とか違法ではないという意味ではありません。その辺、今までの主張に比べていかがでしょうか、ということです。同時に1990年の実態調査のときの名簿は役目が終わったので廃棄した、とおっしゃいまし

た。それでは、今回の6月1日で出された分というのを改めてつくったのですか。

○ 同和対策部次長（門林良治君） 先ほどの御答弁はちょっと観点が違っていたかもしれません。統計法上の届け出がなされているということと、あくまでもプライバシーの問題につきましては、私ども同対部で作成いたしまして厳重に保管し、府の方からも保管状況を握っているということでございます。そして、調査が済んで一定期間が経過しましたら、また廃棄処分という形になります。

それから、もう1点の今回の名簿はどうしてつくったのか、ということでございますが、先ほどの課長からの答弁にもございましたように、住民基本台帳をもとにしながら同和関係者の人数の把握につきましては、和泉地区協と地区内精通者の意見を聞きながら市において作成したということでございます。

○ 26番（原 重樹君） まず、名簿は持っていない、廃棄処分にした、あのときは全部府の方にあげたので、府の方でもそうした、これは3年前の話ですよ。だから、改めて今回、6月1日付で出された資料は、つくり直したことになるんですが、これは地区全体で2,269世帯、5,317人を地区協に見せ、そこから1,799世帯、4,141人を選び出してもらったということになるわけですね。それを答えてください。

○ 同和対策部次長（門林良治君） あくまでも同対部、市の方で地区協の意見を聞きながら行っております。

○ 26番（原 重樹君） 90年のときの名簿は持っていない、と言うてるわけや。5,000何ぼというのを地名でわかりますわな。コンピューターを弾いたらすぐや。僕が問題にしているのは、「同和関係というのはどうして選んだんや」ということです。あなたの今の答弁では「市の方でつくった」ということですね。そして、地区協からいろいろ意見をもらったというわけです。市の方でつくれるわけやね。要するに4,141人を市の方で選べるという見解、それはそれでいいんですよ。

○ 同和対策部次長（門林良治君） もちろん、地区協の意見の中には、地区協での所持の名簿も含めての意見ということでございます。

○ 26番（原 重樹君） ちょっと明確にしてほしい。わかりますか、言うてることがね。僕が言っているのは、市はもう名簿は持っていない、廃棄処分にしてね。それなら、今までの道理からすれば、市が選び出し持っていたりしたのは、それは差別に当たるんだという基本的な考え方できました。だから、今回は一からやり直しですがな。6月1日に総務庁に出したこの数字はね。今までの状況からしたら、そういうふうに理解できますがな。ところが、今のあなたの答えは違うわけです。市の方でもつくっているんですよ、そういう答弁に聞こえますよ。

一定、市の方でもつくっているのか、もうつくったのか。それとも、地区協に見せてゼロから選び出したのか、どちらですか。

- 同和対策部長（森 利治君） 同和対策部森からお答えを申し上げます。

先生が御指摘の前回の調査の件につきましては、その目的が既に果たされたということで廃棄処分にしてございます。今回の総務庁の調査につきましては、統計法に基づく調査ということで一からのスタートというのは間違いないわけです。合わせまして、その5,100人のうちから同和関係者を選ぶ、この人はどうか、というのは、市の方では一切できません。これにつきましては、地区協なり地元精通者の意見も聞きながら、あるいは協力しながら一定、その同和関係者なるものの名簿をつくっていったという状況でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

- 26番（原 重樹君） 先ほどの門林さんの答弁は、正直言って実態だと思いますが、公式的には、今の部長の答弁だと思います。そこでいろいろやり取りはあるにしても、全部地区協に見せるわけですわ。地区協というか地区精通者というか、そういうところに全部2,269世帯、5,317人を見せないことにはできませんわ。

しかも、ここにもう1つ、たまたまこの表に出てきているのが生活保護受給状況というのがあるんです。これが地区全体で355人ですか、そのうち同和関係が226人というものが出ていて。これはほんの一部分と言いますから、まだこういうものがたくさんあるんだろうと思いますが、とりあえずこの生活保護の分だけが出ています。こういうものを全部地区協に見せなければできない資料ですよ。あなた方が市でつくれる、と言うんなら別ですよ。しかし、市でつくれない、と言うわけですから、見せなければできない。しかし、見せることは、プライバシーの保護からしたらどうなるんですかということです。いかがでしょうか。

- 同和対策部長（森 利治君） ただいまの生活保護率なり人口の構成比率につきましては、これは特別委員会でも御説明申し上げましたように、6月に実施した地区概況調査はこういうものですよ、と一部御参考いただきため、表紙と人口の御指摘もあったので、人口分と合わせてお示しをさせていただいたということでございます。この地区概況調査につきましては、先ほど申し上げましたように、地区協なり地元精通者にはお示ししておりません。これはその調査の目的外に使用することはできませんので、その数字については、あの部分以外は、一切他には示しておらないという状況でございます。

名簿など同和関係者の選別につきましては、6月1日現在の住民基本台帳をもとにしながら作成していくことになってございますので、その点では、地区協なり地元精通者の協力を得なければ、われわれとしてはできない作業でございますので、その点の一定の御協力はいただい

たということでございます。

○ 26番（原 重樹君） そうしたら、生活保護の同和関係者というのはどうして選んだんですか、ということになるんですよ。生活保護の受給状況の地区全体の数が出て、そのうちの同和関係が出てるんですよ。その同和関係はだれが選んだの。

○ 同和対策部長（森 利治君） まず最初に、地区全体の住民基本台帳の中での同和関係者について地区協の御協力をいただきながらつくる。その中で現在、地区内の同和関係者の中でどれだけの方が生活保護を受給されておられるかということのチェックを同対部としていたしまして、それでもって人口比率の割合を出していくという、順序としてはそうなるわけです。その住民基本台帳の名簿の中から生活保護受給者がどれかこれがという作業にはならないと考えております。

○ 26番（原 重樹君） これは比率を単純に掛けただけの数字ですか。

○ 同和対策部長（森 利治君） これは事務手順の話でございます。まず、全体の地区住民の中での同和関係者、それをわれわれが作成いたしますと、そのうちでの生活保護の受給者がどなたであり、何人おるかということがわれわれなり、市としての努力によりまして一定の人数を把握する。そして、4,000余名の中の生活保護受給者の人数が出てくるということで、そういう形での算定を持っていくということになるのでございます。

○ 26番（原 重樹君） こればっかりやっているわけにもいきません。こういうふうにぱっと詰めていくと矛盾が出てくる。なぜかといえば、本来はもっとやりたいんですが、われわれの努力によって生活保護受給者の算定をした、ということですが、90年の調査は全部廃棄しているんですよ。もうないんですよ。どこが出したかと言えば、これは保護の方で名簿を全部あなたのところに出したわけよ。それしか方法がないですがな。保護の方から出てきたものをあなたの方で全体の人口から割り出すしか、出てくるはずがないでしょう。こんな馬鹿な話はない。そういうことからすれば、地区協、地区精通者、もっと言えば部落解放同盟ですが、そこに本当にプライバシーも何も超越したような権限を与えてるんですよ、今のやり方というのはね。逆に市ができれば問題ないですよ、皆さんのが守秘義務を持っているんですから。そういう問題がありますよ、ということ指摘したい。

同時にもう1つは、今回、総務庁の調査がやられるということでこの名簿をつくるということですが、その考え方としては、終わればすぐ廃棄処分にしていくので問題がないということですね。つまり、名簿をつくることができるんですよ。調査だろうが何であろうが、とにかく4,141人の名簿をつくれるわけです。地区協の協力をもらおうが何しようが、つくれるんですよ。

それでは、ここで1つお伺いをしますが、個人給付的事業の判定は和泉市ができないということで地区協、地区の精通者に任せている。しかし、名簿をつくれるんなら判定できるじゃないですか。その辺はどう考えてますか。

- 同和対策部次長（門林良治君） 個人給付的事業の名簿についても市ができるのではないか、ということでございます。もちろん、今回の調査につきましても、先ほども申し上げましたような形で住民基本台帳をもとにしながら、地区協、地元精通者の意見を聞きながら作成したという経緯がございます。

それから、個人給付そのものにつきましても、この名簿についても統計法上のものでありますし、一定期間の後、廃棄処分が義務付けられているということもございます。また、それぞれの個人給付的事業につきましては、いわゆる各給付事業のそれぞれにより対象者が違っているということもございまして、常に住民そのものも移動をしているということで、個人給付的事業の各基準での対象者の把握の中では、一定の地域の実情に則した形での認定作業が非常に難しい。また、受給者にもいわゆる同和対策事業としての趣旨、目的を理解していただかなければならぬという形もございます。

今まで地区住民の総意を反映する機関、市の同和行政施策を推進するための地元協力者という位置付けで地区協も行っております。そういう関係もございまして、いわゆる認定作業の難易度並びに地区協の性格の問題から言って、今後も地区協を通じての認定作業という形になるということでございます。

- 26番（原 重樹君） はっきり言うてもらえそうなく、平行線だと思いますので、意見だけ言うておきます。

地区協の位置付けをしている、と言いましたが、その位置付けの仕方が悪いと言っているんです。名簿をつくることができるのなら市で判断をしたらよろしい。そうでないから、地区協、一部の精通者にするとやっているわけですよ。逆に差別に当たるからとやっていることが他の人のプライバシーを侵している。ある特定の人に全部名簿を見せなかったらそれができ上がりないということまでになるわけです。だから、逆に他の人のプライバシーを侵しているんです。生活保護受給者を選び出そうと思えば、その人らが全部見ないとできない。

だから、実に矛盾に満ちたやり方をしているというのが、今の地区協を介しているやり方なんだと指摘し、やはり原点に返って運動と行政ははっきりと分け、行政が主体性を持ってやらなければいけないということを強く申し上げておきます。

次に、下水の問題ですが、いろいろ答えていただきましたが、範囲は主として環境改善事業内と言われました。これは明確に簡単にするために端的にお伺いをしたいんですが、結局、ど

うしてやっているかの理由が知りたかったんです。範囲についても環境改善地域内が主でしょ
うが、いわゆる属人主義ですから外に出た人も、これは下水道が来なかつたらできませんが、
そういう人も対象になるということが1つ。

それと、他の個人給付的事業と同様、1つは経済的理由、もう1つは差別解消のためとい
う2つの理由で、大まかに言えば各個人給付あるいは減免をしているというのが今までの答弁で
す。結局、下水道の問題にしてもそういうことですね。まず、それを確認しておきます。

○ 下水総務課長（中野裕幸君） 今、議員さんがおっしゃられたとおりです。

○ 26番（原 重樹君） それを確認をした上で、私の申し上げたかったことは、結局、同和事
業の目的は何ですか、と聞かれれば、1つは、劣悪な環境を改善していくことですね。そういう
面から見ると、下水道問題というのはかなり、これは個人給付についてですが、かなりかけ離
れているのではないか、というのが私の意見です。

結局、同和事業そのものを進めていくということですが、62年から受益者負担金の方は泉北
環境でスタートし、水洗便所の改造助成にしても62年からスタートしているということです。

先に1点お伺いをしたいのは、水洗便所の件というのは、多分、一般地域には融資制度がある
と思います。これはいつからやっているものですか。

○ 下水総務課長（中野裕幸君） 同じく62年度から始めております。

○ 26番（原 重樹君） 下水道が泉大津から上がってきていよいよ和泉市も、となるわけです
が、その辺のスタートでいろいろあって、一般の方は融資制度を設けてトイレも改修ができる
ようにとやってきたわけです。その同時期に同和事業だということで受益者負担金は50万円を
超えれば2分の1だそうですが、3分の2にしましょう。あそこは第2負担区でしたね、380
円×3分の1でよろしいとなるわけですね。一方、トイレの方は、改修すれば3万円上げまし
ょうという制度をつくったわけですよ。私から言えば、これは新たにつくったわけですよ。

こういうことを見ますと、同じように一般地域ではスタートしたが、融資だけだったが、同
和事業ということで一般事業よりも優遇しなくてはいけない。そういうことが基本になってつ
くられている制度ではないですか。そう言われても仕方がないと思いますが、その点はいかが
ですか。

○ 同和対策部長（森 利治君） 同対部の方からお答えさせていただきます。

ただいまの御指摘に絡みます下水道あるいは貸付制度ということで62年度から適用してお
ります。環境改善整備事業ということで42.36haに事業を展開してまいっておるわけでございま
すが、和泉市の場合には、一部存地修復型（？）と申しますか、一部存地を残しまして改善策
等住宅の地区改良をしていくという手法をとっているわけでございます。その点では、地区改

良法の趣旨に基づきまして、住環境の整備、地区改良に向けまして一定、何らかの形で促進していく必要がある。まして、その存地の部分に付きましても一定、それなりの道路なり下水なりの改良が必要であろう。その観点から合わせまして同和対策としての一定の施策の導入によって、今回の下水道の制度の創設を62年度に行ったと理解をしているところでございます。

○ 26番（原 重樹君） 同和対策ですからね。確かに言われるように下水管1本を入れるにしても補助金が一般よりも多いということはありますわね。ただ、補助金は多いんだけれども、大体、70haの地域が下水道の範囲になるんですが、その人たちが全部同和減免を受けるのか、と言えば、そんなことはない。地区内でも1,100余名の人たちというのは、個人給付や減免の対象にならない。そういうやり方をしているんです。だから、同和事業そのものが、市の持ち出し、下水道関係の持ち出しが少なくなるからこういう対策ができるということでは決してない。そのことをひとついっておきたいと思います。

それから、存地の部分も一定の改良が必要だということですが、当然、そうでしょう。ところが、一般地域でも改善事業が必要なんですよ。なぜ受益者負担金を取っているかと言えば、下水道部が出している受益者負担金制度の説明の中でちゃんと書いてある。これがいいかどうかはまた別問題としましてね。平たく言えば、事業を促進させるために取っているんですね。そういう中身というのは、一般だろうが同和だろうが、どこも一緒なんです。

私が問題にしているのは、同じくしてそういう制度をわざわざつくっている中で、62年のときには、一般よりも何か新しいことが起ったわけですね、下水道という中でね。そのときは、一般よりもちょっとでもかたくさんかは別として、上乗せする施策をやっとるんですよ。そのことには当たりませんか、と言うてます。いかがですか。

そういうことが基本にあると思っているから質問をしているんです。これで何年いくかか知りませんが、新たな事業が出てきたとき、また、同和事業だということで一般と格差を付けた制度ができる。しかも、要綱でできるのでどうにでもなる。これは言わないつもりでしたが、桃太の話は、全員協議会で要綱問題でかけられましたが、この要綱は、何も説明もされておりませんし、かけられてもおらないということで質問もさせていただきました。そういうやり方では市民は納得しませんよ、と言うてるんです。これは答えがないようです。時間もないでの、結論として皆さんに申し上げておきます。

次に、開発のシビックセンターの問題ですが、責任は持っている、と理解ができるような答弁ではなかったかと思うんですが、委員会をつくってまとめ上げたものだ、促進を図る基本は公団なんだから、という言い方だったと思います。もちろん、市としてもこれを基本にやっていくということが、今回出ましたトリヴェール和泉センター整備に関する報告書という、財団

法人都市未来推進機構がまとめたという、皆さんの言葉で言えばそういうものでやっていくということです。私の疑問は、この都市未来推進機構という名前になっているんだけど、本当に公団が責任を持っていくのなら、なぜ公団の名前にしないのか、ということです。

委員会をつくって云々ということで協議をしてきたわけですが、間違いなく委員会の中では、この都市未来推進機構というのは事務局で、後は、並列なんですね。委員長に大学教授の方がおりますが、市も府も公団も並列で委員会を開いています。だから、実におかしいな、というのが私の正直な気持ちです。その辺では、一体どうなっているのかという点を御説明をお願いしたい。

2つ目には、今まで待たせてきた報告書がこれか、という話をしたんです。12月議会をめどにして出すので待ってください、ということですが、一言で言えば、市がまとめたものが平成元年2月です。そこから4年半を経過し、今までの議会答弁は先送りしてきた。

その中では、行政施設がどのようにになっているかをひとつ紹介をしておきますわ。この平成元年度につくった分の行政施設というのは「行政管理サービス系施設として市役所出張所、公害監視センター、団地会議センター、派出所1,000～2,000m²、市民センター（総合福祉センター）、図書館、公民館300～500席、5,000m²、合わせて6,000～7,000m²」と書いてます。

それが4年半後どうなったか、「行政施設、市の総合センター内で行政、文化、福祉、コミュニティ等を集積、郵便局、派出所」というのがここに出てます。規模の考え方として総合センターが6,000～8,000m²というわけです。つまり、4年半かかって何が進んだのか、ということです。12月までに本当に進むのかどうか知りませんがね。何の変わりもない、何をしていたのか、というのが質問の趣旨です。もう一度明確にお答え願います。

○ 企画調整部長（逢野博之君） 企画調整部長逢野からお答え申し上げます。

まず、公団がこの報告書に対して責任を持つのかどうか、ということでございます。この財団法人都市未来推進機構はあくまでも事務局でございまして、この報告書の冒頭、委員長が「初めに」という項でお答えを申し上げておりますが、あくまでも公団が整備委員会にシビックセンターの整備構想をまとめていただきたい、ということで、われわれもその一員として参考をしたわけでございます。

したがって、この報告書自体の目的は、この初めの委員長のあいさつで明確に述べておりますように「今後のシビックセンターの諸課題につきまして、総合的に調査検討を行うことによりセンター整備の促進を図るとともに、和泉市における副都心核の形成に資することを目的として設置されました」ということでございますので、おのずから報告書の今後の取り扱いにつきましてはお答えが明確に出ているように思います。また、私たち市としても、これを1つの

センター整備の基本として、いろいろ残された課題はございますが、住都公団との間で十分なる調整を図りながらその実現化に向かって取り組んでまいりたいと考えております。

それから、平成元年に出した市の調査でございますけれども、先生も御存じのようにあの時点におきましては、一定のこの整備促進を図っていく市の1つの考え方としてまとめ上げたものでございます。その後4年が経過をしておりますが、今回の報告書の内容、特に御指摘の公共公益施設の観点では、施設の具体名がその中から外されている、という御指摘でございます。われわれとしては、市が考え方をまとめる段階では、その具体性を持って中身を整理しておりますのは、一定のトリヴェール和泉の公共施設の整備につきまして、各原課からどのような施設が必要か、という要望書を取りまして、それを精査する中で具体的な名称を挙げ、市の方向付けとして考え方をまとめてあるわけでございます。

せんだっての24日の説明でも申し上げましたように、あくまでも具体的、最終的に一定の指向性を見出す中では、公団がまとめ上げますセンター整備構想そのものが1つの関連性を持ってございます。例えば面積的な問題、場所の問題もございます。の中では、この報告書自体が待たせてきたお答えになっているとは理解はしておりませんが、12月の段階では、この報告書を基本にして中身的な問題も含め、ある程度最低施設名ぐらいは皆さん方に御報告をさせていただきたい。具体的な年次計画等につきましては、いろいろ財政事情もございますが、できるだけ早期に整備を図っていく観点で考えていきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

- 26番（原 重樹君） 最初に、責任論の方ですが、公団が整備委員会にまとめてほしい、と言ったんだから、当然、公団が責任を持つものだとおっしゃっております。これは市がおっしゃっておりますので、かなりあやふやな話だな、それぐらいなら公団の名前にすればいい、というのが私の感想です。

この平成元年度の和泉市の分をつくったときいろいろ質問をしてます。その答えも返ってきてます。「これは一体どういうものか」と質問をしているんですが、その答えの1つに「決して公団の肩代わりをしたものではございません。公団は、公団の案ができる」とおっしゃってます。つまり、先ほどの答弁では、公団が整備委員会にまとめてほしいと言ってできたのがこの報告書です。それでは、これを見て公団がまた案を持ってくるの。公団は、新たに案をつくるのかどうか。そういうことはないですわね。そうなると、本当に責任を持っているというのはどういうことや、となるんです。

ここで責任問題ばかりをやっていてもしようがないんですが、市が、公団になり代わって答弁をするわけにもいかないでしょう。公団が来て発言をするわけにもいかない。そこで、1つ

お願いですが、市の責任で、公団にこの報告書の責任を持たせます、とはっきりと答弁をしてほしいということで責任問題は終わっておきますが、いかがでしょうか。

○ 企画調整部長（逢野博之君） 端的にお答え申し上げます。少なくともシビックセンターの整備に関してはこの報告書を基本にし、住都公団が責任を持って市との協議をもとに進めていく、ということを私が責任を持って御報告申し上げます。

○ 26番（原 重樹君） 私が、ではだめなんですね。市が、ということを申し上げておきます。担当者が変わりますのでね。そこがみそなんですで、改めて答弁は要りません。責任問題で言えば、これぐらいしか歯止めがないのでお願いをしておきたいと思います。

何も答えにならないで、言ってみれば12月に出す、ということですが、もう1つここで答弁があった中身を紹介しておきます。元年度につくったトリヴェール和泉シビックセンター構想検討調査について、「本市なりの構想を描いた」ということで、「市の案として公団と協議をしたい」とおっしゃってます。今、これが答えではないから、都市未来推進機構がつくった報告書は今まで待たせた答えにはならないのだから、12月に出すということです。元年度に言っていることと今言っていることはどこが違うんですか。全く同じですよ。また、公団と協議をしなければあかんのでしょうか。協議はしなくていいんですか。

例えば一番問題なのは、今回、6,000～8,000m²となってますが、和泉市の方は6,000～7,000m²となってます。行政施設、公益的施設だけをとらえてみれば、結局、公団にも他のところにもこの6,000というか7,000というか、その辺を認めてもらっただけが違うんですね。それに4年半かかっている。こんな馬鹿なことがあるか、振り出しに戻ってしまいます。

その中では、結局、何も進んでないのですが、この6,000～8,000の平米単価は幾らということはもう決まっているんですか、基本的な問題としてお聞きをしたい。公団と協議することはないですか、という例です。

○ 企画調整部長（逢野博之君） 具体的な施設内容、面積的なもの、施設名も含めてですが、先ほど、12月ということを申し上げました。この土地自体についても、公団との価格の折衝もございます。いろいろ残されている問題はたくさんございます。単価的なものも、今の段階では決まったものはございません。

それから、先ほど、私が申し上げました「待たせてきたきた答えにならない」という解釈は、少なくとも公共公益的施設に関しては、市サイドで整備をする問題でございますので、その点でこの報告書を基本にして具体化を図っていく観点から、この報告書自体が、4年間待っていただいた答えにはなっていない、とお答え申し上げたものでございます。

○ 26番（原 重樹君） 最初に言いましたように、元年度にこれをつくったとき、単価的なも

のも含めて本市なりに構想を描いて公団と協議をしていきたい、ということですが、何も進んでいないという状況です。この平米単価が10万円になるか100万円になるか知りませんが、これから公団との折衝でしょう。これの額によって上物も含めて全然違ってきますよ。また、年次も全然違ってくるでしょう。そういう基本すら何も公団と話が付いてないというのが今の実態だと認識していただきたい。

市サイドで整備をしていくものだ、とおっしゃいましたが、当初は、そんなことは言つてない。公団と協議をして4年間きたはずだと私たちは思っていました。今度は市がやると言う。ここには、確かにいわゆる行政がおカネの問題も含めてやるのが望ましい、と書いてます。だから、そういうことが決められただけの話なんですよ、今回の報告書はね。

それでは、12月にはどういうものが出てくるのかとなります。今、ちょっと出ましたが、具体的な公共施設の名前などは、というように聞こえました。ただ、それが何平米でどのぐらいか、というところまでは出ないわけでしょう。行政施設、公益的施設の基本構想的なものしか出ないということでしょう。個々のものを聞くと答弁できないでしょうから、その辺のニュアンスについて、どんなもんや、ということだけ言うてください。

○ 企画調整部長（逢野博之君） 御指摘のとおり12月の報告の内容については、一定、この報告書に基づく公共公益的施設のゾーニング的な面が決まってまいりましたので、その内容を踏まえての一定の市としての必要な施設名ぐらいはきちんと位置付けをさせていただきたい、ということでございます。建設年次とか規模などは、その時点では、今後の検討課題とならざるを得ないと思っております。

○ 26番（原 重樹君） そういうことでしょう。そんなものは、この4年半の間に何ばでもできたはずなんですよ。各課から市としてどの程度のものが必要になるという話は出てきているはずなんですよ。そのもとは、既に元年度につくってあるんですよ。それを相手さんもあることやからということでこの4年間、待たされてきたんです。そして、12月と言うが、その12月もどうも具体的なものは出てきそうもない。あの24日の全員協議会で赤阪議員が質問をされました、「具体的に出します」と言いました。ここで聞いている圧倒的に多くの人は、かなり具体的なものが出てくると思ってますよ。私もそう思いました。

もう意見だけにしておきますが、こういうような誤解を生むような答弁とかその場逃れの答弁は、相手さんがいるからいろいろ事情はわかりますが、そういう答弁は今後は止めてほしい。でないと、今か今かと12月を期待して待っているんですからね。ところが、出てきたのを見て「これは何や」という話に絶対になりますよ。今の段階も含めて正確に言うていただきたい。これは何も今回のシビックセンターに限ったことではありません。全体について申し上げてお

きたいと思います。

同時に今までの答弁に責任を持つということで言えば、例えば教育委員会が図書館問題で中央丘陵に必要だと言った。あるいはまた、博物館が必要だと言えば、収蔵庫も必要になる。そして、中央丘陵内で出たものだから別口で公園にもらわなあかん、と市長、あなたが答弁したはずです。それだけではないが、いろんな答弁に対して、今後、責任を持ってもらうことが重要だと思います。その点は強く申し上げて終わります。

○ 議長（竹下義章君） 終わりました。

次に、21番・辻 正治君。

（21番・辻 正治君登壇）

○ 21番（辻 正治君） 21番公明党の辻 正治でございます。通告によりまして、趣旨説明をさせていただきます。

今、日本は高齢化社会に向かって非常な速さで進んでいることは、だれもが知っていることです。今年の敬老の日の前日、高齢者に関する各種の調査結果が総務庁から発表されました。それによると65歳以上の高齢者人口は1,687万人、総人口に占める割合は13.5%で過去最高を記録したそうです。

本市の調査でも、今年9月1日現在で1万4,893人で人口の9.8%となっております。これら高齢者の方々の単身世帯や夫婦2人世帯も増え続けており、特に1人暮らしの方々は、65歳以上の約10%に近い1,300名になっています。さらに、老人世帯が2,401世帯とますます増え続けているのであります。お年寄り世帯では、生活費支出の債務が進み、先行き不安を示しているのであります。しかも、今後、急速に65歳以上に到達する方を推計すると、2010年には、20%を超えるとも言われています。

厚生省が進めるゴールドプラン、高齢者保健福祉推進10カ年戦略と市町村版の老人保健福祉計画の樹立と実施が極めて重要であります。特にその中でも、在宅福祉の充実が重要課題であります。本市では、平成12年、西暦2000年を目標年次に掲げて福祉計画を立てられてはいかがですか。その具体化は、どのように措置されようとしているのか、いまだ不確であります。

そこで、お伺いいたします。第1に、行政体制の確立はいつまでに整備しようとしているのか。

第2に、調査研究の具体的な推進はいつごろから始めようとされるのか。

第3に、福祉サービスをすべての市民を対象に供給し対応する、と述べられているが、その

実施の方策と樹立はいつから実施に入るのか。

第4に、財源の確保や推進の実現化のため、施策ごとの実施目標を明確にすべきであると考えるが、どうでしょうか。私は、少なくともホームヘルパーの確保が図られ、12、3回は訪問できるようにしなければならない。日帰りで介護を受けられるデイサービスを気軽に買えるようにならねばなりません。

また、特別養護老人ホームの入所待ちが解消されるのか。悪くとも1週間か2週間待って入所できるようにならなければならない。そのような福祉の代表的な施策の充実や拡充の支えなしでは、在宅福祉は決して成り立たないものと主張するものであります。

先日もある病院へお見舞いに行ったところ、その方がこんな話をされておりました。「お年寄りの多くは病院のベッドの空くのを待っています。すなわち、だれかが死ぬのを待って順番に入院してくるのです。寝たきり老人が250名と聞いております。私もそのうちの1人ですが……」と寂しそうに語っておられました。在宅療養のお年寄りを抱える家族の負担はいかばかりでしょうか。今、市民のニーズの1つはこれではないでしょうか。私は、市民ニーズの強いところに予算を多く注ぎ込んでいくのが第一義だと考えますが、いかがでありますか。

それに関連して前回の一般質問でも健康医療、在宅介護など可能な範囲の実態調査を行っては、と提言いたしました。在宅介護は、高齢化が進めば進むほど大きくウエートを占めると思います。極端に言えば、病院は、治療はいたしますが、介護はいたしません。家族が面倒を見るか、家政婦にお願いするしかありません。それは大変な出費でございます。経済的な過重を来してくる家庭もあります。この点をお年寄りを抱える人のみならずともだれもが一度は不安を抱き、悩む点であります。在宅介護に対するサービスは、今や市民の大きなニーズであります。福祉の理念といたしまして、ノーマイゼーションやインテグレーションなどの考えも強調されつつある昨今、市といたしましては、大所高所に立ちまして福祉の充実に取り組んでいかれると思いますが、特に在宅福祉により多くの予算を注ぎ込むべきであると考えますが、御所見をお願いいたします。

次に、私は、お年寄りの方々のために福祉バスの運行について提案し、強く実現を要望いたします。いまだかつてなかった長寿社会と言われていますが、健康で長生きをしなければその意味はありません。施策福祉と在宅福祉を結ぶパイプとしてどうしても必要なのが福祉バスであります。車社会と言っても、お年寄りは自分で運転することもできない。運転ができる人でも危険が付いて回ります。一方、定期バスの南海もその運行は限られた路線であり、日中は運行も少なく、また、バス停留所まで出るのが時間がかかる地域がほとんどです。デイケアやサービスを受けるため福祉会館や市民病院に出かけるには、その交通手段が絶対に必要であります

す。

私のよく知っているお年寄りの方が、「ぜいたくかもしれません、週に一度でも家族の世話をならずに病院に行ったり、福祉会館に行けたらいいんやけど」と気が引けるような言葉で話されておりました。しかもまた、遠慮がちに話してくれていました。地域の中で工夫をして日常楽しく過ごせるための老人集会所も校区ごとに一応、準備されていますが、その会場への集いも、ごく近所の方々しか利用できないのが実情であります。また、障害者や介護の人たちも、その交通手段には大変困っているのであります。バス利用やタクシーサービス等も含めて福祉バス運行の実現を鋭意図っていただきたいであります。

各市におきましても、既に実現を見ているところが随所にあります。藤井寺市や交野市、枚方市を始め東大阪市、八尾市、近隣では岸和田、泉大津、高石は既に次年度より実施化が予想されていると承っております。創意と工夫をこらし、本市の実情を踏まえ、福祉バスの運行実現に向かって検討準備を進めていただきたいと強く要望し、御答弁をお願いいたします。

次に、救急業務についてお伺いいたします。だれもが生身の体である以上、いつ、どこでどんな急病になるかもわかりません。また、交通事故を初め災害に遭遇することは予測もできません。必ず起き得る社会の構造になっています。

本市の救急出動の現状をお聞きいたしましたが、年間3,276件、1日平均8.95件と承りました。ここ数年、増加の傾向にあるということであります。

最近のマスコミ報道では、全国の救急出動の分析の中で現場への到着所要時間は平均7分ということがありました。大都市圏の東京、大阪市内では5分以内だそうです。本市の場合でも7分と承っています。交通事情や遠距離という条件の中で頑張ってくれていることは存じておりますが、今後のことを考えますと不安を感じます。高齢化が進行する中で3次救急が増加することでしょう。何よりも人口増を踏まえ、また、中央丘陵の開発や地域の道路状況を考えますと、複数の救急拠点がぜひ必要であります。また、救急車の増加も絶対確保すべきであります。消防当局の今後への取り組みについてお伺いいたします。

また、昨年来実施されている救急救命士の育成と確保についてどう取り組まれているのか、お尋ねいたします。

第3には、救急業務の充実について不可欠なのは、医師、病院との綿密な連携であります。救急業務の最低1割は、2次、3次の救急業務と言われていますが、現状の対応はいかになっているのでしょうか。この点の充実についての御所見をお示しください。

救急業務は今、量から質の時代となりつつあると承っています。本市の場合は、質量ともその拡充が必要であります。市当局の決意と熱意をお伺いいたします。

私の質問の趣旨説明を終わらせていただきます。答弁の内容によりまして再質問の権利を留保させていただきます。御清聴、まことにありがとうございました。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁を願います。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 第1点目の福祉についての在宅福祉関係並びに福祉計画に関する分野につきまして、老人障害福祉課金谷からお答えを申し上げます。

最初に、福祉計画の関係でございますが、福祉計画の第5章で行政体制の充実あるいは調査研究の推進、すべての市民がいつでも必要に応じて利用できる福祉サービスの樹立についての御質問でございますが、その開始時期あるいはいつまでに行うかの点につきましては、本計画は平成12年、西暦2000年を目標といたしております。その具体的な実施時期につきましては、和泉市の総合計画の実施計画、これは毎年、ローリングを行っておりますが、その中で順次、明らかにしてくものでございますので、御理解のほどをお願い申し上げたいと存じます。

もう1点お尋ねの在宅福祉サービスの充実のための財源の投入、重点的な財政対策につきましては、ますます進行する高齢化社会への対応策として、例えば前年度でありますならばデイサービス施設の整備あるいは本年度でありますとその運営費用等、市民ニーズに対応して順次、充実をしていっているところでございます。

特に本年度中に策定をいたします老人保健福祉計画においても、これは平成11年を目標にする予定でございますが、その中で平成11年における高齢者保健福祉ニーズを算定し、その実現に向かって必要な財源の投入をしていくということでございますので、御理解をお願いしたいと存じます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 福祉事務所次長（松尾 守君） それでは、福祉バスの運行につきまして、総合福祉会館の松尾からお答え申し上げます。

総合福祉会館を初めとする市内の公共施設と市内各地域を結ぶ高齢者向けの福祉バスの件につきましては、以前から他の議員さんからも御質問があったところでございます。議員さんが御承知のとおり、本市内におきましては、公共交通機関の1つといたしまして私鉄バス（南海バス）が運行されてございます。お尋ねのように市が無料で福祉バスを走らせることになりますと、やはりこの現実を勘案いたす必要があります。私鉄バスと福祉バスが競合するということがございますので、これをどう調整するかという大きな問題がございます。

また、仮に福祉バスを運行することになりますと、本市は非常に広い面積を有しておりますことから言いまして、やはり複数のバスが必要かと存じます。また、利用者が高齢者でございますので、運転手のほか1名の介助員の添乗も必要になってくると考えております。それらの

人材の確保とそれに伴います財政負担も大きな問題となるかと存じます。

議員さんが御指摘の在宅の高齢者の社会参加を促進する重要性は私どもも深く認識しているところでございますが、ただいま申し上げました難しい問題もございますので、何とぞ御賢察くださるようよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 消防本部次長（池野 透君） 救急業務に係る 3 点の御質問について、消防本部池野よりお答えを申し上げます。

まず、1 点目の複数の救急拠点と救急隊の増加についてでございますが、現在、本署と池田分署に救急隊を配置しており、本署 2 隊、池田分署 1 隊、計 3 隊により救急需要に対応しております。

救急隊の設置は消防力の基準により定められており、人口 5 万ごとに 1 隊を配置し、人口 15 万を超える市町村にあっては、3 隊プラス以後おおむね人口 7 万ごとに 1 隊を加算し、配置するものでございます。このことから現在の 3 隊の配置が適切であろうかと存じております。

次に、救急救命士の養成状況と取り組みについてでございますが、現在の救急救命士の数は 2 名でございます。

なお、月が明けまして 3 日に行われる国家試験を受験するものが 1 名、また、その翌日の 4 日より 6 カ月間、府立消防学校における養成講習に 1 名を派遣する予定であり、来年度以降については、国、府の養成講習割り当てに応じて積極的に派遣し、人的施策の整備に努めてまいり所存でございます。第 3 点目の 2 次、3 次救急対応と充実についてでありますが、このことについては、救急業務に携わっていく救急隊と受け入れていく病院側との両面的な要素がございます。救急隊については、救急救命士が乗り込んだ高規格救急車が 1 日も早く全隊に及ぶことに尽きようかと思いますが、先ほどの救急救命士の養成についてお答え申し上げましたとおり、年次的事業として積極的に推進してまいりたいと存じております。

なお、この間におきましては、従来の救急隊員に再教育を行った 2 課程終了者が行う応急処置拡大 6 項目をフルに活用した救急業務、それとともに市民啓発を推進し、救命率の向上に努めてまいりたいと存じております。

また一方、受け入れ側の病院についてでございますが、幸い、本市においては救急業務に深い理解を示され、6 病院が救急告示病院として受け入れをしていただいており、2 次救急については、眼科、耳鼻咽喉科等特殊科目を除き管内で 100% フォローできているのが現状で、かつ 3 次後送についても、近隣の大坂狭山市にございます近大付属救急救命センターを初めスムーズな運用ができるのが現状でございます。

なお、先生が御指摘のように救急隊と医師、病院相互の信頼関係が非常に大事でございます。このことにつきましては、9月9日の「救急の日」をメインに毎年、市医師会理事会並びに救急告示病院、医師の方々との救急懇話会を開催しているほか、救急告示病院と救急隊との懇話会も隨時開催し、綿密な連携が図れるよう努めてございます。

以上のとおりでございますが、いずれにしても多種多様な救急事案でございます。今後、より一層市民の信託にこたえられる救急業務活動を充実してまいる所存でございます。何とぞよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 21番（辻 正治君） 今の在宅介護と福祉バスの件について、まず、在宅介護について、特に先ほど趣旨説明をさせていただきましたが、在宅で痴呆性老人とか寝たきり老人の介護をされている方の負担について厳しくお尋ねをしているわけでございます。

先ほど、質問の要旨で述べましたが、老人ホームとか特別養護老人ホーム、病院等へ入られているお年寄りと、そうでない何らかの形で家で介護されている方々の差というものは、同じお年寄りでも病院に入られると、補助というか支援が少し家族に対してあるように思います。

にもかかわらず、在宅で介護しているお年寄りに対しては、何の支援も介護もされていない。この点、法の立場においては平等の恩恵を受けられるのではなかろうか。介護手当がわずかであっても、その家族に対して支援してあげようという基本的な考えがあるのかないのか、お尋ねしたい。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 病院に入院しているお年寄りあるいは老人ホームに入所しているお年寄りと、在宅で介護されているお年寄りの差ということでございます。なるほど施設入所者あるいは病院入院者に対する公費の投入はかなり多額でございます。老人ホームの入所措置費あるいは入院の医療費の負担に比べますと、在宅で介護されている家族への支給は、非常に額的には少のうございます。

議員さんがお尋ねの介護手当についてでございますが、大阪府下では、一昨年あたりから若干の市で介護手当制度を実施しているやに聞き及んでおります。また、議員さんがおっしゃるように寝たきり老人の介護をする家族の負担は大変なものでございます。私事で恐縮ですが、私も8年間ぐらい、寝たきりの母を抱えた経験がございます。

そのような家族に対して金銭的に報いるために介護手当を支給するのも1つの制度かと存じますが、例えば従来から本市では、ホームヘルパーの派遣あるいはデイサービスなど、在宅介護の実務上あるいは実際上の負担の軽減ということを重点的に取り組んでいるところでございます。

また、寝たきり老人の福祉対策といいたしまして、従来の寝たきり老人見舞い品に代えまして、

本年度から1万円の見舞い金をお贈りする制度を創設したところでございます。そのような点を御理解をいただきたいと存じます。

○ 21番（辻 正治君） 時間も迫ってきておりますので申しますが、この間の打ち合わせの中でも言われておりましたが、泉大津でも2万円なさっている。ほかになると、なかなか出せませんでした。けれども、この9月から河内長野市でも月5,000円ですよ。それを年4回に分けて6万円を支給されるわけです。泉大津も和泉市と地続きで隣ですし、河内長野も和泉市と地続き、真ん中の15万市民の和泉市だけが、先ほども言いましたように痴呆性の老人も含めればまだ増えるかと思いますが、こんなに差があるのか。府としてたくさんな補助、支援制度があるかと思います。在宅介護の支援制度はない、とはっきり言わされておりましたが、なくても、このように温かみのある、思いやりのある行政に予算を注ぎ込んでいるだれがおられますか。そのことをお尋ねしたいと思います。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 福祉事務所長中川よりお答えいたします。

確かに議員さんが御指摘のとおり、泉大津市では、一昨年ぐらいから介護手当を支給していると聞いております。先ほど、課長も申し上げましたように、平成11年度を目標とする老人保健福祉計画について、現在、策定の詰めの段階に入っているわけでございます。主に在宅福祉サービスの向上と保健サービス、施設サービスと大きく分けて3つのサービスを、いわゆる平成11年を目標とするゴールドプランの中で達成していくという大きな課題がございます。それらに向けての財源的な問題もかなり大きな問題でございまして、国庫補助、府補助等がありますが、決して十分なものではないという問題もありまして、本市の財政状況からしていろんな御要望に十分こたえられないのは非常に残念な状況でございます。先ほど、議員さんが御指摘の介護手当等については、今後、各市の動向等について研究してまいりたいと思いますので、御了解願いたいと思います。

○ 21番（辻 正治君） 府の福祉施策についての補助率について、また、市町村が実施するに当たって国・府が50%を補助しましょう、というような内容がたくさん出ておりますが、これを1つずつ「これは和泉市がやっているな」「これはやってないな」と調べてみたら、一番お金のかからないやつだけやっているように思います。たくさん40も45もありました。「やってます、やってます」と言いますが、実際、お金のかかるやつはやっていただいてないことがあります。

これからは、おカネのいるやつでも福祉という原点は同じやと思います。介護している家族を支援してやるのが福祉やないですか。和泉市へ行けば安心して暮らせる、福祉も空気も水もすべてにわたって「和泉市はいいな」と言われるようなまちづくりをお願いしたい。また、経

費がかかっても1つひとつ抜本的に見直しするようお願いしたいと思っていますので、その点を強くお願いしておきます。

次に、福祉バスでございますが、いつもバスについて言うて笑われておりますが、南海バス、南海バスといつなり聞くんです。南海バスと言えば、おカネを取っている企業ですね。福祉バスというのは、ただのバスですわ。そんなに南海に気を遣わなくてはならんのか、その点をお願いします。

- 福祉事務所次長（松尾 守君） 南海バスについて気を遣っているということではありますんが、やはり市が走らせるとなると、これは無料となると思います。向こうが有料であり、こちらが無料となりますと、その点で非常に難しい問題が生じてくるのではないかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 南海バスについてでございますが、現在、大部分の路線が赤字路線ということでございます。時間的にはラッシュ時間はともかく、日中などは、かなり赤字路線になっていると聞いております。市が福祉バス等を出せば、現在、南海バスに乗っているお客様のお年寄りのかなりの部分が市の無料バスに乗るやろうということで、特に赤字路線に抬車をかける。企業側としても、それが市に対する別の要求とかいろんなところにまで発展する可能性がありますので、御了解願いたいと思います。
- 21番（辻 正治君） 福祉バスを走らせると、南海バスが大勢のお客さんが取られて赤字が増えていくということですが、これは南海に対して気兼ねされているようです。私は「南海バスと同じ路線を走ってくれ」と言うてません。「巡回でお願いできないか」ということです。趣旨説明でも言いましたが、私が、どんなところを走っていただきたいか、ということを理解しておられますか。どこへバスを回してやってほしいかということについて、所長さん、お願いします。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 特に課長等から辻議員さんの質問の要旨を聞いておりますのは、特に地域の便利の悪いところに福祉バスを回してほしい、ということです。その場合であったとしても、結局、福祉会館とか市立病院等へそのバスを回すということになれば、それらの地域でバス停まで来るので一定の時間がかかるといったとしても、ある程度南海バスを利用されていたお客様もあると思います。それ以外の方からも福祉バスを回してほしい、という御要望の以前からかなり署名等もございまして、その整合性も考えますと、御質問の中身についてはわかるものの財政的な問題や、今まで要望されていた方々との整合性の問題、南海バスとの問題等いろいろ絡みまして難しいと考えているわけです。
- 21番（辻 正治君） 私、毎月、唐国のグリーンポリスというところへ行くんです。所長、

行かれたことがありますか。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） あります。
- 21番（辻 正治君） 建築後約20数年になりますて、当時は40歳前後で入られて今、65ないし70歳に近い高齢者の人が何人おられるか、知ってはりますか。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） ちょっとつかんでおりません。
- 21番（辻 正治君） 63名おられるんです。世帯数は、168世帯ございます。毎月、行くんですが、あの唐国まで歩いて来るのが大変なんですよ。何キロあると思いますか。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 1.5 kmから2 kmぐらいかなと思います。
- 21番（辻 正治君） そんなええかげんのこと、そりゃ1.5 kmから2 kmといえば真ん中で当たりますわ。そんな抽象的なことでは困ります。歩いたこともなければ、歩いている方の所要時間など、こういうことを質問させてもらうんですから、私は調べましたよ。本当は、1.8 kmありました。歩きました。とりあえず、その方々が言っているのは、ここにバスが来てもらいたい、という切実な願いです。

また、バスが通っていないところ、前に大谷議員も言うてはりましたが、小田町ですが、通っていたバスがない。しかも、いい国道になっていますが、「出たいけれども遠くてな」となかなか府中などへ行かれない。どちらにしてもお年寄りです。65歳の人や97歳のお父さんが308人おるんですよ。ここに名簿を預かってきてます。約480世帯です。そんな方々の気持ちをわかってやるのが福祉担当の部局ではないかと思います。まだ、たくさんの地域、地域におられると思いますので、そんなところにバスを通してあげてほしいとお願ひしたい。

それでは、ちょっと聞かせてもらいますが、今、バス1台ありますね。あのバスのここ2、3ヶ月の稼動率を聞かせてもらえますか。

- 議長（竹下義章君） バスというと、市のバスですか。
- 21番（辻 正治君） そうです。この間、私らが乗せてもらいましたバスです。
- 総務部長（神藤恒治君） ちょっと実績を持ち合わせておりませんので、後ほど、議長さんを通じて……。
- 21番（辻 正治君） これも調べました。4月に8日、5月に6日、6月に5日、7月に5日、8月に6日、こんな状態であそこへ置いたなりです。私が言っているのは、毎日、定刻10時なら10時に走ってくれ、と言うてません。1週間に1回でも「バスが来たな」という流れをつくってあげられないのか。あのバスは動かせませんのか。空いているときでいいんですよ。
- 総務部長（神藤恒治君） お答えいたします。

現在、議会を主体として市の特殊なバスということでございまして、運転免許といった関係

もございます。1人の運転手が張り付いているわけでございます。議会以外にも行政視察や研修などの面で運転されてございます。福祉バスとなりますと、今後、十分詰めなければ即答いたしかねる点がございますので、御理解をいただきたいと思います。

○ 21番（辻 正治君） わかりました。これは使えんということですね。遊んでいても、大事な日程もあるということですか。

○ 総務部長（神藤恒治君） 現在ございますバスについては、諸般の情勢から困難であろうかと存じます。福祉バスにつきましては、別途、それなりの施策で検討すべきであろうかと存じます。

○ 21番（辻 正治君） わかりました。福祉バスについては、別途、考えていくべきだという内容だと思います。枚方や交野などいろんなところの福祉バスについて、先日も視察を行った45万市民の金沢市では、2台の福祉バスを出してました。それを見て本当に「長寿の金沢」と言われているが、福祉のまちづくりに力を入れているな、と感銘して帰ってきました。

わが和泉市においても、福祉バスで社会参加をしたいと望んでいるお年寄りがたくさんおられますか、それに対して温かみのある行政であってもらいたいと、下手な表現で言うておりますが、真剣に取り組んでいただきたいと思います。経費も要りますし、それを動かすにはお力も要ります。それに何ば要るのか、一度踏み込んで手当をしてやろうか、という姿勢はあるのかないのか、聞かせてください。

○ 市長（池田忠雄君） お説、よくわかりました。ただ、非常に難しさがあるということは、福祉事務所長や課長から申し上げている点は御理解をいただいていると思います。その上に立って重ねてのお言葉でございますので、老人保健福祉計画はこれから煮詰めに入りますが、その中でもおっしゃる趣旨はごもっともでございます。ただし難しさがある中でどう考えていくか、一度よく調査もしていきたいと思います。

○ 21番（辻 正治君） 市長から答弁もいただきました。これから前向きで検討していただけるものと認識して終わらせていただきます。

それから、消防本部から内容等について御説明をいただきました。これからの3次救急については、先ほど、御答弁がありましたように4名体制で高規格車の購入については、来年度をめどに、ということも承っています。できますれば、南北に広い和泉市、また、新しくシビックセンターが開設される中央駅等においても、今後、消防の分署というか、救急体制が可能な用地等の確保の計画もあるのかないのか、お尋ねいたします。

○ 消防長兼署長（高宮武男君） 将来計画でございますので、消防長高宮の方からお答えいたします。

先ほど、救急業務につきましては、人口的な基準があると申し上げましたが、やはり中央丘陵の開発に伴う人口増、また、都市構造の変貌等いろいろな内容が変わってまいります。今後、それらに見合いまして、消防力の再配分等について考えてまいりたいと思います。

○ 21番(辻 正治君) もう1点、お尋ねいたします。

このように3次救急における病院等との連携を密に、と言いますが、今後、高規格車等が購入され、また、ドクターカーというものがありますね。私、この8月に新しくできた阪大病院へ行きました。規模も全然違います。また、すべてコンピューター化されております。あんなものを見て、和泉市民病院を見たら問題になりません。16階か17階にも上がりましたが、食堂も展望も素晴らしいものです。万博の跡地も見えました。しかし、これからはドクターカーというか、お医者さんが待機して乗って行く救急車については、今後、その点はどうなのか。

○ 消防本部次長(池野 透君) ドクターカーの運用についてでございますので、消防本部池野よりお答え申し上げます。

ドクターカーの運用につきましては厚生省所管でございます。今回の高度救急医療につきましても、厚生省、自治省、消防庁との間で綿密な打ち合わせで出てまいりましたのが、消防救急隊員に与える救急救命士の制度でございます。当面、本市におきましては救急救命士の養成に努め、高規格救急車の運用を1日も早く充実に向けて頑張っていきたいと思っております。

○ 21番(辻 正治君) 明快な答弁をいただきました。消防署につきましては、先日も訓練も拝観させていただき、感謝しております。今後ともよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○ 議長(竹下義章君) 終わりました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

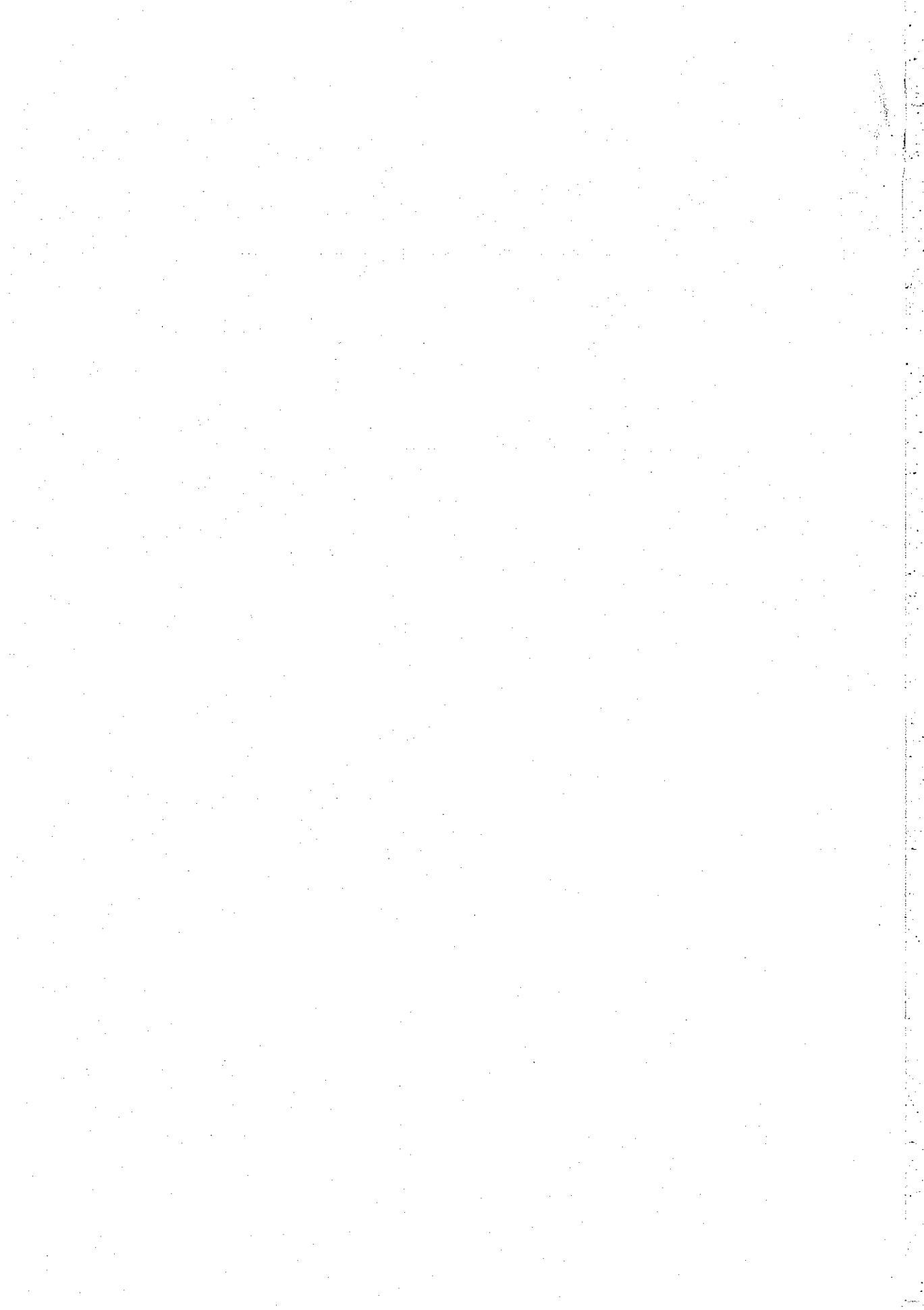
御異議ないものと認めます。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

(午後4時50分散会)

第 2 日



平成5年10月1日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讚岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
欠席議員(1名)		29番	勝部津喜枝君
15番	木村静雄君		

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入役	中塚白	同和対策部長	森利治
市長公室長	堀宏行	同 次 長	門林良治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	解放総合センター所長	戸田泰明
同人権啓発室長	明坂文嘉	同 副理事 (解放総合センター担当)	山本裏也
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼人事課長	石本博信	同 理事	坂田平之
同秘書課長	木寺正次	同次長兼総合福祉会館長	松尾守義
企画調整部長	逢野博之	市民生活部長	麻生和仁
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀次
同副理事 (施策推進第二担当)	吉祇利朗	同次長兼健康課長	池辺修晃
同企画室長	今村堅太郎	同次長兼保険年金課長	岡敏登
同施策推進室長	井阪和充	同次長兼環境整備課長	和田栗孝
同企画室企画調整課長	油谷巧	産業部長	大塚孝之
総務部長	神藤恒治	同 理事	白樺通有

同次長兼農林課長	松林保	院長	竹林淳
同次長兼交通公害課長	大塚俊昭	病院事務局長	橘本昭
建設部長	奥村彦雄	同理事	谷上徹
同理事兼用地室長	谷俊雄	同次長兼総務課長	梅世紀
同次長(建築担当)	藤本仁	消防長兼消防署長	高武喜
同次長兼住宅課長	岡政介	同次長兼総務課長	一ノ瀬透
都市整備部長	萩本啓	同次長兼消防署副署長	野中富
同理事(再開発担当)	尾和夫	土地開発公社事務局長	西井一文
同理事(コスモポリス担当)	辻久寿	教育委員長	杉謹弘
同理事(コスモポリス担当)	中拓正	教育委員長	稻順義
同理事(コスモポリス担当)	田屋彦郎	教育次長兼管理部長	川田勝
同次長兼都市計画課長	中下武	指導部長	丸野喜
同次長兼公園課長	山喬三	社会教育部長	木橋意
コスモポリス推進室長	福原清	同次長	北藤正
下水道部長	藤中原	同次長兼図書館長	藤着善
同次長	中野英	収入役室長	木橋正
同副理事(ふるさと急傾斜対策事業担当)	岸孝	選舉管理委員会委員長	橋本善
改良事業部長	本田宏	同事務局長	吉陽
同次長兼用地課長	嗣夫	監查委員長	森忠
水道事業管理者	田稔	同事務局長	田口
水道部長	仲博文	農業委員会会長	農端
同次長兼総務課長	城前伊佐雄	同事務局長	小忠
同次長兼工務課長	西尾浩		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
参事	西垣宏高
議事係長	田中康弘
議事係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月1日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時00分開議)

○ 議長（竹下義章君） おはようございます。議員の皆さんには、連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

（市議会事務局長報告）

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは21名でございます。木村副議長さんから欠席の届け出がございます。遅刻届の議員さんはございません。現在、21名でございます。

○ 議長（竹下義章君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長（竹下義章君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解を願います。

○ 議長（竹下義章君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。それでは、25番・天堀 博君。

（25番・天堀 博君登壇）

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。通告に基づきまして、一般質問の要旨の説明をさせていただきます。

まず、第1番目は、大阪府企業局から提供を受けた土地の処分に関連してであります。1つ目として、第1回定例会で補正予算の審議の際に出てまいりました件でありますが、例の室堂町の土地の売却をめぐっての問題が出ました。いわゆる母子センターの向かい側というか裏側

の土地であります。これは大阪府企業局から事業の終結に伴って文化スポーツ施設ということの条件というか、それで和泉市に提供を受けた土地であります。これは議会で非常に問題になりますて、議会の審議そのものもストップしたわけですが、市長は、最終的には、企業局からの受け渡しの際のお約束にも従って文化スポーツ施設にも配慮し、処分の際には議会とも十分相談をして行う、ということでした。その後、この土地については、そういう計画が遂行されてきているのか、その辺をお聞きをしたいと思います。

2つ目は、この土地の周辺にも提供を受けている土地で普通財産として持っている土地があるということですが、その地番と場所あるいは面積も含めてお願いしたいと思います。

3番目は、今、申し上げました1点目の凍結してある土地ですが、当該土地に大阪府か國の方からかちょっとわからないのですが、リハビリセンターのようなものを建てたい、という引き合いがあったと聞いておりますが、これについてはどのように処理をされたのか、お聞かせ願いたいと思います。次に、4番目であります、昨日、赤阪議員さんの質問にもありましたグラン・コート光明池のマンションの建設にかかわってのことであります。私は、なぜここで申し上げるかと言いますと、実は、市民の方から「どうもあのマンションの建設についてはおかしい」ということですので、私も現地を見て調査をいたしました。調査しましたところ、昨日問題になりました土地については、大阪府企業局から事業の終結に伴って提供を受けた甲斐田川のグラウンド用地の一部であります。

現場を見ましたら、だれが見ても当然、普通財産を大倉建設に売却したものという形に見えるわけであります。そこで、今回のような質問の形式にしたわけですが、これは事前の説明あるいは昨日の質問で十分明らかになっておりますので、蛇足ではありますが、この土地は、行政財産として教育委員会がお持ちの土地であるということであります。しかも、現在は、まだそれぞれ所管替えが行われていないわけですから、行政財産として教育委員会が持っている土地ということであります。

そこで、昨日の質問は、本人さんも申しておりますように非常に時間が制約された中でのことで、なかなかボリュームの大きい深みのある問題であり、十分答えが行き届かなかった点がありますので、幾つかの点について再度、私の方からお聞かせを願いたいと思います。

主には4点であります。1つは、市長の答弁でも市のメリット、業者のメリットがあるということでありました。市のメリットは昨日も聞いておりますので、業者のメリットとはどういうことか。それから、答弁の中では、この土地を外した場合、この戸数でこの計画はできない、とおっしゃっておりました。それでは、その辺を外した場合どのようになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから2つ目は、当該土地の上に建設をされていたプレハブ等の建物であります。教育委員会は使用許可を出していない、ということでありますし、答弁では、われわれは認めてないのですが、いわゆる同意の範囲内であると考えている、ということですが、同意の範囲内とはどういう意味なのか、お聞かせ願いたいと思います。

次は、総計予算主義の原則の問題であります。これもなかなか明確に答弁をされなかったわけですが、赤阪議員さんの方で入手された資料による見積もりその他は別にして、市側が言っているのは6,200万円余、防虫ネットの補強と擁壁や駐車場の整備等が交換条件になったと言われております。これは一般的な寄付行為ではないと思います。明らかに工事であります。例えば久保惣美術館のように建物と収蔵物をそっくり寄贈するというものではありません。まさに工事そのものであるわけです。このようなものは、一たん市におカネを収入し、市が工事発注するというものであります、以前にも開発指導でこのような例があるのかどうか、あればお答え願いたいと思います。

それから、この件での最後は、同意についてであります。「いわゆる」と言った方がいいと思いますが、「いわゆる同意をした」ということであります。これは売ったものでも貸したものでもない。行政財産の市長の調整権について、昨日、地方自治法も挙げられておりましたが、その中で所管替えの同意によるものだということです。それでは、同意についての教育委員会の働きかけはどこからされ、その後、教育委員会はどのように処理されたのかという点についてお聞かせ願いたいと思います。この点についても、このような例が今まであるのかどうか、あればお聞かせ願いたいと思います。

こういうことでいけば、公有財産の活用や利用が業者にとって非常にやりやすいわけですが、あるいは工事についても、市の所有している裏側に土地があってそこに建物を建てたいという場合、例えば前の土地が幼稚園の敷地で、それが一定のりになっておりまして、その部分をコンクリートで擁壁をすれば進入路ができるという場合同意をしていくのか、あるいは貸していくのかどうか。そのような方針が成り立ってくると思いますので、その点を確認をしたいと思います。

次は、和泉市土地開発公社の運営についてであります。いわゆる公社職員の不祥事件がございました。これは7月23日付のサンケイ新聞であります。その後、24日付で他の新聞も取り上げておりますが、公社職員の不正が判明するまで約10ヶ月間かかりましたが、今年6月の決算処理の過程で売却をした土地の代金300万円が未収金ということで処理をされていたということであります。それを着服をし、借金返済その他に充てていたということであります。本人は、懲戒免職処分になっております。

そこで、新聞報道はほとんど似たような形でされておりますので、その新聞報道のとおりかということと、その経過を簡潔に要点のみで結構ですので、改めて報告をしていただきたい。というのは、議員には、個別にそのことの説明は行われておりますが、しかし、公社の特別委員会とか議会などの公式な場所では触れられておりません。なぜ、私がこれを取り上げているかと言いますと、その後、どうも腑に落ちない疑問を抱く点もありますので、改めてはっきりと経過説明をしていただきたいと思います。

それから、これらについての新聞等も含めてですが、コメントあるいは免職も含めての事件の処理については、すべて理事長である市長の意思と決裁によると考えられますが、その点の確認も同時にしたいと思います。

以上が、一般質問の通告の要旨の説明であります。恐らく答弁によって自席からの再質問をさせていただくと思いますので、その権利を留保して終わります。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁を願います。
- 総務部次長（池辺 功君） それでは、大阪府企業局から提供された財産の処分について、総務課池辺より御答弁させていただきます。

大阪府企業局の開発事業終結に伴い提供を受けた財産の処分につきましては、本年第1回定期例会の予算審議で種々御意見、御指摘をいただき、当時、部長が答弁を申し上げましたとおり、現在も考え方には変わりはございません。

今後、どのようにしていくかという点につきましては、御承知のとおり、現在の地価は極度に下落しておりますため、処分については、現時点では凍結状態でございます。今後の地価動向を十分見極めながら慎重にしてまいりたいと存じておりますが、処分に際しては、当然、議会に対しても御協議してまいりたいと存じている次第でございます。

なお、文化スポーツ施設云々につきましては、今後、関係セクションと協議をしてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、2点目のそれ以外に周辺で土地があるのか、ということでございますが、1筆ございます。所在地は、室堂町1071番地の8、地籍は515.35m²、地目は宅地でございまして、ちょうど今、いろいろと御審議をいただいております大倉マンションの真向かい側に所在しております。3番目のこの土地に国の施設についての話があったかどうか、という御質問でございますが、話はありましたが、お断りいたしてございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 開発調整課長（上出 卓君） 4点目のマンションの幾つかの点につきまして、開発調整課上出より御答弁申し上げます。

1つ目の開発業者がメリットがあるというのはどういうことか、という御質問、それから、当該公園を計画どおりやらないで区域外に取ったというのはどれぐらいのことになるのか、という点についてまずお答えいたします。業者のメリットとして考えられることは、公園を区域の外に外したということで380m²の敷地が100%有効に使え、戸数がいささか増えたと判断しております。その戸数は、容積率の関係でいきますと200%でございますので、760m²ぐらいの床面積にならうかということからすれば、一般的なマンションの床面積から算定いたしますと、結果として、大体10戸ぐらい戸数が増加したのではないかと判断しております。

それと、総計予算主義という御質問でございますが、開発指導の立場といたしましては、一般的には現物主義と申しますか、財産をいただくというか、その財産について改修なり整備をしていただくという主義で從来からやってございます。例えば集会所を新設していただくとか、道路の新設なり既設の道路の改修とか、公園についても新設とか遊具の設置など、いわゆる一般的には、現物主義で開発指導を行ってございます。もちろん、金納でいただくものもございますが、国からの通達等を見ましたら、できるだけ金納はやめろ、という使途の明確化の問題もございますので、開発について必要な施設を整備させよ、ということでわれわれは理解をしてございます。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 社会教育部長（生田 稔君） 教育委員会社会教育部長生田から御答弁申し上げます。

2番目と4番目ということで、工事現場事務所と教育委員会がどこから働きかけを受け、どう処理したか、ということにつきまして、ちょっと順序が逆になりますが、事前にお話申しあげたいと存じます。

教育委員会の財産は、教育委員会独自で同意とか目的外使用につきましてはできないわけでございます。したがいまして、市長部局から目的外使用についての協議がございました。その協議を行う中で教育委員会としては、体育施設の整備充実を図る観点からメリットがあると判断し、意思決定をしたものでございます。

また、この工事現場の問題につきましては、そういう一連の造成を行っていただけるということと、ネットフェンス等一連の工事の範囲内であるということで、工事現場もその範囲に含まれるという解釈をいたしましたわけであります。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 土地開発公社事務局長（中西淳富君） 土地開発公社中西よりお答えいたします。

まず、お答えの前に、去る7月22日及び翌日にわたりまして各新聞にて報道されました公社事務局職員の不正事件につきまして、市並びに公社の信用を失墜せしめ、議会議員各位を初め関係各位に多大の御迷惑をおかけしましたことを事務局をお預かりするものといたしまして、その責任の一切は私にございます。この席をお借りいたしまして深くお詫び申し上げます。

さて、この事件につきましては、新聞にて報道のとおりでございますが、問題の土地についての経過を申しあげますと、昭和61年11月、環境改善整備事業用地の買収に当たりまして、その地上建物所有者の希望として、換地として和泉市幸町113番地の1の土地全筆を求められました。当土地の境界が未確定のため、とりあえず同土地を分筆いたしまして、幸町113番地の3、宅地330.58m²（約100坪）を譲渡いたしましたが、なお全筆を御希望されているため、残地についても譲渡をするよう強く求められていましたところでございます。

その後、本人が故人となられまして、その相続人の息子2人より故人と約束の履行を強く要望せられまして、結局、幸町113番地の1、宅地307.40m²（約92.9坪）について、後日、境界を確定することを前提とし、また、その土地の前面に隣接をしてございます大阪府道池上下宮線用地の残地、これは2筆でございますが、その土地そのものが独立して利用度が低い。たまたま先の土地に隣接をしているという関係で、これもひとつわけていただきたいということでございます。その土地は、伯太町五丁目556の2、雑種地92m²（27.8坪）、伯太町五丁目557の3、雑種地58m²（17.5坪）の2筆、合計150m²（45.3坪）でございます。その合計3筆、457.4m²を平成2年10月4日、相続人2人に譲渡をいたしました。

2人の共有名義に移転登記をしておりますが、その後、さきの幸町113番地の1の土地について、隣接地主との境界がまだ確定をしていない。また、府道用地の残地2筆も実際の位置の誤りがあった、これはこちらのミスでございますが、地形、地籍の違いからトラブルが生じまして、当時の職員が善処策を講じたところでございますが、徒労に終わり、相手方に多大の御迷惑をおかけしております。また、その相手方からその責任を問われておりますが、改めて種々折衝の結果代替地を提供することになり、そのめどがついたので、先の譲渡から1年5カ月余を経過した平成4年3月30日に譲渡した3筆をさきの譲渡価格でもって公社に買い戻しました。

改めて平成4年7月29日、公社職員2人が出向きました、代替地の譲渡契約を締結いたしました。権利者の1人に王子町57の7番地、宅地206.8m²（62.5坪）、また、他の権利者1人に王子町83の13番地、宅地155.95m²（約47.5坪）と、さきに買い戻した府道用地2筆150m²を1,670万8,000円で譲渡いたしました。契約当日、譲渡した王子町の代替地2筆については譲渡代金全額と、府道残地2筆についても、譲渡代金1,670万8,000円のうち1,370万8,000

円を王子町の譲渡代金同様小切手で受け取り、収入をいたしました。

平成4年度決算では、譲渡した府道の残地2筆のうち伯太町五丁目556の2、92m²の1筆と、収入した土地代1,370万8,000円を決算処理いたしましたが、本年6月、決算書類の再点検の中で関係書類が見当たらないことから、病気入院中の担当職員にそれを質したところ、「まさに申しわけない。残金300万円は寸借のつもりで着服いたしました」と着服の事実を認めました。後日、関係書類の提出がございまして、また、着服した300万円の返還の意思を表明してまいっております。

また、府道残地の譲渡価格について鑑定士の意見を改めて求めましたところ2筆で1,582万8,000円で、譲渡価格1,670万8,000円はこれを上回っており、譲渡価格としての問題はございません。また、着服した300万円は、平成5年7月15日に返還がございまして、これを収入するとともに、伯太町五丁目557の3、雑種地58.0m²の土地及び300万円は、平成5年度で処理させていただきました。したがいまして、本事件では、公社には金銭的な実損はございません。調査の結果他に不正事実はありませんでしたが、市並びに公社の信用を失墜したこと等により本人が懲戒免職を受けるとともに、私と当時の上司は管理責任を問われ、処分をいただきました。

なお、本事件の処理につきましては、本市顧問弁護士である田原法律事務所の重弁護士の御指導を仰ぎまして、相手方のプライバシーを侵さないよう慎重に処理をいたしました。

なお、この事件の原因は、担当職員を信頼する余りつい管理体制に甘さが生じ、チェックも不十分であったと判定し、私自身の責任を痛感し、御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げ、再びこのようなことのないよう管理体制に万全を期する所存でございますので、お許しをいただきますようお願いを申し上げまして、経過の報告を終わらせていただきます。

○ 25番（天堀 博君） 再質問をさせていただきます。

まず、時間も余りありませんので、答弁をいただいた1点目の1、2、3番目については、これでおいとります。ただ、凍結されている分については、今のところ、原課に聞いても具体的な目的や計画は立てていない、ということですので、今後、そういうふうにやっていただきたいと思います。3点目については、改めて何かの機会に質問なりで明らかにしていきたいと思います。

そこで、4点目のグラン・コート光明池についてであります。まず、お答えがありましたように業者のメリットとしては、道路敷地として返還をするという部分を別にして、公園の部分については、大体760m²の面積で10戸程度が、これを使わなかったら少なく建築をしなければならないということであります。私たちの試算ではもう少し戸数が大きいのですが、そちらの答

弁がそういうことです。現在、3,000万円ぐらいで売り出しているように聞いておりますので、それだけでもメリットが非常に大きいと思います。そしたら、それだけの金額を残りの戸数に上乗せして売却をするか、どちらかやらなくてはならないので、大倉建設としては大変大きなメリットが発生するということです。これは後でいろいろありますので、またやらせていただきます。

それから、当該土地の上に建設していた建物の問題であります。これは一連の範囲内ということで社会教育部長から説明をされました。この工事現場は、何のための工事現場やったんですか。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 実は、私どもがパトロールをしているときに見付けまして、現場での注意はしたわけでございますが、そこには、当該マンションの建設にかかるゼネコンの社員が駐在しておりました。

○ 25番（天堀 博君） それはマンション建設のための現場事務所であり、飯場ということですね。そのことに間違いないわけですね。そうすると、今の教育委員会の答弁はおかしいのではないかですか。当該土地は、社会教育部が所管をしている土地なんですが、その土地の上に隣に建てているマンション工事の現場事務所と飯場を建設している。これはいろいろ聞いてみたら、教育委員会に対して使用許可申請もなければ何もないということです。もちろん、使用許可は与えていない。昨日の開発指導の答弁では、同意の範囲内、と言うからお聞きをしているんですが、こんな飯場そのものは教育委員会に関係のことではないですか。教育委員会が関係があると言いかけるのなら、それはそれで論議をしなければいけませんがね。

○ 社会教育部長（生田 稔君） 生田からお答え申し上げます。

先生が御指摘の問題でありますけれども、私どもは、そういった一連の協議の中で理解をした、ということでございまして、それ以外に何物もございません。

○ 25番（天堀 博君） 一連の協議ということですが、こんなものは私個人の判断ではなく、常識的な話です。ここにおられる職員の皆さんもわれわれ議員すべての皆さんがそう思っているでしょうが、これはマンション建設のための飯場、工事現場事務所を自分のところの土地の上に勝手に建てさせて、後で問題にしますが、道路と公園の整備をするということで市長の調整権に基づいて同意をした。そのとき、さらに防虫ネットの補強をするという、それが一連の協議の中に含んでいるということはおかしい。余りにも便宜を図られ過ぎてます。それならそれで約束はきちんとされていたんですか。そういうものと解釈をしていた、と今、言っているだけでしょう。そのときに飯場を建ててよろしい、という約束はどこにもなかったはずですよ。あつたらあつたと言うてください。あつたらあつたで問題があるので、それを言うてください。

○ 社会教育部長（生田 稔君） お答え申し上げます。

その点についてはなかった、ということでございます。先ほどと同じ答弁になろうかと思いますが、われわれとしては、そういうふうに理解をしておりました。そういったことはなかったということでございます。

○ 25番（天堀 博君） とにかく答えになってない。なかったということははっきりしたんですがね。今になって協議していた範囲内と解釈しているという、そんな馬鹿な付け足しあるい解釈を今ごろされたら困るんですよ。教育委員会としても困るでしょう。當時、そんなことがあちこちであるんですか。これからもあってもいいんですか。

○ 管理部長（稻田順三君） 稲田からお答え申し上げます。

當時あってもいいか、ということですが、こういうことがあってはいかんと考えております。今、申し上げましたのは、あのような教育委員会としても非常に使い勝手が悪い土地ですが、なおかつ、フェンスとか駐車場を設置して効率的に市民の利便に供していきたいという観点からいろいろ事業をしていただいた。そういう6,000万円を超える事業をする中で、当然、了解はしておりませんけれども、向こうさんとしては含まれていたという理解はしております。われわれとしてもその範囲内だという理解をしていた。だから、使用許可の申し出もなかったということで御理解賜りたいと存じます。

○ 25番（天堀 博君） そんな無茶苦茶な話はないわけです。大体、プレハブを建てるのも、残土の処理をそこへして初めて建てているわけでしょう。とにかくあんな崖になったところを埋めて建てている。逆に言えば、整備をしてプレハブを建てて、後で防虫ネットの補強をするとか駐車場の整備をするとか見返りがあるから黙って貸していたと解釈していた。そんなことについて、教育委員会の承諾も何もないままに進んできたんでしょう。そう思っていただけの話やないんですか、今からすればね。承諾も何もしてない。書類的な交換も何もしてない。

そんなことが當時あってはいかん、言いますが、例えばある小学校のグラウンドの横で開発が始まる。そのグラウンドの端が崖ですので、開発指導の面で許可するための条件として防虫ネットの補強をするとかあって、そのとき開発をするためのプレハブの飯場なり工事事務所をグラウンドに勝手に建てたら、あなたがたはそれで承知をしますか。答えてください。

○ 管理部長（稻田順三君） 先ほどお答えいたしましたように、そういうことは考えられない。現に使っている学校とか幼稚園の施設を使って工事をするのは考えられないと思います。

○ 25番（天堀 博君） この土地がたまたまグラウンドの端っこでへた地として残っていて使い物にならなかった土地だということから、勝手にそういう解釈をあなた方がしただけの話であって、公的な教育委員会の行政財産の上に勝手に建てている。一般的には、昨日も言われて

いましたが、900万円ぐらい借地料がかかるというものを、一銭のカネももらわないような便宜をなぜ図ったかということです。

後でまとめて市長に聞きますので、次にいきますが、総計予算主義の原則についてです。今までにも集会所の建設とか道路の改修をさせてきたといふいろんな例はあると思います。ただ、今回は、直接的にこのマンションの建設に絡んだ利害が発生しますね。先ほどのメリットがそうですね。こういうことに対して便宜を図って、その交換として工事をしてもらっているのですから、そういうことについては果たして通るのかどうか。これは法的、根本的な問題ですので、総務部長なり財政の担当者にお聞きをしたいんですが、これは総計予算主義の原則に反していないかどうか。

○ 総務部次長（阪 豊光君） 予算の関係ですので、財政課阪より御答弁申し上げます。

今の総計予算主義の問題ですが、すべての歳入歳出が予算に組み入れられ、そのことを明らかにしていくという中での総計予算主義でございますが、今回の件につきましては、先ほど、担当の方から説明をさせていただいてますように、金銭授受でなく、ものでの施設整備という提供でございますので、寄付行為ということで金銭の授受が生じておらないので、われわれとしては、それには反しておらないものと理解をするところでございます。

○ 25番（天堀 博君） 寄付行為というのは、勝手にいろんなことをしてもいいかどうかの問題もありますが、寄付行為の手続も何もしてない。同意するときの何か交換条件として約束があったのかは知りませんよ。寄付行為としての手続もしてなければ、それから、まさに物品そのものをもらったということでもないですよ。工事をしているんですよ。例えばテーブルをもらったとか、先ほどの話のように久保惣の美術館のようにものをそっくりもらったというんじゃない。言わば、よその家の中に入ってきてがしゃがしゃ工事をして、そのことの事実関係がそこにあるわけです。そんなものは、物品の寄付行為と違いますよ。それはどのように判断されますか。

○ 総務部次長（阪 豊光君） 確かに具体的な問題で今、もので御説明がございました。先ほど、開発指導の方で答弁いたしておりますように、周辺整備も含めて開発の同意の範疇ということで、通常、そういう整備も含めて行っておりますので、あくまでもこの件につきましては、ものでの一体的な提供と理解をしてございます。

○ 25番（天堀 博君） そんなことでは、解釈の仕方で何でも通ってしまいます。そんなことをさせない。それから、どれが市の所有物であるのかどうかも含めてはっきりさせるために総計予算主義の原則というのがあるのではないですか。だから、開発指導をするとき、例えばどこかの開発に伴って老朽化した橋を付け替えなさい、とかということは、開発の条件として入

ってくるかもわかりません。しかし、今回は、そんなんとは違うんです。同意の問題は、市が便宜を図って提供しているんですが、その見返りとしてもらっている分でしょう。昨日、それが対価と言われてましたが、それは寄付行為でもない。

それから、一体的なものやとごまかしてはいかん。明らかにカネでもらうなりして市が工事をするのならわかりますよ。しかし、そんなことを部分的な中でやっていくことは、総計予算主義の原則に反していると言っているんですよ。全体の協議の中で、とあなたの方は逃げてますが、これそのものはどうかと聞いてるんです。これは裁判所でいろいろ聞いているのと違い、同じ職員さんの中でうちは違います、うちはそうです、なんて言われへんと思います。これも後でまとめて市長に答えてもらいます。

それから、同意ですが、市長部局から目的外使用の申し入れが教育委員会にあり、教育委員会としても、メリットがあると判断をしたということですね。あんな土地を持っていてもじようがない。そこがきれいに駐車場になり、防虫ネットの補強もしてくれるという確かにメリットはありますよ。

しかし、相手側がどれだけのメリットがあるかを考えことがありますか。明らかに利害などか結び付いている事案なんです。その中で教育委員会がなぜ勝手な判断をしたんですか。もちろん、地方自治法とか和泉市の財務規則でも市長に協議をしなければならない、となつてますね。10章の公有財産の部分で目的外使用が出てます。これは市長部局から申し入れがあり、市長に対して協議を申し入れ、市長の方から「やりなさい」という指示があつて同意したことなのか、教育委員会が勝手に同意をしたのか、どちらが先ですか。

- 社会教育部長（生田 稔君） 先ほども御答弁を申し上げたとおり、この行政財産につきましては、教育委員会で自由に同意とか目的外変更はできません。それについては市長部局に協議を申し上げ、そういう中で教育委員会の立場として、メリットがあると判断をしたということでございます。
- 25番（天堀 博君） ということは、教育委員会が勝手な判断をしたんですね。協議をし、メリットがあるから同意をしましょうとね。
- 社会教育部長（生田 稔君） 何回も申し上げますが、教育委員会としては、全体協議の中でこういった問題が出されまして、整合性という問題もいろいろ議論されました。そこで全体として判断をし、これに同意をしたということでございます。
- 25番（天堀 博君） だから、その辺が何か非常にあいまいなんです。いわゆるわれわれをごまかしにかかっているんですわ。何かどんぶり勘定の中へ全部含めてしまつて、その中でうまいさかいに食おうか、と判断をしたような言い方をするんです。教育委員会としては、先ほ

ども言ったように確かにメリットはあるでしょう。しかし、それから以後、一私企業に対して便宜を図るということについては、そこまで考えたはずなんです。そのことで論議になったはずなんです。論議になってないのでしたら、そんな無能なことではだめなんです。教育委員会としての責任があるのではないかですか。今後、どうなるか、ということも含めてね。その辺でしっかりした立場に立って判断をして結論を出すべきじゃないですか。教育長、どうなんですか。

○ 教育長（杉本弘文君） 先ほど来よりお答え申し上げておりますように、この用地につきましては、教育委員会が管理する財産でございます。今回の処理につきましては、今もお答えを申し上げましたように、教育財産を取得し処分をするということは長の権限でございまして、教育委員会としては、その権限がないわけであります。したがいまして、今回の処理につきましては、市長部局からのお話の中で協議をして決めたという結果でございます。教育委員会としては、教育行政上支障がないかどうかの判断をし、その意思決定はしなければならない問題でございます。その中では、この開発に対してそれなりの御要望を申し上げ、効率的な運用が図られるという見地に立っての意思決定をいたしたものでございます。

○ 25番（天堀 博君） 今の答弁を聞いていると、何かごまかしているようですが、非常に大事なことを言っていると思います。いわゆる協議をしていく中で教育委員会としては、その土地をどういうような形で使おうと支障がないので、そういうことに使っていただいて結構だ、と同意をしている。後に所管替えをしましょうということでね。だから、これは明らかに市長部局、もとを質せば開発指導の方から働きかけがあって、市長部局の方が教育委員会に目的外の使用の申し入れをする。これはすべて長の権限ですから、市長部局というものではないんです。財務規則も地方自治法もね。市長がそういうことで申し入れをした。あんなところに支障はありませんよ。そういうことでお任せをした。

そうすると、市長に重要な問題が出てくると思う。非常にメリットがありますね。それから、プレハブを建てていたことについても、1つはメリットももちろんありますが、行政財産の上を勝手に使用しているということについては、教育委員会の答弁では、一連のものや、と理解をしていた。これは無責任極まりないんですが、そう理解をしていた。そんなこともさせながら同意をすることを市長が教育委員会に働きかけて全部事が進んできたという経過なんですね。そのことの全責任は、市長が判断をしてやってことになるんですよ。

そのことについて私が思うのは、地方自治法にある調整権の乱用だと思います。一般的に調整権というのは、例えば道路のへた地の部分を使いようがないから公園にしようか、あるいは緑地にしようとか、いろいろあるでしょうが、そこには利害関係とか利権とかが一切含まれて

いない真っ白けだからできるんですよ。そこに調整権が認められているんです。こういうことを平気で堂々とやってのけるということは、これだけの業者にメリットがあり、市のメリットはたったそれだけのことです。そんなことを市長が同意をしたということについては、裏でどんなことが動いたかわからんという噂をわれわれも聞くんですよ。

昨日は、赤阪議員が「行政不信や」と言われましたが、私は、はっきり言って行政不信以上に疑惑が絡んでくるかもわからんと思うんですよ。そのような市民の中から噂をされるようなことを開発行為にかかわってやったのは市長に責任があると思いますが、どうでしょうか。

○ 市長（池田忠雄君） 昨日から御論議をいただき、今日も天堀議員からいろいろな御指摘をいただいているところでございます。昨日来より御答弁で申し上げておりますとおり、その件につきましては、原課が相寄り、いろいろ相諮り、最終的には、私が結論を下したのがその経過でございます。教育委員会としても、どうにもならない土地を何とか活用しなければならない。駐車場が足りない。防虫ネットもつくれなくてはならないが、そうしたことについての改善ができる。金銭的な解釈としては、6,000数百万円ということを原課の方が申しておるわけです。市もメリットがあり、業者もメリットがあるという中で、最終調整をして結論を出してきたというのが経過でございます。

その中で教育委員会、市長部局ともいろんな立場がございますが、論議を積み重ねて結論を出し、私がそれを了としたという筋道でございます。いろいろ御指摘はあろうかと思いますが、決して一方的なものではないということで御理解をいただきたい、このように存じます。

なお、厳しい御指摘もございますが、いろんな疑惑とかは、本件については一切ございません。その辺は、明確に申し上げてまいりたいと思います。ただ、当時の現場の状況と現在の状況の中で、結果論としていろんな御指摘をいただいている点はわかるわけでございます。当時は、こうした結論を出して進んでいくことについては、市にメリットがあり、業者にもメリットがある中で調整をして進んできたということでございます。その辺は御理解をいただきたい、このように思います。

○ 25番（天堀 博君） 理解はできないんですが、今、「たまたま結果論としていろいろ御指摘がある」と言われていることは、いささかなりとも反省をされていると聞きます。これは担当部局にもかかわるんですが、方針としては、今後も開発行為については、こんな格好でいくんですね。

○ 市長（池田忠雄君） この件につきましては、昨日来からの論議のとおりでございまして、市としてこうしたメリットがある中で調整をし、こうした事実が進んできたわけでございます。今後もそうしたことであるのか、という点につきましては、そのときの現場の状況とかケース

バイケースでありまして、一概にこれはこうだから今後もこうはならないということで御理解をいただきたいと思います。

○ 25番（天堀 博君） そうしたら、再度、念を押しますけれども、この程度の市にメリットがあるのなら許可をするなり、同意をしていくんですね。

○ 市長（池田忠雄君） 現場の状況とそのときの判断によって、ということでございます。

○ 25番（天堀 博君） だから、現場の状況というのは、この程度の市のメリットがあり、相手もどんなメリットがあったか知りませんが、先ほどから聞きましたら、かなり大きなメリットがありました。それも現場の判断でしょう。あるいはそれ以内であればやるということですか。

○ 市長（池田忠雄君） その当時の判断といたしましては、昨日来、赤阪議員さんにお答えをいたしておりますとおり、売却を頼まれたが、企業局から譲り受けた間なしですので売却はできないということの中で、さればということの中で協議が進んできたという経過でございます。私は、当時から市に大きなメリットがある。業者にもメリットがあるが、そのバランスをよく考えなさいよ、と原課に指示をしておりました。したがって、そのバランスが取れたというのがその時点での判断でございます。

○ 25番（天堀 博君） バランスが取れませんよ。先ほど、業者のメリットを言うてました。大体、あれを公園には使わせない。実際には同意と言つてますが、そこを使わせている。だから、使わせない、侵入路もできないとなれば、ものすごく問題なんですよ。相当大きなメリットが一私企業にあるわけです。それに対して市の方は、あなたがたが言うのでも6,200万円ですか、それぐらいやつたら今後もいけるんや、ということが明らかになっているんですね。そのことを言つているんです。だから、現場の判断というのは、今のこの判断でしょう。今みたいな判断が、今後も現場で判断ができるんやつたらやるということですね。

○ 市長（池田忠雄君） その時々の経過と現場の実態というものの中で判断をしてまいりたい、このように思います。

○ 25番（天堀 博君） 1時間がきましたが、あと30分の延長をお願いしたいと思います。現場の状況を判断し、その時々のケースに合わせて、とおっしゃるわけですが、しかし、そんなものは何も根拠がないんですわ。市長が調整権を含めて判断をされて今回、やりましょう、ということでやつたんですが、そのことを今後もやるんですね、と言うたら、その時々の状況の判断、ということです。状況の判断というのは、全く個人的いろいろな判断ですよ。今、大体明らかになったことから判断していくけば、あの程度やつたらできるんやな、と皆さんが思つてゐるわけです。そんなことをこれからもしていくのか、ということです。これは原課に聞い

ても、どこへ聞いてもわからんことで、市長が判断するんですからね。そういうことの1つの例として今後もいくんやな、ということです。いくならいくで状況に合わせて、と言っているんやから、そんなごまかしでなく、大体、今回のことをおおよその目安にして現場の状況がこれぐらいやつたらいくんや、という答えをしていただいたら結構です。

- 市長（池田忠雄君） 何度も申し上げますが、最終的には、私の市長としての判断でございます。行政ですので、いろんなケースがございます。その場合には、それぞれの原課、原課で論議をし、煮詰めた中で私のところにあがってくるということでございます。決して私が責任転嫁をしているわけではありません。組織でございますので、ケースバイケースで職員がいろんな意味で検討を重ね、それの積み重ねの中であがってまいり、それを私が最終判断をしていくわけでございます。

今後出てくるケースについては、担当職員の中でそれぞれ真剣に論議を重ねて私のところにあがってまいり。それを私が十分聞いた上で最終的に判断をしていく。組織でございますので、これからいろいろなケースが出てこようかと思います。その時々の現場の状況なり市のメリットなり、いろんなものを考え方で対応してまいりたいと思います。

- 25番（天堀 博君） 最後に1つだけ確認をしておきます。大体、そういうことだとこちらも判断をしておきます。

確認は、今回のことでのわれわれに情報として入っていることで、そんなことはないと思いますが、聞いておきたいのは、大倉建設とその下請けというか、関連の建設設計会社とかいろいろありますが、そのような関係者は別にして、泉南地域のある市長さんの紹介である特定の人物が市長にお会いに来て、あなたが会われたというようなことを聞いているんですが、その事実関係はどうなんですか。

- 市長（池田忠雄君） いろんな噂が飛んでいるらしいですが、一切、そのようなことはございません。どこかの市長から私に紹介があったという記憶もございません。ただ一度、原課に来た関係者が私に陳情に来られたのは記憶にございますが、その程度でございまして、巷間、何か出ているようなどこの市長の紹介であるとか、あるいは斡旋であるとか、また、ややこしいことであるとか、そういうことは一切ないと申し上げておきたいと思います。

- 25番（天堀 博君） われわれはそんなことがあってはならないと思いますが、噂とかいろいろ言われておりますので、確認をしておきたい。しかも、今後、この問題がどうなるかわかりませんが、この経過に伴っての非常に重要なことがありますので、確認をしたわけです。

時間が余りありませんので、開発公社の問題に移りますが、先ほどの答弁では、一切の責任は事務局長にある、とおっしゃってます。そういう着服してきたことがわからなかった。直接

的にわからんでも責任を問われるのは当然だと思います。やむを得ないと思います。しかし、すべての責任があなたにあるかどうかは別にしますが、ほぼ新聞報道されていることと間違いないという経過の報告をされました。

最終的にこの伯太町五丁目556の2、92m²、同じく557の3、58m²、合わせて150m²をMさんに譲渡をしたということです。それが府の鑑定でも2筆で1,500万円余よりも高く売っているので、金銭的な損失もないということです。

そこで、この職員がおカネを7月15日に返還をした、となつてますが、そうすると、この時点で台帳の処理を済ませているわけですね。所有権の移転もその時点なんですか。

- 土地開発公社事務局長（中西淳富君） 所有権の移転は、平成4年7月29日でございます。
- 25番（天堀 博君） 所有権の移転は、2筆とも同じ日にやったということですね。もちろん、所有権を移転するには、理事長である市長の決裁も公印も必要ですね。そういう手続を全部して、それで平成4年度では、300万円が未収金ということで処理をされ、台帳もそのまま置かれてきたという判断ですね。そうすると、市長が決裁をしていたのに、単に上司であったり事務レベルであったり、事務局長が気がつかなんだということだけですか。
- 土地開発公社事務局長（中西淳富君） 私どもの当時の職場の状況が病人が2人出まして、互いに入院を繰り返すということでした。そして、その担当職員は、非常にこの関係にベテランでございまして、何と言いますか、信頼をしきっていたわけでございます。これはまことに申しわけないことでございます。そういう事実で、その真実がわからなかつたということでございます。
- 25番（天堀 博君） 私、ここに平成4年度の和泉市土地開発公社の決算書を持っているんですが、18ページの資産の部の流動資産の2の未収金2,487万1,136円、同じく後の明細にも未収金が出てますが、地区内換地対策事業用地外2,487万1,136円、この分にこの300万円が含まれていたということですね。
- 土地開発公社事務局長（中西淳富君） 含まれておりませんでした。
- 25番（天堀 博君） 未収金ということで台帳の処理をしてなかつたのではないですか。ということは、この決算では、未収金に入ってくるということなんでしょう。
- 土地開発公社事務局長（中西淳富君） 先ほど、私が御説明申し上げましたように、当時の決算では、556の2番地の92m²、それと……。
- 25番（天堀 博君） それはさきの分でしょう。
- 土地開発公社事務局長（中西淳富君） そして、1,370万8,000円の決算をし、これは推定でございますが、本人は、5年度で残金を決済をするようなつもりでいたと思うんです。それ

を見抜けなかったのが私の責任でございます。

- 25番（天堀 博君） おかしい。今、聞いたら、契約は既に平成4年7月にしていた。もし、300万円を入金したとき登記したんなら、この登記簿謄本でやらないかんと思っていたが、これでも同じ平成4年7月29日にこの2筆は同日登記をしているんです。それで300万円が入っていない。本人が納めてない。台帳を消してない。なぜ台帳を消していないのか、と言うたら、カネをもううてないから消していない、ということでしょう。推測だと言われましたが、5年度で払うか知らんが、何らかの理由で台帳を消してなかった。そうしたら、未収金に入るんじゃないですか。契約はしてあるわ、登記もしてあるわ、カネが入ってなから、未収金の中に入ってくるんじゃないですか。
- 土地開発公社事務局長（中西淳富君） 申しわけございません。そのとおりでございます。
- 25番（天堀 博君） そしたら、中塚収入役さんと田中水道事業管理者の2人が監事なんですね。「和泉市土地開発公社定款第7条第5項の規定により理事長提出の決算書に基づき関係帳簿及び書類審査の結果、その収支は正確であることを認めます。平成5年5月19日 和泉市土地開発公社理事長 池田忠雄殿」で出しておられます。これは本当は形式上そんなことをしたらいかんのんやけど、きちんと見てやられたかどうか疑問ですが、そのときの諸帳簿、書類審査は、全く間違いがなかったということですな。
- 収入役（中塚 白君） この開発公社の審査につきましては、私の方、監査委員会の事務局で詳細審査をしておりまして、私どもは、その追認という形を取っております。だから、その時点では間違いがございませんでした。以上です。
- 25番（天堀 博君） 監査委員会の事務局は、これは全く間違いがなかったんですね。
- 監査委員会事務局長（吉田陽三君） 監査委員会事務局吉田からお答え申し上げます。土地開発公社の毎月の現金出納検査あるいは決算審査の書類、帳簿ですが、これにつきましては、会計監事であります監事さんより依頼を受けまして、事前に審査をしているところでございます。その中では、正確にできておりましたので、そのことを報告いたしております。
以上でございます。
- 25番（天堀 博君） それでは改めて言いますが、7月の時点で300万円が入金されてますか。
- 監査委員会事務局長（吉田陽三君） その方は、見せていただいた中では、未収金も合わせてきっちり整理されておりました。
- 25番（天堀 博君） その300万円は入っている、帳簿上載っているということですね。未収金合計ですか。一般的に例月出納検査結果報告というのがあるでしょう。公社からそういう

ものが出てくるわけでしょう。そうではないんですか。公社は、そんなものは出さないんですか。今、毎月出てくるのを見てると言うてましたからね。

○ 土地開発公社事務局長（中西淳富君） 平成4年7月29日の時点では、この300万円は入らず、翌年になったわけです。そして、まことに申しわけないんですが、監査委員会事務局に例月出納検査として私どもの方で提出している書類は、伯太五丁目556の2の土地92m²を売却いたしましたカネがこれです、と確かに報告をしたように存じます。そういうことで、恐らく監査委員会事務局長さんがその点で勘違いをされたのかと思います。お詫びをいたします。

○ 25番（天堀 博君） とにかく先ほどかられこれこになってしまってます。議長、やはり事実関係をはっきりこれはこういうことでございます、としないからです。例えばわれわれに新聞報道をされて説明に来た時点でも、いつ登記がされたものやら、いつカネがどんな形で入ったのか、きっちりしたことがなかなか言われない。「どう処理をされたのか」と聞いてもどうもあやふやです。そこら辺に問題がある。

これは市長、公社の特別委員会が何のためにできたのか、この前から何回も言っていますが、古い方なら御存じのはずです。とにかく青少年グラウンドの予定地やとか何とか言うて、もう故人になられましたが、これもMさんなどから無茶苦茶で買った土地などが出てきて、これではあかん、公社の運営をきちんとしたよう、ということで「枠を正してやります。せやから、調査特別委員会ではなく公社の特別委員会をお願いしたい」と当時の議事録でも市長からの要請として出てます。あなたが市長になって間なしのときでしたから、あなたに直接の責任はなかったのですが、その委員会がありながら、結局、何かあやふやでいつや知らん間に終わってしまうところに問題があります。

1つは、議会に対してきちんとした数字、帳簿その他を出してくださいよ。これは議長にお願いします。議長にお願いしても……。

○ 市長（池田忠雄君） えらい申しわけございません。先ほど来、公社の局長から「全責任は私にある」と直接責任のことで申し上げておりますが、これは理事会、理事長である私も大変申しわけないと存じております。いわゆる管理体制の甘さということからこうした点が出てまいっております。二度とこういうことのないよう管理体制を強化をさせていただき、今後、公社の運営に当たってまいりたい、このように存じておる次第でございます。今回の御指摘につきましては、理事長としても原課と相談って二度とこういった不祥事が起きないよう対応してまいりたい。そして、厳正に処分をさせていただき、対応いたしております。この席をお借りをいたしまして心よりお詫びを申し上げたい、このように存じます。

○ 25番（天堀 博君） 今後、そういうことできちんとしていただきたい。この問題をきちん

としてほしいと言うてます。事務局長も手続上きちんとしてほしいと思います。

先ほどからずっと聞いたましたら、契約も所有権移転の手続もすべてしてきた。監査との間では、ややこしい理解しにくい面もあるんですが、単に本人が着服してきただけのことということですが、全部の手続その他をしているのに台帳の処理がされてない。本人は、翌年度回しということの判断だと推測した、と言われてますが、いずれにしても、台帳の処理をしないできた。これは何かの罪になるんじゃないですか。いわゆる偽装をしてきているんでしょう。何もそういうことには当たらない。公社として実損はなかった、と言われますが、理事長を含めて皆がだまされてきたんですからね。そのことは何も罪にもならんですか、偽装してきたことについてはね。

○ 土地開発公社事務局長（中西淳富君） やはりその点は、犯罪であるということには間違ひがございません。ただし、本人自身が深く反省し、着服した300万円の返還を申し出た。また、この契約についての相手方とのプライバシー等について弁護士先生と御相談を申し上げましたが、やはりその点については、金銭的には実損がないので、善良な市民に御迷惑をかけてはいけないということ、また、本人の将来、本人の家族等の将来も十分検討いたしまして、私どもの方では、告発等については御遠慮申し上げた次第でございます。

○ 25番（天堀 博君） 今も言われるようにこれは犯罪に当たるんですね。単に言葉上ごまかしてきただけでなく、公的な文書を偽装してきたわけですからね。その間、いろいろと本人は細工をしてきたと思いますが、そのことについて非常に問題がある。公社の運営そのものもいろんな問題を含んでいる。それらのことで差し障りがあるために告発、告訴をしなかった、という話も一部に聞かれるわけです。

もう1つは、契約金額がどうも違うのではないか、という話もあります。300万円ではなく、本当は800何十万ではないかというように言われます。その点はいかがか、ということと、当時の契約書の提出をお願いしたい。

○ 土地開発公社事務局長（中西淳富君） 巷間、いろいろ先生のお耳に入っている噂、これはあくまでも噂でございまして、われわれもその点については、慎重に調査もいたしました。800万円ではないか、ということも事実無根でございます。

また、契約書等につきましても、これは当時の契約は、正本1つでございます。先ほど、私が説明申し上げましたように、本人が隠匿をしていたのを提出をしてきました。それを見ましても、2筆を1,670万8,000円で譲渡をしております。そういうことで私どもの方にもかなりの噂が噂を呼び、また、これを扇動したようなふしも見られるような噂もございます。私どもは、本議場におきましてわれわれが調査をして得た結果を正確に申し上げてございます。その点を御

理解をいただきたいと存じます。

○ 25番(天堀博君) 時間も来ましたが、とにかくなぜ告発なり告訴なりをしなかったのか、というところ辺が疑問として残ります。単に本人の将来であるとか家族のこととか、あるいはまた、譲渡先の相手方のプライバシーであるとか、いろんなことを慮ってのことだと言われますが、事は重大です。公社の書類を偽装してきたということと、それから、契約書そのものを隠匿してきたことは、これは犯罪です。これをそのまま見送ったということについては非常に疑問が残りますので、先ほど言いましたように問題は問題として指摘をしながら、諸帳簿その他についてもきちんと提出を願ってはっきりさせたいと思います。終わります。

○ 議長(竹下義章君) 終わりました。

以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力、厚く御礼を申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

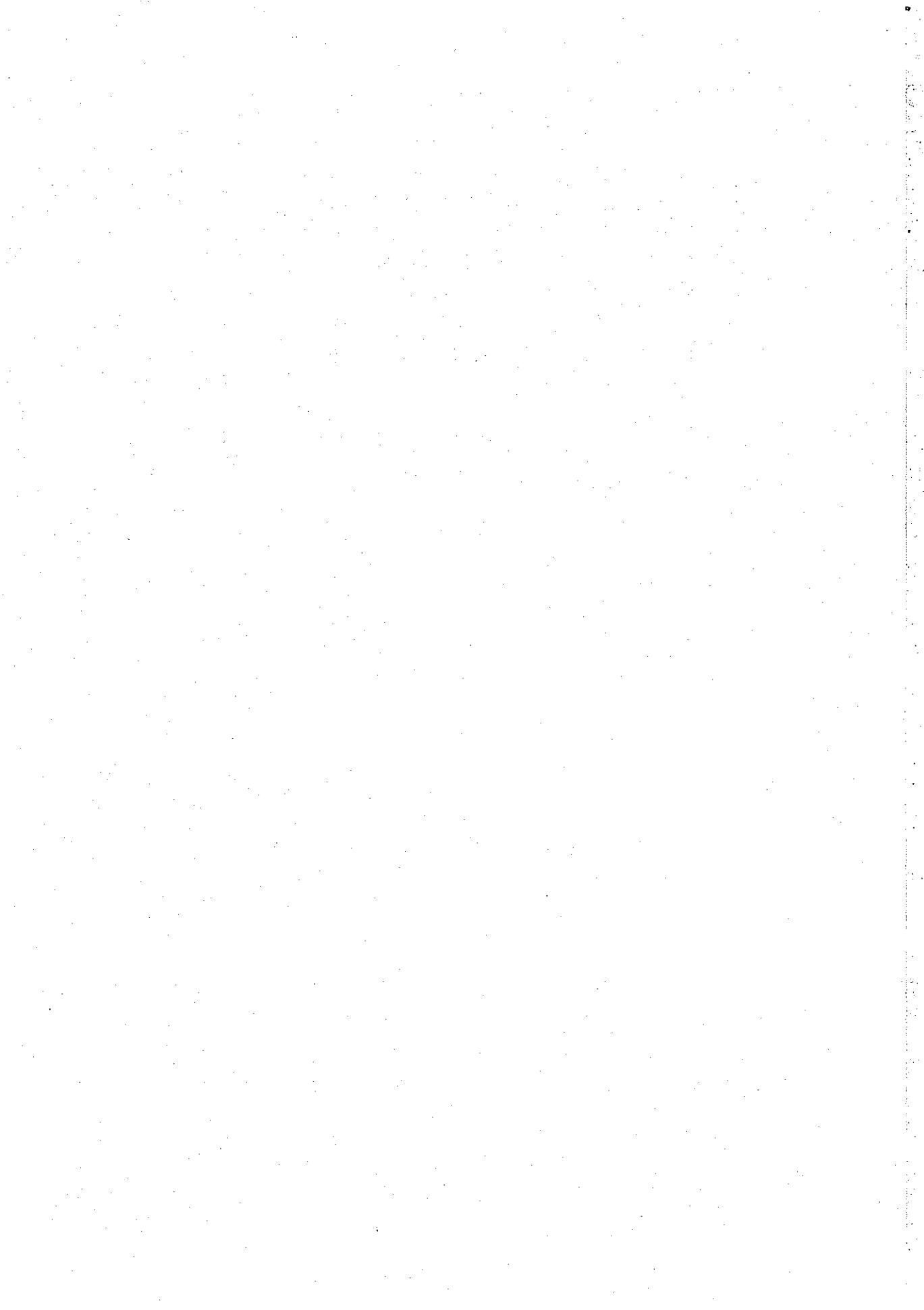
御異議ないものと認めます。

なお、明日2日と3日を休会とし、4日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

(午前11時33分散会)

第 3 日



平成5年10月4日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久藏君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

欠席議員(なし)

○
本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助役	役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助役	役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入役	役	中塚白	同和対策部長	森利治
市長公室長	長	堀宏行	同 次 長	門林良治
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	解放総合センター所長	戸口泰明
同人権啓発室長		明坂文嘉	同 副 理 事 (解放総合センター担当)	山本也裏
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼人事課長		石本博信	同 理 事	坂田平之
同秘書課長		木寺正次	同次長兼総合福祉会館長	松尾守義
企画調整部長		逢野博之	市民生活部長	麻生和仁
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀次
同副理事(施策推進第二担当)		吉祇利朗	同次長兼健康課長	池辺修晃
同企画室長		今村堅太郎	同次長兼保険年金課長	岡敏晃
同施策推進室長		井阪和充	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同企画室企画調整課長		油谷巧	産業部長	大塚孝之
総務部長		神藤恒治	同 理 事	白樺通有

同次長兼農林課長	松林保	病院長	竹林淳
同次長兼交通公害課長	大塚俊昭	病院長	橘本昭
建設部長	奥村富彦	事務局長	谷上徹
同理事兼用地室長	藤本俊雄	事理同	梅世紀
同次長(建築担当)	岡本仁	總務課長	高武喜
同次長兼住宅課長	西萩政介	消防長兼	ノ瀬一
都市整備部長	本尾啓	消防署長	池野西
同理事(再開発担当)	中辻久夫	同次長兼	藤中西
同理事(コスマポリス担当)	田中拓彦	消防署副署長	杉井謹
同理事(コスマポリス担当)	中屋正郎	土地開発公社事務局長	稻順
同理事(コスマポリス担当)	田中武喬	教育委員長	西田義
同次長兼都市計画課長	山下三進	教育委員長	生田勝
同次長兼公園課長	福原清司	教育次長兼	北藤喜意
コスマポリス推進室長	藤中原英	管理部長	木橋正善
下水道部長	中岸孝二	指導部長	高着陽
同次長	岸富宏	社会教育部長	庄吉
同副理事(ふるさと急傾斜対策事業担当)	田中嗣之	同次長兼	森忠
改良事業部長	田稔	図書館長	端小
同次長兼用地課長	仲田文	選挙管理委員会委員長	農
水道事業管理者	城前伊佐雄	事務局長	農
水道部長	西尾浩	監同農業委員會長	農
同次長兼総務課長		事務局長	
同次長兼工務課長		農業委員事務局長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
参考事務係長	西垣宏高
議事係員	田中康弘
	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第3回定期会議事日程

(10月4日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成5年3月分)	P. 1
2	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成5年3月分)	P. 11
3	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成5年3月分)	P. 17
4	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成4年度平成5年4月分)	P. 22
5	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成5年4月分)	P. 32
6	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成5年4月分)	P. 42
7	監査報告 第27号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成5年4月分)	P. 48
8	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成4年度平成5年5月分)	P. 53
9	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成5年5月分)	P. 63
10	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成5年5月分)	P. 73
11	監査報告 第31号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成5年5月分)	P. 79
12	監査報告 第32号	定期監査(平成5年度第一次分)結果報告	別冊
13	認定 第1号	平成4年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について	P. 1
14	認定 第2号	平成4年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 3
15	認定 第3号	平成4年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 4
16		決算審査特別委員会設置について	別紙
17	議案 第41号	工事請負契約締結について (公共下水道伯太12-0号線管布設工事)	P. 6

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	議案 第42号	工事請負契約締結について (公共下水道肥子2-10号線管布設工事)	P. 8
19	議案 第43号	町の区域及び名称の変更について	P. 11
20	議案 第44号	和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例制定について	P. 15
21	議案 第45号	和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例制定について	P. 21
22	議案 第46号	和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例制定について	P. 26
23	議案 第47号	和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 31
24	議案 第48号	和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について	P. 37
25	議案 第49号	和泉市立青少年の家条例の一部を改正する条例制定について	P. 45
26	議案 第50号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P. 49
27	議案 第51号	平成5年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	P. 55
28	議案 第52号	平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	P. 73
29	議案 第53号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P. 79
30	請願 第1号	看護婦確保対策の充実を求める請願	別紙
31	議員提出 議案 第9号	義務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書	別紙
32	議員提出 議案 第10号	M R S A施設内感染防止対策の強化に関する意見書	別紙
33	議員提出 議案 第11号	短期滞在外国人等に対する医療対策についての意見書	別紙
34	議員提出 議案 第12号	地方分権の推進に関する意見書	別紙
35	議員提出 議案 第13号	「従軍慰安婦」問題の解決を求める意見書	別紙



(午前10時00分開議)

○ 議長（竹下義章君） おはようございます。議員の皆さんには、何かとお忙しい中多数御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま26名全員御出席でございます。

○ 議長（竹下義章君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長（竹下義章君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

○ 議長（竹下義章君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第12までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

監査報告第21号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成5年3月分	P. 1
監査報告第22号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成5年3月分	P. 11
監査報告第23号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成5年3月分	P. 17
監査報告第24号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成4年度 平成5年4月分	P. 22
監査報告第25号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成5年4月分	P. 32
監査報告第26号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成5年4月分	P. 42
監査報告第27号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成5年4月分	P. 48
監査報告第28号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成4年度 平成5年5月分	P. 53
監査報告第29号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成5年5月分	P. 63
監査報告第30号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成5年5月分	P. 73
監査報告第31号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成5年5月分	P. 79
監査報告第32号	定期監査（平成5年度第一次分）結果報告			別 冊

和泉監第1号

平成5年8月30日

和泉市長 池田 忠雄 殿

和泉市議会議長 竹下 義章 殿

和泉市監査委員 庄司 清

和泉市監査委員 友田 博文

平成5年度定期監査（第一次分）結果報告

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成5年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出する。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第21号より第32号までの報告を終わります。

○ 議長（竹下義章君） 日程第13「平成4年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」を議題といたします。

認定第1号

平成4年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成4年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成5年9月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

○ 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

○ 市長（池田忠雄君） それでは、ただいま御上程をいただきました認定第1号「平成4年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定」をお願いするに当たりまして、概要を御説明を申し上げます。

ただいま御認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健

事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計の5会計でございます。監査委員さんの御意見につきましては、御審査を煩わしましたところ、別冊のとおり、決算審査意見書をちょうだいをいたしております。

御承知のとおりわが国経済は、公共投資や住宅投資に回復の兆しが見られるものの、個人消費や民間設備投資の低迷に加えまして急激な円高による影響等もあって、経済の先行きに対する中期的な不透明感が広がるなど、景気回復の兆しが見えない状況下にあります。このような状況の中で早急な景気対策の実施が求められている今日であります。

このため政府としては、規制緩和や円高差益の還元策と生活者重視の社会資本整備、住宅投資の促進、災害復旧事業等の推進、中小企業対策など内需拡大策を打ち出し、第2次として総額6兆1,500億円に上る緊急経済対策を予定をされております。

また、地方団体におきましても、地方単独事業の積極的な推進が強く期待されているところであります。しかし、現下の地方財政は、バブル経済崩壊後の景気低迷による税収の落ち込み、地方債の増等により極めて厳しい状況にあります。

さて、本市の平成4年度の決算でありますが、歳入面では、市税収入や地方交付税で一定の伸びが見られたこと、歳出面では、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費や物件費、補助費等で増えたものの、財政運営の効率化と健全化を期してまいりました結果、一般会計におきましては、歳入総額429億3,500余万円、歳出総額426億800余万円、歳入歳出差し引きいたしましたと3億2,700余万円の形式的な黒字となり、既に御承認をいただきました平成5年度への事業費の繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源7,440余万円を差し引きいたしまして、2億5,250余万円の実質収支黒字決算と相なった次第であります。これひとえに議員各位の御支援、御協力のたまものと深く感謝申し上げる次第であります。

しかしながら、本市の財政構造は、経常収支比率が90%台と硬直化した状況にあり、単年度収支でも7,490万円余の赤字となってございます。さらに、現下の経済情勢の低迷による市税等の落ち込みや、今後、増大する行政需要の高まりなど、厳しい行財政運営になろうかと認識をいたしているところであります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額73億9,740余万円、歳出総額72億2,450余万円、歳入歳出差し引き1億7,280余万円の黒字と相なります。

次に、老人保健事業特別会計につきましては、歳入総額66億8,750余万円、歳出総額66億1,360余万円、歳入歳出差し引き7,390余万円の形式的な黒字と相なります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入歳出とも5億5,020余万円の同額となり、収支均衡と相なるわけであります。

最後に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入総額31億9,440余万円、歳出総額31億8,680余万円、歳入歳出差し引き760余万円となり、平成5年度への繰り越し財源760余万円を差し引きをいたしますと、収支均衡と相なる次第であります。

以上が、今回、御認定をお願いいたします各会計の決算状況であります。よろしく御審議をいただき、御認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件は、その内容からして十分御審議を願いたいと思いますので、後刻、上程される決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長（竹下義章君） 次に、日程第14「平成4年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

認定第2号

平成4年度和泉市水道事業会計決算認定について
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成4年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成5年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。

○ 水道部長（仲田博文君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました認定第2号「平成4年度和泉市水道事業会計決算認定について」、水道部仲田から御説明申し上げます。別冊決算書をお願いいたします。

初めに、13ページを御覧いただきたいと存じます。水道事業報告書から当年度の経営状況について総括して申し上げます。

収益的収支勘定における収入面では、夏場の水需要時において涼夏等によって給水量が伸び

悩み、給水収益は、対前年度比で1.4%の低い伸びと相なっております。

一方、支出面では、受水費や人件費等諸コストの増高と消費税未転嫁による税負担等により、経常収支は、依然として赤字基調の厳しい状況にあります。幸い、受託工事収益や下水道業務受託収益等の增收とその他各般の企業努力などによって、単年度収支は、2,284万円の純損失にとどまりました。これに前年度繰越欠損金を加えますと、1億3,611万円の未処理欠損金が生じております。

また、資本的収支勘定では、第4回拡張事業を初め配水管更生事業や中央丘陵水道施設建設事業など各施設の建設改良投資を積極的に行った結果、資金不足が生じました。不足額については、過年度分損益勘定留保資金をもって補損をいたしました。

次に、給水の状況について申し上げますと、給水人口の増加等により給水量は対前年度比1.5%増と相なっております。また、有効率の向上につきましては、常に漏水しない工事に留意し、最新漏水調査機器の活用と合わせ漏水の早期発見修理に努め、前年度実績を0.1%上回る成果を得ております。

それでは、最初に戻りまして1ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、収益的収支勘定の収入の部では、第1款 水道事業収益最終予算額25億2,476万6,000円に対し、決算額は、25億3,246万1,762円となり、予算額に比べ769万5,762円の収入増となっております。

決算額の内訳でございますが、第1項 営業収益では、給水収益及び受託工事収益外で23億2,819万5,518円。第2項 営業外収益は、加入金外で2億425万3,559円。第3項 特別利益は、過年度損益修正益相当額と相なっております。

次に、2ページの支出の部でございますが、第1款 水道事業費用最終予算額25億5,183万8,000円に対し、決算額は、25億4,064万6,857円で、不用額は、1,119万1,143円でございます。

なお、不用額発生の主な理由といたしましては、受託工事費減を初めその他需要費の節減によるものでございます。

決算額の内訳をいたしまして、第1項 営業費用では、水づくりから料金回収までの費用として22億3,260万9,094円。第2項 営業外費用として、企業債の支払利息外で3億704万1,873円。第3項 特別損失では、過年度損益修正損となっております。第4項 予備費につきましては、全額不執行となっております。

次に、3ページの資本的収支について申し上げます

収入面では、第1款 資本的収入最終予算額7億5,583万円に対し、決算額は、7億5,908

万1,218円あります。内訳といたしましては、第1項 企業債決算額4億1,800万円は、予算額どおり収入いたしております。第2項 工事負担金につきましては、決算額3億3,207万8,218円で、予算額に比べ325万8,218円の収入増と相なっております。その他第3項では、一般会計からの消火栓新設に伴う負担金であります。

次に、4ページの支出につきましては、第1款 資本的支出最終予算額10億1,444万3,000円に対し、決算額は、10億945万8,805円で、不用額は、498万4,195円でございます。

決算額の主な内訳といたしましては、第1項 建設改良費決算額8億3,371万5,712円で、その内容といたしましては、第4回拡張事業を初め配水管更生事業や中央丘陵水道施設建設事業のほか、開発に伴う配水管布設工事並びに量水器及び固定資産購入のための営業設備費でございます。

なお、不用額498万3,288円が生じておりますのは、各事業費の減額及び人件費の減によるものでございます。工事概要につきましては、17ページ以下に記載いたしておりますので、御参考賜りたいと存じます。

第2項 企業債償還金につきましては、決算額1億7,574万3,093円と相なっております。最後に、財政の収支状況につきましては先ほど申し上げましたとおり、当年度未処理欠損金が1億3,610万8,499円となり、同額を翌年度に繰り越す厳しい状況下でございます。

以上が、今回、提出させていただきました決算報告書の概要でございます。損益計算書のほか決算附属書類として14ページ以下に各明細書を添付いたしておりますのでこれらを御参考賜りまして、何とぞ原案どおり認定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件についても十分審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長（竹下義章君） 日程第15「平成4年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

認定第3号

平成4年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成4年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成5年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（橋本昭夫君） ただいま御上程をいただきました認定第3号「平成4年度和泉市病院事業会計決算認定について」、提案の理由並びにその概要を市立病院事務局長橋本より御説明を申し上げます。

まず、概要でございますが、平成4年度において診療報酬の改定が実施されましたが、医療費抑制が目的の改定であったため、入院収益では若干のプラスになったものの外来収益ではマイナスの改定となり、その上薬価基準の引き下げ等、関連いたしまして薬品の購入費の差益をなくするための建値制が導入されまして、従来30%近くありました値引きが20%以下となり、病院にとっては、非常に厳しい改定でございました。しかしながら、特に外来患者さんの増加がございましたので、単年度で1,059万2,000円の利益が生じ、内部留保資金も2億75万3,000円を有することができました。これもひとえに議員各位の温かい御理解と御支援のたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、その内容について御説明申し上げます。決算書14ページを御参照をお願いしたいと存じます。

平成4年度における病院の利用状況は、入院患者数が年間延べ10万2,288人、1日平均280.2人、外来患者数は年間延べ25万392人、1日平均845.9人となっておりまして、前年度と比較いたしますと、年間延べ入院患者数は1,782人の減でございますが、外来患者さんは1万1,354人の増となってございます。

次に、収益的収支の状況でございます。決算書2ページでございます。

まず、病院事業収益でございますが、予算額55億6,642万3,000円に対し、決算額55億6,654万7,989円でございます。12万4,989円の増となってございます。

第1項の医業収益につきましては、予算額49億4,021万2,000円に対しまして、決算額49億3,980万4,212円でございまして、40万7,788円の減となってございます。第2項の医業外収益でございますが、決算額6億2,674万3,777円でございまして、これは主として一般会計か

らの繰入金でございます。

次に、支出でございますが、予算額55億6,642万3,000円に対しまして、決算額55億4,989万7,431円となってございます。1,652万5,569円の不用額が生じてございます。

第1項の医業費用でございますが、予算額53億8,693万7,000円に対しまして、決算額53億7,468万8,827円でございます。1,224万8,173円の不用額が生じておりますが、これは主として給与費、経費等の支出が不用となったものでございます。第2項の医業外費用でございますが、予算額1億7,748万6,000円に対し、決算額1億7,520万8,604円でございまして、227万7,396円の不用額が生じてございます。第3項の予備費の200万円につきましては、不執行をいたしております。

以上の結果、先ほど申し上げましたとおり1,059万2,339円の純利益が生じました。これによりましてわずかながらの減少でございますが、未処理欠損金につきましては、26億8,137万7,543円となってございます。

次に、資本的収支でございますが、決算書4ページでございます。

まず、収入につきましては、予算額、決算額とも13億2,134万円でございます。

第1項の企業債につきましては、医療器具等の購入に充当するため大蔵省資金運用部から借り入れました政府債でございまして、予算、決算額とも2億300万円でございます。次に、出資金でございますが、これは一般会計からの出資金でございまして、予算額、決算額とも1億1,834万円でございます。第3項の他会計長期借入金は、一般会計からの長期借入金でございまして、予算額、決算額とも10億円でございます。

次に、支出でございます。資本的支出につきましては、予算額13億8,176万円に対しまして、決算額13億8,175万7,914円でございます。

第1項の建設改良費は、医療器具等備品購入費でございます。予算額2億800万円に対しまして、決算額2億799万8,868円となってございます。

以上の結果資本的収支では、6,041万7,914円の資金不足を生じましたが、これにつきましては、過年度分損益勘定留保資金6,022万949円及び当年度消費税資本的収支調整額19万6,965円により補填をいたしました。

以上、概要を御説明申し上げましたが、病院経営につきましては、国の医療費抑制のもと非常に厳しい状況下にございます。特に最近の新聞等にございますように、民間病院でも非常に苦しい経営状況にあると報道されております。しかしながら、公的基幹病院として今後とも医療器具等の整備を行い、患者さんに対するサービス向上のため院長以下全力を尽くしてまいりたいと考えております。

なお、決算書15ページ以下に決算附属書類、参考資料を添付してございますので御参照の上
御審議を賜り、何とぞよろしく原案どおり御認定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件についても十分御審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、
閉会中の御審査をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

決算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり
特別委員会を設置する。

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

平成4年度和泉市一般会計及び特別会計決算

平成4年度和泉市水道・病院事業会計決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続刷るものと
する。

- 議長（竹下義章君） 次に、日程第16「決算審査特別委員会設置について」を議題といたし
ます。

お諮りいたします。本件は、平成4年度和泉市一般会計及び特別会計決算、水道事業会計並
びに病院事業会計決算を認定するに当たり慎重に御審議を願うため、お手元に配付資料のとおり、
13名の委員をもって構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継
続審査とするものであります。本特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議ないものと認めます。よって、決算審査特別委員会を設置することに決しました。
なお、委員の選任につきましては、本定例会の会期中に選任したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第17「工事請負契約締結について」（公共下水道伯太12-0号線管布設工事）及び日程第18「工事請負契約締結について」（公共下水道肥子2-10号線管布設工事）の2件を一括議題といたします。

議案第41号

工事請負契約締結について

公共下水道伯太12-0号線管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成5年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 公共下水道伯太12-0号線管布設工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競走入札 |
| 4 契約金額 | 162,740,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市大野町580番地
株式会社寄田組
代表取締役 寄田利廣 |

認定第42号

工事請負契約締結について

公共下水道肥子2-10号線管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づ

き、次のとおり議会の議決を求める。

平成5年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

1 契約の目的	公共下水道肥子2-10号線管布設工事
2 契約者	和泉市長 池田忠雄
3 入札の方法	指名競走入札
4 契約金額	155,530,000円
5 契約の相手方	和泉市旭町429番地の3 株式会社竹内建設 代表取締役 竹内博文

○ 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいただきました議案第41号並びに議案第42号「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容につきまして総務部神藤より御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本件は、南大阪湾岸北部流域関連公共下水道の一環として施行するもので、工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

まず、議案第41号につきましてその内容でございますが、契約の目的は、公共下水道伯太12-0号線管布設工事で、契約金額は、1億6,274万円。契約の相手方は、和泉市大野町580番地、株式会社 寄田組 代表取締役 寄田利廣と契約しようとするものでございます。

工事の概要でございますが、参考資料及び別添図面にお示しいたしましたとおり、起点 和泉市伯太町一丁目1230番地の1先から終点 同町一丁目853番地の1先まで、市道阪和東側2号線の一部に延長131.20m、管径2,200mmの雨水管を推進工法により施工するもので、他にマンホール設置工2箇所を施工するものでございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から平成6年3月25日までといたしております。

続きまして、8ページの議案第42号につきましての内容でございますが、契約の目的は、公共下水道肥子2-10号線管布設工事で、契約金額は、1億5,553万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社 竹内建設 代表取締役 竹内博文と契約しようとするもので

す。

工事の概要でございますが、参考資料及び別添図面にお示しいたしましたとおり、起点 和泉市肥子町二丁目147番地の3先から終点 同町二丁目1715番地先まで、市道府中和気西線の一部に延長368.90mに管径800mmで243.20m、管径500mmで延長125.70mの污水管を推進工法により施行するもので、他にマンホール5箇所、附帯工一式を施行するものでございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から平成6年3月25日までといたしてございます。

なお、御参考までに、両議案を比較しまして工事延長の違いにもかかわらず契約金額が似通っていますのは、主に管径の大きさにより生じたものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第41号並びに議案第42号「工事請負契約締結について」御説明申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（赤阪和見君） ちょっと教えてほしいんですが、この雨水管は、最終どちらへ流されていくのか、という点と、公共下水道と言われますが、雨水と污水がありますのでね。僕たちや市民は、下水道をしているからすぐ入るのかな、と見るわけです。雨水か污水かわからないという関係もありますのが、この流れ先と今後の見通しを若干お知らせ願いたい。
それから、污水管でありますが、この最大の管径はどれぐらいか。そして現在、これは幹線になろうかと思いますが、どこまで進捗しているのか、お伺いします。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 下水工務課長（浦一夫君） 下水道浦からお答え申し上げます。

今回の終点から東側、府道和泉大阪泉南線寄りに和泉市土地開発公社の所有地がございます。公社が、阪和東側2号線への進入道路として計画してございます計画道路へ当幹線を延伸させていきます。さらに、当幹線は、主に伯太町二丁目及び黒鳥町の浸水を防除するため、府営伯太住宅の前を通過し、黒鳥町の自衛隊の官舎前まで延伸するものでございます。

この接続は、王子川になっております。

汚水管でございますが、流域下水道幹線の延伸は、都市計画道路の池上下宮線を通りまして大阪和泉泉南線を通過、それから、伯太郵便局までの幹線の計画となってございます。まだ、この幹線につきましては、流域が延伸されておりませんので、污水の利用につきましては、まだ計画されてございません。

污水幹線の肥子の分でございますが、波線で「過年度施行済み」となっておりますところへ

接続するものでございます。

以上でございます。

- 18番（赤阪和見君） 過年度施行済みのところへということは、終点のところから回るカーブのところまでが800で、次が500、過年度のところは何百でいっているのか。最終へ来るほど太くなるというのは水の関係で理解するのですがね。

もう1点は、この予算の内訳だけお願いします。

- 下水工務課長（浦 一夫君） 500mmのワンスパンの推進管延長は50～60mですので、起点から市道和気西線までの区間125.70mにつきましては、立杭を1カ所設置しますので、ワンスパンが約60mでございますので、管径を500mmで推進するものでございます。

しかし、市道府中和気西線に沿った部分243.20mにつきましては、道路幅員が5mから広いところで7mで、また、地下埋設物が輻輳しており、また、家屋が密集して空き地がありません。

以上により立杭の位置は、中間の道路部分が広くなっているところに1カ所しか設置できません。このワンスパンの延長はそれぞれ160m、80mと長く、また、緩やかなカーブがかかっていますので、これに対応する工法といたしまして管径を800mmにアップし、長距離推進工法として採択したものでございます。

以上により管径が違っております。

- 18番（赤阪和見君） 予算の内訳を教えてください。

- 下水工務課長（浦 一夫君） 500mmでございますが……。

- 18番（赤阪和見君） いやいや、今回の工事の分について、一般財源とか補助金とかの内訳です。

- 下水工務課長（浦 一夫君） 国庫補助が2分の1、残りの85%が起債となっております。

- 18番（赤阪和見君） 下水というのはカーブとかいろんなものがありますが、元になるから細いということはないわけですね。流量や流速によって変わってくるということでしょうか。というのは、水というのは、細いところからだんだん集まってきて太くなっていくと思うんですね。それがわからなかったのが1つ。

それから、この800にするということは、結局、長い距離で落差がないから800にする、大きい方が掘りやすいからするのですか、その点を教えてほしい。

それと、2分の1のあと85%が起債、そのあと15%は一般財源と理解していいわけですね。

- 下水工務課長（浦 一夫君） 推進工法の場合、立杭の管径がございます。立杭が短ければ

管径が少し細くなります。地下埋設物の関係と地下の土質の関係がございます。立杭の延長が短ければ割合管径が小さくできますが、どうしても立杭が取れないところは、管径が大きくなります。流量的には、350から400という形でいけますが、施行上の問題でそういう形になってしまいます。

- 18番（赤阪和見君） 最後に、これは幹線的なもので、ここに直には放り込まないということですね。この和泉市の計画区域を網羅するのに何%でき上がって、あと何%で何年ぐらいの見通しですか、その点について。
- 下水道部長（藤原清司君） 先生の御指摘は、市内一円という意味でしょうか。
- 18番（赤阪和見君） 横山までです。
- 下水道部長（藤原清司君） 下水道計画につきましては5年刻みでして、現在は、第7次5計で平成3年度から7年度でして、次の第8次5計に入ろうとしているところでございます。和泉市の下水道につきましては、先般、都市計画の事業承認を得まして、その中で負担区を設けていただき、逐次、下流から整備をしていくということでございます。
- 18番（赤阪和見君） そんなことを聞いてない。要は、横山まで計画区域として打っているわけです。打っているから、何も手を付けられない、ほかの工法ではね。せやから、認可を受けているとか受けてないというのは別にして、そういう幹線の直に流す部分、網目は別にして、幹線を引くのにこれで今、何%でき上がっているか。あと何%やという、大体の見通しというのは進歩していく状態によってわかりませんが、これぐらいやったらどれぐらいでいくとかね。それがないので計画区域自体を設定したのは問題だというのは、いつも言っているとおりですわ。その点について、参考までに聞かせていただきたい。
- 下水道部長（藤原清司君） 市内全体となると非常に難しい問題ですが、現在の予算規模、われわれの組織等を勘案しますと、非常に長期化するわけでございます。われわれ原課としては、将来的に面整備は1日も早くしていきたい。現在の認可区域の中では、8次5計ぐらいでほぼしていきたい。今、御指摘の事業認可を受けた全体計画の中では、年数は非常に難しうございますが、20年ぐらいはかかるのではなかろうかと思います。
- 18番（赤阪和見君） 抽象的ではなく答えてほしい。担当助役さん、わかるでしょう。20年ぐらいかかるということよりも、これで言うと、500か800か300か知りませんけど、そのような幹線を何km引かなあかん、今、何kmできていると、そんな計画もなしに網を掛けたんですか。その点はいかがですか。
- 18番（赤阪和見君） もちろん、全体の計画は持っていますが、先ほども申しましたように5年スパンで計画を立てございます。現在は、平成3年度から7年度までの第7次5計、今

回、8次5計の12年までの分を計画してございます。全国的に下水道計画は、5年刻みであげまして国の予算等を獲得している状況でございます。

- 18番（赤阪和見君） 決算委員会もあることですのでこれ以上言いませんが、決算委員会までに大雑把で結構ですので、その和泉市の全体の計画区域をやるには、どのくらいのおカネが必要るか。全体的に何kmこういう形でやらなければいかんのか。そこには工法の難しさもいろいろあると思いますが、計画を立てた以上はその区域の計画というものは、やはり持つてかかってこそ当然だと思いますので、その点についてお願ひします。
 - 議長（竹下義章君） 他にございませんか。
 - 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。今、市議会の議決に付すべき契約金額は1億5,000万円以上でしたね。それ以上でないとこの議会に出てこない。細かいものまですべて議会に出せ、というわけではございませんが、特に最近、新聞紙上をにぎわしていますように、公共工事をめぐる疑惑が問題になっております。本市でも、契約等に対し厳しい態度で臨まなくてはいけないと思います。そこで、何度か聞いてますが、いわゆる本市では、談合であるとか業者間の調整とかはないのかどうか、改めてお聞かせ願いたいと思います。
 - 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
 - 契約課長（北橋輝博君） 契約課北橋よりお答えいたします。
ただいまの御質問ですが、本市においては、そのような話は一切聞いておりませんので、御回答申し上げます。
 - 25番（天堀 博君） しかば、この議決に付すべき契約を見ましても、特定の業者とか、あるいは一定の業者で回しているという感じを強く受けるんですね。なぜこのような状況になってくるか疑問なんです。その点、今まで契約を扱っている部局として総務になるんですが、そこにメスを入れようとしたか、あるいはその辺をきちんとしているのかどうか。その点はどうなんですか。
 - 契約課長（北橋輝博君） 契約課北橋よりお答えいたします。
契約課としては、直接そういう事実関係を聞いておりませんので、具体的にメスを入れたということはございません。ただ、入札につきましては、現在、指名入札制度という形で、一定の金額によりまして業者数を選定してやっておりますので、その結果につきましては、われわれが直接関知するということにはなりません。
- 以上、十分なお答えにならないかもわかりませんが、一応、御回答申し上げます。
- 25番（天堀 博君） 今回の下水道工事などについては、寄田組が珍しく入っているように思います。これは雨水管ですが、竹内建設が汚水の方に入っていますね。特に現在、和泉市にお

いては大規模な建設工事関係は少なくなっています。一定の開発もありますが、そこでは、小中学校の建設ということで一時のようにどんどん膨らんでいくような状況ではありませんし、ほとんど建て替えは済んだという状況です。その中では、特定の業者が目立ってくると思います。それで、今日ここで具体的に詰めをやろうという気はありません。今後、決算委員会もありますので、1つは、早急に出していただきたいのは、今日、これが議決をされれば、された時点までの平成5年度分のいわゆる議会の議決に付すべき契約以下の契約を含めた平成5年度分の契約の年月日、業者名、価格等、簡単な内容まで触れていれば一番いいんです。それから、過去3年度分ぐらいまでさかのぼって一覧表として出していただきたいと要望したいんですが、いかがなもんでしょうか。

- 契約課長（北橋輝博君） 資料は用意させていただきます。
- 25番（天堀 博君） そういうことで議長さんも了解していただいてますので、よろしくお願いしておきたい。終わります。
- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第41号及び議案第42号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第19「町の区域及び名称の変更について」を議題といたします。

議案第43号

町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の町の区域及び名称を次のとおりとする。

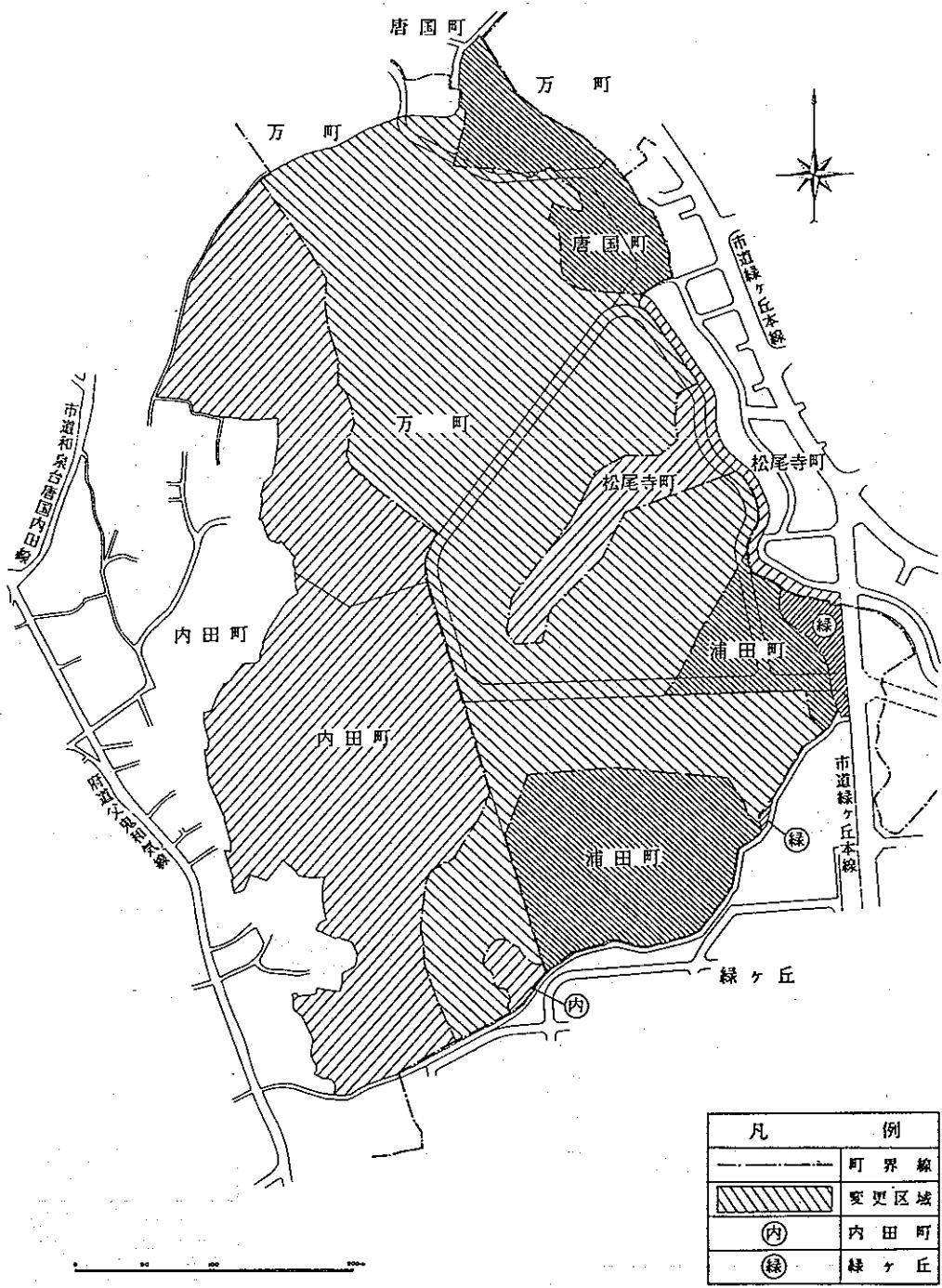
その実施期日は、別に市長が定める。

平成5年9月30日 提出

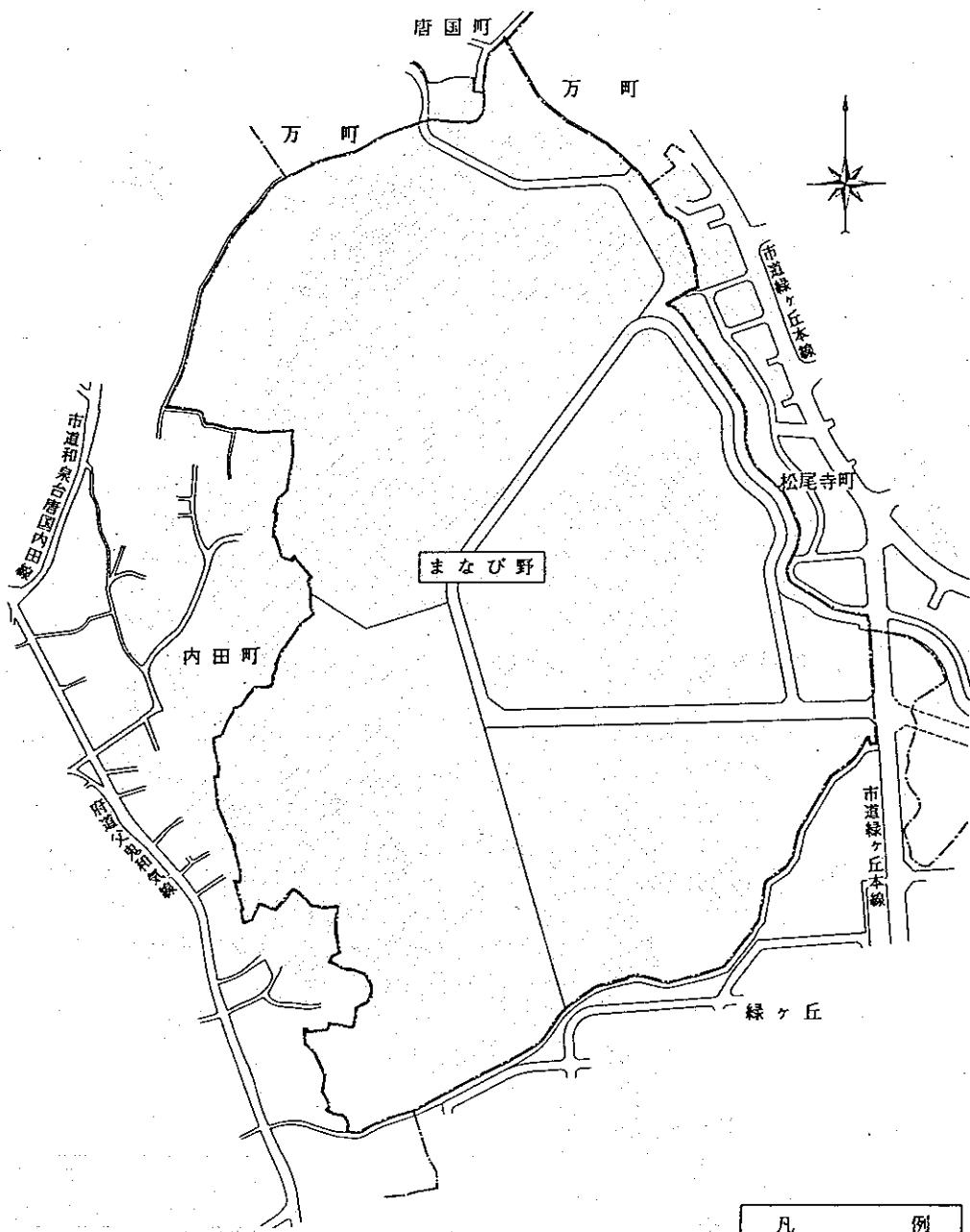
和泉市長 池田忠雄

- 1 唐国町、万町、内田町、松尾寺町、浦田町及び緑ヶ丘の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域をもって別図2に示すとおり、まなび野を新設する。

別図 1



別図2



- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第43号「町の区域及び名称の変更について」の提案の理由並びにその内容について、都市整備部長萩本より御説明申し上げます。このたびの変更につきましては、和泉中央丘陵東部ブロックの一部であります学園地区を変更区域といたしております。

まず、提案の理由でございますが、御承知のとおりこの学園地区内には、文科系総合大学であります桃山学院大学が、平成7年春の開校に向けて現在、工事が進められているところでございますが、現状といたしましては6町が入り組んでおり、このままでは、大学の施設等の表示に混乱が生じることが明らかであります。このため学園地区の町の区域及び名称の変更を行い、合わせて住居表示の整備を行おうとするものであります。

また、学園地区にふさわしい名称として、「まなび野」という新町名を設定することにより、本市が、文科系総合大学を持つ都市として地区内外にアピールすることも合わせて目的としております。

のことから本件に関しましては、本年7月の第2回定例市議会におきまして、市街地の区域及び街区方式により住居表示の整備を行う旨の御可決をいただいております。これに基づきまして8月26日、和泉市住居表示整備審議会をお願いし、住居表示実施に伴う町の区域及び名称並びに街区割について諮問し、原案どおり答申をいただきましたので、住居表示に関する法律の規定より、答申案を8月27日より9月26日までの30日間告示するとともに、関係町会に告示の写しを配布いたしましたが、その間、何ら変更請求がございませんでしたので、自治法の規定に基づき、町の区域及び名称の変更を行おうとするものでございます。

その内容につきましては、別図1にお示ししております唐国町、万町、内田町、松尾寺町、浦田町及び緑ヶ丘をそれぞれ斜線で示す区域を除いた区域に変更し、別図2にお示ししておりますとおり、「まなび野」を新設するものであります。

この新町名につきましては、学園地区にふさわしい町名ということで「学ぶ」という言葉を用い、「まなび野」とさせていただいております。また、町名の表記方法につきましては、和泉中央丘陵の各地区との関連性、整合性を図るため、平仮名プラス「野」という語で統一することといたします。

次に、まなび野に変更されます町別面積でございますが、唐国町より約0.9ha、万町より約10.3ha、内田町より約6.9ha、松尾寺町より約0.7ha、浦田町より約2.7ha、緑ヶ丘より約0.2ha、合計21.7haとなっております。

また、このたびの変更に伴います住所変更の対象となる世帯等はございません。

変更期日につきましては、平成5年12月5日を実施予定期日といたしております。
以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容とさせていただきます。よろしく御審議をいただき、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○ 議長（竹下義章君） 日程第20「和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例制定について」及び日程第21「和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

議案第44号

和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例制定について

和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例を次のように制定する。

平成5年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第6項の規定に基づき、和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における同条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用の公営に関して必要な事項を定める。

(選挙運動用自動車の使用の公営)

第2条 和泉市議会議員及び和泉市長の選挙においては、候補者は、第6条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により和泉市に帰属することとなる場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、和泉市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(公費の支払)

第4条 和泉市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が51,500円を超える場合には、51,500円）の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

- ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約（以下「自動車借り入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借り入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が13,390円を超える場合には、13,390円）の合計

金額

- イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,210円に当該候補者につき法第86条第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）
- ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が10,000円を超える場合には、10,000円）の合計金額

（契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれかの号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（公費負担の限度額）

第6条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、51,500円に、その者につき法第86条第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

理 由 公職選挙法の一部改正に伴い、本市の議會議員及び長の選挙について公営制度（任意制）の導入を図るため、規定の整備を行う必要がある。

これが、条例案を提出する理由である。

議案第45号

和泉市議會議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例制定について

和泉市議會議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例を次のように制定する。

平成5年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議會議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第143条第15項の規定に基づき、和泉市議會議員及び和泉市長の選挙における同条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定める。

（選挙運動用ポスターの作成の公営）

第2条 和泉市議會議員及び和泉市長の選挙においては、候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により和泉市に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、和泉市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（公費の支払）

第4条 和泉市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相

手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、462円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に257,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（公費負担の限度額）

第5条 第2条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

理 由

公職選挙法の一部改正に伴い、本市の議会議員及び長の選挙について公営制度（任意制）の導入を図るため、規定の整備を行う必要がある。

これが、条例案を提出する理由である。

○ 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長公室長（堀 宏行君） お許しをいただきまして自席より、ただいま一括御上程をいたしました議案第44号「和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例制定について」並びに議案第45号「和泉市議会議員及び和泉市長の選挙に

おける選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例制定について」、提案理由並びにその内容を市長公室長堀より御説明申し上げます。議案書15ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、本2件につきましては、昨年末に開かれました第125国会におきまして公職選挙法の一部が改正されましたことに伴い、地方都市の議会議員及び長の選挙において選挙の公営が拡大されまして、市の任意により制度の導入ができることになったものでございます。本市といたしましても、選挙運動の実情等諸般の情勢を勘案いたしまして本公司制度の導入を図るため、規定の整備をしようとするものであります。

次に、その内容でございますが、まず、議案第44号「和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例制定について」御説明申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨について規定したもので、本市の議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関して定めたものでございます。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公営について規定したもので、本市の議会議員及び市長の選挙について、当該候補者に係る供託物が本市の帰属することとならない場合に限り、一定の範囲内において選挙運動用自動車を無料で使用できることとしたものでございます。

第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出について規定したものであります、前条の規定の適用を受けて選挙運動用自動車を公営で使用する場合、一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者または一定の条件を満たすその他の者との間において、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、一定の方法により本市の選挙管理委員会に届け出ることとしたものであります。

第4条は、公費の支払いについて規定したものであります。候補者が有償契約の相手方に支払う金額のうち公費で負担する範囲を定めたもので、第1号につきましては、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合の限度額を5万1,500円といたしております。

第2号の「ア」は、自動車の借入契約の場合の限度額を定めたもので、1日につき1万3,390円といたしております。

第2号の「イ」は、自動車の燃料代の限度額を定めたもので、1日につき7,210円といたしております。

第2号の「ウ」は、運転手の雇用について限度額を定めたものでございまして、日額1万円といたしたものでございます。

第5条は、契約の指定について定めたもので、一般運送契約と自動車借り入れを同じ日に契約した場合、当該候補者がどちらか1つに定めて指定することを定めたものであります。

第6条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額を定めたもので、候補者1人につき

1日5万1,500円を限度として、立候補届け出の日から選挙の前日までの選挙運動日数を乗じて得た金額を公費負担の限度額と定めたものでございます。

○ 第7条は、本条例の施行について必要な事項を本市選挙管理委員会に委任する旨を規定したものであります。

○ なお、本条例は、公布の日から施行し、施行日以後の最初に告示される選挙から適用しようとするものでございます。

続きまして、議案第45号「和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」案について御説明申し上げます。議案書21ページでございます。

○ 第1条は、本条例の趣旨を定めたものでございまして、選挙運動用ポスター公営に関する規定であることを明記したものであります。

○ 第2条は、和泉市議会議員及び和泉市長の選挙において、候補者は供託物を没収されこととならない限り、選挙運動用ポスターを無料で作成できることと規定したるものでございます。

○ 第3条は、選挙運動用ポスターの作成契約締結について規定したものでございまして、第2条のポスター作成の公営の適用を受けようとする者は、ポスター作成業者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、その旨を和泉市選挙管理委員会に届け出るものとしたものであります。

○ 第4条は、公費の支払いについて規定したものでありますと、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価は規定の範囲内に限り、ポスターの作成枚数を乗じて得た金額を供託金の没収規定に該当しない者に限り、直接市からポスター作成業者に支払うこととなります。

○ なお、ポスター作成枚数は、ポスター掲示場の数に相当する数を限度とします。

○ 第5条は、公費負担の限度額を定めたもので、候補者1人につき、単価の限度額にポスターの掲示場の数を限度とした作成枚数を乗じて得た金額を公費負担の限度額と定めたものでございます。

○ 第6条は、本条例の施行上必要な事項について、本市選挙管理委員会への委任を定めたものであります。

○ なお、本条例につきましても、公布の日から施行し、以後の最初に行われる選挙から適用しようとするものであります。

以上が、この条例の提案の理由並びにその内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

○ 18番（赤阪和見君） 若干、聞きたいんですが、この参考資料の公職選挙法が略になってま

ですが、僕は、それを読んでないのですが、自動車には拡声器が付いたものであるとすれば、選挙運動用の拡声器代も一緒に入っての値段かどうか。

もう1点は、ポスターの件ですが、1枚が462円88銭×300余カ所プラス25万7,500円となってますが、これは版ができますよね。そうしたら、僕らが事務所へ張るとかほかへ張るとかの形の中で、その版を利用して増し刷りした分を自分が払う。そういうことが出てくると思いますが、その点、選挙管理委員会の見解だけをお伺いしたいと思います。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） 選挙管理委員会事務局長着本からお答え申し上げます。

この条例は、自動車の公営ということで規定されておりまして、マイクあるいは看板等につきましては、今回、公営化されておりませんので、その点、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

それから、ポスターの数につきましては、ポスターの掲示場の数ということで規定されておりまして、それ以上に刷られた分につきましては、御理解のとおり、個人でお支払いいただくということになるわけでございます。

- 18番（赤阪和見君） その版を使うわけですよ、原版をね。それでもいいんですね。
- 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） それは結構でございます。
- 18番（赤阪和見君） 枚数が少ないほど割高なんです。一応、340か350の掲示枚数を払いますよね。契約というのがここであいまいになってしまふと思うんです。その点は、その版を使って増し刷りを何ばしようがかまわないと理解させていただいたらよろしいんですか。
- 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） 枚数については、幾ら刷っていただいても結構です。ただ、契約については1つにしていただきたい。公営の分と個人で刷られる分を別々にされたら困るわけです。一緒に契約をしていただきますと、その中でうちの方は、公営の分は、あくまでも掲示枚数の374枚です。1,000枚刷ってもそのうちの374枚分、すなわち、少ない枚数の分を助成するということになるわけです。
- 18番（赤阪和見君） わかっていることを聞いているんですが、議員という立場で公費を使ってやる中では、本当にそれが正当にされているかどうか。もっと言えば、一たん、公費の分は何月何日に刷る契約をする。後、その請求が終わってから、前の版があるやろうと出してきてもらってまた刷ってもらうと版代が要らないわけですわ。そういう使い方がいけるのかどうかです。

ここで聞いておかないといろんな拡大解釈がされて、この公費負担が市民から疑問が生まれ

てはいけない。また、行政不信が生まれないように、われわれ議員としてやり方をしっかり聞いて法を遵守する形をしていきたいと思いますので、聞いているわけです。なるほど1,000枚刷れば、1000分の1枚の値段が出るということで、400何ぼのやつが300円になるのか200円になるのかということではなく、ケースバイケースという御答弁が出れば、やり方としてわれわれは困るわけです。

○ 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） われわれは、あくまでも候補者の方については、そういう虚偽の申請はまずないだろうということで考えております。契約は、1本でしていただくことが原則になっております。したがって、2本の契約をされた場合虚偽の申請となりますので、後で刷られるということでなく、ポスターの契約をするときは、あくまでも1本で契約をしていただきたい。したがって、500枚刷るのか1,000刷るのか、これは候補者の御自由でございますが、契約は、500枚刷るならば500枚ときちんとしていただきたい。そして、それを300枚と200枚という分け方はしないでいただきたい。ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第44号及び議案第45号は原案どおり可決されました。

○ 議長（竹下義章君） 日程第22「和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例制定について」を議題といたします。

議案第46号

和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例制定について

和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例を次のように制定する。

平成5年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第1号

和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、乳幼児に係る医療費の一部を助成することによりその健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「助成要件乳幼児」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母のうち当該助成要件乳幼児の生計を維持する程度の高いもの及び父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない助成要件乳幼児を監護し、かつ、その生計を維持する者（以下これらを「保護者」という。）であつて、前年（1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、前々年）の所得が規則で定める額未満であるものとする。この場合において、所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にであること。
 - (2) 和泉市の区域内に住所を有すること。
 - (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する助成要件乳幼児の保護者に対しては、医療費の助成は行われない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている助成要件乳幼児
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する児童福祉施設に入所している助成要件乳幼児
 - (3) 和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例（昭和48年和泉市条例第43号）の規定により医療費の助成を受けることができる助成要件乳幼児
 - (4) 和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年和泉市条例第17号）の規定により医療費の助成を受けることができる助成要件乳幼児

（助成の範囲）

第3条 和泉市は、助成要件乳幼児の疾病又は負傷による病院又は診療所への収容（以下「入院医療」という。）について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養に関する保険給付が行われた場合における当該入院医療に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法によ

る被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員（被保険者又は組合員であった者を含む。以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額に相当する額（以下「対象者等負担金相当額」という。）を助成する。ただし、当該入院医療について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき及び社会保険各法の規定により対象者等負担金相当額の範囲内において規約又は定款をもって給付が行われるときは、その限度において助成を行わない。

（助成の方法）

第4条 医療費の助成は、助成額を市長が対象者に支払うことによって行う。

（助成申請）

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、月単位で市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、入院医療を受けた日の属する月の翌月の初日から行うことができるものとする。

3 第1項の申請は、入院医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

（助成可否の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成を行うことに決定したものについてはその旨及び助成額を、助成を行わないことに決定したものについてはその旨及び理由を、申請者に速やかに通知するものとする。

（損害賠償との調整）

第7条 市長は、対象者等又は助成要件乳幼児が入院医療に関し損害賠償を受けたときは、当該損害賠償額の限度において、医療費の助成を行わず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（譲渡等の禁止）

第8条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（不正利得の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者からその助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成5年10月1日から適用する。
- 2 この条例の規定による助成は、平成5年10月1日以後の入院医療に係る医療費について適用する。

理 由

少産少子時代を迎えた中、乳幼児をとりまく保健医療環境の大きな変化にかんがみ、乳幼児を抱える家庭の精神的、経済的負担の軽減及び医療の確保を行い、もって児童福祉の向上を図るために、大阪府の乳幼児健康福祉総合対策（夢っ子プラン）の一環として、就学前の乳幼児に係る入院医療費の助成を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第46号「和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について福祉事務所長中川より御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、近年、いわゆる少産少子時代を迎え、乳幼児を取り巻く保健医療環境が大きく変化しております。このような情勢にかんがみ、大阪府においては、乳幼児健康福祉総合対策（夢っ子プラン）を策定し、その推進を図りつつあるところであります。

本市といたしましてもその一環として、乳幼児を抱える家庭の精神的、経済的負担を軽減するとともに医療の確保を行い、もって児童福祉の向上を図るため、就学前の乳幼児に係る入院医療費の助成を行うべく、本条例を提案申し上げる次第でございます。

次に、その内容でございます。第1条の目的でございますが、この条例は、乳幼児に係る医療費の一部を助成することによりその健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的といたします。

第2条は、助成の対象者でございます。うち第1項は、その原則を定めるものでございまして、医療費の助成は、第1号から第3号に掲げる条件をすべて満たす乳幼児、すなわち6歳到達日以後の最初の3月31日まで、つまり小学校入学までで、市内に住所を有し、国民健康保険の被保険者または各種社会保険の被扶養者である乳幼児の父母などの保護者であって、前年の所得、ただし、1月から6月までの間の入院医療費の助成については、前々年の所得が規則で定める額未満であるものを対象といたします。この場合の所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定めるものといたします。

なお、規則では、扶養手当の特例給付の所得制限の規定によるものと定める予定でございまして、これによりますと、例えば配偶者と子供2人を扶養しています標準4人世帯の給与所得者の場合ですと、年間支給総額で約634万円、ボーナスが公務員並みに支給されるものと仮定いたしますと、月々の収入が36万3,000円余となりまして、児童手当の従来の認定状況からすれば、約94%の方が助成の対象となるものと推定いたしております。

第2項は、ただいま申しました条件に該当しておりますが、生活保護、児童福祉施設への入所、障害者医療費助成あるいは母子家庭医療費助成の対象となる乳幼児については、それらの各制度で医療費が負担されておりますので、その制度を優先させ、本制度の対象とはしないことといたしております。

第3条の助成の範囲でございますが、助成要件乳幼児の入院医療費については、国民健康保険または社会保険での給付が行われた場合、被保険者等が負担すべき額に相当する額を助成するものといたします。ただし、当該入院医療について公費の給付が行われるとき及び各種社会保険において一部負担金に係る賦課給付が行われるときは、その範囲内において本制度の助成は行わないものといたしております。

第4条は、助成の方法を定めるものでございまして、医療費の助成は、助成金を市長が対象者に支払う現金後払い方式で行うものといたします。

第5条は、助成を受けるための申請でございます。助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより月単位で市長に申請するものとし、その申請は、入院月の翌月の初日から行うことができますが、それから1年以内に行わなければならないものといたしております。

第6条は、この申請を受けた市長は、その内容を審査の上、助成決定分には、その旨及び助成額を、助成申請却下決定分には、その旨及び理由を申請者に速やかに通知するものといたしております。

第7条は、損害賠償との調整でございますが、対象者等または助成要件乳幼児が入院費用に関し損害賠償を受けたときは、当該損害賠償額の限度において医療費の助成を行わず、または既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができるものといたしております。

第8条は、医療費助成受給権は、譲渡したり担保に供することができないものとし、第9条は、不正行為により助成を受け、あるいは前条の規定の違反があるときは、その者からその助成金額相当額の全部または一部を返還させることができるものといたしております。

第9条は、委任規定でございまして、以上、申し上げた条例規定事項以外の必要事項は、規則で定めることといたしております。

最後に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成5年10月1日にさか

のばって適用するものといたしております。

附則第2項は、本条例の適用関係を具体的に定めるものでございまして、平成5年10月1日以後の入院医療に係る医療費について本制度を適用するものといたしております。

以上で議案第46号「和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例制定について」の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 27番（早乙女実君） 27番・早乙女です。少し阪南各市の実情をお教えいただきたいと思います。その前に、さきの厚生病院委員会協議会では、今回は入院のみですが、通院に対する考え方も少し述べられたように聞いておりますので、正式な議会で通院に対する市の考え方について冒頭、答弁をしていただきたいと思います。

それと、若干の質問ですが、各市が大阪府の制度導入に伴って実施をしてきてますが、いわゆるこれまでも通院も含めて実施をしているところがありました。お隣の各市もしていますが、実態的に教えていただきたいのは、先ほどの提案の中にもありました、阪南各市の中でもいわゆる所得制限をとっていないところがあるかどうかを教えていただきたいことと、いわゆる給付の方法ですが、後で返ってくるという方法ですが、現物支給というか窓口で払わなくてもいいというやり方をとっているところが阪南各市であるのかどうか、あれば、その市の名前でお答えいただきたい。

以上です。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 数点にわたってのお尋ねですが、事務的な部分につきまして、老人障害福祉課金谷からお答え申し上げます。

まず、阪南各市の状況でございますが、泉大津市、高石市並びに岸和田市では、従来から乳幼児、特にゼロ歳あるいは1歳の乳幼児の入院、外来ともに無料でございます。岸和田市では、この10月から従来のゼロ歳に加えまして、1歳も入院、通院ともに無料といたしてございます。

次に、所得制限でございますが、従来から先行的にやっておりましたただいま申し上げました市では、岸和田市での所得制限は、1,000万円未満となっております。泉大津並びに高石は、所得制限なしと聞いております。 それと、入院、通院ともに無料とするのは、従来から行っておらなかった堺市が、この10月から府の制度実施に伴いまして、ゼロ歳の通院も無料にする。ただし、所得制限は有ると聞いております。

以上です。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 先日の厚生病院委員会で通院に対する考え方について御質問をいただいた件でございますが、これにつきましては、来年度中のしかるべき時期に実施できるよう検討してまいりたいと考えております。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 答弁が漏れておりましたが、医療費助成の方法ですが、先ほど申し上げました各市では、事前に医療券あるいは事前に医療証等をお渡しし、医療機関の窓口では、本人は現金を支払わない、少なくとも、その市内では支払わないという方式をとっているやに聞いております。
- 27番（早乙女実君） 10から制度スタートということですので大変喜ばしいことなんですが、今、お聞きしましたように各市の水準というのは、2段階、3段階上なんですね。所得制限がないところもあれば、窓口で現実におカネを支払わなくてもいい、いわゆる事前に医療券をもらっていれば、いわゆる老人医療と同じような形で処理ができるということ、余分なおカネが要らないということです。

6月段階で質問をしたとき「周りに取り囲ますよ」と言いましたが、現実にそのとおりになりました。和泉市もやっと10月1日から府の制度で実施ということですが、各市は、この府の制度実施よりもさらに前に行ってしまったわけです。通院については、来年度のしかるべき時期に検討したい、ということですが、その内容についても、一層の努力を要望して終わります。

- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第23「和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第47号

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する

条例を次のように制定する。

平成5年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の

一部を改正する条例（案）

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年和泉市
条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

研究開発地区	<p>次の各号に掲げる以外の建築物は建築してはならない。ただし、計画図に表示する用途の制限及び壁面の位置の制限を適用しない区域内においては、この限りでない。</p> <p>1 A-1街区及びA-2街区においては、次のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究所 (2) 事務所 (3) 研修施設 (4) 厚生施設 (5) 工場。ただし、法別表第2商業地域内に建築してはならない建築物のうち、第3号又は第4号に掲げる工場等は除く。 (6) 前各号に附属する建築物 <p>2 B-1街区及びB-2街区においては、前号(1)から(4)までのもの及びこれらに附属する建築物</p>
	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、計画図に表示する壁面の位置を制限する境界線までの距離は、6メートル以上、計画図に制限の表示がない道路境界線及び公園との隣地境界線までの距離は、3メートル以上でなければならない。</p> <p>ただし、計画図に表示する用途の制限及び壁面の位置の制限を適用しない区域内においては、この限りでない。</p> <p>1 建築物の高さは、A-1街区及びB-1街区においては、30メートルを、A-2街区及びB-2街区においては、20メートルを超えてはならない。ただし、階段室、昇降機塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のものは、その部分の高さが5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>2 道路境界線から10メートル以内の範囲においては、12メートルを超えてはならない。ただし、計画図に表示する建築物の高さを制限する境界線（隣地境界線を含む。）から10メートル以内の範囲においては、15メートルを超えてはならない。</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

和泉都市計画和泉中央丘陵地区地区計画の変更に伴い、良好な都市環境を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき、建築条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第47号「和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について」、都市整備部長萩本より提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、トリヴェール和泉の西部ブロックの研究開発地区の地区整備計画の制定に伴いまして、今回、これに関連する建築条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容につきましては、「別表に次のように加える」として33ページのとおり、研究開発地区の規制を追加しております。

まず、用途の制限の項では、「次の各号に掲げる以外の建築物は建築してはならない。ただし、計画図に表示する用途の制限及び壁面の位置の制限を適用しない区域内においては、この限りでない」の1として、A-1街区及びA-2街区については、研究所、事務所、研修施設、厚生施設、そして、建築物等の貯蔵、製造にかかる工場及び前各号に付属する建築物のみを、2として、B-1街区及びB-2街区については、研究所、事務所、研修施設、厚生施設及びこれらの建築物のみを建築できることとしておりまして、研究開発地区としての純化を図っております。

次に、外壁の後退距離に関する制限の項では、「建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、計画図に表示する壁面の位置を制限する境界線までの距離は、6メートル以上、計画図に制限の表示がない道路境界線及びいおり公園との隣地境界線までの距離は、3メートル以上でなければならない。ただし、計画図に表示する用途の制限及び壁面の位置の制限を適用しない区域内においては、この限りでない」としております。これは建築物の境界線から一定の距離を置いて建築することにより、景観上の配慮をしようとするものであります。

また、建築物の高さに関する制限の項では、1として、「建築物の高さは、A-1街区及びB-1街区においては、30メートルを、A-2街区及びB-2街区においては、20メートルを超えてはならない。ただし、階段室、昇降機塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のものは、その部分の高さが5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない」

2として、「道路境界線から10メートル以内の範囲においては、12メートルを超えてはならない。ただし、計画図に表示する建築物の高さを制限する境界線（隣地境界線を含む）から10メートル以内の範囲においては、15メートルを超えてはならない」とし、さきと同様、景観上の配慮をしております。

なお、附則では、この条例は、規則で定める日から施行するとしておりまして、都市計画決定の告示日に合わせて施行する予定でございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

参考資料の新旧対照表並びに別冊参考資料その1、その2の計画図を御参照の上よろしく御審議をいただき、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 26番（原 重樹君） 26番・原です。非常に専門的なことですので、わからないということを含めてお教え願いたいんですが、33ページの（5）に「工場。ただし、法別表第2商業地域内に建築してはならない建築物のうち、第3号又は第4号に掲げる工場等は除く」となっています。お教え願いたいのは、この3号、4号というのは、素人ですのでわかりやすい言葉で願いたいのですが、どういうものが除かれるのか、御説明願いたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出より御答弁申し上げます。

3号、4号とも、いずれも商業地域内で建築してはならないというものでございます。3号については、「次の各号に掲げる事業を営む工場」ということでして、主に危険物の類をつくり、使う工場でございまして、花火の製造、アセチレンガスを用いる金属の工作、亜硫酸ガスを用いる物品の漂白、それから、例えば魚の粉等を原料とする飼料の製造等でございます。

それから、4号につきましては、「危険物の貯蔵又は処理に関するもの」ということでございまして、一定量の火薬、危険ガスの類の貯蔵といった工場でございます。

○ 26番（原 重樹君） そういう工場は建てられない、という意味だと思います。これはAが1と2、Bも1と2がありますが、これを見ますと、Bの方が（1）から（4）のいわゆる研究所や事務所、研修施設、厚生施設となるわけですね。Aの方が、いわゆる（5）の工場が入

ることになろうと思うんですが、もし間違っていれば指摘くだされば結構です。このAとBは、工場が建てられるか、建てられないかの違いとなっていると思うんです。

その意味では、基本的な点では、今までこの西部地域においては、コスモポリスとの競合性をいろいろ質問してきた経過があります。そのときには、コスモポリスの方は生産面、西部地域の方は非生産面をやるから競合しない、という市理事者の答弁だったと思います。その意味からすれば、Aの方に工場が建てられるとなりますと、確かにBには工場は入ってないのですが、その辺は、市の基本的な考え方として、今までの非生産部門ということを変えたのかどうか。その点をお答え願います。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 確かにA街区の一部には工場が建設できるとしてございます。

これにつきましては、基本的には研究開発地区すべてには、原則的には工場は建てさせないという考え方で進んだわけですが、やはり研究開発に伴い若干の工場施設というものが関連がある場合もあるだろう、そういう工場については、やはりこの区域内で認めていこうという趣旨でございます。

○ 26番（原 重樹君） 責任のある立場からの答弁がほしいんですが、今まで非生産部門でやるんだ、と言い切ってきたものが、若干云々とは言いますけれども、先ほど聞きましたように花火やアセチレン等という危険物を除いた工場は建てられるという中身ですね。この条例そのものは、網を掛けるためにやっているわけですが、工場が建てられるとなれば、実際の生産部門がいけるとなるわけですわ。

今、説明がありましたように、B地区の研究的なものに付随する生産のものに限定する、法律面ではそう書かなくてはしようがないが、実際には、そういうように全く第三者的な生産部門が入らないと聞いていいんですか。これがいいか悪いかではなく、今までの市の見解が変わったのか、という意味で聞いてます。そういう基本的なことを確かめて終わります。基本的にどういう見解なのかをはっきりさせていただきたい。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 再度、御答弁申し上げます。

基本的にA地区、B地区ともに研究所、研修所といった類のものでございますが、A地区については、試作製品の製造に限る、という趣旨でございます。

○ 26番（原 重樹君） これは市長さん、それでいいんですね。

○ 市長（池田忠雄君） 今、お答えいたしましたように、前から申し上げておりますように基本的には、この西部地区には、研究機関的なものを誘致するという原則は、今でも持っているわけでございます。研究機関に付随する若干のものだけについて、ということで御解釈いただければ結構だと思います。

- 26番（原 重樹君） それは公団が変えれば、網の掛け方によれば工場は建てられるわけです。今の中身で公団との合意はできているわけですね。その点を確認しておきます。
- 開発調整課長（上出 卓君） 工場の業種の選定につきましては、公団と市の協議の上で進めていく、ということで合意してございます。
- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認めます。よって、議案第47号は原案どおりが可決されました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第24「和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第48号

和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 1 号

- 和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例（案）
- 和泉市消防賞じゅつ金条例（昭和38年和泉市条例第3号）の一部を次のように改正する。
- 別表第1中「20,000,000」を「25,000,000」に改める。
- 別表第2中「18,000,000」を「22,500,000」に、「16,500,000」を「20,600,000」に、「10,000,000」を「12,500,000」に、「6,000,000」を「7,500,000」に改める。
- 別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条第3号関係）

障害者賞じゅつ金

功労の程度及び障害の等級による支給額				
功労の程度 障害の等級	(1) 特に抜群の功 労があり、他の 模範となると認 められる者	(2) 抜群の功労が あり、他の模範 となると認めら れる者	(3) 特に顕著な功 労があると認め られる者	(4) 多大な功労が あると認められ る者
1級	25,500,000	20,600,000	12,500,000	6,300,000
2級	19,500,000	18,100,000	10,500,000	5,300,000
3級	17,500,000	15,800,000	8,800,000	4,400,000
4級	15,400,000	13,900,000	7,600,000	3,700,000
5級	13,000,000	11,900,000	6,300,000	3,200,000
6級	11,400,000	10,400,000	4,900,000	2,700,000
7級	9,900,000	8,900,000	4,500,000	2,300,000
8級	8,900,000	7,500,000	3,900,000	2,000,000
9級	7,700,000	6,800,000	3,400,000	1,700,000
10級	6,800,000	6,000,000	3,000,000	1,500,000
11級	5,900,000	5,100,000	2,600,000	1,300,000
12級	5,000,000	4,300,000	2,200,000	1,100,000
13級	4,100,000	3,500,000	1,800,000	900,000
14級	3,200,000	2,800,000	1,600,000	800,000

備考

1 この表に定める障害が2以上ある場合の障害の等級は、重い障害に応ずる等級の直近上位の等級とする。ただし、8级以上に該当する障害が2以上ある場合には2級上位の等級、5级以上に該当する障害が2以上ある場合には3級上位の等級とする。

2 障害の等級の決定は、消防団員等公務災害補償等共済基金又は地方公務員災害補償金の裁定に従う。

別表第4中「2,000円」を「3,200円」に、「500,000円」を「800,000円」に、「250,000円」を「400,000円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市消防賞じゅつ金条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

- 2 新条例の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた賞じゅつ金について適用し、同日以前に支給すべき事由の生じた賞じゅつ金については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の和泉市消防賞じゅつ金条例の規定に基づく賞じゅつ金として支払われた金額は、新条例の規定に基づく賞じゅつ金の内払とみなす。

理 由

大阪府消防賞じゅつ金共済会寄附行為及び同寄附行為施行細則の一部が改正され公布、施行されたことに伴い、本市においてもその改正趣旨に従い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（高宮武男君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第48号「和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について消防長高宮より御説明申し上げます。議案書38ページでございます。

今回の改正は、最近における社会経済情勢の変動、消防業務の複雑高度化等を考慮し、消防職員に対する処遇改善の一環として、賞じゅつ金の給付額の引き上げを行うため、大阪府消防賞じゅつ金共済会寄附行為及び同寄附行為施行細則の一部が改正されたことに伴い、本市におきましてもその改正趣旨に従い、所要の規定整備を行う必要が生じましたので、御提案を申し上げる次第でございます。

次に、改正の内容でございますが、別表第1の改正につきましては、同条例第3条第1号に規定する殉職者特別賞じゅつ金の額を、現行2,000万円を2,500万円に改めるものでございます。

別表第2の改正につきましては、同条第2号に規定する殉職者賞じゅつ金の額を現行最高額1,800万円から最低額600万円の4段階に区分して定めておりますが、これを最高額2,250万円から最低額750万円に改めるものでございます。

別表第3につきましては、同条第3号の規定による障害者賞じゅつ金の額を功労の程度及び障害の等級により、現行最高額1,800万円から最低額50万円の56段階に区分して定めておりますが、これを最高額2,250万円から最低額80万円にそれぞれの区分により改めるものであります。

別表第4につきましては、同条第4号の規定により負傷の程度をもって賞じゅつ金の額を定めたものであり、現行基本額2,000円を3,200円に、また、最高限度額を消防団員については

50万円を80万円に、消防職員については25万円を40万円にそれぞれ改めるものであります。

なお、本改正条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成5年4月1日以降に支給すべき事由が生じた賞じゅつ金について適用するものであります。

41ページ以降に参考資料として新旧対照表を掲げさせていただきましたので御参照いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 18番（赤阪和見君） 年2回ぐらいこの制度が出てくるので、ちょっと聞かせていただけたい。

この理由として「大阪府消防賞じゅつ金共済会寄附行為及び同寄附行為施行細則の一部が改正され、公布、施行されたことに伴い……」ということでいつも説明を受けるんですが、これがわからないんです。これの原本というのは議会に置いてあるのかな。これが消防署長はお持ちなのか。それがどういう内容なのか、聞かせてもらいたいのが1点。

これは消防署職員も受けると理解するのかどうか。公務災害というのがありますが、それと二重支払い、という言い方はおかしいのですが、そうなるという感じがするわけです。それが制度的にどうなりますか。

それから、この予算は、どこでどのように手当されるのか。その点をお願いします。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 消防本部次長（一ノ瀬喜広君） 消防本部次長一ノ瀬からお答え申し上げます。

まず、大阪府消防賞じゅつ金共済会ですが、これは消防職員、団員が一身の危険を顧みず、災害現場で殉職あるいは身体障害あるいはけがをした場合、その見舞い金プラス報償金という性格を持っているわけですが、この支給を的確にするため、大阪府消防賞じゅつ金共済会を設立いたしております。

これは大阪府下の大阪市を除く各市町村が加入しております。

掛け金については、毎年、一定額を掛け金負担しております。そして、災害事案が発生したとき、共済会の方に申請するという形になっております。

それから、公務災害と消防賞じゅつ金の性格の違いですが、公務災害補償条例につきましては、人体の損害に対する補償でございます。賞じゅつ金は、現場功労に対する報償プラス見舞い金、殉職された場合には家族に支給することになっております。したがいまして、二重支給となってございます。

○ 18番（赤阪和見君） それはこういう条例があるので、歳入として市へ入り、歳出として市から出るという形になるんですね。

それから、1級から14級まであります、これは労災の等級と考えればよろしいんですか。

- 消防本部次長（一ノ瀬喜広君） 等級については、公務災害基金あるいは職員の場合は、災害補償共済基金の裁定に従うこととなっております。
- 18番（赤阪和見君） 会計は、市へ入って、出る。
- 消防本部次長（一ノ瀬喜広君） 失礼しました。市へは、雑入として入ります。毎年、当初予算で計上しております。
- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認めます。よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第25「和泉市立青少年の家条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第49号

和泉市立青少年の家条例の一部を改正する条例制定について
和泉市立青少年の家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立青少年の家条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立青少年の家条例（昭和36年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中 「名称 和泉市立青少年の家
位置 和泉市槇尾山町1番地21」
を

名 称	位 置
和泉市立青少年の家	和泉市槇尾山町1番地21
和泉市立槇尾山森林浴コース	和泉市槇尾山町1番地21ほか

に改める。

第2条中「和泉市立青少年の家（以下「青少年の家」という。）」の次に「及び和泉市立槇尾山森林浴コース（以下「森林浴コース」という。）」を加え、同条第1号中「集団宿泊訓練」の次に「及び青少年の体力増進のための事業」を加える。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、森林浴コースの使用料については、無料とする。

附 則

この条例は、平成5年10月24日から施行する。

理 由

本施設は、和泉市立青少年の家の附帯施設として、槇尾山系の森林資源を生かし、市民が自然に親しむことで休養し、心身の健康づくりなど豊かな人間性を培い、健康で明るい社会生活を営むことを目的に整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 社会教育部長（生田 稔君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第49号「和泉市立青少年の家条例の一部を改正する条例制定について」、社会教育部生田から提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。45ページでございます。

（仮称）槇尾山森林浴コース整備事業につきましては、既に御承知のことと存じますが、いよいよこの施設の完成が迫ってまいりました。本施設は、和泉市立青少年の家の付帯施設として位置付け、市民が自然に親しみ、心身の健康、豊かな人間性を鍛え、健康で明るい社会教育施設として運営してまいりたいと考えております。したがいまして、青少年の家条例の一部を改正いたしまして、位置、名称、事業及び使用についてそれぞれ明記しようとするものでございます。

それでは、46ページの和泉市立青少年の家条例の一部を改正する条例案の内容でございますが、第1条中、現在の名称「和泉市立青少年の家」、位置「和泉市槇尾山町1番地21」に新たに「和泉市立槇尾山森林浴コース」の名称と位置「和泉市槇尾山町1番地21ほか」を加えて改正し、また、第2条中の『以下「青少年の家」という』の次に「及び和泉市立槇尾山森林浴コース（以下「森林浴コース」という）」を加え、さらに、同条第1号中「集団宿泊訓練」の次に「及び青少年の体力増進のための事業」を加えて改め、また、第5条につきましては、次のただし書「ただし、森林浴コースの使用料については、無料とする」を加え、改めようとする

ものでございます。この条例は、平成5年10月24日から施行したいと考えております。
なお、48ページに新旧対照表を掲載させていただいておりますので御参考賜り、よろしく御審議をいただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

申しおくれましたが、この森林浴コースの竣工式につきましては、後日、御案内を差し上げますが、今月10月の24日（日）に挙行いたしたいと考えております。

また、（仮称）森林浴コースの愛称について公募いたしましたところ438件の応募がございました。選考の結果「槇尾山グリーンランド」と決定いたしましたので御報告申し上げ、まさに簡単に簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 18番（赤阪和見君） 非常に立派なものができた、思っても見ないおカネをかけたということですが、ただ、これに対する今後の利用促進について、何か秘策を考えておられるのかどうか。

それと、管理費は、1年間にどのぐらい見込まれているのか。特に人の目に付きにくいところでございます。花とかいろんなものがあると聞いてますが、最初はいいんですが、2年、3年たつと全く草原ということになってしまふと思うんです。せっかくこれだけおカネをかけたんですから、その管理というものをどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 青少年の家所長（久保喜代治君） そのことにつきまして、青少年の家久保よりお答えさせていただきます。

基本的には、当初のイメージプランの段階より青少年の家を起点にして、関連コースとして整備を進めてまいりました。青少年の集団宿泊訓練、体力増進のための諸事業、団体行動の中で規律を守り、自立の精神を培うこと、また、健康で明るい青少年の健全育成に努めることを目的とすることにより、この施設については、青少年の家で管理運営することにより効率的な運営が図られるものであります。したがいまして、社会教育施設としての認識を深め、維持管理は、特に青少年の家において積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、利用促進でございますけれども、「広報いづみ」並びにいろんな機関を通じまして、今後、促進を図ってまいりたいと思っております。

また、管理費につきましては、この後の補正でお願いし、私どもといたしましては、翌年度におきましても、積極的に予算要求を行ってまいりたいと思っております。

○ 18番（赤阪和見君） それでは、提案だけしておきます。

金剛生駒国定公園の一部ということで、金剛山へ何回登った、ということで1回ずつ判をも
らい、バッジもだんだん変わっていく。六甲も大きな周遊ができるで何回登ったかという形で
あります。幸い、ごく小さなところであります、檍尾山の頂上に登ろうとすれば大変なこと
です。それだけ景観がいいところですし、その下には青少年の家があります。その点で何回登っ
た、100回登った、という感じの何かの記録的なものをつくり、そこを毎回、毎年、1つの大
きな健康とイコール征服したような感じのものがあればいいと思いますので、その点も考えて
いただきたいと思います。

- 議長（竹下義章君） 他に。
- 12番（大谷昌幸君） 12番・大谷です。これが初めて出てきたのが、平成3年の第4回定
例会の12月19日です。私はかなり長い間、この件についてお聞きをしてきましたが、最後に、
「評価は後日のことにしておきましょう」と質問を終わっておりますので、時間を取りか知り
ませんがお願ひしたい。

これは相当の金額がかかっていると思います。展望の塔とトイレ、貯水池及びこの貯水池に
関係するポンプ、次にローラー滑り台については、それぞれ別個に費用が計上されていると思
います。それ以前に設計等もあるわけですが、それ以外は土木工事になると思いますが、その
内訳をお知らせいただけますか。お知らせいただきにくいのでしたら、総額でもおっしゃって
いただき、後でもいいんですけど。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 整備費の内訳と申されましたので、公園課山下からお答え
申し上げたいと思います。

この工事は、平成3年12月から着手いたしました。当初は、主に造成工事、土取り工事から
着手しております。

それから、トイレとかポンプ施設等についてはちょっと手元にございませんが、ローラー滑
り台につきましては、これの請負業者は内田工業でして、5,799万9,300円が請負工事費でござ
ります。

トータル的な金額でございますが、工事費につきましては4億3,672万2,500円でございま
す。

それから、借地料、測量費、設計委託など全体を含めまして、まだ、現在工事中で一部の清
算はしておりませんが、総計4億6,201万7,639円が今までの森林浴コースの整備に要した
費用でございます。

- 12番（大谷昌幸君） 考えて見たら、4億6,000万円というとてつもない金額だと思います。

展望の塔は土木工事の中に入れるとても、滑り台は別になってます。これらは同じ工務店、業者に全部支払いをしたわけですか。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） これにかかる請負業者は3社が入ってございます。1社は、地元の式森建設。造園関係につきましては川合造園土木、ローラー滑り台につきましては、内田工業が入ってございます。

○ 12番（大谷昌幸君） 最初、12月19日に出てきた金額は、1億4,523万円ですよ。結局、今3社が入ってきましたが、それ以後、工事請負契約は、私の記憶ではなかったように思います。それに間違いありませんか。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 式森建設と川合造園土木につきましては、追加工事費として出しております。

○ 12番（大谷昌幸君） 最初は1億4,500万円ですが、それ以後、どんどん追加してきて4億3,600万円になります。3億も追加してきているんですよ。最初の工事請負契約が1億5,000万円足らずで、後の追加で3倍になっています。この際、そういうどんどん追加していくのかどうか、この際、お聞きしたいと思います。

実際にこの工事にかかったのは、恐らく昨年の1月下旬以降やと思います。と言いますのは、私が1月中旬に見に行ったときには、まだ全然手を付けていた影もなかった。だから、昨年の1月の下旬か、あるいは2月かもわかりません。それ以降、今、条例が出てきたのですが、ようやく「できますか」と言いたい。まだ、「できました」というところまでいってない。今日現在、展望塔は完成しますか、しないでしょう、しないはずや。私が29日に見に行ったときはできないんやから。30日は60mmぐらいの雨が降ってますから、できていないと思います。

そして、塔の基礎の幕板というか、それを私が目にしたのが4月ですよ。というのは、平成3年12月19日に議決され、丸1年間たっているんですよ。ようやく3年度に入ってから幕板が付けられているという状態です。どういうような過程があったのか、山崩れが起こったのか知りませんが、なぜこれだけ時間がかかっているのかと思います。平成3年12月19日の議事録を読んでも、「7カ月かかる」と言ってます。2月から7カ月かかって8月でもよろしい。雨の日もありますからね。しかし、それが1年以上たっても、いまだに条例が出てきているのに完成していない。道路の舗装も全然手を付けているところがないですよ。

私は4月から次に5月13日に行き、それから、8月に日は覚えてませんが、1回行っています。それから、9月29日の夕方に行きましたが、その間に工事の進捗状況は非常につかみにくい。どんな仕事をしているのかと思う。この辺で工事をすればガードマンが要りますよ。あそこで

は、ガードマンを付ける必要がない。逆に考えれば、いつでも工事車が出入りできるところですよ。そういうところでこれぐらいかかっている。

トータルで4億5,000万円かかってますが、実際、雨の日の仕事ができない日数を差し引いて一体、何日仕事をしますか。その間、4億6,000万円として460日仕事をしたとすれば、1日に100万円という売り上げを保証しているんです。雨の日も、風の日も、休んだ日も、正月も平均してね。そういう計算になってくるでしょう。1日当たりで割ればね。今、1日に100万円の売り上げをしようと思ったら、府中のこの辺の商店街の店では、恐らく1軒もないはずですわ。1年間に3億円の売り上げをするところはありませんよ。

この展望台から青少年の家までの距離は何メートルありますか。私が歩いて測ったところでは、1kmか1km少々やと見るんやけど。そんだけのところを工事をするのに2年もかかり、4億6,000万円もカネを入れている。だから、この前、和歌山の粉河町のことを言いました。ここは平成元年から平成5年まで5年間かかっているのに、これより金額が低い。確か4億4,000万円ぐらいですよ。前にもパンフを見せたでしょう、どれだけ建ててあるか。一体、どんな計算をしたのか。

ついでにもう1つ、あの貯水池は下からどのぐらい水がたまっていますか。えらい意地悪い質問で悪いんですがね。私が言いますわ。この間の9月29日に行ったときは、底が茶色の泥水ですわ。ほとんど水がない。翌日の30日には、恐らく50mmか60mmの雨が降ってます。一体、何平米からどれくらいの水がここへ流れ込むのか不安になりました。たまたま、翌日に雨が降ったのですが、今、見に行けば、どれだけ貯水池に水がたまつたのかよくわかると思います。

私の試算では、50mmの雨が降っても、あの周辺は山で200m²ぐらいしかないでしょう。造成の仕方を見たら、半分ぐらい水が逃げていきますわ。そこへ50mmの雨が降ったとして計算しても、まともに全部入ったら4mぐらいになるかなと思うが、土の中へ浸透していく水もありますので、せいぜい1mぐらいと違うかな。

これは重大なことだと思います。最初から聞きに行くたびに担当が全部違う。最初に説明したのが総務部長さんです。だから、その総務部で設計をしたと思う。途中で今度は、あそこへ行ったら公園と会う。最後は、教育委員会が説明している。聞いて行くと、いや、どうのこうの、押し合いばかりしている。

- 議長（竹下義章君） まだ、時間がかかりますか。
- 12番（大谷昌幸君） かかります。午後にしてくれますか。
- 議長（竹下義章君） 質問の途中ですが、お昼のため1時まで休憩いたします。

（正午休憩）

(午後3時15分再開)

- 議長（竹下義章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 議案第49号について質疑を続けます。
- なお、議事日程31から35までの種別及び番号の間違いがありますので、差し替えを配付しておりますので、御了解を願います。
- それでは、答弁を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 午前中に大谷議員さんから御質問がございました工事関係経費につきまして、工事を担当しております都市整備部の方から取りまとめて御報告をさせていただきます。
- まず、本体整備工事ですが、これは式森建設さんが担当されておりましたが、金額で申しますと、平成3年で1億4,523万円、平成4年で8,702万8,000円、合計で2億3,225万8,000円となっております。この中の施設面の主なものでございますが、展望台で3,991万円、ポンプと便所で2,740万円ということになっております。
- それから、地滑り等の災害復旧のためにこれも式森さんにやっていただいておりますが、平成4年で968万2,000円、平成5年で1,888万5,000円、合計で2,856万7,000円、のり面の保護等でございます。
- それから、園地の整備工事といたしまして、これは川合造園土木さんにやっていただいてますが、平成4年で8,329万円、平成5年で916万7,000円、合わせまして9,2455万7,000円でございます。
- それから、ローラー滑り台でございますが、これは内田工業でございますが、平成4年で5,799万9,000円でございまして、これらの経費をトータルいたしますと、工事関係経費として4億1,128万1,000円となるものでございます。
- なお、工事関係以外に数千万の支払いがございますので、これは社会教育の方から説明いたします。
- 社会教育部次長（田丸勝之君） それでは、工事関係以外の経費につきまして、社会教育部田丸よりお答え申し上げます。
- 平成元年度につきましては、イメージプラン作成委託料といたしまして206万円。平成2年度におきましては、測量委託料として484万1,000円、設計業務委託料として1,915万790円。平成3年度におきましては、補償物件調査委託料として80万2,000円、また、コース境界確定業務委託料として199万8,200円、コースの借地料として79万9,968円、コースの立ち木補償

費として1,261万9,500円、その他事務的経費として23万6,823円でございます。平成4年度につきましては、備品購入費として196万90円、借地料216万2,000円、みかん園管理47万3,268円。また、平成5年度に予定している金額につきましては、みかん園の管理委託料として80万円、借地料284万5,000円、合計工事以外の経費といたしまして5,074万円でございます。

以上でございます。

- 12番（大谷昌幸君） 今、いろいろ内訳をおっしゃってもらいましたが、個々についてはとやかく申しませんが、全般的に考えて、われわれに渡されている書類というか、私は、この前の平成3年第4回定例会の書類を手元を持ってませんので言えませんが、粉河町と比べて非常にずさんな感じがします。粉河の分は、前に見学に行ったときにくれた分がありますので、後で担当の方も見てください。いろいろと財政力指数が0.370、経常収支比率68.0%、起債制限比率10.2%というように、この総額が4億4,000万円でしたか、それについて詳細に書かれているわけです。

粉河の展望台は、たまたま近畿自動車道和歌山線を走ってきたら見られます。これぐらい大きなものが5,700万円でできているわけです。上にもコインを入れると、1分間か双眼鏡が使えるというものも全部あるのです。地上13mですかね。それから、水洗トイレがあり、管理塔には、管理の事務所もあります。これは50haのうちの20haを開発したわけです。ここは2字の財産区でして、その1字の方に第三セクターによってつくらせて管理委託をさせている。ちょうど河内長野の滝畠ダムを滝畠地区が管理委託をしているのと同じ形態です。それから収入が上がってくるということです。現在、私どもの感触では、この展望台は既に2万人の人が上がり、大小で150円の料金を取っても、300万円以上の収入があがっている状態です。

そういうようなことを考えても、それ以上のカネを使っているんですからね。先ほども道路のことを言いましたが、わずか1km余にそれ以上のカネを使っているんやから、できるだけ市民に利用される価値のあるものをつくっていただきたいと思います。

時間のこともありますので、私は、もう済んだことを余りごてごて申しませんが、この間、キャッチセールなどで独身の男性をつかまえてダイヤモンドを売り付けるということを新聞記事などで見られていると思います。一桁ぐらいの値打ちしかないものを50万円も70万円もで売り付けたと出てました。売り付ける方も悪いが、買う方も責任があると思う。

こういう工事をする場合、私どもは素人ですが、その工事が果たして適正価格かどうかは難しい。それは理解するんですが、工事日数から考えて、1日に100万円近くも使ったということについては、非常に不信感を抱いてます。何もこの工事を不正だということは申しませんけ

れども、この近辺でこんな工事が行われたら、たったあれだけの工事をするのになぜ2年近くもかかるんや、ということが必ず出てくると思います。この席で工事について申し上げるのはどうかと思いますけれども、別にガードマンがいるところでもありませんし、いつ工事車両が入りしても近所に迷惑をかけるという場所でもない。

今、和泉市の財政はどんな状況に置かれているかは、議員も理事者の皆さんも御承知やと思います。そのカネをもっと上手に使ってほしい、ということを痛切に感じます。今後、この点を強く要望しておきます。一度、携わられた方々に強く反省してほしいと思います。

現地が現地だけに見に行かれる方が少ないんやないか。市長さん、助役さんお2人も含め、何回ぐらい行かれたかお聞きをしたいと思っているぐらいです。入り口のところに現地事務所というんですか、そこには、工事発注者のところに市長の名前もちゃんと書いてあるわけですよ。自分の家の工事を工務店にお任せして、発注者が全然見に行かないということは考えられますか。初めに、5,000万円の家を計画してお願いし、そこに何やかんや起こってきて3,000万も4,000万円も要ることが起こっても、あなたにお任せします、という人はないと思うんです。この工事は、そういう実情やないかと思います。

平成3年12月の第4回定例会では、この評価については後で、と先ほど申しましたので、一応、ここで評価をさせていただきたいと思います。まず、この421m何ぼのハケ丸山から展望ができるということを見付けられた方、どなたか知りませんが、その方に満腔の敬意を表したいということをまず申し上げます。

私は9月上旬、台風何号か忘れましたが、それが一過した翌日、非常に西風が強く晴天に恵まれたので、今日は一番展望が効くんやないか、と急拵、走りました。そうすると、360度効けばよろしいが、残念ながら、私のいるところは120度か130度でしたが、一番彼方に今、明石大橋の橋塔が2本立っていますが、それがはっきりと望見されました。粉河町の展望台でも望めないので、恐らく泉州地区でも西の方の展望が一番ええんやないかと思います。繰り返しますが、まだ木が生えている時分に、あそこからが一番展望がええんやないか、と発見された方に満腔の敬意を表したいと思います。それから、いい指導標を付けていただきました。また、ごみ捨て場ですか、何か動物の格好の高さが70~80cmの焼き物みたいなもの、29日現在では、白いビニールのカバーを掛けてましたが、それが幾らか散見されました。それも恐らくええものを使っていると思います。

あと、私なりにいろいろ感じるのはトイレですね。このトイレは、男性用のマークと、一方に男女共用のマークが付いているんですが、これはどう理解するか。ただ、車椅子の方に対してそういうようにしたのかと思いますが、ちょっとまずいやないかと思うわけです。

それから、電柱ですが、たしか50本ぐらいありますね。ちょっと多過ぎると思いました。最終の電柱を見るのがうっかりしたんですが、私が行ったのは4時ぐらいでしたので、電線を張って終わる時分でした。大分人数の人が来てました。私どもの発注してあるところの人よりも、関西電力から来ている人の方が皮肉にも多かった、3台か4台で10人ぐらい来てましたから。さすがに会社が大きいから違うな、とつぶさに思いました。

そして、そこに照明を付けるのかどうか。最初は、展望台の照明か途中の道路照明か知りませんが、それが入っていたと思います。現在、そういうものが取り付けられていない。それをどのようにするかということです。

それから、ローラー滑り台ですが、今、全部やり変えてますね。4月現在で完成して、果たして何人の人が使ったのか知りません。私も使った1人ですが、今、ローラーを全部撤去して滑らないよう掲示していますが、どういうわけで使わんうちにこれを取り替えているのか、それもお聞きしたい。

それから、先ほど、貯水槽のことを言いましたが、改めてあの貯水槽は、一体どれだけの水量をためてどうするのか。その貯水槽をつくって水を採取するため、下の渓谷というか、水路に迷惑がかからないかどうか。

次に、昔からのハイキングルートがあります。粉河に抜ける道と五つ辻に出て行く道がありますが、小川に出て行く道は、芝生広場の南になるのか、その橋のあたりから擬木階段を付けてますが、その階段の続きがどうもそのルートやないかと思いますが、粉河に抜ける道が探しにくい。現在、表示がされておらない。いくら民有地とはいえ、昔からあったそのような道路を、今後、どのように考えていくのかということ。

次に、境界の設定は、さきの説明の中でその費用も出てましたが、境界の設定がどのようになっているのか。境界柱は打ってあるんでしょうが、念のために確認したい。

それから、この道路は、いわば市が付けた私道やと思いますが、この道路が少しばかり分岐したところもあるし、その横に土地を持っておられる方があると思います。その方から、将来的にその道を使用させてくれ、という、そして、その先を開発したい、ということが出てきた場合、どのように対応されるのか、それを一つは懸念します。

同じような懸念ですが、関西電力が約50本の電柱を立ててくれた。これには片仮名で名称を書いて順番に番号を打ってます。これは関西電力の所有になると思いますが、貯水池の奥の方を開発したいとなった場合、この電線を次に関西電力が使用させる、させないという話し合いができるのかどうか。将来的な懸念を残しますのでね。

まず、これらの点についてお願ひします。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 工事に関する件について、公園課山下からお答え申し上げます。

現在、関西電力が進入コース内に電柱を立てております。議員さんがおっしゃるように約50本立てますが、これにつきましては、関西電力の御負担でしていただいてます。この照明につきましては、一部芝生広場までは付けますが、それから上側の展望台までの道路には、照明を付ける予定はございません。ただ、展望台のモニュメントが立ってますが、そこへの照明は1つ考えております。

それから、ローラー滑り台でございますが、現在、内田工業があれだけの高低差を付けるのは日本で初めてということで、かなり勾配がきついところもあり、そのためにある程度ペアリングで滑りを調整しています。大人でありますと、私も滑りましたが、滑りかげんは非常に良いのですが、子供さんが滑るとローラーが回りにくいということで、なかなか滑ってこないということです。そのため業者にローラーの回りの悪い部分について取り替えさせるため、現在、全部外しております。近日中に付くということも聞いております。

貯水槽につきましては、調整能力も兼ねております。それについては、 $1,230\text{m}^3$ の調整能力がございます。トイレ用の水、植木等の散水の水約 90m^3 を予定しております。ですから常時、 90m^3 までの貯水能力にしております。もし、かなりの雨が降った場合直接下流に流さず、一時、調整する役目も兼ねております。

それから、ハイキングコースの小川へ抜ける道路の標識等の考え方でございますが、現在のところ、標識は工事の中に入つてございませんが、今後、議員さんがおっしゃるように社会教育と相談の上考えてまいりたいと思います。

以上、公園課からお答え申し上げます。

○ 社会教育部次長（田丸勝之君） 工事関係以外の分につきまして、社会教育部田丸よりお答え申し上げます。

境界の確定につきましては、今後、施設ができ上がった時点で予算要求をいたしまして、明示杭などを打つように考えております。

また、電気の使用については、現在のところ、そういう申し出があるかどうかは定かでない中、今後、検討してまいりたいと考えております。

農道の使用につきましては、もともとある林道を借地いたしまして道路を拡幅したということがございます。みかん園の上につきましては、新たな道路を設置したということですので、地主さんとも、その辺の話し合いはしていく必要があるのではないかと考えてございます。

○ 12番（大谷昌幸君） もともとあった林道ということですが、みかん園の上までは広くて、

そこから上は細いけれど、道があった。それを市が拡幅したわけです。そこから向こうは粉河へ行く道もありますし、将来、その道を使わせてくれ、ということになると、当然、そこを車が通るでしょう。奥を開発するとなると、この道を通るがな。初めから聞いているのは、ここは車を通さない。ただ、汲み取りのバキュームカーだけを通す、と聞いてきたから、民間が開発するとなった場合どうするのか、ということです。

それと、関西電力の方もそういう取り決めていわば寄贈というか、ただでやってくれた。関西電力の方も、あれだけの使う電気量で50本も電柱を立てるなんてことは考えられへん。もし、向こうから電気を引いてくれ、となりますと、関西電力は恐らくOKの返事をしていくと思います。電線も4本のかなり太いやつが入ってます。だから、相当電力を使われてもいいけるな、と見たんです。その点をもう少し確認をしておきたい。

- 社会教育部次長（田丸勝之君） 進入道路のコースにつきましては、御指摘のように管理の車両のみ通す、ということが当初から決定しておりましたので、改めて訂正させていただきます。

それと、電気の使用でございますが、私どもが聞いておりますのは、あくまでも森林浴コースのトイレの臭気除けの電気と貯水ポンプの電気のみと聞いております。

- 12番（大谷昌幸君） 少しあいまいやないかと思いますが、電線から見たらかなりの電気量を使うんやないかと思いました。助役さんや市長さんからお聞きしてないことがあの山の状況を見ますと、今後、起こってくる可能性が多分にあると思います。そのときにどのように対応されるのか、後でもう一度お返事ください。

それから、この条例でいけば教育委員会ですが、これは青少年の家の付帯施設ということで、一応、無料となってますが、この条例から理解していけば、青少年の家を利用する人しかここは使えない。それと、青少年の体力増進のための事業ということから考え合わせると、多分に青少年の家の利用者だけしか使えないということが非常に濃厚に感じます。青少年の家に関係ない一般の人が、槇尾山にまいったついでに車を止めて入り、そこで遊ぶ。あるいはどこからかある程度団体的なグループが来た場合、どのように対応するのかと思います。

この条例の文案から見ていくと、ひょっとしたら門を付けるのんと違うやろうかと思います。午前何時から開け、午後何時以降は閉門します、ということをしていくような可能性も考えられます。その点は、今後、どのように考えていかれるのか。これも将来的な問題です。

- 青少年の家所長（久保喜代治君） 青少年の家の久保からお答え申し上げます。

現在、青少年の家は、月曜日午後と火曜日が休館になっております。森林浴コースにおきましては、年末年始以外は、すべてオールデー方式でございます。門のところは、森林浴コース

と青少年の家は分離してございます。基本的には、午前9時から午後5時ということでございます。先生が御存じのように、何分、冬場、秋の終わりごろになりますと日が暮れるのが早うございます。4時過ぎになりましたら、登山などには差し支えがございますので、その辺の指導も行ってまいりたいという考え方を持っております。

○ 12番（大谷昌幸君） 最初の趣旨から考えますと、ちょっとおかしいぜ。年末年始はどうするのか、はっきり聞き取れませんでしたが、例えば雪が降ったら、雪山へ行きたい、雪を踏みたいという人もあるんですよ。ちょっと変わっているか知らんが、私もその1人ですわ。

実は、前から私的に提案してるんです。交通公害が教育研究所かどこかで「星を見る会」をしてくれているでしょう。だから、この上から星を見たら良く見えるんやないか。一度、登りに行こうか、と2、3の方に声を掛けているんですよ。しかも、照明をするという計画もあったんやからね。夕方になったら閉める、閉めそうや、というのはおかしい。ふるさと創生事業で市民のためにつくったんやから、365日、24時間開放して当然ですよ。粉河町の方は門がありますか。私は行ったことはないが、夜に行ってもにぎやかと言われますよ。夏の夜、涼みがてらに家族連れて来もらえばよけいええんと違うんですかな。その点、ちょっと詰めてください。

○ 社会教育部次長（田丸勝之君） 先ほど、お答えいたしましたのは、基本的には、管理人が張り付くという形での9時から5時までということでございます。施設全体につきましては、あくまでも年間を通じて24時間、すべての市民に開放するという意味でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 12番（大谷昌幸君） 言葉尻をつかまえて言うわけやないけど、管理人が張り付くということですが、それも要らないと思います。別に管理棟という棟もないでしょう。青少年の家は、9時から5時まででもよろしいわ。しかし、怖い顔をして「あんた、どこへ行きますね」と言わされたら、そんな人もなきにしもあらずですわ。だから、誰でもが気を遣わず、上で遊びたい人は遊び、降りて来られる、というようにしたらんと、そんな管理人どうということは取り消してもらいたい。

○ 社会教育部長（生田 稔君） 社会教育部生田からお答え申し上げます。

ただいま次長が申しました管理人ということでなしに、前段の解釈は、今、先生がおっしゃったとおりでございます。5時までというのは職員の勤務体制、いわゆるコース内で清掃業務とかいろいろな危険防止に携わる職員が5時までということでございます。管理人ということではございません。したがいまして、模尾山のこの森林浴コースにつきましては、オールディープ、終日、人が入れるということで解釈しております。

- 12番（大谷昌幸君） 将来的に道の件はどうですか。
- 社会教育部長（生田 稔君） さきに次長がお答え申し上げましたが、林道はみかん園のところまでございますが、それにつきましては、既設的な道路でございましたので、いろいろお使いになる方を制限することはできません。しかし、その上で開発が起こったという問題につきましては、今のところ、そういう問題はございませんので、今後の課題ということになりますかと思います。
- 12番（大谷昌幸君） 最後に、1つだけお願ひして終わります。
前にも指摘をしましたが、擬木階段は、全部下から上まで250か260あると思います。特に最初のみかん園のそばからの階段は非常に厳しい。一段の段差が高いところでは30cmはあると思います。そして、蹴込みが少ない、せいぜい10cmか15cmぐらいです。登りはええ。登りは登れますよ。下りが問題です。下れんよ、これは。しかし、子供は必ず競争してやりますよ。もし、踏み外したら一番下までどんと行きますよ。登山というのは、登りにはまず事故がないが、下りは滑るからやらるわけや。
4億6,000万円も使ったんやから、ちょっとぐらいこの中でカネが余ってくるでしょう。まだ、全部支払いはしませんな、収入役さん。何とか節約してもらうてね。あの擬木階段の全部真ん中に手すりをつけてやってください。そうすれば、1mぐらいのは幅があれば登り下りの道も分けられるし、事故防止にもなりますよ。
私も先ほど、管理人は関係ない、と言いましたが、それだけ懸念します。もし、ここで子供が事故を起したら電話がないでしょう。できれば、公衆電話も付けてやってほしい。子供が骨折したわ、救急車も呼べない。折悪しく青少年の家が休みやったら電話がありませんがな。あの電柱は共同で使えるんやから、青電話を1つ付けいやってほしい。将来的にというよりも、すぐにしてやってくださいよ。事故が起こったらだれが責任を持ちますか。これだけ1つ答弁をいただいたら終わります。
- 社会教育部次長（田丸勝之君） 先ほどの擬木階段の件につきましては、公園課とよく協議をさせていただき、実現できるような方向で考えていきたいと思います。
- 12番（大谷昌幸君） 実現します、と言うてほしい。
- 社会教育部次長（田丸勝之君） そのようにお願いします。
それと、公衆電話につきましては電電公社とよく相談させていただき、そのように措置できるような形を考えていきたいと思います。
- 議長（竹下義章君） 他に。
- 22番（西口秀光君） この附則ですが、10月24日から施行する、とあります、普通は、公

布の日から施行する、という形だろうと思います。あえて、この日にこだわる何かがあるわけですか。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 社会教育部次長（田丸勝之君） お答えさせていただきます。10月24日にオープン式をやることになっておりますので、その日にさせていただきました。
- 22番（西口秀光君） オープンの日ということですが、今、議案を審議している最中ですで、ちょっと前へ出過ぎやないかと思います。この議案書をいただいた日に議会運営委員会等がございまして、この会期もその日に決まったわけですが、万が一、議決が24日以降になっていたらどうなるんかと心配もします。合わせて、昨日、私も260世帯ほどの小さい自治会ですが、会長をやらせていただいておりまして、広報などを配っていますが、オープンということで愛称も載ってました。おカネが要るのかどうか、というちょっと質問をされました。喉のところまで出かかっていたんですが、まだ議決もされてないので、議員から「無料や」と言うのもおかしいので、まだ、「決まってないんや」という話しかできんかったんです。新聞にも載っているのに、議員が「決まってないんや」というのはちょっと頼りない議員や、という印象もあったかと思います。聞くところによりますし、この広報に原稿を入れるのは9月1日と聞いてます。告示をされ、議会運営委員会で見たので9月22日ですが、そのとき、附則が10月24日と日を切り、しかも、広報に報道されましたが、いささかフライングではなかったか。教育長さんはどう思ってますか。
- 教育長（杉本弘文君） いろいろと御指摘をいただきまして、まことに恐縮でございます。先ほど、お答え申し上げましたように、10月24からオープンという、前回の議会の折にもいろいろと御指摘をされる中、何とか秋の期間中にオープンしたいといろいろと協議をした中で、何とか24日にオープンできると決まった次第でございます。確かに御指摘の至らない手抜りはあったという気はいたしますけれども、この広報につきましても、9月の前半で締め切りということから、24日にオープンとなると、そのときに載せなければならないという事情からそういう取り組みをした次第でございます。今後、気を付けてまいります。
- 22番（西口秀光君） 今日、提案されている内容なら、言うてみれば、6月、7月の議会でもかけられんような内容でもないと思います。普通は、公布の日から、ということで上程されると思いますが、あえて、24日と特定されたので、ちょっと気になった次第でございます。細かいことでございますけれども、今後とも、こういう条例の附則については、気を付けていただくことをお願いして終わります。

- 議長（竹下義章君） 他に。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。私は、ごくごく基本的なことで素人ぽいことを聞くんですが、1つには、これは今後とも大事なことだと思います。
- 槙尾山森林浴コースは、例のふるさと創生事業の1億円をもらい、そこからだんだん膨らんで4億6,000万円ということです。今回の条例で「和泉市立青少年の家」のところに「和泉市立槙尾山森林浴コース」「和泉市槙尾山町1番地21ほか」というのが付くんですが、今まで何やかんや言ってきたんですが、改めて条例が出てきたので、問い合わせたいと思います。
- 先ほどもありましたが、第2条中の「集団宿泊訓練」の次に、「及び青少年の体力増進のための事業」を加えるわけですね。どうも最初のふるさと創生によって興された事業計画というものが、特定のところに引っ付けたような結果に終わるのではないか。その辺では、どうも合わない面が出てくるのではないかと思いますので、最初に、基本的な点で御答弁願いたい。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 社会教育部次長（田丸勝之君） 青少年の家を利用する方については、森林浴コースをそういう形で利用するという意味で、青少年の家条例の中に盛り込ませていただきました。しかし、この施設につきましては、幼児から高齢者に至るまで、それぞれの市民に利用してもらうということについては何ら変わりはございません。よろしくお願いします。
- 25番（天堀 博君） それはわかっています。本来は、青少年の家の設置目的に基づく事業ではないんでしょう、これは。その辺を問題にしているわけですので、御答弁を願いたい。
- 社会教育部長（生田 稔君） 先ほど、次長がお答えした内容の中で、いわゆる槙尾山森林浴コースということで、青少年の家と一体的な施設となっていくということで考えてございます。したがいまして、ふるさと創生事業として社会教育施設に組み入れていくということでございます。そういった青少年の家、なつかつ、槙尾山の森林浴コースを使っていただく一連の問題である、こういうように解釈するわけでございます。また、青少年の家を使わなくても、こういった槙尾山の森林浴コースを御利用いただくという中で、全体的な考え方を持っているわけでございます。
- また、「ほか」という意味につきましては、これは各借地した権利者等の用地がございます。その中で代表することができませんので、この一連の森林浴コース全体を「21番地ほか」ということであらわしたわけでございます。
- 以上でございます。
- 25番（天堀 博君） 地番のことを聞いているのと違います。ここに位置を書いてあるから聞いただけです。この和泉市立青少年の家条例というものがありますね。これには設置という

ことで目的が書かれています。なぜこのようなことを聞くかと言いますと、今回の愛称が「グリーンランド」という施設そのものは、全く単独のものだと思うんです。教育委員会で管理するのか、どこで管理するかは別の話として、全く単独のものであるのに、たまたまここに青少年の家があっただけの話でしょう。後から、部長が言われている一体的とか理屈を付けただけでしょう。最近、一連のものとか一体的なものという言葉がはやりますが、それを付けただけでしょう。

これには、「本市は、社会教育法の趣旨に基づき、社会教育特に青少年の集団生活指導並びに情操教育の向上に資するため、次のとおり青少年の家を設置する」となっています。この森林浴コースは別個のものだという判断ですし、もともと別個のものとして生まれてきたんではないでしょうか。この青少年の家に付帯する施設としてできてきたものとは違うんです。どうもこの青少年の家条例に引っ付けた形にしていることは、あそこに青少年の家があるから管理さそう、という安易な考え方でこんなところに引っ付けてくるのは、条例の設置目的、解釈上からも問題があると思います。

それで質問したら、次長が「皆さんのが使ってくれたらいい」と言う。市民全体が使うのなら、そういう条例を新たに設置したらよろしい。工事も最初から教育委員会が発注したらよろしい。もともと都市整備がやっている公園の1つの事業じゃないですか。それが教育委員会の青少年の家に管理を引っ付けてしまう、任せてしまうためにこんなことになってきているわけではないか、と言うてます。今後、これに限らず、条例を設置したり改正したり、いろんなものを付け加えたりするときの基本的な問題ですので、教育委員会というよりは、もっともとのところから答弁をお願いしたい。

- 市長（池田忠雄君） 御指摘、痛み入ります。先ほど来、答弁いたしておりますようにこの施設は、利用の趣旨としては、全市民が御活用いただくのがわれわれの趣旨でございます。ただ、こうした条例を興すに当たりましては、青少年の家が起点であり、森林浴コースが横にある中で、やはり危険なものもありますので、こうした意味での施設管理や見回りが必要となってまいります。だれでも利用できるんだから、開けたら放っといたらええというものでもございません。それなりのものもいるんではないか。そういうことで起点が青少年の家でございますので、青少年の家条例とともに、ということで条例を興させていただいたわけでございます。他意はございません。御理解をいただきたいと思います。

新しい条例を興すべきだという御指摘については、まことに痛み入ります。今後のわれわれの課題にさせていただきたい。この件については、青少年の家条例に引っ付けているやないか、という御指摘については、管理その他の問題がございますので、起点が青少年の家ということ

で御利用いただくことになろうかと思ひますので、その辺でひとつ御理解をいただきたいと存じます。

- 25番（天堀 博君） 引っ付けているということについては、市長も認めてはるんですね。それかおかしいというわけです。管理が必要ならば、管理事務所のようなものをつくるなり、それは青少年の家の敷地内をお借りするような手続なり手配を取って、そこに何か管理事務所をつくってもいいですし、上につくってもいいですよ。別のものでしょう。でないと、条例の解釈でえらいことになってくるんです。

これでは、青少年の家の付帯施設として設置され、そして、青少年の家の事業目的のためにここを利用するんだ、ということですね。これで違いがありますか。教育長がうなずいておられる。あなた方がここに書いてあるんやから、違うと言われへん。せやけど、皆が使ってもええんや。だとすると、他の施設の条例も皆そう解釈するんですか。そんな条例を勝手な解釈をしたら困るんですよ。

しかも、今、言われているようにその時間は職員がおるから見回りに行ったり、ごみを集めに行ったりするが、それ以外はおらない、いわゆる行け行けなんですわ。他方の青少年の家は、開いてれば青少年でなくても使わせてくれますよ。自衛隊が風呂へ入りに来たので問題になりましたが、それは別のものとしてね。開いてれば、条例で言う教育委員会が適当と認めれば使ってもいいとなっています。

しかし、いちいち認めてあげないかん。常時、認め放しにしておくんですか。そこへ行くのにいちいち申請をするんですか。その辺はどうなるんですか。あそこで利用するのに申請をして利用させてもらうんか。無料は無料ですが、そうしたら、もっと違う条例にせないかん。せやから、こんな設置の改正条例は間違っていると言うてます。そのことについて、どこが担当するんですか。企画調整課になるのか、総務ですか。一番基本的な条例の設置改正についてですからね。

- 企画調整部次長・室長（今村堅太郎君） 企画というお言葉ですので、私の方から……。
○ 25番（天堀 博君） いや、責任を持ってこれをやっているところを聞いてます。
○ 企画調整部次長・室長（今村堅太郎君） 今村からお答えさせていただきます。

御指摘のように本事業については、ふるさと創生事業ということで取り組んだ経過がござります。最初に、私の方で取り組みましたのは、いろいろな方からアイデアをいただいた中で森林浴コースということで決定をされました。

それから、マスタープラン、イメージプランの中では、本市の総合計画絡みでもあるわけです。この槙尾山地域につきましては、本市のスポーツレクリエーション活動をするための中心

的、シンボル的な地域として位置付けをされております。あるいは周辺の河内長野を含めましてそういう格好がとられています。そういうことを受けてマスターplanの中では、既にありました青少年の家を核という形、それに連なる施設設計の1つということで、この森林浴コースに取り組んできたわけであります。

施設の位置付けとしてはそういうことでございまして、大勢の方に御利用いただけるということで、いろいろグレードアップをしてまいったわけでありますが、具体的に管理ということになりますと、一番近い青少年の家で共同で管理をしていただくのがベターではないかということで、こういう形で提案になったものだと、私どもの方では理解をいたしております。

○ 25番（天堀 博君） 今のは答弁になってない。条例のあり方として、こういうふうな格好で一部を改正するんですが、こんな引っ付けた格好でいいんですか、後は、解釈でどないしてもええんか、そこら辺に問題があるのではないか、と言うてるんです。条例の管理とかあり方についてはどこが統括しているのか知りませんが、そこを聞いてます。今までの経過というのには、確かにそのとおりです。だからこそ、皆が使うんやから青少年の家を核にしているのはよろしいわ。私は、条例そのものの問題を聞いてます。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほどもお答えをさせていただきましたが、御指摘はわれわれとしても胸にいただく述べてございますが、条例化をする場合の問題点としての御質問かと思います。われわれとしては、この市民に御利用いただく施設の起点が青少年の家であり、その横の施設の管理もしていく、そういう現実的な意味からいたしまして、こうした条例を出させていただいているわけでございます。条例のつくり方に御指摘あろうかと思いますが、これは、これなりに1つのあり方として御理解をいただきたい、このように存するわけでございます。

こうした条例のあり方からして、利用云々についての御指摘もあろうかと思いますが、それは先ほど来、御答弁をいたしておりますとおり、全市民あるいは市外からも御利用をいただいて結構な施設でございます。その辺は、明確なわれわれの解釈でございます。使用料も無料になっております。何らかの手続その他は要りません。その辺は、青少年の家との違いがあるわけであります。条例としての出し方には、様々な御指摘あろうかと思います。ただ、管理その他のいろんな点を考え合わせますと、こうした条例でいいんではないか、という考え方で条例案をつくらせていただきましたので、どうか御理解を賜りたいと存じます。

○ 25番（天堀 博君） 市長、失礼やけど、あなたは条例やとかの専門家と違います。おれへんのかな、専門的にきちんとする人がね。私だけやない。こんな格好でええのか、とほかの皆さんも疑問に思っているわけです。あの施設を全市民が使えるように改善するところがあれば改善しなくてはいかんし、それを設置するのはいいと思います。早いこと設置せんと24日のオ

ーブンに間に合わないということもわかります。

ただ、この条例の解釈の上でおかしい。公園なら公園の施設として設置するなり、あるいは別の施設としてちゃんと設置するというならいいですが、この青少年の家条例に引っ付けるというのが、設置目的と事業の内容と実際とが全然違うんやから、そんな解釈でいったらあかんと言うてます。ここに持ってくるまでに公園課と教育委員会が引っ付け合いをしたのではなくて、もっと文書管理とか条例の解釈をきちんとする部署があるわけでしょう。それが企画であったりするわけでしょう。その辺は、相談に預かってないんかな。勝手に公園課から教育委員会に振られ、教育委員会がしようがなしにいやいやもう引つけたんですか。

- 社会教育部次長（田丸勝之君） この設置条例につきましては、企画の法規担当の方と相談をさせていただき、改正に持つていったという状況でございます。
- 企画調整課長（油谷 巧君） このふるさと創生事業に端を発します経過につきましては、ただいま私の室長の方から御答弁申し上げたとおりでございます。実際にできてまいりまして、いかにそれを管理していくかという観点に切り口を求めて、一体のものになったということをございます。
- 25番（天堀 博君） それがおかしい。そこへ切り口を求めたらよろしいよ。どこで管理するかとか、それはいいんですが、この条例上おかしいと言うてるんです。全く勝手な解釈でやり出してくるわけでしょう。今、教育委員会が言われているような目的であれば、これは公園でしょう。その管理をどこですのか、というのは後での話です。だから、こんなところに引っ付けたこと自体が間違いじゃないですか。

明日の補正予算のところにもありますのでやりますが、まだ、やると言う人もおるということですので、明日もぶり返されですよ。こんなやくざなやり方をしていたらね。もっとまともなやり方をしてほしい。何も反対をしているのと違います。こんな設置目的と全く違うものを引っ付けること自体がおかしいんですよ。企画はどう思いますか。

- 18番（赤阪和見君） 議長、議事進行について。
- 議長（竹下義章君） はい、どうぞ。
- 18番（赤阪和見君） 議員側から「それがおかしい」という意見も出でますし、時間も時間です。明日はゆっくりあります。その点では、本日はこれで散会していただき、内容的にしっかり質問を整理して、明日、始めていただいたら結構かと思います。
- 議長（竹下義章君） ただいま議事進行ということでの発言がありました。
ここで、議員の皆様方にお願いいたします。本日の議事日程は、この後、本件日程第25から日程第35まで残されておりますが、本日の会議時間内の審議は困難と思われますので、明日に

お願ひいたしたいと思います。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

ある（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

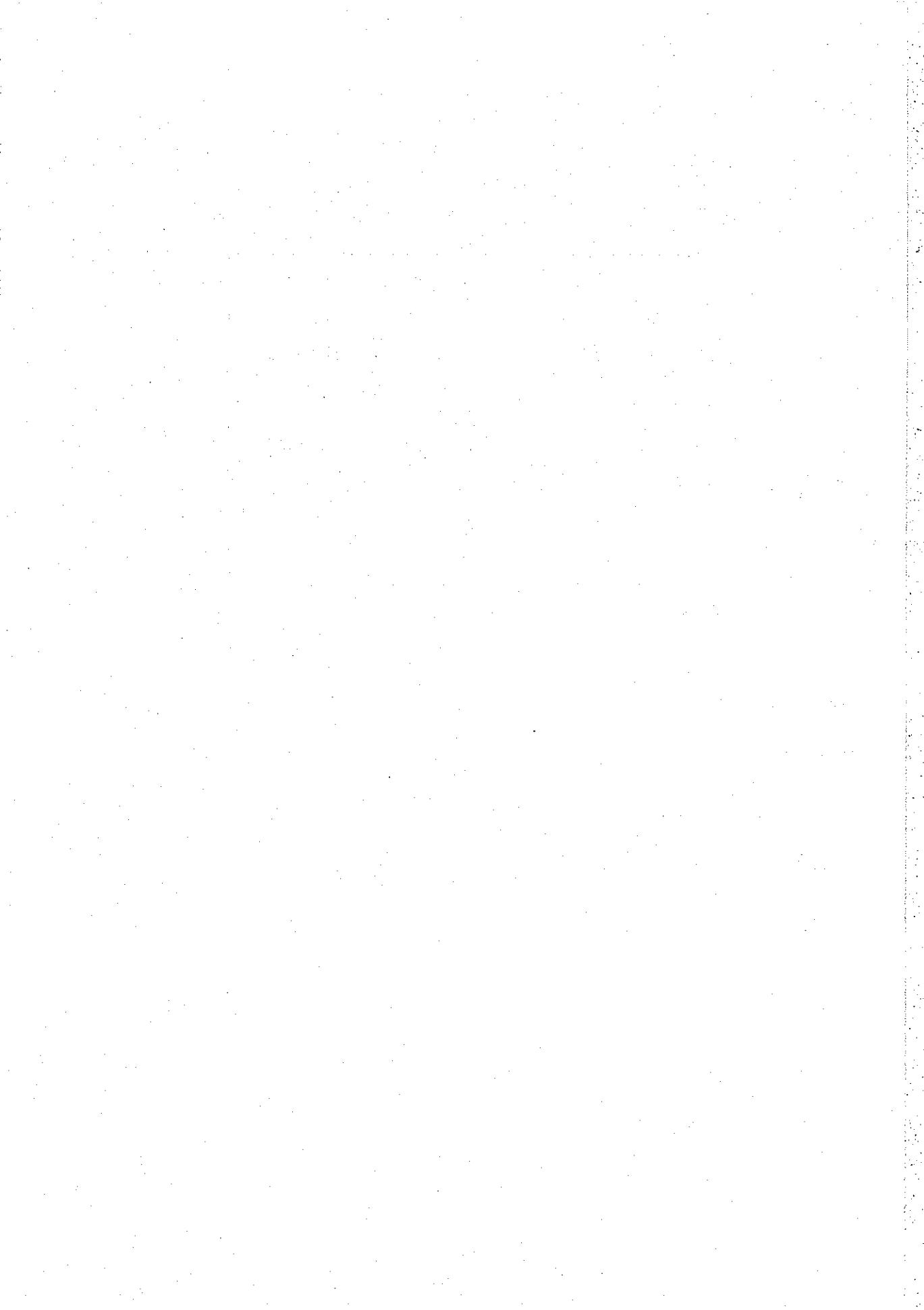
それでは、明日も引き続いて議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

（午後4時25分散会）



第 4 日



平成5年10月5日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

欠席議員(なし)

○
本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入役	中塚白	同和対策部長	森利治
市長公室長	堀宏行	同次長	門林良治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	解放総合センター所長	戸田泰明
同人権啓発室長	明坂文嘉	同副理事事(解放総合センター担当)	山本鉄也
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	福祉事務所長	川田平之
同次長兼人事課長	石本博信	同理事	坂田守
同秘書課長	木寺正次	同次長兼総合福祉会館長	松尾義仁
企画調整部長	逢野博之	市民生活部長	生田秀次
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田修次
同副理事事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	同次長兼健康課長	池辺晃敏
同企画室長	今村堅太郎	同次長兼保険年金課長	岡登和栗
同施策推進室長	井阪和充	同次長兼環境整備課長	大塚孝之
同企画室企画調整課長	油谷巧	産業部長	白樺通有
総務部長	神藤恒治	同理事	

同次長兼農林課長	松子林	保	病院事務局長	竹林	淳
同次長兼交通公害課長	大塚俊昭	橘本昭夫	病院事務局長	橘本昭夫	徹紀男
建設部長	奥村彦雄	谷上世	同理事	梅山武喜	広透富
同理事兼用地室長	谷俊雄	高宮一ノ瀬	同次長兼総務課長	野池中	一文三徳
同次長(建築担当)	藤本仁	西井謹弘	同次長兼消防署副署長	西井謹弘	勝之平
同次長兼住宅課長	岡本政德	本田順義	土地開発公社事務局長	田川生	継道夫
都市整備部長	萩本啓介	稻西田丸	教育委員長	田丸北	清三忠
同理事(再開発担当)	盛尾久和	杉木橋高	教育長	木橋高	正善
同理事(コスモポリス担当)	中辻寿夫	着庄吉	教育次長兼管理部長	着庄吉	陽義小
同理事(コスモポリス担当)	中田拓正	森農	指導部長	森農	端一
同理事(コスモポリス担当)	中屋彦郎	下水道部長	社会教育部長	下水道部長	同次長
同次長兼都市計画課長	田中武喬	藤原清司	同次長	藤原清司	同次長
同次長兼公園課長	山下喬三	中原二進	同次長兼図書館長	中原二進	同次長
コスモポリス推進室長	福原三進	司二	収入役室長	司二	同次長
下水道部長	藤原清	英二	選挙管理委員会委員長	英二	同次長
同次長	中野英	之	事務局長	之	同監査委員長
同副理事(ふるさと急傾斜対策事業担当)	岸本孝	夫	監査委員長	夫	同事務局長
改良事業部長	富田宏	稔	同事務局長	稔	同農業委員会局長
同次長兼用地課長	馬田嗣	文	同事務局長	文	同事務局長
水道事業管理者	田中博	前伊佐雄	同農業委員会局長	前伊佐雄	同農業委員会局長
水道部長	仲田博	西尾浩	同事務局長	西尾浩	同事務局長

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
参考事務係長	西垣宏高
議事係員	田中康弘
議事係員	田村隆宏

――――――――――――――――――――――

○

――――――――――――――――――――――

本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月5日)

日程	種別及び番号	件 名	摘要
1	議 案 第49号	和泉市立青少年の家条例の一部を改正する条例制定について	P. 45
2	議 案 第50号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P. 49
3	議 案 第51号	平成5年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	P. 55
4	議 案 第52号	平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	P. 73
5	議 案 第53号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P. 79
6	請 願 第1号	看護婦確保対策の充実を求める請願	別 紙
7	議員提出 議 案 第9号	義務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書	別 紙
8	議員提出 議 案 第10号	M R S A施設内感染防止対策の強化に関する意見書	別 紙
9	議員提出 議 案 第11号	短期滞在外国人等に対する医療対策についての意見書	別 紙
10	議員提出 議 案 第12号	地方分権の推進に関する意見書	別 紙
11	議員提出 議 案 第13号	「従軍慰安婦」問題の解決を求める意見書	別 紙

平成5年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月5日)

日程	種別及び番号	件 名	摘要
1		議長辞職許可について	

平成5年和泉市議会第3回定例会議事日程（追加）

（10月5日）

日程	種別及び番号	件	名	摘要
2	選挙 第1号	議長選挙について		別紙

（午前10時00分開議）

- 議長（竹下義章君） おはようございます。議員の皆さんには、連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは23名でございます。欠席届の出ている議員さんはございません。大谷議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、23名でございます。

- 議長（竹下義章君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（竹下義章君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解を願います。

- 議長（竹下義章君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「和泉市立青少年の家条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

昨日の天堀議員の質問に対しまして、理事者より答弁を願います。

- 教育長（杉本弘文君） 御審議を煩わせております議案第49号「和泉市立青少年の家条例の一部を改正する条例」案について、私から御答弁を申し上げます。

昨日は、本条例案の内容について御審議をいただく過程において御指摘をいただき、大変ご迷惑をおかけいたしましたことにつきまして深くお詫び申し上げます。

この条例案の制定を御提案申し上げましたのは、昨日、それぞれ担当原課よりお答えを申し上げましたとおり、青少年の家に隣接する施設ということから、管理運営上よりスムーズな運

営が行われるのではないかという考えのもとに、青少年の家の付帯施設として位置付けたものでございます。

しかし、ふるさと創生事業としての森林浴コースとするならば、その設置目的からして青少年の家の付帯施設とすることは適切ではない、という御指摘をいただき、十分理解するところでございます。

しかしながら一方、10月24日にオープンを予定いたしておりまして、秋の森林浴も満喫していただきたいという願いもお汲み取りいただきまして、本条例案についての御可決をお願い申し上げる次第でございます。

なお今後、本条例につきましては、御指摘の点を踏まえまして、早急に関係各課と協議をいたしまして検討してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

○ 25番（天堀 博君） 昨日の質問に対しまして、いろいろ論議がありまして、その後、今の教育長の答弁の結果となったわけであります。これは教育長の答弁ですので、今さら確認をする必要もないと思いますが、他の各課との調整を図る、ということありますので、直接的には、企画も含め市長公室のいろいろな権限も出てまいるかと思いますので、その点は十分御認識の上、条例の整合性、整備を図っていただきたいということをお願いしておきます。

さらに、まとめて私たちの態度を表明をしておきたいと思います。本条例につきましては、本来ならば、この条例の整合性からいって非常に問題があるということありますが、今、教育長も申されましたように10月24日のオープン、これはぎりぎりの線だと思います。そういうことでこの施設を有効、有利に利用、活用していただくということを重んじまして、反対はしませんけれども、日本共産党議員団としての態度については、この条例は保留をしたいと思います。本来は、退席等をすべきですが、そこまでする必要はないと考えまして、自席で保留の意見を述べたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

○ 議長（竹下義章君） 日程第2 「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」を議題いたします。

議案第50号 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第一号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

和泉市水道事業給水条例（昭和35年和泉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第24条関係)

水道使用料金表

事業別	種別	用途別 及び 口径別	月額使用料		
			メーター口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)
和泉水上道	専用せん	一般用	25ミリメートル以下	10立方メートルまで 900円	11立方メートルから 20立方メートルまで 130円
					21立方メートルから 30立方メートルまで 150円
					31立方メートルから 50立方メートルまで 170円
					51立方メートル以上 220円
		口径別	40ミリメートル	2,000円	1立方メートルから 20立方メートルまで 130円
			50ミリメートル	3,500円	21立方メートルから 30立方メートルまで 150円
			75ミリメートル	10,200円	31立方メートルから 50立方メートルまで 170円
			100ミリメートル	19,300円	51立方メートルから 100立方メートルまで 220円
			150ミリメートル以上	49,000円	101立方メートルから 200立方メートルまで 240円
	専用せん	湯屋用		200立方メートルまで 12,000円	201立方メートル以上 110円
	専用せん	福祉施設用 <small>(民間益会等 のうち 管理者が 認めるもの)</small>		100立方メートルまで 6,000円	101立方メートル以上 110円
	共用せん	一般用	25ミリメートル以下	10立方メートルまで 700円	11立方メートルから 20立方メートルまで 110円 21立方メートル以上 130円
	連用せん	一般用	25ミリメートル以下	10立方メートルまで 900円	11立方メートルから 20立方メートルまで 130円 21立方メートルから 30立方メートルまで 150円 31立方メートルから 50立方メートルまで 170円 51立方メートルまで 220円
	専用せん	臨時用		10立方メートルまで 4,000円	11立方メートル以上 400円
九簡易水鬼道	専用せん	一般用	25ミリメートル以下	10立方メートルまで 900円	11立方メートル以上 60円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。ただし、別表第1九鬼簡易水道の項従量料金の欄の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の和泉市水道事業給水条例別表第1の規定は、平成6年2月分として徴収する水道使用料金から適用し、平成6年1月分までの料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に九鬼簡易水道の供給を受けている各戸については、別表第1九鬼簡易水道の項従量料金の欄の規定が施行されるまでの間は、使用水量の多少にかかわらず、基本料金のみを徴収する。

理 由

平成5年4月から大阪府営水道料金の引上げ(34.14%)による受水費の大幅な負担増、及び社会経済情勢の変化による諸経費の高騰により、急速に悪化する水道財政の健全化を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(竹下義章君) 提案理由の説明を願います。
- 水道部長(仲田博文君) お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました議案第50号「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして、水道部仲田から御説明申し上げます。議案書49ページでござります。

御承知のように本市水道事業は、昭和28年創設以来、過去3回の拡張と施設整備事業を実施する中で普及率99%を達成、市民への安定給水に努力してまいりました。さらに、平成4年度から第4回拡張事業に着手、日最大給水量9万m³と設定し、今後におけるトリヴェール和泉等の人口増及び公共下水道の普及による需要に対応するほか、多様な市民ニーズにこたえるべく、総合的な事業の推進を図ってまいり所存であります。

一方、現行水道料金は、昭和53年10月改定以来15カ年、この間、経営の効率化を図るために企業努力を行ってまいりましたが、諸要因により昭和62年度から赤字基調を余儀なくされているのが実情であります。

このような状況のもと、平成5年4月から府営水道料金が1m³につき18円96銭、改定率34.14%値上げされ、受水費が大幅に増加いたします。加えて消費税未転嫁による税負担のほか、資本費、人件費、物件費等諸費用の増加はこれに一層拍車をかけ、このままの状態で推移します

と、平成8年度末には、21億円余の膨大な累積欠損金が見込まれる結果となり、今後の円滑な事業運営に支障が生じるという、極めて憂慮すべき事態が予測されるところであります。

したがいまして、予測される資金不足を解消し、経営健全化とより一層の安定給水の確保を求め、平成8年度末を目途とした財政計画のもと料金改定をお願いいたしましたく、今般、所要の条例改正措置を行うものであります。

なお、料金改定に際しまして、その算定期間を平成6年1月から平成9年3月までの3年3ヶ月と定め、この間の費用から総括原価を算定し、現在の平均供給単価118円66銭を148円58銭、改定率25.21%とし、算定期間終了の平成8年度末の累積欠損額を約3億8,000万円に減少させるものであります。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。50ページでございます。

和泉市水道事業給水条例第24条別表第1水道使用料金表でございますが、別表第1に(第24条関係)を加え、「水道料金表」を「水道使用料金表」と改め、「計量せん」の項を削除、それぞれ文言の整備を図るものであります。

次に、せん種別に申し上げます。専用せん一般用メーター口径25ミリ以下基本料金月額8m³まで700円を10m³まで900円に、従量料金1m³につき9m³から20m³まで100円を11m³から20m³まで130円に、21m³から30m³まで110円を150円に、31m³から50m³まで130円を170円に、51m³以上170円を220円といたすものでございます。

次に、口径別につきましては、基本料金を据え置き、従量料金1m³につき1m³から20m³まで100円を130円に、21m³から30m³まで110円を150円に、31m³から50m³まで130円を170円に、51m³以上170円を51m³から100m³まで220円とし、101m³から200m³まで240円に、201m³以上260円の2ランクを新たに設けるものであります。

次に、湯屋用と福祉施設用ですが、いずれも基本料金は据え置き、従量料金1m³につき湯屋用201m³以上90円を110円に、福祉施設用101以上90円を110円といたすものであります。

次に、共用せん一般用ですが、基本料金月額8m³まで500円を10m³まで700円に、従量料金1m³につき9m³から20m³まで90円を11m³から20m³まで110円に、21m³以上100円を130円といたすものであります。

次に、運用せん一般用ですが、基本料金月額8m³まで700円を10m³まで900円に、従量料金1m³につき9m³から20m³まで100円を11から20m³まで130円に、21m³から30m³まで110円を150円に、31m³から50m³まで130円を170円に、51m³以上170円を220円といたすものであります。

次に、専用せん臨時用ですが、基本料金月額10m³まで2,000円を4,000円に、従量料金1m³

につき11m³以上200円を400円といたすものであります。

次に、九鬼簡易水道でございますが、現行1戸当たり定額制月額350円を上水道地区との兼ね合いを考慮いたしましてメーターを取り付け、従量方式に変更の上、新たに専用せん一般用メーター口径25ミリ以下基本料金月額10m³まで900円とし、従量料金1m³につき11m³以上60円と設定いたすものであります。

また、「給水区域外に分水するときの料金は、この表に定める料金の2割増とする」の項を廃止しようとするものでございます。

次に、52ページでございます。附則として、この条例は、平成6年1月1日から施行しようとするものですが、九鬼簡易水道の項従量料金の欄の規定につきましては、メーター設置工事等の期間が必要であることから、別途、規則で定める日から施行し、それまでの間は、経過措置として現に九鬼簡易水道の供給を受けている各戸については、使用量の多少にかかわらず基本料金のみを徴収するものでございます。

また、改正後の給水条例別表第1の規定は、平成6年2月分として徴収する水道使用料金から適用し、平成6年1月分までの料金については、なお、従前の例によるものでございます。

以上が、今回、上程させていただきました「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例」案の概要でございます。

参考資料いたしました53、54ページに条例案の新旧対照表、別表として水道料金改定の資料を添付してございますので、御参照賜りたいと存じます。

続きまして、今回の改正に当たりその他の施策としまして、消費税の取り扱いでございますが、引き続き未転嫁でまいりたいと存じます。

なお今後、税率改正または財政健全化計画に支障を來した場合は、転嫁について何分の御理解をお願いしたいと存じます。

次に、かねてから議会で御要望をいただいております福祉減免制度の拡大につきましては、夫婦のうちいずれかが65歳以上の老人夫婦世帯にも適用しようとするものであります。

次に、市民サービスの充実についてであります。まず、水道110番体制を確立し、漏水等緊急修理などに対応しようとするものであります。また、心身に障害のある方々は、蛇口の開け閉めが困難であると聞いております。その方々に水道を使いやすくするため、年次計画的に1、2級の重度の方がおられる御家庭の希望者にワンタッチで開閉ができる蛇口を無料で取り付けようとするものでございます。

最後に、今回、15年ぶりに料金改定をお願いするものでございますが、これまで進めてまいりました徹底した効率経営と市民サービスの向上になお一層努めてまいりたいと存じております。

すので、何とぞよろしく御審議くださいまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件については、天堀議員ほかから「今会期中に建設水道常任委員会に付託されたい」との動議が提出されております。この動議は、4人以上の賛成者がありますので成立いたしており、委員会付託の動議を議題として採決をいたします。この動議のとおり、委員会付託をすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

挙手少数であります。よって、「委員会付託をされたい」との動議は否決されました。それでは、引き続き審議を願います。本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。ただいま動議を提出をしてお諮りを願ったわけです。それも議会運営委員会等でも述べましたように、今の不況のもと、これだけの大幅な値上げとなりますと大変な市民負担であります。そういうことで一家の家計を預かる主婦の代表の意見を聞くとか、広く市民の方々の意見を聞き、あるいは十分な審議をした上で結論を出す。その結果がどのようになるかは別にして、われわれ市民を代表する議会人としての責務であろうと考え、動議も提出をしたわけであります。しかし、否決ということありますので、本議案についての審議に入りたいと思います。

まずは、せんだって的一般質問にも水道部からということで値上げそのものが公表されておりましたが、それによりますと、一般家庭における1カ月当たりの平均使用推量が約24m³、これは以前からそういうように言われております。そこでの料金の平均負担増は月460円である、と言われております。これは事前に各派に説明をされております水道部の資料あるいは今回の議案に添付されております新旧一般用料金比較表で明らかであります。24m³の欄では460円と出ております。率にして19.66%の改定率となっております。

しかし、われわれが感じるのは、この平均使用水量が24m³にはなっておりませんけれども、実際は、それぞれの標準的な家庭の使用水量はもっと多いのではないかと思うわけであります。その点での御答弁をお願いしたいと思います。

それから、値上げの中で詳しくは述べておられませんが、事前の説明等でも明らかであります、第4回拡張事業の施行計画そのものも一応、一定のこれの引き金の一端になっていると思いますので、その主な内容をお聞かせ願いたいと思います。

次に、今回の改定に関する資料によりますと、給水人口が平成6年、7年、8年とどんどん増えていく、大体3~4%増えていくと推計をされております。かなり大きな伸び率でありますが、これらの要因については、もちろんトリヴェール和泉等の開発が進んでくるということ

にあると思いますが、その辺の予測をお聞かせ願いたいと思います。

それから、これも資料によりますと人口が約1万9,000人伸びるということですが、団地人口がそのうちの86%となっております。大部分がそういう形になるわけですが、これに伴い受水量がどんどん増えていくことになるわけです。そうなれば、現在、自己水に限りがあるので、かなりの部分を大阪府営水道に頼っているわけです。その点では、開発に伴ってそういう負担が大きくなっていくと思われますが、その辺での考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それから、福祉減免制度について今も説明がありましたら、適用範囲が拡大されるわけです。現行の福祉減免制度によります減収というか費用というものは、今回、拡大すれば、推定としてどれぐらいになるのか、金額的なものをお聞かせ願いたいと思います。

次は、一般会計からの繰り入れが本市では1,000万円ですか、されていると思いますが、阪南地域のそれぞれの市の一般会計から水道事業への繰り入れの実態について、その額がわかれればお答え願いたいと思います。

それから、高石市では今回、料金が改定されましたが、その中身は、病院用などは若干、安くした料金体系にしています。本市でも公共施設に対する配慮が足りないのではないかと思いますので、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

細かい数字その他についても実際には論議の対象にしたいんですが、本会議場でありますので、余り細かい数字を詰めていってもなかなかわかりにくい面がかなりありますので、大まかに以上の点について質問し、答弁によって再質問をさせていただきたいと思います。

○議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○営業課長（池野文一君） 1番目の平均使用水量の件につきまして、営業課の池野から御答弁申し上げます。

御存じのとおり、使用水量につきましては個々の条件、例えば家族数あるいは蛇口の数、トイレの様式、植栽の有無、車の台数などによりかなりの差異がございます。また、平均値の取り方によっても若干の差異がございます。ただいま御指摘の一般家庭の1カ月当たりの平均使用水量24m³につきましては、主として家事用に供される水量、いわゆる一般せんの水量をこれに相対するせん数で除しまして、月割りにいたしたものでございます。したがいまして、一般家庭の1カ月当たりの平均使用水量といたしましては、妥当なものであると考えております。

もう1つ、5点目の福祉減免制度の拡大について御答弁させていただきます。

新しく対象としようとするのは、現行の母子家庭、独居老人、身体障害者世帯に加え、65歳以上の老人夫婦世帯並びに夫婦のうちいずれか1人が65歳以上の老人夫婦世帯でございます。これによる所要額につきましては、現在、申請者数も全く未知数でございます。したがいま

て、現行の独居老人世帯の資料を参考にして試算させていただいてます。拡大の部分ですが、総該当数は2,401件ございます。そのうち申請があろうと推定される31.8%、763件で412万200円という推計をいたしてございます。それに現行の制度で600件、総数の18.6%ですが、これの324万円を加えトータルで736万200円と推計をしております。

以上でございます。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 水道部次長（西尾 浩君） 2点目の第4回拡張事業の施行計画の主なものはどのようなものか。3点目の給水人口の3%ないし4%の伸び要因はどういうものか。4点目の人口の伸びの86%が団地人口の伸びとなり、府営水道の受水を大きくしている、という3点につきまして、工務課西尾より御答弁申し上げます。

第4回拡張事業の施行計画でございますが、都市規模の増大や生活様式の向上に伴いまして当然、使用水量が伸びつつある中、安定給水を図りますため施行計画を立てております。財政期間中である平成6年度から平成8年度の主な施行内容について説明させていただきますと、平成6年度事業では、丘陵地区におきまして過日、起工いたしました北部受配水場の継続事業の後年度分として3億6,830万円、石綿管の布設替えを含みます送配水管布設工事を4,810m、4億4,120万円でございます。

また、平成7年度では、丘陵地区を含みます市域におきまして、送配水管布設工事といたしまして、5,150m、2億8,990万円でございます。

次に、平成8年度事業といたしましては、遠方監視制御システムの構築の一環といたしまして、和田浄水場電気計装設備工事1億1,190万円、国分受配水場の電気機械計装工事として1億6,000万円、また、丘陵開発に伴います配水池の増強といたしまして、東部配水池築造工事に1億1,200万円を継続事業分の初年度分として予定いたしております。その他送配水管として4,830m、2億4,830万円の施行を計画いたしております。

3点目の給水人口が財政計画期間中に3~4%の伸び要因といたしましては、給水人口の増加につきましては、市域の第2次総合基本計画をもとにいたしまして、平成15年度における市域人口をおおむね20万人を想定した水道事業の第4回拡張事業計画に基づきまして、トリヴェール和泉ほか市街地での人口増も含め、今回の財政計画期間におきます人口増加を予測いたしております。

したがいまして、平成4年度末の給水人口14万8,891人に対しまして、平成8年度末では16万7,240人と見込み、その差1万8,349人が増加分となっております。増加要因といたしましては、団地人口は平成4年度末5万106人でございますが、平成8年度末で6万6,031人とそ

の差1万5,925人であります。また、市街地での自然増が、平成8年度末におきまして2,424人と想定しております。

3点目の人口の伸びに対して団地人口が86%を占めている、ということにつきまして御説明申し上げます。人口増加の要因で団地人口1万5,925人の増となっておりますが、増加人口に占める割合が86%と想定しております。それらの使用水量の増加予測といたしましては、平成4年度の実績年間総配水量1,716万1,600m³に対しまして、260万5,188m³の1日当たりの使用増加となっております。

御指摘の大部分が開発による人口増である、とのことでありますが、自己水及び泉北水道が水源である光明池の現状から勘査いたしまして、現状からの增量につきましては至難でございます。したがいまして、開発人口増、自然増にかかわらず水量の増量分につきましては、すべて府営水道に依存しなければならない現状でございます。その点、御理解を賜りたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹下義章君） 次。

○水道部次長（城前伊佐雄君） ただいま天堀議員さんから御質問の6番目繰入金の問題と公共施設に対する配慮が足りない、との2点の御質問につきまして、水道部城前よりお答えいたします。

繰入金でございますが、阪南地域9市のうち一般会計からの繰り入れにつきましては、損益収支、資本収支のそれぞれ目的別に負担金、補助金などの名目で繰り入れされているのが現状でございます。お尋ねにつきましては、料金に係るものと思いますので、損益収支でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、消火栓関係でございますが、これは大体ほぼ全市で負担され、繰り入れされているのが現状でございます。

これ以外の繰り入れにつきましては、高石市が年間3,434万4,694円、泉大津市は925万4,039円、岸和田市が3,421万円であります。先ほど、議員さんも申されました、本市につきましては、1,000万円の営業補助金として繰り入れされております。以上、阪南地域の平成4年度末の実績でございます。

続きまして、公共施設の問題でございますが、お説のように高石市では、従来、官公署病院用という料金体系がございましたが、このたび、官公署用と病院用に分けたようあります。病院用につきましては、基本料金で日額400円、超過料金で1m³当たり30円から40円官公署用よりも安くしているようあります。

議員さん御指摘の公共施設に対する配慮が足りないのでないか、ということでございます

が、公共施設と申しましても学校、病院、公民館、保育園、浴場等々範囲が広うございます。また御承知のとおり、本市につきましては大口使用者も少いわけでして、98%までが一般用でございます。その中で1人1日平均使用水量でも、府下32市中32番目と最下位でございます。こういう実態でございます。したがいまして、例えば公共施設を安くなりますと、また、その分をどこかの一般用等で引き上げざるを得ない。こういう独立採算の中での経営についてひとつ御理解をいただきたいと思います。

なお、本市では福祉施設用と湯屋用ということで一応、限定はされておりますが、一般用や口径別料金よりも相当分安く設定をさせていただいているのが実態でございます。例えば平成4年度の水量で換算をいたしますと、福祉施設用では、口径別料金と比較をいたしますと、これらについては4せんあるわけありますが、年間約492万円安くなっています。率として約58%、半分以下に安くしている状況でございます。

また、湯屋用につきましても同様な方法で計算いたしますと、風呂屋さんが6軒あるわけですが、それで年間1,347万円、率にして58.7%といずれも半額以下と安く設定をさせていただいております。

ほかに先ほど、池野課長より申し上げました福祉減免制度と合わせまして、われわれといたしましても一定の配慮をしておりますので、この点につきましてもひとつ御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○ 25番（天堀 博君） 最初から入させていただきますが、いわゆる平均使用水量24m³、これは年間の総使用水量を各家庭へのせん数で割ったらこうなるという、まさに平均ですね。ところが実際の標準家庭の使用水量というのは、単純な掛けたり割ったりする数値で出てくるものではないと思います。われわれが考えるのは、大体、非水洗の汲み取りの便槽の家庭、それから、水洗による公共下水道の家庭では、大きな差が付いてくると思いますが、非水洗の家庭で30～40m³の範囲ではないか。水洗のところでは、さらにそれを上回って40～50m³ではないかと思います。

わが家の例を出しますと、私たち夫婦と母親、それに子供が2人、合計5人家族ですか、私どもの地域は、汲み取りの地域です。トイレは、いわゆるコップ一杯の水を流すという簡単な無臭トイレを使ってますが、昨年と今年の使用水量を水道の方でデータでいただきました。大体、2カ月に1回の検診ですから、冬場と夏場で違いますが、大差はございません。大体、70から75ぐらい、昨年も同じようなものです。9月10日の検診のときは、選挙の関係で134と大きいですが、それ以外は、大体そのような数字ですので、半分に割りますと35前後になるわ

けです。さらに、同僚議員その他に聞いてみると、水洗トイレを使っている家庭は、2カ月検診で100から100以上いくところもある。少ないところでも1カ月40~50の標準使用水量になっているということです。この辺との違いはどのように考えておられるのか。

- 営業課長（池野文一君） 先ほど、御答弁をさせていただきました24m³というのは、先生が御指摘とおり平均値でございます。標準と申しますと、平均と標準はどう違うのか、となりますが、私どもが考えておりますのは、標準と申しますのは、一応、平均値を中心にして前後幾らかの幅を持たしたデッドラインではないかと考えております。したがって、通常、24トンプラスマイナス3~4トンが標準家庭のお使いいただいている水量ではないかと考えております。そのように解釈いたしますと、27トンで申しますと、現行よりも580円、21.6%高くなるわけですが、確かに御指摘のように1カ月で30~40トンお使いのところもたくさんございます。それぞれの御家庭の御事情で多いところ、少ないところがあるわけですが、そういう形で御理解願いたいとお願い申し上げます。

- 25番（天堀 博君） こちらの方とそういう差が付いているのは、こちらの方の勝手な計算やないかということやろうと思います。実際はそうじゃないというのは、それぞれの職員さんの御家庭で見ていただいたらよくわかると思いますし、私どもの家でそれぐらいの使用水量です。もちろん、お風呂は毎晩入れ替えております。実際、お風呂のお湯は、思うほどたくさん使ってません。変な例ですが、全自動の洗濯機に切り替えたので非常にたくさん水を使うのかと思いましたら、これも水道部で聞いたら、そうではない。今までお風呂のお湯を使っていたが、それほど差がない。もちろん、冬場になると暖かいですから落ちぐあいが違うこともあります、それは別にして、使用水量からすれば、それほど大きな違いが出てこないというのが現実のようです。私どもの家庭が標準なのかどうかは別にして、大体、それぐらいだと思うんです。

一般の新聞報道で1カ月24m³で負担増は大体460円という数字を出したのを市民の方々が見ますと、これは来年1月からの値上げで2月分から徴収すると言われてますから、3月、4月、夏場に向かって下水道の水洗トイレを使っている家庭では、えらい値上がりやないか、460円というのはえらいそを言っているのではないか、となるので、もっと正直な形で出したらどうか、と言っているわけです。

なぜ私が言っている標準家庭がそうなるかと言いますと、あなた方が提示している新旧一般用利用金比較表で見ましたら、今回の改定率が25.21%です。これは使用水量、受水費など3年3カ月のいろんな推移を立てて出てきたのが、現在の平均供給単価118円66銭を148円58銭にする、そうしないと赤字が出るという計算ですね。それが25.21%の改定率になっているん

ですが、大体、それぐらいの金額的な改定では、使用水量そのものも、あるいは使用料金もそれぐらいならないといかん。

そうすると、1カ月37m³の家庭で25.06%、50m³の家庭で26.79%とそれぞれ1,000円から1,500円という値上げ分になってくる。なぜ、あなた方が比較表の中で言われている中で、なぜここに中心を置いているかです。考え方の違いやいろいろあると思いますが、こういう37m³から50m³のクラスにウエートを置かなかったら、料金の改定分が思い通りに入ってこないというのが本音じゃないんですか。調べたらわかりますが、一般標準家庭の使用水量はそこにある。だから、単純に平均使用水量というのを年間のやつで割って出した分は、その数字には偽りはないが、一般市民に与える感覚や影響と相当違いがあると思います。その辺の御答弁なり考え方というのはありますか。

- 水道部次長（城前伊佐雄君） 先生がおっしゃいますように、やはり24トンというのが私どもが出した平均数値でございますが、何分にも料金改正となりますと、いわゆる低所得者というか使用水量の少ない家庭については、できるだけ料金を抑えてまいりたい、という形で設定をさせていただきました。先ほど、先生から御質問がございましたように、やはりこの資料にもございますように、平均で出しますと1トン当たり148円58銭となるわけですが、それをできるだけ費用を分担をしていただくということから、遜増制という料金体系をとらせていただいております。そういう形でいわゆる使用量の低い24トンでは、19.66%という形で抑えております。どうしてもそれよりよけい使っていただこうところについては、若干、多く負担をしていただきたい。

この水道事業というのは、設備型事業でございます。大きな先行投資をしていく中で、一般で使用される家庭が、24トンなら24トンという使用量で決まっておればそれなりの施設で済むわけですが、やはり多く使うところは、多く使っていただきたい。当然、われわれも経営でございますので、多く使っていただこうためには施設も大きくしなければならない。また、冬と夏の使用水量の幅も非常に大きゅうございます。

そういうことからできるだけ夏の一番多く使うときに合わせた、あるいは今後、増えるであろうという人口推計も含めて施設もつくっていかなければならないということでございます。24トンという目安あるいは30トンとおっしゃることも理解はできますが、やはり料金設定は、多く使われる方には負担を若干多くさせていただいた。独立採算の中で経営を健全化し、安定給水に努めていきたいと考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

- 25番（天堀 博君） 今、一生懸命にどないかして上げる理屈を言われていると思うんです。私が聞いているのは、一般的に水道部が出されている24m³、上げ幅が19.66%、460円という改

定率は違うんではないかと言うてます。だんだん答弁の中でも明らかになってきているのは、それを認めざるを得ないような状況になってきてます。

もう1つは、大幅な上げ率になっている70トン、80トン、90トン、100トンという、いわゆる一般の大口需要家がないということですので、幾らこんなところで改定率を27~28%に持つていっても、全くそこでの収入は増えてこないということだと思います。いわゆる標準家庭にウエートを置かなければならぬ。24m³の家庭がすべてになってしまったら、今回の平成8年度末に赤字にならないようにいけるわけですか。平均が24ということならば、皆均一で料金を取ればどうなりますか。

○ 水道部次長（城前伊佐雄君） ただいまの御質問でございますが、確かに24トンでまいりますと、もちろん、設定も単価も変えていかなければならない。現在、19.66%で均一ということになりますとこの赤字が解消できない、こういうようになるかと思います。

○ 25番（天堀 博君） そういうことではっきりしたと思いますので、それは置いときます。次は、第4回の拡張事業につきまして、開発がどんどん進んでいくということになります。この前、石尾中学校の裏のところで北部受配水池の竣工式がありました。トリヴェール和泉がどんどん住都公団で開発され、そこで人口が増えていくことに対して、住都公団がどこまで費用負担を受け持っているのか。それから、桃山大学が来るということで先般からいろいろ問題になっていますが、この桃山大学が学園ゾーンに来ることで、水道等の費用負担がどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、人口増加のことで聞いておきますと、かなり府営水道に依存しなければならないということです。府営水道が今回、大幅に値上げをしたわけでありますが、人口が増えていくので府営水道の受水量が増えていく。もともと自己水がそのままだと、高い水をよけい買わなければいかんという理屈になってきます。その影響ですが、平成8年までの算定期間中の受水量の増加分とその額が、それぞれ何%ぐらいになってくるのかもお聞かせ願いたいと思います。

○ 水道部次長（西尾 浩君） 第4回拡張事業でのトリヴェール和泉関連の水道施設の費用負担はどうなっているか、という御指摘でございます。中央丘陵区域の水道施設の建設につきましては、従前から御説明申し上げておりますとおり、和泉市の水道加入金負担金徴収規定によりまして特設水道施設工事負担金としてすべて住宅公団が負担し、和泉市が徴収しております。桃山大学の水道施設負担につきましては、現在、住宅公団より桃山大学施設の需要水量及びその必要施設の建設費用を含めて住宅公団との間で協議したい、という申し入れがありまして、現在、その方向で協議が進んでおります。

○ 水道部次長（城前伊佐雄君） 府営水道の依存度の問題につきまして、城前よりお答えいた

します。

府営水道につきまして平成 8 年度末までに増加する水量といたしましては、691万731m³の積み上げになっております。その積み上げの受水費の影響額でございますが、11億6,144万3,000円と予測をしております。

年度別受水量につきましては、参考資料の 2 ページの下段に府営水道の水量を入れてございます。これで見ていただきますと、府営水道の平成 5 年度の受水割合といたしましては全配水量の 64.4%、平成 6 年度につきましては 65.4%、平成 7 年度は 66.8%、平成 8 年度は 68.6%、年平均いたしまして 4 %程度の増加をしております。これはすべて府営水道に依存していかなければならぬという実態になっております。よろしくお願ひ申し上げます。

- 25番（天堀 博君） 桃山大学については、現在、公団と協議中だということですね。桃大のキャンパス内は、もちろん、桃大なりどこかがやるということになるわけですね。そこへの給水の部分はどれだけの管を引き、どれだけの工事をしなければならないのかということですが、どの程度まで市の水道部はお考えになっているのか。桃大が来ることによってせんだってから開発指導要綱の論議では、来ていただくことに対する便宜を図る面もあるようですが、水道は、先ほどから言われているように独立採算制の企業会計ですから、きっちりもらうべきものは公団なり桃大なりどこからもらってこないと、それが値上げの 1 つの要因になれば大変ですので、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

合わせて参考資料の 2 ページの府営水の平成 8 年度までの受水量の伸びを答えていただきましたが、おカネで言えばどのようない伸びになるのか、ということをお聞かせ願いたいと思います。

- 水道部次長（西尾 浩君） 桃山大学の水道施設負担金の工事範囲でございますが、道路分を含みます敷地外については、すべて住宅公団の負担でございます。そして、量水器を設置した量水器以内は、施設建設工事として桃山大学でいわゆるキャンパス内は施工していただくということになります。

- 水道部次長（城前伊佐雄君） 先ほど申し上げました受水費の伸び率でございますが、4 年間で 202% と非常に大きな伸びになっております。

- 25番（天堀 博君） 具体的に年度別の水量の伸びと、全体の中に占める割合、自己水と府営水と泉北用水の割合をお示し願いたい。

- 水道部次長（城前伊佐雄君） 先ほど申し上げたのが、府営水の全体の使用水量に占める割合でございます。再度、申し上げますと、平成 5 年度は 64.4% です。

- 25番（天堀 博君） そうではなく、費用の中に占める割合です。

- 水道部次長（城前伊佐雄君） 費用の割合は、平成5年度で85.2%、平成6年度では85.7%、平成7年度は86.4%、平成8年度が87.4%でございます。
- 25番（天堀 博君） 先ほどの桃大の件ですが、公団と協議中、ということは、どれぐらい使うんやったらどれぐらいの工事をしてください、という協議ですね。その辺でどちらにしてもよけい水を送らんといかんとなってくるわけですから、そういうことにかかわっての負担分の費用というのは、この前の受配水池の費用の中に含まれたり、あるいは特別におカネをもらっているということになっているんですか。
- 水道部次長（西尾 浩君） 桃大に必要な水道施設でございますが、先生が御指摘のとおり、受水池、ポンプ、配水管等すべての費用にかかるべくと思います。これらの費用負担につきましては、桃大の1日当たりの必要水量のオーダーをいただきまして、それに基づいて全体の中で住宅公団と協議をしていくということになっております。
- 25番（天堀 博君） 特別に今回の開発に伴って水道として幾らもらうという取り決めはないんですね。もう1つは、トリヴェール和泉開発の以前から、それに誘発をされ、あるいは誘導されていろんなミニ開発を含めた開発が進んできていますが、そういうところの負担については、もちろん、まとまった戸数のところでは原因者負担、20戸なら20戸の本管までの接続部分は業者にやらせるということになっていますが、そうすると、よけい水を送らんといかん。その辺の負担金等も合わせてどうなるのか、お聞かせ願いたい。
- 水道部次長（西尾 浩君） トリヴェール関係に起因するという位置付けになりますが、それに誘発されたミニ開発の水道施設等につきましては、先ほど説明しました和泉市の水道加入金及び負担金徴収規定に基づきまして、それぞれ該当開発地区に必要な水道施設の建設費用を御負担いただくことになっております。
- 25番（天堀 博君） それは一定の20戸なら20戸の開発が出てきたとき、その業者から1戸当たり幾らというようにしている、ということですね。
- それと、特別に今回のトリヴェール和泉の関係で水道部に対して負担金のような、協力金のようなものは入っていないか、ということです。
- 水道部次長（西尾 浩君） 現在、公団からはその徴収規定に基づく水道施設整備負担金として、水量1m³当たり2万円を徴収しております。現在、この費用のやり取りにつきましては、協定締結時ということで協議進行中でございます。
- 25番（天堀 博君） ミニ開発のやつは。
- 水道部次長（西尾 浩君） ミニ開発につきましては、現在、100人以上ということで1戸当たり4人の25戸以上につきましては、水道施設整備負担金をいただいております。そのほか

は、必要な工事負担金ということで施行しております。

以上でございます。

- 25番（天堀 博君） 公団との関係ですが、こちらも理解しにくいんですが、公団と協議をして1m³当たり2万円というおカネが今後入ってくるんだ、という意味合いがもうひとつわからん。いわゆるそれ以外の施設をつくるときなどは公団から負担をしてもらっている。この前の受配水池もそういうことです。もちろん、あれは公団だけのものでなく、それ以外の従前の水道施設に対する分も含めてですので、公団に全部やってもらうということではないんですが、それなりの負担割合を決めて負担をしてもらっているということはわかります。それから、開発地区内の本管工事とかはすべて公団の負担だ、ということもわかります。ただ、いわゆる1m³当たり2万円云々というものが、どのような形で和泉市に入ってくるか、どんなシステムになっているのか、その辺を聞かせてください。
- 水道部次長（西尾 浩君） 説明が不十分で申しわけありませんでした。先ほど申し上げました水道の徴収規定の中に特設水道施設等工事負担金、これは水道を供給するために必要な施設の工事負担金でございます。それと施設整備負担金は、開発に伴う水道施設に対する有形無形の将来の整備費用という趣旨のもので、この2つがございます。そのうちの水道施設整備負担金が、1m³当たり2万円ということでいただいている分でございます。これは公団の総要望水量というか、北、東、西地区全部の区域で現在、公団から必要水量の提示が出ております。それに単純に2万円を掛けて御負担いただくという費用でございます。
- 25番（天堀 博君） それは既に入っている分があるのかどうかということと、最終的には何ばになるのか。
- 水道部次長（西尾 浩君） 現在、費用の収入については協議進行中でございますので、まだ費用の収入はございません。現在、進んでおりますのは、工事負担金の収入が、工事の進捗に合わせて収入しております。この費用の施設整備負担金の額でございますが、先ほど申し上げましたように、現在、まだ協議中でございますので、入金はいたしておりません。
- 25番（天堀 博君） 予測は出ないですか。
- 水道部次長（西尾 浩君） 約2億1,900万円でございます。
- 25番（天堀 博君） 今、聞きましたら、府営水の依存率がかなり高いけれども、給水人口の伸びは、平成5年度で64.4%が平成8年度で68.6%というぐらいの伸びしかないんですが、受水費用の方は、既に平成5年度でも費用の中で85.2%が府の方に払う状況になっている。さらに、平成8年度では87.4%にも伸びてくるという、かなりの負担になるということだと思います。

それと、この2億1,900万円という額が妥当なものかどうかわかりにくいので、われわれとしてもこれから検討してみたいと思います。

それから、各市によって繰り入れがされております。先ほどの回答では、高石が3,434万円、泉大津市が924万4,000円、岸和田市が3,421万円となってますが、和泉市を含めてそれぞれの市の理由付けですね。和泉市は営業補助金で1,000万円ということですが、何か理由付け、内訳が決まっているのかどうか。

○ 水道部次長（城前伊佐雄君）　ただいまの御質問の繰入金についての内訳でございますが、高石市については、この詳しい内容はわかつておりますが、一応、利子補給という形で泉北1、2区関係としては1,703万7,121円、区画整理地区関係として304万708円、建設用地関係として1,426万6,865円となっております。

泉大津市につきましては、福祉減免補助金として723万7,035円、庁舎整備事業債利子補給として201万7,004円。

岸和田市につきましては、新規給水事業に係る企業債償還負担金 2,921万円、新規給水事業維持管理負担金として500万円という形になっております。

ただ、これらの詳しい内容については、若干、われわれの調べが行き届いておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君）　まだ質問される方もおりますので、できるだけ……。

○ 25番（天堀 博君）　せんだっての議運でも徹底的にしてくれたらええということでしたのですね。そのために委員会付託をお願いしたのです。

先ほどの御答弁の中で例えば公共施設を安くすると、どこかでその分の引き出しをしてこなくてはいかん、と言われてます。福祉施設4せんというのは、いわゆる4カ所という意味合いで取ればいいと思いますが、これも年間で492万円と安くしている。また、お風呂屋さんも6せん、6カ所で安くしてあるということです。

ところが、福祉施設の数も4カ所と少ない。具体的に名称を挙げて言ういただきたい。あるいは学校や病院などの公共施設を安くするということは、今、御答弁がありました泉大津や高石などでは、中身の理由付けをして一般会計から繰り入れをしてますので、その辺とのかかわり合いも出てくるのではないかと思うんです。その辺、ちょっとお答え願えますか。

○ 営業課長（池野文一君）　福祉施設につきまして御答弁させていただきます。

1つは池上町の女子慈教寮、信太学園、太平学園、身体障害者団ワークセンターの4施設でございます。

○ 水道部次長（城前伊佐雄君）　一般会計からの繰り入れにつきましては1,000万円、これが

営業補助金として収入されているわけでございます。公共施設を拡大をするとなりますと、先ほども申し上げましたように総括原課をとっております関係で、やはり独立採算という枠の中で安定給水を保つため、われわれは効率的な経営に努めておりますが、どうしても年々、経費もかかってまいりますので、ひとつその点の御理解をいただきたい。われわれとしては現在の料金体系をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

- 25番（天堀 博君） 議長に言われるまでもなく、余り長々とやるだけが能やないのですが、今の答弁でも明らかのように、とにかく学校とか病院など公共施設に対する配慮はやはり一般会計でしていくべきだ。

福祉料金についても、今回、減収になる 324万円にさらに 400万円余が減収になり、736万円と推計をされてます。もともとわれわれ議会側からも「福祉料金制度を導入しなさい」と強い要望があったにもかかわらず、なかなか福祉料金は水道のやることやない。もちろん、一般会計から繰り入れをしてやるのは当然のことですが、独立採算の企業会計が福祉料金制度を導入するのはいささか問題があるとは考えておりましたが、どうにか一般会計の補助金 1,000万円の枠内で実施をするということになりました。

さらに今回、この値上げと引き換えに拡大をするという条件を出してますが、これだけ福祉料金の減収が大きくなるということですね。やはり公共施設への配慮となりますと、この一般会計からの補助金の額が低い。例えば泉大津市が 925万円、これは給水人口の違いがありますので、和泉市は倍としても、2,000万円は最低繰り入れて当然ですが、その辺で確たるものがないという状況が明らかだと思います。

それから、一定の公団の方からおカネが入ってくるというもののどんどん開発され、あるいはそれに誘発された他の開発も進んでいく中では、やはりそれによる開発負担金等も問題があります。市がそれを取って公共施設整備基金にどんどん積み立てをしていく。そういうことをやりながら片方では、水道の方で設備投資をしなければいけないという開発のつけも出てきていると思います。

後で反対の意見を言いますが、その辺が明らかになっていましたし、中心的には、標準家庭の 30~50m³というところに相当なウエートを置いています。24m³という発表は、1つのごまかしであるということも感じる質問と回答がありました。

一応、これで終わります。

- 議長（竹下義章君） 他に。
- 5番（上田育子君） 15年間値上げをしなかったという実績については評価をさせていただくところですが、値上げ率が余りにも大き過ぎるということと、それを払えない人たちに対し

て福祉減免を拡大するということです。その拡大する範囲に関して労働者福祉という視点とか、福祉に関しては自立共同作業所とか小さな力ですが、在宅福祉という一連の施策の中で進めていく中での配慮が欠けているのではないかと考えます。その点に関して2、3点、質問をさせていただきます。

1つは、老人夫婦世帯というところで福祉減免の拡大があったわけですが、労働者福祉に関して、この間、私がいろんなところで言わせていただいています。民間で働く労働者が失業した場合、あるいは休業中の人たち、あるいは労働災害を適用されて働きたくても働けない世帯、それらの人たちの実態にかんがみましてどうしても福祉減免が必要である、と言ってきました。その人たちがどれぐらいの人数がおられ、その人たちに減免をした場合、予算的にはどうなるかという試算をされたことがあるのかないのか。もし、あったとしたら、その点について聞かせていただきたいと思います。

もう1つは、福祉施設として認知されているところは、一定、大きな規模であり、4カ所ぐらいに限定されていますが、少人数で大きな施設がなく、やむなく自費等で補助金をもらって経営せざるを得ないような、最近、ミニ授産所がこの前もツクシの会で新しくできるということを増える傾向にあるわけですが、そこに対する減免を考えておられるのかどうか。具体的に考えた場合、どれぐらいの予算になるのかという点をお聞かせください。

それと、今回の値上げが15年ぶりということですが、今後、大きな景気の変動等があるかもわかりませんが、少なくとも据え置き期間は、何年ぐらいは大丈夫と考えておられるのかどうか。

それと、天堀議員からも出ましたが、水は命に深くかかわっているということで、独立採算でやっていくところにどうしても病院事業と同じように無理な点があるのではないかと考えます。例えば病院の場合は、5億4,000万円の一般会計からの繰り入れを行っている現況の中で、水に関する一般会計の繰り入れはわずか1,000万円ということで、私も、これは非常に少ない金額ではないかと思います。

命にかかわる、しかも、公共性を持つところに対する一般会計の繰り入れは、やむを得ず払えない部分、必要とする部分については、大胆にそういう措置を講じるべきではないかと考えているんです。その点に関しては、今、言いましたような障害者の自立施設あるいは労働者福祉に対する減免という点について、そのような考え方を持てないのかどうか、お聞かせください。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 水道部次長（城前伊佐雄君） 上田先生から3点ほど御質問をいただきました。いわゆる労

労働者等の失業者の調査をしてないか、ということでございます。私どもは水道事業でござりますので、労働者等の失業者等の数あるいはそれらに減免を拡大しようとすることにつきましては、現在のところ、調査はしておりません。われわれはいかに安定した給水をしていくか、ということが本旨でございます。

当然、先生がおっしゃるように弱者ということからすれば、福祉減免の拡大ということも理解はできますが、やはりどの点までやっていくかということ、先ほど、天堀議員さんの御質問にもお答えしましたように、独立採算という枠の中では、どこかで減免をすれば、どこかで料金を引き上げざるを得ないということで、その点も御理解を賜りたいと思います。

また、福祉施設用でございますが、これの適用につきましては、やはり民間で施設を持っているということで、社会福祉事業法に基づいて減免をする。その施設はどういうところかと言いますと、宿泊施設を持っているところ、ということに限定をさせていただいておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 水道部長（仲田博文君） 3点目の今後、大きな変動があれば料金改定するのか、という御質問でございますが、算定期間3年3カ月はもちろんでございますが、社会経済情勢に大きな変動がない限り、算定期間を過ぎましても、可能な限り頑張ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。
- 議長（竹下義章君） 次。一般会計の繰り入れの問題について。
- 水道部次長（城前伊佐雄君） 先ほども申し上げましたとおり、営業補助金として1,000万円を繰り入れをされております。私どもとしましては、やはり水道事業会計の中で福祉減免も考えていきたい、ということで当初よりまいっておりますので、よろしくお願ひいたします。
- 5番（上田育子君） 労働者福祉というか、民間で働く人に対する福祉の問題というのは、かねがね皆さん方全員が民間で働いていらっしゃらないという、いわば定年まであるいは嘱託も含めてという雇用が永続的に保障されているというところで、本当にこの不況の中で突然失業者になった労働者の気持ち、そこでの生活の問題、2カ月に1回のおカネを払えない人たちの気持ちをどれだけ実感を持って理解をされているのかどうか、いつも窓口で疑問に思っているところです。

もし、そういう労働者が救済をされない場合、最終的に生活保護家庭ということで市民の税金がさらに多く使われていく結果になります。大きな目で見れば、一時的に失業になつても皆が一生懸命に仕事を探し、あるいは労働災害に遭えば、一生懸命に体をリハビリさせたりして1日でも早く正業に就いていこうと日々、苦闘をされているわけなんです。その人たちに対し

て、少し減免ということで温かい手を差し伸べていただく。そういうことを一定期間続けると、生活保護とかいう形でなく、もう一度正業について何とかやっていこうという勇気も湧いてくるかと思うんです。

それすらもないという状態の中で、投げやりになって酒などを飲み、仕事をする意欲もなくなって最終的には生活保護家庭になり、あるいは医療保護の対象者になったりしていく。そういう今まで高い税金を歯を食いしばりながら払い、長時間労働をしている民間労働者が突然の不慮の事故に遭ったことに対し、行政がどのような形でお返しをしていけるか、ということについてどれだけ真剣に考えていただいているか、すごく疑問に思うんです。

確かにこれは水道の問題ではない、だから、数も計算したこともない、予算がどれだけになるか考えたこともない、と言われますが、総合的な行政として、労働者福祉減免を真剣に検討される気があるのかどうか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。もちろん、一般会計からどのような形で繰り入れができるかも含め、今後、検討する気があるのかどうか、その点についてお答え願いたいと思います。

- 水道部長（仲田博文君） 上田議員さんの御質問でございますが、労働災害者、長期療養者などについても広い意味では弱者であり、心情的には理解をいたしますが、いわゆる水道事業となりますがと、先ほども次長が御答弁申し上げておりますように、生活保護家庭も適用を除外しておりますので、その辺、ひとつよろしく御了解をいただきたいと思います。
- 議長（竹下義章君） 一般会計の繰入金について。
- 総務部次長（阪 豊光君） 一般会計と企業会計との関連でございますが、いろいろと御趣旨はございますが、あくまでも地方公営企業法に則る経営を原則として現在、水道部の方から説明をさせていただいている次第でございます。今の和泉市の一般会計の財政は、相当厳しい状況がございます。われわれといたしましては、それ以上の繰り入れをするかどうかにつきましては、あくまでも地方公営企業法に則り考えていきたいと存じます。
- 5番（上田育子君） 総合的な見地から民間で働く労働者福祉、失業あるいは不慮の事故としての労働災害などを救済する視点が一貫して欠けてきたと思います。その中で今回、水の問題として家族全部の命にかかる問題に対して、本当にこのことに貸すぐらいでもいいから何らか前向きの解決をしようとしておられるのかどうか。今まで高い税金を働いて働いて払ってきた人たちの救済についてどのように考えておられるのか、市長、答弁をお願いします。
- 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘をいただいているところでございますが、御趣旨につきましては、理解をするところもございます。ただ、現行の公営企業としての水道の独立採算という1つの原則がございます。病院との比較の御質問もございましたが、同じ公営企業とは

いえ病院の方につきましては、國の方から繰り入れその他強力な指示がございまして、病院に
対して繰り入れをしているという1つの理由でもございます。その点はひとつ御理解をいただき
たいと思います。

こうした水道料金の中での福祉減免につきましては、水道当局も管理者を初め理解をしてお
りまして、一定の福祉減免をしているわけでございますが、御趣旨につきましては、水道事業
会計あるいは一般会計の中での対処は、非常に難しさがあるという点は感じております。御趣
旨はわかるとしても、現行制度の中で一定の配慮をしていくことにつきましては、なかなか難
しい点があるということにつきまして、その辺をひとつ御理解をいただきたいと思います。

- 5番（上田育子君） 労災中あるいは失業中の労働者に関しては、税金そのものの減免も含
め、市町村によってはやっているところが多くあります。水の問題は、飲まなければ死んでし
まうということで一定、税金的な側面もあるのは当然であります。どうしても払えない人たち
に対して、生活保護という厳しい段階に追いやりられる以前の段階で、どうしても払えない人々
、先ほど言いました失業中あるいは休業中、労働災害適用中の労働者に関しては、本人の申
請次第では、窓口を開けるという最大限の検討を要望しておきたいと思います。

それと、あのミニ授産所と自立共同作業所をしておられるところに対しても、民間で認知
をされたということは一定、やれるところでありますので、大きな施設で社会福祉事業団とい
うところなどは軌道に乗っているところであります。むしろ軌道に乗っていないミニ授産所等
についても、ぜひとも福祉減免の対象にしていただきたいと思います。

一般会計からの繰り入れに関しては、できるかできないという以前に、今、私が言いました
福祉減免がどのくらいかかるのか、費用の計算すらできていない中で、できるとかできないと
いう抽象的な論議がされておりますので、最大限、具体的な計算も含めて検討していただきた
いことを強く要望しております。

- 議長（竹下義章君） 他に。

- 19番（穴瀬克己君） 今回の料金改定の理由といたしましては、府営水の値上げを第1の要
因だと書いてます。平成5年の値上げで1年間据え置いてきたという状況でありますが、もう
1つは、4拡事業に大きな要因があるのではないかという感じがします。

また、平成元年から消費税が導入をされておりますが、これを今日まで転嫁していない状況
であります。

この3つが大きな原因ではないかと思います。これが平成9年まで3年3カ月間の料金で試
算をすると21億円ぐらいの赤字が見込まれると説明なさったわけですが、当初から15年間値上
げをせず、消費税の導入があり、今まで持ちこたえてきたのは企業努力と言いますが、この

5年間の消費税負担分はどれぐらいであったか、お答え願いたいと思います。

また、4拡事業の中で赤字に拍車をかける事業負担分の割合、こういった部分についての考え方をお示し願いたいと思います。

まず、この点について御答弁を願います。

○議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○水道部次長（城前伊佐雄君） 穴瀬議員さんの御質問のうち、消費税につきまして城前よりお答え申し上げます。

先生がおっしゃいますように平成元年から消費税法が施行されまして、平成元年から消費税の支払いを事業として行っているわけであります。平成元年から4年までの消費税の影響額、支払い額は、合計で2億8,148万円でございます。

○議長（竹下義章君） 次。

○水道部次長（西尾浩君） 財政計画におきます拡張事業費の比重という御質問につきまして、工務課の西尾の方から御説明申し上げます。

工事につきましては、一応、財政計画期間中におきましては、拡張事業と中央丘陵水道施設建設事業、ミニ開発等に対します改良工事でございます。拡張事業につきましては、平成6年、7年、8年度でそれぞれおおむね40%ぐらいの費用負担になろうかと考えております。

以上でございます。

○19番（穴瀬克己君） 消費税につきましては2億8,000万円、これは平成元年から4年までの4年間という形だと思います。年間7,000万円から8,000万円です。大阪府下が府営水をいただいているが、阪南9市がこの府営水値上げに伴って料金改定をどのような形で、府営水の値上げと同時に料金改定を行ったところもあるうかと思いますが、9市の状況をお示し願いたい。

それから、これら9市における消費税の取り扱いについても御答弁願いたいと思います。

○水道部次長（城前伊佐雄君） 阪南で料金改定を既に終わっているところは、岸和田市が本年6月1日に実施をされております。高石市が近々、可決されたということで28.76%、この10月1日から実施。泉大津市も現在、議会議程をされておりまして、22.4%の原案と聞いております。また、泉佐野市につきましては16.7%の改定率で、平成6年4月からの実施ということになっております。阪南各市での料金値上げの状況は、そういうことでございます。

消費税の実施状況でございますが、岸和田市が平成元年度より外税方式で転嫁を行っているということでございます。貝塚市と泉佐野市が、それぞれ平成元年度で値下げをして転嫁をしたということでございます。あと岬町、田尻町もそれぞれ外税で転嫁をしております。その他

につきましては、未転嫁となっております。よろしくお願ひ申し上げます。

- 19番（穴瀬克己君） 貝塚などは、今回、料金改定は出ておらないんですか。
- 水道部次長（城前伊佐雄君） 貝塚につきましては、聞いておりますところでは黒字がございますので、当面は値上げをしない。また、自己水源が非常に多いということで、今回は、値上げを見送るという話を聞いております。
- 19番（穴瀬克己君） 特に和泉市を入れると5市、堺市はどうなってますか。
- 水道部長（仲田博文君） 堺市につきましては本年度に審議会を設置し、来年度に改定するやに聞いております。
- 19番（穴瀬克己君） 一定、原水の値上げの中で1年間、企業努力をしてきたが、大幅な原水の値上げの中で水道料金の改定については、理解をするところでございます。

もう1つは、消費税が過去5年間、毎年7,000万円近くの大きな赤字の要因になっているよう思います。これは消費税を転嫁してないように見えますが、事実上、料金の中に仕組まれた内税としての判断に立たざるを得ないわけです。この消費税そのものの問題はありますが、現実に法として施行されている中、はっきりわからないような状況での消費税の取り扱いはよくないと思います。きちんと料金改定の理由の中に入れていかなければならないであろう。これは内税として取り扱うのか、外税として取り扱っていくのかきちんとしないと、これからの中身を検討するに値しないようになってくるのではないか、このように考えます。

今回、岸和田は外税になったようですが、ほかのところは、内税という解釈ではなく未転嫁という形で取り扱っているようありますが、こういった形の部分としてはなかなか理解できない問題でありますし、料金改定の折には、こういったものもきちんと整理をして理解を求めていくような形にしないといけないと思います。

将来、水道に対して消費税を適用するのかしないのか、というのは別の論議でございますが、こうした水道料金については消費税は除外していただきたい、というのがわれわれの思いでございますが、現状の法の中できちんと対応をしておかないと、水道料金の改定に伴いややこしい、ごまかしに見えてまいりますので、この点については、今後、明確にしていくことをお約束願いたいと思いますが、御答弁を願います。

- 水道部長（仲田博文君） 穴瀬議員さんの消費税につきましての内税方式あるいは外税方式ということの内容で、実際には、内税方式で転嫁しているのではないか、という御指摘でございます。われわれとしては、確かに転嫁をしてないということで今までやってきたわけでございます。御指摘ごもっともでございます。その辺につきましても、今後、いろいろ税率改正もあるやに聞いてますので、その段階ではっきりとさせていただきたいと考えておりますのでよ

ろしくお願い申し上げます。

○ 19番（穴瀬克己君） 今回の改定は水道料金だけですが、従来、メーター設置や加入金などに対していらわなかったのはどういう理由なのか、お答えください。

○ 水道部次長（城前伊佐雄君） 今回、料金改定をさせていただきましたのは、先ほど、先生から御指摘がありましたように、まず、府営水道が 34.14% 値上がりしたことによりまして料金改定をさせていただくということでございますので、手数料、加入金その他については、今回、料金改定を行っておりませんのでよろしくお願ひいたします。

○ 19番（穴瀬克己君） 僕は、改定の要因は府営水の値上げだけではないと思います。試算して平成 9 年までに 20 数億円の赤字が出てくるという中では、これに基づいて水道事業の財政再建を行っていかなければならないという形の中で料金改定に入っているわけですからね。これには 4 拡事業も大きな要因になっておりますし、消費税の中に放り込んでいる部分も大きな要因になってます。だから、水道事業全体の計画の見直しを図っていかなければならぬ。何も府営水の値上げだけによる水道料金値上げという発想は、全体として見直していかなければならぬのではないかと思うわけです。

何も加入金とか、今、据え置いているものを値上げをせよ、というわけではないが、だけど、水道料金改定の折には、水道事業そのものを見直していくことによって厳しい状況を乗り切っていくためには、すべてを点検する必要があろうかと思います。こういった部分を水道料金だけにしわ寄せをして、平成 9 年までに値上げによる事業計画を立てたということに対しては非常に不満に思います。なぜその部分に手を付けず、水道料金だけに走ったのか、その辺の御答弁を願いたいと思います。

○ 水道部次長（城前伊佐雄君） 先生も御指摘のように、府営水道だけに偏らず全体の経営の中身を総点検せよ、という御指摘であろうかと思います。おっしゃるとおりであります、加入金にしても、20mm で 1 軒当たり 12 万円と大阪府下でも平均的なところでございますので、それ以上御負担を願うことになりますと、非常に苦しいものがございます。

また、手数料等を引き上げましても、手数料そのものについても、経営の中では少のうござります。経営の 99.9% までは料金という形になりますので、その点御理解を賜りたいと思います。

○ 19番（穴瀬克己君） それは今の消費税の導入と一緒にして、幅広くよけいいただこうということです。しかし、長年、こういった形で据え置いている部分もあった、料金もそうであつたし、ほかのところも見直すことによって、水道料金もよりやすく安定して供給していくという、いろんな角度での企業努力をしていっていただきたい。今までの企業努力によって今日の

安定した料金で供給してきたわけですが、大きな要因がある中で、府営水並びに消費税、そして、新たな大きな開発に伴うこの4拡事業も含めて、さらに、安くておいしい水を安定的に供給していくためにさらなる企業努力をしていっていただきたいと要望しておきます。

それから、福祉料金の拡大については、独身の老人から夫婦でもいけるという形に拡大していくわけですが、福祉料金の拡大といつても、数の少ない状況だと思います。その中で施策導入に当たっては幅広く知らしめていき、気持ちよく福祉料金の制度に浴していけるようなサービスをお願いしたいと思います。前にやったものはこちらから申請の形ですので、非常に申請がしにくいということもいろいろ聞いておりましたので、そういう点についても御配慮を願いたいと思います。

それから、水道110番については、これは前々からお願いしておりましたが、その中身については、もっと市民の皆様方に喜んでいただけるような内容にしていただきたい。現在、和泉市の府営水を飲んでいる市民の皆様方もまずいということで、アルカリイオン水とか電気分解させたりするいろんな機械を付けて飲んでいるということをよく耳にいたします。飲めない水を売っているわけではない、飲める水を売っているわけですから、より高度な上水を供給するよう努力をしていただきたい。

また、110番でいろんな漏水とか管理とか臭いの問題とか、市民さんから気楽に相談のできるような対応をとっていただきたい。サービス精神旺盛に110番の開設をお願いしたい、このように要望をしておきます。

また、ワンタッチの蛇口については、障害者だけでなく、老人の人で障害者手帳は持っていないが、要望する方がたくさんあろうかと思います。障害者に限定せず、お年寄りの方にも御配慮を願えたらと思います。

今、種々要望、お願いをいたしましたが、それについてのまとめての御答弁を聞かせていただきて終わりたいと思います。

○ 水道部長（仲田博文君） 福祉料金の拡大につきましての皆さんによく知っていたらよう、という御要望でございますが、これにつきましては、広報誌等を通じましてさらにPRに努めてまいりたいと存じております。

また、水道100番体制の中身についてでございますが、来年度の早い時期に十分検討してまいりまして実施をさせていただきたいと存じます。

それから、水道の味の問題につきましても、本市も最近、和田浄水場の方でいわゆる高度処理についての実験プラントも設置し、今後の水質の向上に対応するような実験を開始しております。今後、水質についても十分研究を重ねまして、おいしい水づくりに努力してまいりたい

と存じます。また、ワンタッチの蛇口につきましても、一応、身体障害者の重度1、2級の方という形で限定をさせていただいておりますが、その件についても、前向きに検討をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（竹下義章君） 質疑応答中でございますが、ここで、お昼のため1時まで休憩をいたします。

（午後零時05分休憩）

（午後1時00分再開）

○議長（竹下義章君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。
「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」、他に質疑、御意見ございませんか。

○18番（赤阪和見君） わが党も穴瀬議員がやりましたが、それとは観点を変えまして、この平成8年度までいろんな業務実績及び予定量ということで出てますが、平成9年に大阪府がおいしい水、すなわち高度処理水を府下全域に配るという形になってこようかと思います。そのように聞いてますが、平成9年以降、そのような形になってきたときに水道料金体系がまた大幅に、となるのかならないのかということが1点。

それと、厚生省の方でも出されました水道自己水、原水を川から取る取水口ですか、そのようなものに対して環境面でどのように守っていくかが出ております。その点で河川になるか環境になるか、どこになるかわかりませんが、その相関関係等をどのような考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○水道部長（仲田博文君） 高度処理水は平成9年ということでございますが、実は昨日、府営水道で高度処理施設の実施についての説明会がありました。高度処理水は平成9年ということが工事等の関係で平成10年になったという説明がございました。

その時点で料金がどうなるか、ということでございますが、今までわれわれ受水団体が聞いております説明によりますと、高度処理水に要する費用は、大体給水原価で約12円アップという説明を受けております。したがいまして、われわれとしてもこの段階になりましたら、当然、それの費用負担ということになろうと思いますが、現段階では、大まかな試算しかできておりませんので、詳しい説明があった時点で対応してまいりたいと考えております。

それから、厚生省から出ています原水の取水口の問題については、水道部としては、その通達等をいただいてないように思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

- 18番（赤阪和見君） 以前から私が、自然環境を守ろうということで指摘をしているところでございまして、こういう点の中で平成10年になったという大阪府からの説明があったということは、10年といえばあと5年です。その時点で高度処理水がすべてに送水されることによって取水口がなくなる。なくなることによって、今、山手の方面では、水道の取水口があるのでいろんな環境面の制約がある。そして、その中でいろいろ指導をされているわけであります。しかし、のような取水口がなくなることによって、全く規制の範疇を離れてしまうということを以前から指摘しているわけです。それが1点。

もう1点は、ここにあるように約半分を自己水プラス泉北水道の関係で取っていますが、高度処理水が来ることによって先ほども和田浄水場で研究をしている、という答弁がありました。が、莫大なおカネが要ることも事実です。研究するのは、水道が市民生活を守っていくために研究の余地が十分あると思いますけれども、それをすべて和泉市へ配っていくような方向性の考え方には非常に厳しい面があろうかと思います。プラス12円と研究、設備を整えるあたりを考えたとき、やはり企業会計ですから安い方にいくのではないか。そうなったとき、この自然環境をいかに守っていくか、という方向性が出されてないわけです。大阪府の高度処理水が5年後に確実に来るわけですから、今から同時進行で河川を守ろうという意気込みがどこまであるのかどうかをお聞きしたい。それから、自己水との関連性もお願ひしたいと思います。

- 水道部長（仲田博文君） 御指摘の高度処理水が平成10年に供給された場合の自己水の取り扱いでございますが、午前中もお答え申し上げましたように、いろいろと研究を重ねてまいりまして、その結果、府営水と自己水の高度処理との比較をいたしまして、安い方となるわけでございます。仮に自己水を廃止した場合には、御指摘のようなことが起きるだろうと思います。われわれとしてもその時点でもし廃止となりますと、その点については、関係課と調整が必要ではないかと考えております。

- 18番（赤阪和見君） 関係課となると市長部局になってきますので、そこら辺の考え方をいかが持っているのか、ということです。

- 市民生活部理事（岸田秀仁君） 市民生活部岸田からお答えさせていただきます。

われわれが平成4年から計画をしております下水道区域外の 570世帯の合併処理浄化槽については、やはり計画年度内に鋭意努力して河川汚濁を防止していく、このように環境整備課は考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

- 18番（赤阪和見君） 河川の水質というのはどこで管理してるんですか。環境と違うでしょ

- う。まことにその通りで、さあどうぞお尋ね下さい。
- 議長（竹下義章君） 答弁を願います。指名してください。
- 18番（赤阪和見君） 決意という形の中で市長さんかもしくは助役さんにお願いしたい。こういう方向性というのは、前々から私が指摘をしているところですので、やはり原課だけでは難しいと思います。市長もしくは助役さんでお願いします。
- 助役（坂口禮之助君） マクロ的には、河川の汚濁をどうして防止していくか、ということだと思います。特に松尾川、槇尾川につきましては、御承知のように管理のため、関係の市と町で水質保全のための協議会を持っておるわけでございまして、年に1、2回、現場での調査研究等をやりながらいかに水質を保全していくか、あるいは汚濁を防止していくかにつきまして研究をされてございます。本市の場合もそれに参画しておりますが、直接的にその協議会が主導権を取って工事を行っていくということまでは進んでございません。各市町が、それぞれ現場において水質を保全していく考え方で事業を行っているわけでございます。
その中でも和泉市は、山間地域を多く持つてございますので、下流のことを思いましたら多少はいい状況でございますが、特に今後の問題は、特に公共下水道が全市域に行き渡るように、汚濁するものを河川に流さないようにしていくことが必要かと思います。しかし、公共下水道の促進は“百年河清を待つ”状況でございます。それのみに頼っていることはいろいろ問題がございますので、いわゆる工事施行の期間のあるいは年限的な問題と合わせ、環境整備課の方で推進をしておりますいわゆる合併浄化槽をさらに強く促進をしてまいりたい、かように存じております。
- 非常にマクロ的な話で正確な答弁にはなってないと思いますが、そういう方向で今後とも水質保全のために努力をしていきたい、かように存じております。
- 18番（赤阪和見君） 平成10年には、高度処理水がそのような形で導入されるという点で、今からもし自己水も高度処理水でいこうとすれば、なお一層槇尾川の取水口までの河川を守っていくかなければなりません。より美しい水で処理をすれば美しくなるわけです。汚い水を美化しようとするところにいろんな薬品等の無理がある、このように思います。ですから、これは平成10年からの問題ではなく現在の問題である、という点から見たとき、この取水口がなくなったということにしても、川を守っていくのがわれわれの責務ではないかと思います。
- 今、助役さんの答弁にありましたが、私からの提案で1つお願いしたいことは、関係する原課は、森林を守るというところから農林課から入ってくると思います。そして、商工関係では環境に優しい商品、すなわち無磷の石鹼などの使用の方向、また、環境の合併処理槽の処理の仕方、生活排水の出し方の問題等、水道あるいは建設の河川水路課、公共下水道の担当部局等

を網羅し、和泉市にわずかしかない2本の河川、延長20kmに足るか足らないかの短い河川ですが、これは和泉市の命だと思います。その点では、この河川を守る体制をしっかりと組んでいただきたいと要望しておきます。

以上です。

○ 議長（竹下義章君） 他に。

○ 21番（辻 正治君） 今、先輩の赤阪議員、穴瀬議員からお聞きをいたしましたが、私も、安全でおいしい水という言葉が流布されてよく聞いております。そこで、安全でおいしい水について、素朴な質問ですが、お尋ねしたいと思います。

最近、ミネラルウォーターや浄水器の販売が飛ぶように売れている。ましてや、今、おいしい水を求めて水道の水離れという表現もされております。昔から「水と空気はただ」という思いで今日まできました。先ほど来、この値上げに対する一定の理解はしているつもりですが、おいしい水にしていただくて、まず、1つは、水源の汚染という面にあるのではないか。もう1つは、水の浄化方法をお聞かせ願いたい。さらに、全市に布設している配管から溶け出す水のまずさ、という3点に要約して感じております。

そこで、川や湖が下水などで汚れ、そのためアンモニア等が混入されています。アンモニア1に対して、それを浄化する塩素が何%の比重でなされているのか、まず、この点をお聞きします。

また、そのかび臭さとか、湖の汚染から発生したランソウ類の中にでこのかびの臭いがあると聞いてますが、緩速の濾過方法あるいは急速濾過方法を対比され、どちらをとってどのような給水をされているのか。

また最近、マンションとか分譲地において配管が新しくなっていると言われますが、初めはカルキ臭くて白い水が出る。その後、4、5年してから赤くなってきたという声も聞きます。その点では、今後、全市にわたって赤い水が出るということは、配管が溶けて赤くなっていると思います。数人の方から相談を受けたので、そのように回答しておきましたが、古い管の交換度はどのくらいなされているのか、ちょっとお聞きします。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 水道部次長（西尾 浩君） 工務課西尾より配管に起因する水の味の低下と溶出の問題。それから、赤水の原因となる配管がどの程度残っているか、の2点について御説明申し上げます。まず、配管から溶出する物質でございますが、現在、使用している水道管の多くは鉄管、その他ビニール管、石綿管とございます。それらにつきましては、現在、水道法で言われる溶出物質は出ておりません。

それから、赤水の原因となる配水管でございますが、これらは昭和20年代から30年代にかけて埋設した鉄管が主なものでございます。この時期に埋設されました配水管につきましては、内面が全くライニングされずに鉄がむき出しというようなパイプでございます。

それにつきましては、昭和45年度より内面に樹脂ライニングを施行してまいりました。そのような関係で現在、まだ 3,400m ぐらい残っております。それらにつきましては、おおむね平成7年度ぐらいにはライニング工事の完了ができるのではないか。そのようなことから現在、配水管が原因の赤水の苦情等は、ほとんどいたいでないような状況でございます。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 浄水課長（中塚和男君） 水質の汚染による塩素の注入率と緩速濾過、急速濾過の違いについて、浄水課中塚からお答えいたします。

塩素を必要としますのは、アンモニア性窒素という物質でございまして、これに対して約10倍の塩素の注入が必要でございます。

また、緩速濾過と急速濾過の違いでございますが、緩速濾過と申しますのは、原水の水質がいい場合は緩速濾過でございます。緩速濾過は、池に水をためまして、その濾過速度が1日当たり 4 mから 6 m自然に濾過する方法でございます。それに対して急速濾過は凝集沈殿と申しまして、前段で薬品処理いたしまして濾過する方法でございます。濾過速度につきましては、1日当たり 100mから 120m という速度という方法でございます。

○ 21番（辻 正治君） 古い管が平成7年までまだ 3,000m 残っているが、恐らく赤水は出ない、というような答弁がありました。1日も早く配管の改良を完了できるよう要望しておきたいと思います。

また、濾過方法とアンモニア対比についてはよくわかりました。いずれにしても、アンモニア1に対して塩素10ということで、汚染が原因でかび臭さが発生するのは仕方がないと判断しております。

また、緩速方法について説明がございましたように、1日に 4 mから 6 m の速度で浄化されている。なおかつ、急速濾過方法は、1日に 100mから 120m ということです。いずれにしても、濾過方法は全然違うように思います。スピードアップがされているので、大都市や府営水道で用いられているように思いますが、安心できでおいしい水という大きなタイトルが付いておりますので、そのような水を市民の皆さんに供給できるよう要望しておきます。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。日本共産党議員団を代表して、先ほど申し上げましたように反対の意見を述べたいと思います。

そもそも上水道というのは命の水と言われ、日常生活には欠かすことのできないものであります。地方自治体には、安定して安くて美しくおいしい水を供給することが水道法でも定められているところです。一方、地方公営企業法は経済性を第1にしています。その辺に非常に矛盾があるわけですが、いずれにしても、地方自治体の責務は非常に重要であります。

今回の値上げは、主に府営水の値上げだと言われていますが、この府営水の値上げそのものも、琵琶湖総合開発という大規模な乱開発とか大プロジェクトに合わせて非常に大きな事業を組み、それに対して、それぞれの府県が負担をする。特に需要が大きい大阪府の負担が大きい。その中でも、もとの革新府政時代には、水資源開発費については、元金、利息、地域開発費まですべて一般会計で負担をしていたのを止めて2分の1にしたところに、府営水そのものに大きな負担が乗りかかってきたところに端を発しております。元を質せばそのようなところに大きな原因がある。それが大阪府下の自治体に大きな負担をかけてきているという1つの大きな要因があるわけです。

さらには、第4回拡張事業の負担も乗りかかってきているという状況にもあります。重要な日常生活に欠かせないものであり、大きな負担になるわけであります。私どもが主張しましたように、ぜひ市民の代表も呼んで意見を聞くとか、そういうことで委員会付託で十分な審議を尽くす、たとい実施が3カ月おくれてもそれをやるべきだと思うわけですが、しかし、なかなかそういうことにならなかつたのは残念であります。泉大津は、今議会では継続審議になった、と新聞でも報道されております。やはり慎重に扱うべきだと考えるわけであります。

先ほどの質問でも述べました点も含めまして、私どもは、今回の水道料金の改定、引き上げによる条例の改正には反対をするものであります。

- 議長（竹下義章君） 反対意見がありますので、挙手により採決を行います。

本件を原案どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第3「平成5年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案第51号

平成5年度和泉市一般会計補正予算(第2号)

平成5年度和泉市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ337,577千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,980,661千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

平成5年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 岁入歳出予算補正

1. 岁 入 (単位: 千円)

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 分担金及び負担金		1,636,722	10,000	1,646,722
	2. 負 担 金	1,594,433	10,000	1,604,433
11. 国 庫 支 出 金		4,547,171	20,250	4,567,421
	2. 国 庫 补 助 金	1,763,988	20,000	1,783,988
	3. 国 庫 委 託 金	80,845	250	81,095
12. 府 支 出 金		2,558,641	15,868	2,574,509
	2. 府 补 助 金	1,859,773	10,868	1,870,641
	3. 府 委 託 金	351,907	5,000	356,907
13. 財 産 収 入		1,675,798	45,005	1,720,803
	2. 財 産 売 払 収 入	1,349,566	45,005	1,394,571
15. 繰 入 金		1,970,080	75,000	2,045,080
	2. 基 金 繰 入 金	1,832,780	75,000	1,907,780
16. 諸 収 入		3,369,117	32,000	3,401,117
	5. 雜 入	2,276,503	32,000	2,308,503
18. 繰 越 金		113,084	139,454	252,538
	1. 繰 越 金	113,084	139,454	252,538
歳 入 合 計		43,643,084	337,577	43,980,661

2歳出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,643,391	44,761	4,688,152
	1. 総務管理費	3,202,222	44,761	3,246,983
3. 民生費		12,190,285	84,628	12,274,913
	1. 社会福祉費	5,526,147	18,267	5,544,414
4. 衛生費		4,235,877	66,361	4,302,238
	1. 予防衛生費	4,827,039	1,990	4,829,029
5. 農林水産業費		2,340,334	1,990	2,342,324
	1. 農業費	530,160	250	530,410
7. 土木費		517,649	250	517,899
	1. 土木管理費	8,630,011	157,111	8,787,122
9. 教育費		1,656,609	75,634	1,732,243
	2. 道路橋梁費	590,390	5,000	595,390
9. 教育費		4,254,862	71,477	4,326,339
	3. 河川水路費	5,292,240	48,837	5,341,077
9. 教育費		1,580,419	7,040	1,587,459
	4. 幼稚園費	1,373,933	1,500	1,375,433
9. 教育費		854,590	11,527	866,117
	5. 社会教育費	741,689	27,770	769,459
9. 教育費		197,886	1,000	198,886
	6. 保健体育費	43,643,084	337,577	43,980,661
歳出合計				

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第51号「平成5年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」につきまして、総務部長神藤より内容の説明を申し上げます。
今回、御上程いただきました補正予算の内容は、事業の確定に伴います事業費の追加、臨時職員賃金の追加、財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金追加等でございます。
それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。55ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,757万7,000を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ439億8,066万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」とおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から御説明申し上げます。63ページでございます。

まず、総務費では、4,476万1,000円の追加計上をいたしました。非常勤職員公務災害補償費として203万2,000円、臨時職員賃金追加647万5,000円、財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金2,925万4,000円等を追加計上いたしました。

次に、民生費8,462万8,000円の追加計上でございますが、新設の心身障害者授産事業運営補助金等420万円、老人クラブ常設集会所建設費補助金400万円、乳幼児医療助成費903万7,000円、また、産休代替臨時保母等賃金5,536万1,000円、和泉保育園改築に先立ち調査設計委託料として1,100万円等を計上いたしたものでございます。

衛生費では、和泉市立保健センターに駐車場を増設する経費として199万円を計上いたしました。

農林水産業費では、地域農政推進対策事業として広域農林総合開発整備調査費25万円を計上いたしました。

次に、土木費では、1億5,711万1,000円を追加計上いたしました。主な内容としては、光明池春木線整備事業費2,500万円、上代伏屋線整備事業費1,863万4,000円、急傾斜地対策事業で500万円、宮ノ上公園整備事業で2,000万円、阪和東側2号線整備事業で5,147万7,000円等、事業費の確定に伴い追加計上いたしたものでございます。

教育費といたしましては、4,883万7,000円を追加計上いたしました。小中学校、幼稚園の臨時職員賃金として1,652万7,000円、(仮称)槙尾山森林浴コース管理経費などで764万5,000円、史跡池上曾根遺跡発掘調査経費として2,000万円、関西国際空港開港イベント事業負担金100万円等を計上いたしたものでございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容について御説明申し上げます。60ページでございます。

分担金及び負担金1,000万円、国庫支出金2,025万円、府支出金1,586万8,000円、諸収入3,200万円は、歳出予算に関連する特定財源でございます。

次に、財産収入4,500万5,000円、繰入金では、公共施設整備基金から7,500万円、前年度

繰越金 1億 3,945万 4,000円を計上いたしました。

以上が、今回、御上程いただきました議案第51号「平成5年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 19番（穴瀬克己君） 65ページの和泉保育園整備事業、それから、阪和東側2号線の整備事業、もう1つは、社会教育の青少年の家の3点にわたってお願いします。

和泉保育園が老朽化で建て替えということですが、借地でございまして、継続した形で了解を取れたように聞いております。和泉保育園の周囲は府営住宅でございまして、府営住宅の建て替え構想がなされておりまして、いよいよ工事が間近に迫っているようにも聞き及んでおります。そういった関係並びに府中のところで長谷工のマンション計画がありますが、周辺にも今までの農地が宅地に転用されて住宅がどんどんと増えてきております。現在、定数が90名ですが、建て替え構想の段階で一棟大きい120名の定員を抱えるような構想はないのかどうか。この点をお伺いいたします。

また、府営住宅が中高層になろうかと思いますので、周辺と見合った形で設計等も考えもらわなければならぬと感じます。今の保育所は、川が非常に高くて道路が低いというので、川に橋を架けている状況ですが、この保育園児が入りやすいような設計に何とかならないものかと思っておりますので、その辺の考え方をお伺いしたい。

また、この府営住宅の建て替えに伴いせてもの市から府に対する要望として、保育所前あたりを公園に取り込んでいくとか、このような形で要請を上げていくべきだと思いますが、その辺についての考え方をお聞かせ願います。

また、工事期間が1年ぐらいかかるだろうと思いますので、この間の和泉保育園の園児についてどう対応されようとしているのか、この点についてお伺いをいたします。

それから、阪和東側線の用地の購入費追加と出てますが、東側2号線の用地の買収はほぼ完了に近いと思いますが、その辺の状況の説明を願いたいと思います。

また現在、地下埋設工事を順次、松の浜伯太線の方から進めていっているように思いますが、その辺の進捗状況をお聞かせいただきたい。

関連いたしまして、池上下宮線の若干の用地買収をしたところから第1期の側道等の工事に入り、第2期の工事も1回説明に来ていただきましたが、池上下宮線と接続する道路についての考え方をお聞かせ願いたい。

それから、従前から都市計画道路を推進をしてますが、市内一円の道路事情で問題になって

おります交差点改良等について、事業化に向けて交差点改良という形で取り組んでいくということですが、今回の補正では上がってないように思います。この交差点改良事業について、隅切り等に対する事業を興していくと伺ってますが、その辺についての考え方を再度、お伺いをしたいと思います。

それから、社会教育の青少年の家の問題ですけど、臨時職員という形ですが、例の森林浴コースのための1人増員の形だと思います。条例の運用等で前段、いろいろ議論がありましたが、それはそれとして、森林浴コースそのものを今後、社会教育という形で管理運営をしていく状況であるならば、ここに人件費は入ってますが、社会教育施設としての森林浴コースをどのような形で管理運営がされていくのか、予算措置が全然なされておりません。それがまたや社会教育が持った遺跡公園等の結果にならないよう、あえてその辺のところをお伺いをしておきたいと思います。

以上、3点です。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁願います。
- 児童福祉課長（橋本敏雄君） 和泉保育園の整備事業に関します数点の御質問に対しまして、児童福祉課橋本よりお答えいたします。

まず、1点目の定数の問題でございますが、現行和泉保育園の定員は90名でございます。2歳児から5歳児までを措置いたしてございます。改築計画におきましては、ゼロ歳児から5歳児までを措置予定をいたしております。

また、当保育園の周辺には、御指摘のとおり府営住宅の建て替え、マンション等の建設もございますので、要措置児童数の社会的増加も想定されると考えてございます。それ故定数につきましては、現行90名を120名の定員ということで考えてございます。

次に、2点目の建物構造の御質問でございますが、当保育園用地は、長方形の土地でございますので、敷地の間口前面が、光明池土地改良区が管理する幹線水路に隣接してございます。当保育園施設が国、府の最低基準をクリアするためには、どうしても2階建ての建物でかつその建物が水路にまで近づいて建設しなければならないという中で、水路の擁壁が2階建ての重量に耐えるかどうか不確定の要素もありますので、地質調査等の結果を待って構造物の決定をしなければならない状況にあります。現時点においては、建築課の方と建物構造につきましていろいろと結果を想定しながら検討中でございます。

また、保育園の前の公園につきましては、今後、府の方に働きを掛けていきたい、このように考えてございます。

もう1点目の工事期間中の保育でございますが、これにつきましては、一応、基本的には、

ひまわり保育園での合同保育を考えておりますが、当保育園の周辺には、幼稚園、小学校等の公共施設もございますので、関係機関と相談の上決めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 道路課長（関 和直君） 阪和東側2号線ほか3件につきまして、道路課よりお答えいたします。

御指摘の阪和東側2号線につきましては、おかげさまをもちまして現在、府道泉大津美原線から泉大津の市道、警察前の下がりの道でございますが、その区間につきましては、JRの1筆ほか1件を残す用地買収となっております。それから、泉大津美原線から信太山駅前の区間につきましては、6筆と物件補償が3件残る状況であります。

工事につきましては、平成5年度から既に工事を進めてまいっております。これに伴います地下埋設物等につきましては、公共下水道、ガス、水道等について、本年度道路工事をする区間につきましては、それぞれ占用物が入る状況となっております。

2点目の池上下宮線の事業の件でございますが、池上下宮線につきましては、大阪府の方で事業の取り組みをしていただいております。特に交差点の取り扱いでございますが、JR側から行きますと、阪和東側1号線の交差につきましては立体交差となりますので、道路状況は現状と変わらない状況になります。それから、山側に行きまして、大阪和泉泉南線につきましても立体交差でございます。もう1つ山側になります地区内5号線との交差部分でございますが、府の現在の計画では、一応、立体交差がちょうど解消される部分になりますので、その部分でT型交差を考えている状況でございます。それから、さらに山側の交差となりますと、市道舞伯太府中線につきましては平面交差。あとその上の大阪岸和田南海線との交差、この区間が今回、大阪府で事業認可を取って整備をする区間でございます。

ただ、先ほど御指摘の部分では、環境改善区域側からの道路整備は、環境改善整備事業に伴いまして道路整備がほぼなされております。ただ、伯太側の取り付けは、地形的にも非常に高低差のある区間でございます。池上下宮線の縦断計画につきましては、かなり勾配もきつく、地形に原道タッチができるところが限られており、その面から計画するところでは、現在、府と市との間で協議をさせていただいております地区内2号線の延伸部分で伯太側からの接続可能な拡幅をしてまいりたいと思っております。

大阪府さんの事業として取り扱いをしていただきたい御要望申し上げておりますが、事業の性格上、なかなか採択していただけるような状況下ではないと思っております。ただ、今後とも強く要望しながらできるだけ伯太側からのスムーズな交差点接続をしてまいりたいと考えて

あります。それから、3点目の交差点改良でございますが、これは伯太桑原線のことでしょうか。

○ 19番（穴瀬克己君） 細街区に対する交差点改良事業という形で取り組んでいきます、という部分が前の議会でありましたので、今回、補正されるように思ったが補正されてないので、お伺いをしたのです。

○ 道路課長（関 和直君） 新規事業として市内の市道と府道、また、それぞれの公道の交差につきましては、前回の議会で御質問がございましたように、非常に狭くて見通しの悪い交差点が市内各地に見られるところでございます。その点につきましては、何とか市の内規として取り扱いがスムーズにできるよう協議をさせていただきまして、一応、市の内規としては、一定の基準をつくることができた状況でございます。

ただ、事業の実施といったしましては、当面、該当する事業がございませんので、できれば、新年度から新しい市の方針として事業に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく御了解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 社会教育部次長（田丸勝之君） 続きまして、第3点目の青少年の家の補正予算をお願いする分につきまして、社会教育部田丸から御説明申し上げます。

このたび、青少年の家費で総額764万5,000円の補正をお願いしているわけでございますが、その内訳といたしましては、この10月24日のオープンの費用として201万6,000円、それ以外の562万9,000円につきましては、森林浴コース管理運営経費としてお願いしている分でございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 19番（穴瀬克己君） 最初の保育園の建て替えでございますが、いよいよこれから設計委託に入るわけでございますので、現状の保育所のいろんな諸条件の中で1m以上の落差がある進入路についても、府営住宅の建て替えに伴っていればいいわけですが、その間、まだ2年ほどかかるかと思います。今後、どのように取り付けたらいいかわかりませんけれども、この水路全体を暗渠にしていただいて児童の安全を確保するとともに、道路との取り付けの技術的な研究をしていただきたい。

また、建物そのものにしてもすぐに建て替わるわけでございまして、5階建ての住宅ができるわけでございます。その形の中では、周辺との調和の取れた設計について御検討願いたいと思います。

それから、どうせ建て替えるのですから、ゼロ歳児にも適応した120で取り扱っていただけ

るというようにお伺いをいたしましたので、期待をしているところです。新しく建て替える形の中で、保育事業の充実を目指した形で取り組むよう要望しておきます。

それから、東側線の方は、自衛隊下がりの線の南側については、今の御答弁では、買収は1筆残っているということですが、長年の事業でございますので何とか精力的な取り組みをお願いし、和泉府中上がりまで1日も早い開通をお願いしたいわけでございます。

それとともに今、地下埋設物の工事をしていただいてますが、特に雨水管の埋設工事工事ですが、防城川からと、もう1つは、ちょうど泉大津で途切れている、昔は池上の池まで届いていた水路が途中で切れてしまっている水路がありますが、こういった形も全部そこに取らなければいつまでたっても解消しない。また、府営住宅に至るまでの浸水対策としてもぜひとも急がなければならない。この東側線に埋設する雨水管を期待をしながら待っているわけですが、その対策が講じられずに事業の進捗を待っているのが現状でございます。1日も早い推進をお願いしたいと思います。

それから、東側2号線が開通した折には、東側2号線から府営住宅に上がってくる防衛庁が今、周辺整備事業を行っている道路に接続する計画があるのかどうか。それについてもお聞かせ願いたいと思います。

それから、池下線に接続する交差点の改良は、ほぼ今までお伺いをしてきたとおりだと思います。特に旧来の道路との接続は、池下線じゃなく池下線の側道との接続道路について、池下線より南側が何ら手立てがされていない。片方の北側は改良事業で手立てをしている。この点は、以前から指摘をしておりますが、府で取り上げていただければそれに越したことはないのですが、市単独事業としての取り組みを明確にしていただきなければならない。府で取り上げていただけない形の中でこの道路整備を放置することは、あってはならないと思っているわけです。そういう点での考え方を聞かせていただきたいと思います。

それから、従来の道路の交差点の改良事業について、隅切り事業などについて、新しい制度として導入しようということで新規事業で取り組みました。にもかかわらず、裏付けの財源が確保されていない現状です。それが事業として上がってこないのでなく、財源措置がされていないのが現状です。制度そのものを打ち出しながら、財源確保がされていないところに非常に問題があるかと思います。またまた、新年度から実施したい、という答弁です。こういった形の中では、平成5年度で新規事業として取り組みながら、それを推進することができないということに対する部長の考え方、取り組みの甘さについて指摘をするとところでございます。これについての見解を質したいと思います。

○ 道路課長（関 和直君） まず、東側2号線から自衛隊周辺整備の伯太桑原線という名称で

ございますが、その接続に関しましては、特に事業絡みの推進ということでは、今のところでは考えておりません。サントリー北側の公社用地、また、府営住宅等もございますので、こういう面整備に合わせまして、道路の一貫性を持たせるような行政指導をしてまいりたいと思っております。

それから、池下線に絡む南側からのアプローチ道路の整備の件で御指摘がありましたが、市単独の事業を導入して整備をしていくということにつきましても、道路網が非常に南側からはアクセスが少ないということもございますので、努力してまいりたいと思思いますけれども、住宅が建て込んでいる個所がほとんどでございます。その辺で地元の御理解をいただかれないことは、事業そのものが都計決定を行っている道路ではございませんので、こういった面についても今後、鋭意努力してまいりたいと思います。

それから、3点目の新規事業に対する姿勢の弱さという御指摘がございました。この点につきましても、新規事業に該当する事業がございましたら、補正等の要望もしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○ 19番（穴瀬克己君） 今の最後の問題からいきます。予算も組んでなくて何が新規事業ですか。それで、出してくれば補正をするなんて事業の取り扱いはない。もっと新しく事業に取り組むときには、きちんと万全の体制を持って取り組まないと推進なんかできない。交差点改良をしなければならないところはたくさんあるのに推進できないじゃないですか。予算も付けてないのにね。新規事業としての取り組みを上げたならそんなことは当然のことであって、今さら、補正をするなんて問題じゃありませんよ。もっと推進すべき要項等もきちんと整備すべきです。隅切り等もいろんな条件も付いてこようかと思います。市単独事業になろうかと思うますが、用地買収をするということになると、予算が伴わないと交渉にも行けないわけです。その面で取り組みの甘さを指摘をしておきます。きちんとした新しい体制、試みを楽しみにしておりましたが、何らこれの体制が前へ進んでいない形でございますので、この点についての取り組みをもっときちんと整備をしていただきたいと思います。

それから、特に担当課長が答弁していただきましたが、池下線との接続の問題です。片方は、改良事業できちんとてきております。道路幅員も歩道も取り付けてできます。逆に南側は、何ら対応せずしてそのまま池下線の工事を進めようとしております。こういった中で市のまちづくりの主体性はどこにありますか。府の事業だからと言い、片方は、改良事業で特別だからと接続している。旧来の道路との接続、生活環境そのものをこの道路を取り付けるときなぜ考えないのですか。府で採択できなければ、市の単独事業としてやらなくてはならない。それが

市の行政の方針ですか。道路事業は、補助事業でしかやらないというのはね。

それは担当の道路課に今まで何回も言つてきたが、一向に取り入れた形がなされていない。いまだに府へお願ひに行つてゐるだけです。接続を府に負わそうとしている。市が本当のまちづくりを考えるならば、当然、府の道路や市が決定した計画道路についても、接続等は当然考えたまちづくり構想がなければならぬ。財政的な計画もなければならぬ。特に同和地域の改善事業ということで、同和問題も絡んだ中でもっともっと地域格差を是正していかなければならぬ問題の道路であります。

校区問題でも「幻の道路」と言われ、何とかこの道路を中心とした校区の編成もされました。お互いの住民も協力し合つて差別をなくするため、校区編成もされてきました。しかし、逆に行政側が、この道路で寸断するような形のまま放置し、施策そのものが全然進められていないというのが現状ですよ。市単独事業ででもきちんとフォローしていかないと、和泉市行政の不公平が形であらわれてきますよ。

市長、この問題については、いいかげんな答弁では許されない。こんな形をつくり上げていくことによって、和泉市はますます同和問題も含めて不公平なまちづくりに、あえて市が好んでそのような施策を取り入れたまちづくりになってしまいます。一定の市長の考え方をきちんとした形で求めないと、このまま府が採択しなくて市単独ということになれば、私は、そのような形を認めるわけにはいきません。御答弁をお願いします。

○ 市長（池田忠雄君） 道路問題に関連しての穴瀬議員さんからの御質問でございます。決して市の単独事業はやらない、ということではございません。ただ、府道に関連しての取り付けあるいは環境改善に伴つての補助金の問題、そうした市の財政実態からいたしまして、何とか道路については府に面倒を見てもらうべき、あるいは補助を取り付けていきたいという基本的な考え方で進んでいます。それらがいけないから単独事業はできないということではございません。それらについても今後、十分整備をさせていただきたい、このように存じております。

○ 19番（穴瀬克己君） 口先だけの答弁では困ります。そういうような姿勢で取り組んでいるんやったら、それでは聞きましょう。池上下宮線から地区内2号線との接続、そこから伯太の方に入る線ですが、それが府の方で取り扱ってくれなかつたら市でやるという、その設計はできてますか。

○ 道路課長（関 和直君） 現在のところ、大阪府さんの方の池上下宮線の道路整備に伴います設計を組んでいただいてます。和泉市側からの測量等は、一切やっておりません。

○ 19番（穴瀬克己君） そう言うときながら何らやってないですよ。本当はこうしなければな

らないな、大阪府でできなかつたら、市単独でやらなくてはならない、という計画はおまへんよ。あつたら、言ひませんがな。池下線が府の施行でやられ、その側道との取り付けの形で大阪府の設計の分だけですよ。それに基づいて改良事業はちゃんとやってありますよ。

市長は、道路の事業で府や国から漏れた分は市単独でも行っていくという姿勢があれば、図面ができているわけでしょう。絵が書かれているわけじゃないですか。口先だけじゃないですか。ましてや、それだけのことを言いはるんなら、市単独の道路予算は、年々ちゃんと組まなければなりません。予算が組まれているのは、道路の改善や補修の分だけじゃないですか。新規の市単独で用地買収をして道路工事をしていくという部分は組まれてますか。ないじゃないですか。

市の財源が大変だからなかなかそうはいかない。何とか府に採択をしてもらって、その関連で交差点改良ができるだけ府にやってもらうということはわかりますよ。しかし、それでできなかつたら、まちづくりは放置したままである。そういう考え方はいけないと思います。こうした形の中では、和泉市の都市基盤の骨格である道路が、一步計画道路の中へ入ればずたずたじゃないですか。ましてや、今の2号線のところは平面交差をするというが、伯太の方の道路は3mぐらいしかないでしょう。あの地区内2号線は府道を入れて何ぼありますか。

○ 建設部長（奥村富彦君） 両サイドの歩道を入れて9mでございます。

○ 19番（穴瀬克己君） 片方は3倍の道路です。3mないかもしれません、側溝があるからね。そんな道路が、大きな池上下宮線と平面で交差するわけでしょう。片方は車が交差しない道路で、他方は歩道も付いた9m道路が接続してある。今、「市長が市単費でもやる」とおっしゃっているので、道路課がきちんと市長の意向を受けて取り組んでない、ということになりますよ。市長は、そういう事業はやる、と言うてるんやからね。まちづくりの都市基盤はきちんとやっていく、と言うてますからね。財源の手当もしてくれるんでしょうから。

この辺で中途半端にお茶を濁していたら道路ができ上がってしまうわけです。それこそ完全に市単独でやらなくてはならなくなる。今であれば、府と協議をしながら「和泉市はここまで受けに行きます」「府でここまでやっておくなはれ」という形で迎えにいくということなれば、うちの担当も府と協議がしやすいはずですわ。丸々持ってくれ、と言うから、府は乗ってこないのです。この辺について、まだ池下線の本道ができるのに、次々と側道の事業をちょろちょろやってますな。そんなことをしているから気になってしまふがいい。きちんとした考え方で前へ進めてくれるんやったら話はわかりますがね。

○ 建設部長（奥村富彦君） 御指摘、大変痛み入ります。先ほどから担当課長からも御答弁を申し上げておりますように、池上下宮線と市道の交差につきましては、全般的に府との協議を

進めてきたところでございます。その中で御指摘をいただいております地区内2号線との伯太の交差部分につきましては、今、ようやく池上下宮線の用地買収もそれなりに進捗をし、また、昨年度といっていた予定が、府の方でもJRから26までの間についても、本年度に入ってごく最近、事業認可が下りるという状況になってます。

いよいよ府の方でも、実際の道路形態をどうしていくか、という構造上の問題も含めまして構造をどうしていくか、接続をどうしていくかについて、今、具体的な協議に入ったところでございます。その中で担当の理事、課長が府の方へ、かなり厳しい形で市の要望を申し上げているところでございます。もちろん、以前から先生からそういう御指摘をいたしていることについては、われわれもよく承知をしておりますし、何としてもその辺のところは改善をしていかなければならないであろうということで取り組んでまいりますので、ひとつその辺は御理解を願いたいと思います。

- 19番（穴瀬克己君） 府との協議の中で、市がどのようなまちづくりをしていくか、幹線道路ができる中で市内道路との接続をどうしていくか、ということでは、和泉市はこのような道路をつくっていきたい、という形で計画を示し、「府で取り上げてくれる分はどこまで取り上げてくれますか、あとは市でやります」というものがないと、府との協議に臨めない。府との協議に臨んでいったのは、本当に交差点の隅切りだけなんです。何とか辛うじて車が交差できるようにしようか、荒っぽい論法では「一方通行にしてしまえ」という感じです。

いろいろと取り組み、悩んでくれ、報告をいただいてます。だけど、最終的には、最悪、市でこうやろう、というバックボーンがないから、府へ行っても詰められないと思う。交差点の改良からしか前へ進まない。少なくとも半分は市で迎え撃って、せめて交差点と言っていたやつをもう少し先まで府で持ってくれ、という話もできない状況だと思います。先ほど、課長が「計画するが、地主は協力してくれるかな」と言いましたが、そんな問題じゃない。まちづくりとしての絵をつくっていかないいけない。

まして、そんな大きな道路ができ、町を寸断するような状況です。まして、同和問題が絡んだ周辺地域整備の整合性について、いろいろと問題が起こっている中であります。部長さんから「市側の考え方をしっかり持って進めていく」という答弁がありましたが、こうした財源的な裏付けがないと、部長さんでもそう簡単に府との交渉はできないと思います。市長の言う形で本当に進める考え方があるならば、財源的な裏付けを持って原課に示していただきたいと思います。これは強く要望しておきます。池上下宮線はまだ先まで通りません。岸和田南海線から第2阪和まで開通するのはまだ数年かかります。かなり長い期間がかかるので、あえて今、声を大きくして言うてるんです。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、横山の森林浴コースの管理費に 500万円ぐらい回っているように答弁をいただきましたが、この 500万円の内訳を教えてください。

○ 社会教育部次長（田丸勝之君） 需要費関係で消耗品34万 5,000円、役務費 3万円、委託料 141万円、原材料費10万円、備品購入費200万円それぞれ要求しております。

○ 19番（穴瀬克己君） そうすると、一番心配するのは、4億 6,000万円をかけて立派な森林浴コースをつくっていただいた。条例の運営上はいろいろ問題があろうかと思いますが、これが和泉市民、他市の方々に売り物のローラーや自然を満喫していただき、本当に青少年の健全な育成を図るような運営に役立っていただける、どんどん入れ替わり来ていただける形で整備をしていただきたい。

今まで社会教育が管理をしているやつの中で、見事な管理をしたものはお目にかかったことがないで非常に心配しています。例の観音寺遺跡もそうです。黄金塚などいろいろありますが、そういった管理状況を見れば、本当に社会教育の一環として現場に行っていただかなければならぬのに、鎖が張ってあって入れないとか、草ぼうぼうやとか、実際、お粗末な状況にあります。

最初は、4億円も5億円もかけたところやからそんなことにはならないと思いますが、きちんとした管理をしていかなければならない。広大な用地ですので、よけい経費がかかるやろうと思います。こういった手立てがきちんと予算に計上され、簡単に公園に管理委託をするとかの形で処理されてもらったら困ります。年に1回や2回、草だけ取りに来ただけではいい管理ができない。ましてや、こんなものは1人でできない。その意味では、きちんとした管理運営をしていただくことを強く指摘をし、要望もしておきます。

それから、このバックは、金剛生駒国定公園の中にあります。青少年の家もそうですが、本当に自然に恵まれた中で活用していただくためには、青少年の家とのドッキングも含め取り組んでいらっしゃると思います。

これは前から言うてますが、青少年の家も相当なカネをかけてやり直しました。そして、森林コースも4億～5億もかけました。しかし進入路は、あの槇尾山口のところしかなく、しかも、狭隘でございます。これだけ大きなカネをかけて青少年の家と今回の森林浴コースをつくりましたが、なぜそのときに自然に入り口の道路の拡幅が問題にならなかったのか。「あそこは拡幅しなければならない」という意識にならないのか。前から指摘をしてますが、計画すら立てていないと思います。施設を預かる教育委員会としては、あの道を拡幅したいという気持ちにはならないのですか。

○ 管理部長（稲田順三君） 稲田からお答え申し上げます。

この道路問題の拡幅につきましては、かねがね穴瀬議員さんから御指摘をされているとおりであります。われわれとしても、当然、この拡幅については行いたいと思ってますが、ただ1つ考えられますのは、大阪外環状線が横山地区にできたということで、今後、ますます発展していくことが予想されます。その中におきまして、どういう形でこの事業を進めていくかにつきましては、非常に難しい問題もございますが、やはりプロジェクトの問題も含めまして長期的なプランが必要であろうと考えます。

確かに御指摘のように教育委員会サイドとしては、あの道路拡幅のマスターplanはございませんけれども、いろいろ他のプロジェクトも張り付き、調査研究もされております。そういうものも絡ませながら、具体的な取り組みをしていくべきだという考え方を持っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

- 19番（穴瀬克己君） 最初は、1億円のふるさと創生論からスタートし、槇尾山の森林浴コースとして白羽の矢が立ったわけです。だけど、ある補助事業1つをやるという感じのところ方が、今までからずっと持っているという感じがするわけです。それと関連してその施設をいかに活用していくか。活用するためには、道路などの諸問題にどう取り組むのか、という単独母市で考えなければならない問題がたくさんあります。

だけど、補助の付くやつだけをずばっずばっとやるだけです。だから、1つも利用者の側に立っていない。要するに予算を消化するだけに終わってしまっている。ここにそういうものができれば、進入路を整備しなければならない、というのはだれしもが考えることです。それは市でやらないかんが、「ゼニがないから論外や」となってしまう。だから、幾らいいものであっても利用していただけないというのが現実です。

話はあちこち飛びますが、岸和田南海線が、岸和田の方から府中の市民病院のところまで完成了。しかし、そこから旧町に入る道路は1つも整備されてない。それこそ、和気のところの信号などは、いびつになったままで放置されています。うちで取り組むやつは1つもやらない。これが一貫した姿勢です。幾らまちづくり、住み良いまちづくり、暮らし良いまちづくりという掛け声だけです。本当にそうなんですよ。

その辺、選択の時代に入ったと思います。和泉市の全体予算の中で皆やりたいことをやっていたらできません。だけど、今、何をやらなければならないか、ということについては、皆さん方のえらい頭で選択してもらわなければならない。これから和泉市が20万都市を目指し、阪南9市の中の人口的にリーダーとなっていくような市なんです。それが和泉市の中へ入って道路を見たらどうですか。私は、高石や岸和田や堺市を初め阪南9市へ行きますが、新しい道路ができれば、それを迎え撃って町の整備をどんどんします。なぜ和泉市はできないのか。い

つも道路でも都市基盤の充実のために総合計画的なものとしてやってます、と言いますが、現実に叶ってこない。

現状の予算の中では、道路課もできないのは十分承知しています。まちづくりの観点から考えて、本当に和泉市の予算の配分も大きくメスを入れていただき、本当にまちづくりのための緊急課題は何か、ということも含めて予算の骨格から見詰め直してもらわなければならない考えます。

叫んでばかりで終わったら格好がつかんので市長、これは1部署だけで言うても話にならないので、答弁を願います。

○ 市長（池田忠雄君） 都市基盤の整備のおくれは、われわれも痛感をいたしております。これからとの和泉市の発展の根幹は、御指摘のように道路でありまして、その辺に力を入れていきたいという方針は、われわれ自身が固めています。具体化の問題については、御指摘のように今後、それぞれの選択の問題であります。あちこちございますが、どこから先にやっていくか、その辺の取り組みについては、これから意を用いて前進を図ってまいりたい、このように決意をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 19番（穴瀬克己君） 本気にやっておくなはれ。この13号線から粉河線までの第2阪和の問題など何ぼでもあります。どこの道路の優先順位とかの話ではなく、和泉市の都市基盤整備のためには、和泉市財政全体を見直さなければ、道路だけでやりくりしても同じことですよ。民生を少しストップさせるのか、建設土木を少しストップさせるのか、どこをどれだけ削るのか、これは皆さん方の英知を絞っていただきたい。今、まちづくりのための一一番大事な問題の部分について、これも大事な1つのポジションだと思いますし、その意味から今までの腹にとらわれず、新しい本当の意味で住み良い、暮らし良いまちづくり、住んで良かった和泉と十数年来叫んでこられました。その実現に向けて具体的な形で予算配分ができるよう御努力願いたい。以上です。

○ 議長（竹下義章君） 他にございませんか。

○ 3番（若浜記久男君） 長時間、延々とやられましたが、私は、短時間で終わりたいと思います。

1つは、財産区財産の売り払い 4,500万円計上されてますが、これはどこの部分か、ということと、もう1つは、和泉中央線のトリヴェールとの接続の部分に池があります。当然、これは財産区財産だと思うんですが、10日ほど前、この測量が恐らく公団のサイドでやられていたと思います。これらの全体構想について、道路の部分だけを埋めるのか、全体を埋めてしまうのか、その辺の内容の御説明をお願いしたい。

それから、中央線から黒鳥観音寺線の供用が開始され、便利になったというか、弥生町近隣から芦部小学校に通う既存の道路の交通が非常に緩和されたということで非常に喜んでいるわけです。その新しく供用が開始された黒観線と、あれは国道だと思うわけですが、粉河線と接続している部分の交差点、あれは「ベスト1」と言うのか、その交差点の交通事情が非常に悪化しておる。特に右折の部分については、信号待ちを和泉府中の阪和線みたいに何回も何回も待たなくてはいかん。こういう状況が生じておるわけです。私どもの方にも、地元の議員ということで相当の苦情が出てきておるわけです。

その面で狭い粉河線、これは国道何号線と言うのかわかりませんが、その拡幅ができないのかどうか。できなければ、右折の矢印の信号に変えてもらえるのかどうか、その辺の問題と、あるいは車の通行量の調査等がなされたのかどうか。その辺について、わかれればお示し願いたいと思います。

以上です。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁願います。
- 総務部次長（池辺 功君） 財産区財産売り払い 4,500万円の明細でございますが、尾井財産区財産でございまして、ため池1,632m²（494坪）でございまして、平成5年8月30日、一般競争入札より売却しております。落札価格が4,500万5,000円でございます。
- 議長（竹下義章君） 次。
- 道路課長（関 和直君） 2点目の和泉中央線のトリヴェール和泉に接続の部分の池でございますが、フノコ池という池でございます。現在、箕形の水利関係と調整を行っておりまして、今、一定の測量を行っております。

池の構造としましては、中央線の部分は全部埋めてしまう予定をしております。それに伴いまして槇尾川の方の残地部分につきましても、合わせて埋め立ててしまう予定をしております。この事業についても、全部公団さんの方で事業をしていただくことになっております。

それから、2点目の黒鳥観音寺線と国道480号の交差点部分での交通混雑の問題でござります。私もむしろ現状の交通混雑は緩和されたように思っておりましたが、国道480号側の右折につきましては、山側、海側もできるようになっております。黒観線側からの右折ということになろうかと思いますが、右折がたまるために直進もできないということでございます。これは都計決定をして8mの幅で買収をしておりますので、状況をもう少し掌握し、改良できる状況でありましたら努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

- 3番（若浜記久男君） この4,500万円は、山荘のため池の入札の分ですね。これは黒鳥の分と2件が公募されたと思います。

- 総務部次長（池辺 功君） 黒鳥は、不調に終わりました。
- 3番（若浜記久男君） これに応募されたのは、何社ありましたか。
- 総務部次長（池辺 功君） 4社でございます。
- 3番（若浜記久男君） これは個人ではなく、企業ですな。
- 総務部次長（池辺 功君） 1名は個人です。
- 3番（若浜記久男君） 黒鳥の部分について公売されたにもかかわらず、1件も入札の参加者がなかったということの原因は、道路がない、ということではないかと思いますが、その辺の見解はどのようにお持ちでしょうか。
- 総務部次長（池辺 功君） 黒鳥は3件が入札に参加しましたが、予定価格に達しなくて不調に終わったということでございます。
- 3番（若浜記久男君） 3件の応募があったが、入札の価格が一番下のところまで届かなかつたということですか。
- 総務部次長（池辺 功君） そうです。
- 3番（若浜記久男君） この間、公定地価表示額というのが出されましたが、その部分が、一定の限定価格というように線引きをされていたんでしょうか、どうでしょうか。
- 総務部次長（池辺 功君） すみません、もう一度……。
- 3番（若浜記久男君） そうしたら、これはもう結構です。これは私どもが見た限り、あるいは聞く限りでは、非常に道路の部分が入りにくいとかいう不便さがあって一定の金額に達しなかったんではないか、という解釈をしているんです。そういう面で道路を整備をしてやる中の売却ということは考えられないのかどうか。この1点だけ御答弁を願います。
- 総務部次長（池辺 功君） 今、財産区財産におきましては、最終的には、知事の認可が必要とされるわけです。したがって、事前協議ということで府の方と協議をいたしましたところ、この物件については全くの袋地でございまして、道路がないわけでございます。そこで、府の方に事前に隣接地主さんに随意契約で売る方が有利やと判断する、ということで協議に入ったところ、今は袋地ですが、道を付けようと思えば民地を買収すれば付けられるが、随意契約も無理、ということでまいったわけでございます。鑑定評価もいただきましたが、最高落札価格が予定価格よりも大分低かったと思います。
- 3番（若浜記久男君） これは「広報いづみ」で一般市民に対して公募された件ですが、取り付け道路がないということで入れない。当然、普通の人がその金額で買ったとしても、道路の取り付け部分を買おうと思っても、3倍とか4倍とか言うてますから、買えない状況にあります。特に近隣の隣接した方が売ってくれるかどうかもわからない。そのため公売されても余

り意味がない。道路を取り付けるやさしさも含めて考えていただき公売していただけたら、と私は思います。今後、また公売されると思いますので、その部分も検討していただきたいと思います。

次に、弥生町のフノコ池につきましては、中央線が真ん中を走り、その反対側だけを埋める、という御答弁だったと思います。その部分については、当然、公団に売却するとなるわけですね。道路の部分は、市単独の道路となるわけですね。その辺、ちょっと説明していただけませんか。

- 道路課長（関 和直君） 公団で中央線の事業はしていただきますが、埋め立てに伴います財産区財産の部分はそのまま形状が変わるだけ、と公団さんの方からお聞きをしております。買収しますのは、道路の構造に必要な真ん中の部分を買収させていただき、残りますところは、財産区財産のままでということです。
- 3番（若浜記久男君） ということは、道路は市道の中央線、埋めた部分は財産区財産のままの空き地ということですか。半分を埋めた場合、どういう全体構想をお持ちなのか。ただ、空き地だけで何も使わないのか。
- 道路課長（関 和直君） 財産区財産の管理に係る問題でありますし、私どもは、道路の形態の部分についてはお聞きをしておりますが、残地の利用形態については、地元でおっしゃっている内容はまだ聞き及んでおりませんので、御答弁を申し上げかねます。
- 3番（若浜記久男君） そしたら、総務の方で話ができるのかな。
- 総務部次長（池辺 功君） 総務の方でも、どのように利用するかという計画は、地元から聞いておりません。
- 3番（若浜記久男君） 市長、せっかく財産区財産ということで道路ができるが、半分を埋めてしまう。そのまま空き地ということですが、草も生えるだろうと思います。これは市の方から指導をしながら、箕形の水利権者との話し合いができるんじゃないでしょうか。例えば老人のゲートボールに利用させるとか、あるいは公園的な面で使えると思うますが、その辺の見解は考えられないでしょうか。
- 市長（池田忠雄君） その池の道路分についてのことは、今、お答えしたとおりでござります。残余の財産区財産でございますが、市のものではございません。名義は、市長になってますが、実質的な所有は地元でございます。そことの協議によって財産区財産の処理はさせていただいております。その面での箕形町からの協議はございませんので、今後の1つの課題にさせていただきたいと思います。
- 3番（若浜記久男君） それでは、私の方から提案というかお願いをしたいと思います。

今、弥生町の高齢者の皆さんも、生涯スポーツとしてのゲートボールが盛んです。私たちの企業が持っている空地を提供しながら楽しんでいただいてます。弥生町全体が広うございますので、あの部分を高齢者福祉のために利用を図っていただくならば、という声も出てきております。埋め立ててしまってそのまま財産区財産で何も使わない。あるいは財産区財産の売り払いまた家が建っていくのかわかりませんが、その意味でも、高齢者福祉なり、あるいは他の分野での福祉行政の形で利用を図っていただくよう箕形の水利権者の皆様方と御相談を申し上げながら、ぜひそういう方向で実現を図っていただきたいと要望する次第でございます。

関さんはあの道路は通りませんか。役所に来るときはどの道を通るんですか。

- 道路課長（関 和直君） 私も通勤経路になってます。
- 3番（若浜記久男君） 道路交通が緩和されたという認識なんですが、東から西に下がる分は、昼間も混雑して通れません。今、南北の黒観線も中央線側から入ったら東の方に入れない。何回も信号を待たなくてはいかんという状況が現実にあります。道路の拡張については厳しい面があろうかと思いますが、ぜひとも信号を矢印の付いた形ができるんじゃないかと考えます。交通公害の方で認識されているのかどうか、御答弁いただけませんか。
- 産業部次長（大塚俊昭君） 大塚でございます。今の信号の混雑の問題については、残念ながら、交通公害課としては存じ上げておりません。先ほど、道路課長がお答え申し上げましたように、ともどもに現地に参りまして関係機関と相談を申し上げ、改善に努力したいと考えております。
- 3番（若浜記久男君） そういう事情がありますので、私も市民の方から問い合わせや要望をいただく中で、何回か現地に立って実情を見てきております。これは間違いない事実でございますので、対応をよろしくお願ひいたします。終わります。
- 議長（竹下義章君） 他にございませんか。簡単にお願いします。
- 18番（赤阪和見君） 簡単にやります。
68ページの宮ノ上公園ですが、この工事委託料の追加が出てますが、どういう状態になっているのか。
それから、青少年の家の分ですが、何名の方を臨時職員として雇い、どのような仕事をするのか。
それから、し尿及び塵芥処理ですが、し尿で幾ら、塵芥で幾ら、というのを出してください。
それから、泉州国際市民マラソン実行委員会負担金 100万円は、今、千喜利マラソンを泉州9市でやるということで、内容的にいろいろと各市で問題になっています。ボランティアの出し方とか、主体は9市となってますが、一体、和泉市が 100万円を出してどこまでの方向性を

取っていくのか、その点の自信のほどをお願いします。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁を願います。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 宮ノ上公園について、公園課山下の方からお答え申し上げます。

この公園は、平成5年から3カ年間の事業計画でございます。この公園の施行に関しましては、9月に事業認可を申請いたしまして、近日中に事業認可が下りるということでございます。この公園の整備に関しましては、住宅都市・整備公団に委託する運びと考えております、これも近日中に契約をする予定でございます。

また、この2,000万円の追加でございますが、当初予算では、補助対象限度額が1億円という内容でございましたが、今回、追加要望いたしましたところ、2,000万円の要望が叶いました。国の方から補助金として1,000万円、合計6,000万円が国から補助金として下りてくるわけでございます。そして、事業認可後住宅公団と委託契約を結びまして、11月上旬から中旬ごろに工事発注になろうかと思います。そのような状況でございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 社会教育部次長（田丸勝之君） 青少年の家関係につきまして、田丸から御説明申し上げます。

臨時職員については、2名を予定しております。主な仕事の内容につきましては、この施設はだれもが自由に利用できるものであり、特に制約は設けておりませんので、主としてコース全体の美化保全業務に従事するものであります。

委託料の内訳ですが、塵芥処理委託料として5万円、し尿処理委託料として136万円の計上でお願いしているものでございます。よろしくお願ひいたします。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 社会体育課長（田仲隆道君） 泉州国際マラソンについて、社会体育の田仲からお答え申し上げます。

関西国際空港開港を記念しての今回の市民マラソンとなっております。主催は、泉州国際市民マラソン実行委員会でございます。

それと、千喜利マラソンとの関係でございますが、これは岸和田さんが主に行っていたマラソンでございますが、今回、泉州国際空港開港記念といたしまして、泉州の9市4町が共催して大々的にイベントとして行うものであります。

また、和泉市の方向性でございますが、参加者及びそういう方々については、パンフレット

等で泉州各市を紹介したい、かように存じております。
以上でございます。

- 18番（赤阪和見君） 宮ノ上公園については、今、ああいう形で桃山大学がやってますが、何か事業者が委託するにしても、今、あの市道を桃山が使っているわけです。その点で工事の増幅とかいろんな形で問題点が出るので、今、やっているところへ委託していくことがあっては困ると思います。市の主体性を持っていくべき問題であると思いますので、しっかり市が主体性を持ってこの工事に取り組んでいただきたいと思います。

それから、臨時職員の件でありますけれども、清掃関係ということで2人の人が働いていたことは、非常にいいことだと思います。その点では、このようなコースにごみ箱の設置などは、非常にやばなものだと思います。その2人の人が整理をされるわけですが、ごみは持ち帰りましょう、もしくは下の青少年の家のところで焼却処分にしてもらうことで何ら塵芥処理をする必要がないとも考えます。

ですから、公園に本当にごみ箱がいいのか悪いのかという問題もあります。これは基本的な問題です。その点を考えてもっとこのコースが自分らのものだという実感が湧き、きれいにしなければならないという喚起をしていくのが、これを公園ではなくして、教育委員会に委ねた理由でもあると思います。その点もよく考えていただきたい。

それから、136万円のし尿処理の分ですが、これは単独処理、合併処理もしくはコップ一杯とか、これはどういう形ですか。

- 社会教育部次長（田丸勝之君） お答え申し上げます。

簡易水洗式ということでコップ一杯の水で処理できるものです。

- 18番（赤阪和見君） わかりました。もし、このごみを取りに行くとなった場合、車が上がるのですか。し尿処理の場合は、上がる管理用の道路があるんですね。ごみの分も上がるのか上がらないのか。

- 社会教育部次長（田丸勝之君） お答え申し上げます。

基本的には、上まで上がらないということで考えております。

- 18番（赤阪和見君） ごみの関係については、やはり利用していただく市民の人たちにも考えていただきたいと思います。

最後に、泉州国際市民マラソンについては、先ほど言いましたように千喜利マラソンがこのような形になったということですが、マラソンの運営というものは、ボランティアの人たちの協力があってこそ初めて成功するわけです。

やはり和泉市を泉州の中でどのような位置に置くのか、和泉市民がこれにどのようにかかわ

っていくのか、そして、和泉市もそれに参加をしていくという実感を覚えるような状態を考えていただかなければなりません。ただ 100万円を出した、そこに和泉市を紹介する文書が載ったというだけでは、実も蓋もない話になりますので、その点はよろしくお願ひします。

○ 議長（竹下義章君） 他にございませんか。

○ 22番（西口秀光君） 1点だけです。

道路課にお聞きしますが、今日、桃山大学の負担金の話が全員協議会でありましたが、1,000人ほど下宿寮に入られるということです。大体、6,000人ぐらいの学生が来るとお聞きしていますが、和泉中央駅から歩いて通う学生はさほど問題はないと思いますが、和泉府中駅から桃山大学に通う学生については、道路課としては、何人ぐらいとつかんでおられるか知りませんが、当然、タクシーではなくバスとなると思います。このバスの問題については、バス会社なりその辺と話をした上で、道路課として万全の体制ができているのかどうか。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁願います。

○ 産業部次長（大塚俊昭君） 道路課というお話をございましたが、前段のバスの問題も含め南海バスとの窓口を担当する交通公害課よりお答え申し上げます。

御存じのように平成7年4月から中央駅が供用開始をされるということでございます。これについては、当然、いろんな交通ルートが考えられると思いますが、その中の1つとしてバスのルートが考えられるべきであるということで、現在、南海バスの方ともこれから折衝すべく話をかけているところでございます。当然、南海バスに運営をお願いすることになるということを前提といたしまして、既に南海バスの方では、それなりの考え方を持っているように聞いております。

しかしながら、市全体の交通網を考える中では、1つの交通公害課だけでは荷が重うございます。したがいまして、今後、関係各課とも協議をし、1つの市民の交通の足として将来を見た上での考え方を出していただくよう、これから協議をさせていただきたいと考えてございます。

○ 22番（西口秀光君） くれぐれもしっかり検討していただくよう、よろしくお願ひしておきます。

○ 議長（竹下義章君） 他に。簡単に願います。

○ 17番（須藤洋之進君） 時間も大変押し詰まっておりますので、若干、疑問に思いましたので、簡単に2点だけ質問をさせていただきます。

先ほど、青少年の家の件で臨時職員2名ということで174万4,000円を計上されております。仕事の内訳は、この2名がごみ等の清掃に従事するということですが、その方の勤務時間を教

えてくれますか。人間が命を守るために、それが何よりも大事なことは何ですか。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁願います。
- 社会教育部次長（田丸勝之君） お答え申し上げます。 基本的には、9時から5時までとあります。
- 17番（須藤洋之進君） それでは、本論に入るんですが、65ページの児童福祉費の保育管理費で産休代替臨時保母等賃金追加として5,536万1,000円がこれから半年で計上されてますが、これに該当する和泉市の保母さんは何人いらっしゃいますか。
- 児童福祉課長（橋本敏雄君） 正規の措置職員は、常時、栄養士も含めまして370名程度でございます。そのうち保母さんが220～230名でございます。
- 17番（須藤洋之進君） 青少年の家の賃金と比べましたら、大体1人平均85万円前後で9時から5時までです。これをこの5,500万円に当てはめてみたら、63～64名になるんじやないかと思いますが、それぐらい多くの方が、この半年の間におなかが大きくなつて休まれるんですか。
- 児童福祉課長（橋本敏雄君） 補正予算の中では「産休代替臨時保母等」と書いてございますが、内容的には、産休の代替職員並びに育児休業の代替職員その他病休、看護休業、週休2日制に伴います代替職員その他障害児加配等の代替職員、また、途中入所に対応する代替職員等も含まれてございます。
- 17番（須藤洋之進君） 産休だけではないわけですね。
- 児童福祉課長（橋本敏雄君） そうです。
- 17番（須藤洋之進君） 余りにも金額が大きいし、何十人となりますのでね。半年でこれだけ追加するということは、最初の見通しが甘いのではないかと思います。
あともう1点、そのすぐ上に46号議案で乳幼児医療費助成の条例が出ましたが、460万円と440万円の国と一般財源のちょうど半分ずつですが、この数字の根拠について、どういうところから出てきたのか、わかりましたらお願ひしたい。アバウトではないと思いますのでね。
- 議長（竹下義章君） 答弁。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 老人障害福祉課金谷からお答えいたします。
この数字の根拠といたしましては、大阪府が各都道府県が実施をしている実績を見て計上したものを、人口割で本市に当てはめて算定したものでございます。本市の対象者が約1万人ということから、この数字を算出したものでございます。
- 17番（須藤洋之進君） これがベースになるということじゃなく、一度実績が出てから、来年度からこの数字の増減はある、ということですね。必ずしもこれが1つの予算にならない。

増えたら、予算も増えていくと解釈してよろしいですね。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） そうです。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第51号は原案どおり可決されました。



○ 議長（竹下義章君） 日程第4「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案第52号

平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成5年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,043,628千円とする。

2 歳入歳出予算の補正款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成5年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		369,500	110,000	479,500
	1. 国 庫 补 助 金	369,500	110,000	479,500
7. 市 債		1,801,600	134,100	1,935,700
	1. 市 債	1,801,600	134,100	1,935,700
歳 入 合 計		3,799,528	244,100	4,043,628

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 下 水 道 事 業 費		3,156,389	244,100	3,400,489
	2. 下 水 道 整 備 費	2,587,593	244,100	2,831,693
歳 出 合 計		3,799,528	244,100	4,043,628

第2表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	前			正			補			正			後				
	限	度	額	起債の方法	利	率	借入先	償	還	の	方	法	借入先	償	還	の	方
公共下水道整備事業	1,801,600			普通貸借 又は 証券発行	年8.0%	以内	政 府 銀 行 その 他	30年以内(内強置5年以内)ただし、市財政の都合により強置期間及び償還期限を短縮し 1,935,700 もしくは操上償還又は 低利に借換えること ができる。	普通貸借 又は 証券発行	年8.0%	以内	政 府 銀 行 その 他	30年以内(内強置5年以内)ただし、市財政の都合により強置期間及び償還期限を短縮し もしくは操上償還又は 低利に借換えること ができる。	30年以内(内強置5年以内)ただし、市財政の都合により強置期間及び償還期限を短縮し もしくは操上償還又は 低利に借換えること ができる。	30年以内(内強置5年以内)ただし、市財政の都合により強置期間及び償還期限を短縮し もしくは操上償還又は 低利に借換えること ができる。		

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程をいただきました議案第52号「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、内需拡大対策の補正としての国庫補助金増額に伴います公共下水道事業費の追加でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。73ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,362万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、地方債の限度額の変更でございまして、内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。77ページでございます。

下水道整備費といたしまして、2億4,410万円を計上いたしました。これは公共下水道整備事業費等の追加計上でございます。

これに充当いたします歳入予算でございますが、国庫補助金1億1,000万円、起債1億3,410万円を追加計上いたしました。

以上、簡単ではございますが、今回、御上程いたしました議案第52号「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第5「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案第53号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任するにつき、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成5年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

住 所

氏 名

生年月日

職 業

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第53号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員の定数は3名でございますが、このたび、松田量秀氏と田中善一郎氏のお2人が任期満了を迎えることに相なりました。松田量秀氏におかれましては、昭和62年以来2期目の6年間、また、田中善一郎氏におかれましては、平成2年以来1期目の3年間ではございますが、それぞれ豊富な知識と経験を生かし、昨今の目まぐるしい社会情勢、また、税環境の変化の中、職責を全うされております。今後におきましても、固定資産の評価に対する納税者の関心はますます高まることが予想され、固定資産評価審査委員会委員としましても、豊富な知識及び経験が重要な案件であることから、お2人とも引き続いてその任に当たっていただきたく、議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

松田量秀氏は、住所は、和泉市府中町3番5号。生年月日は、昭和3年6月21日生まれ、満65歳。職業は、日本肥料株式会社会長をなされておられます。

田中善一郎氏は、住所は、和泉市久井町244番地の6。生年月日は、昭和3年3月3日生まれ、満65歳。職業は、農業をなされておられます。

お2人の主な経歴は、参考資料のとおりであります。何とぞよろしく御審議をいただきまし

て、御同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明に代えさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君）お諮りいたします。本件を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第53号を原案どおり同意することに決しました。

ここで、ただいま御同意いただきました固定資産評価審査委員さんより本来ですとあいさつをいただきておりますが、昨日夕方まで待機願っておりましたが、本議案審議が本日になりました関係上、本日のごあいさつについては、私の方からひとまずお断り申し上げましたので、御了解を願います。

- 議長（竹下義章君）ここで、3時40分まで休憩をいたします。

（午後3時15分休憩）

（午後3時43分再開）

- 議長（竹下義章君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6「看護婦確保対策の充実を求める請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（事務局職員朗読）

請願第1号

看護婦確保対策の充実を求める請願

紹介議員

和泉市議会議員

天堀 博

猪尾伸子

看護婦確保対策の充実を求める請願

《請願趣旨》

平成4年6月、医療機関で働く看護婦等の労働条件を改善し、看護婦不足を解消することを目的にした『看護婦等の人材確保の促進に関する法律』が成立し、12月にはそれを具体化するための『基本指針』が告示されました。これは深刻な看護婦不足を「一刻も早く解消せよ」との国民的な要求を反映したものであり、法律・指針にもとづく看護婦確保対策の抜本的な強化が強く求

められています。

法律には看護婦確保に関する地方公共団体の責務も明記されており、看護婦確保のための具体的な施策と実行が早急に求められています。

私達は、その立場から『確保法』と『基本指針』、さらに国会決議や附帯決議等にもとづき、貴自治体が当面、次の施策を講じられることを強く要望致します。

《請願事項》

1. 市内の看護学生に対する修学資金制度を設けること。
2. 看護婦・準看護婦のいわゆる「お礼奉公」が廃止されるよう、関係医療機関・医療団体に対する行政指導を行うこと。
3. 自治体の責任ですべての就業看護婦を対象にした生涯教育・研修を実施すること。
4. 離職看護婦の再就職のための研修への補助金および再就職準備金制度を設けること。

平成5年10月4日

請願者（取扱団体）

大阪医療労働組合連合会

大阪市北区天神橋1-13-15

大阪グリーン会館3F

坂本重徳

和泉市議会議長

竹下義章殿

- 議長（竹下義章君） 請願の趣旨説明を願います。
- 25番（天堀博君） 25番・天堀です。紹介議員2人を代表して、私の方から趣旨説明をさせていただきます。

請願の趣旨は、ただいま朗読されたとおりであります。このように法律そのものが制定され、あるいは指針が出されております。あるいはまた、マスコミ等でも看護婦の不足あるいは看護婦の職場の深刻化等については、たびたび取り上げられているところでありますが、現実には、なかなかそれに対するいろんな施策や賃金、労働条件などが改善をされない状態が続いているのが現状であります。

その点から基本指針等にも述べられておりますが、各地方自治体におきましても行わなければならない施策があります。それらの4点についてお願いをするところでありますので、できましたら、所管の委員会等で十分審議をしていただき、ぜひ請願を採択していただきますよう

お願いをする次第であります。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件については、十分審査、検討の必要がありますので、所管の厚生病院委員会に付託し、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議ないものと認めます。よって、本請願を厚生病院委員会に付託することに決します。

委員の皆さんには、まことに御苦労ではございますが、よろしく御審査をお願いをいたします。

○ 議長（竹下義章君） 日程第7「義務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

平成5年10月4日

和泉市議会議長

竹 下 義 章 殿

提出者

和泉市議会議員	松 尾 孝 明
同	友 田 博 文
同	若 浜 記 久 夫
同	中 塚 新 治
同	柏 富 久 藏
同	須 藤 洋 之 進
同	穴 瀬 克 己
同	西 口 秀 光
同	天 堀 博

議務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書
標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第9号

議務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書

政府は、平成6年度予算編成にあたり、義務教育費国庫負担制度を抜本的に見直し、特に、学校事務職員・栄養職員の人事費を全面的に廃止することを検討している、と伝えられている。

義務教育費に対する国庫負担制度は、義務教育の水準の維持と均等化及び地方財政の安定のため、国が財源を保障するとの趣旨で設立されたものであり、この国庫負担を縮小することは、義務教育行政の円滑な推進に重要な影響をおよぼすものである。

さらに、国庫負担を前提として成り立っている都道府県費負担そのものが解消され、市町村費へと移行させられる可能性もある。

よって、本市議会は、政府に対し、学校事務職員・栄養職員について、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、すでに除外した教材費、旅費等については、早急に復元されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年10月5日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 7番（松尾孝明君） ただいま朗読されたとおりでありますので、議員各位の御賛同をよろしくお願ひいたします。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第9号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○ 議長（竹下義章君） 日程第8「MRSA施設内感染防止対策の強化に関する意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

平成5年10月4日

和泉市議会議長

竹 下 義 章 殿

提出者

和泉市議会議員 穴瀬克己

同 友田博文

同 若浜記久夫

同 田代一男

同 中塚新治

同 柏富久蔵

同 須藤洋之進

同 西口秀光

同 天堀博

MRSA施設内感染防止対策の強化に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

（別紙）

議員提出議案第10号

MRSA施設内感染防止対策の強化に関する意見書

現在、全国各地の病院、老人福祉施設等において、ほとんどの抗生物質が効かないMRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）による施設内感染が発生している。

これは、最近における抗生物質の長期・大量使用などによりMRSAが急増したことによるが、高齢者や手術後などで免疫機能が低下した患者が感染すると死亡する場合もあり、大きな社会問題となっている。

このような状況の中、厚生省は「施設内感染総合対策」を打ち出すとともに、施設の改善に対する補助事業を創設したところであるが、今後さらに対策を強化している必要がある。

よって、政府におかれでは、感染者の把握など実態を早急に調査し、全国の施設で有効な感染防止対策が講じられるよう徹底した指導を行うとともに、施設が実施する感染対策への財政的支援措置の充実を図るなどMR S A施設内感染防止対策をより一層強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年10月5日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局朗読のとおりであります。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第10号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第9「短期滞在外国人等に対する医療対策についての意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。
(事務局職員朗読)

平成5年10月4日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員	穴瀬克己
同	友田博文
同	若浜記久夫
同	田代一男

同　中　塚　新　治
同　柏　川　富　久　藏
同　須　藤　洋　之　進
同　西　口　秀　光
同　天　堀　一　博

短期滞在外国人等に対する医療対策についての意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第11号

短期滞在外国人等に対する医療対策についての意見書

最近、急病やけが等のため病院に緊急搬送される短期滞在外国人等が増えているが、こうした外国人は、多くの場合所持金が少ないのでなく社会保険にも加入できないため、治療費の未払いが増大しているのが現状である。

こうした中、未収金がかさみ経営が圧迫される病院も出ており、一般市民への診療の影響のみならず短期滞在外国人に対する診療拒否の多発が懸念されているところである。

もとより、不法滞在を安易に容認すべきでないが、人道上急病等の外国人を放置することが決して許されることではない。

よって、政府におかれては、短期滞在外国人等に対する医療対策の制度化を早急に進められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年10月5日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局朗読のとおりでありますので、議員各位の御賛同をよろしくお願ひいたします。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

…（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第11号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○ 議長（竹下義章君） 日程第10「地方分権の推進に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

平成5年10月4日

和泉市議会議長

竹 下 義 章 殿

提 出 者

和泉市議会議員 穴瀬 克己

同 友田 博文

同 若浜 記久夫

同 田代 一男

同 中塚 新治

同 柏 富久蔵

同 須藤 洋之進

同 西口 秀光

地方分権の推進に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

（別紙）

議員提出議案第12号

地方分権の推進に関する意見書

今日、國民が等しくゆとりと豊かさを実感できる社会を実現するために、住民に最も身近な行政組織である地方公共団体の果たす役割に、國民は強い期待を寄せている。

一方、人工をはじめとするさまざまな機能の東京への一極集中を排し、国土全体のバランスのとれた発展を図るために、中央集権的行政のあり方を是正する必要のあることは、もはや論を待たないところである。

このため、国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限委譲の推進、地方自主財源の充実・強化等、地方公共団体の自主性・自律性を高める施策を早期に実現することが、今や、国民の強く待望するところとなっている。

よって、国におかれでは、今後、地方分権を推進するために、必要な法制度の整備をはじめとする抜本的な施策を早急に講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年10月5日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局朗読のとおりでありますので、議員各位の御賛同をよろしくお願ひいたします。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 26番（原 重樹君） 26番・原でございます。この地方分権論議につきましては、わが党も地方自治の発展、民主的自治体建設のためには歓迎すべき現象とは思っております。しかし、自治体等からすれば、手放しでは喜べないという複雑な状況もありますので、一言、意見を申し上げておきたいと思います。

まず、地方分権論に中には、現在の地方自治制度を崩す道州制など地方制度の改編や改憲と結び付けた地方分権など、極めて問題の多いものあるいは主張も見られます。日本国憲法は、國民主権を地方自治の権利として具体化し、これを保障しております。しかしながら、臨調行革路線のもとで行われてきたことは、国庫補助負担金制度の一括カットや住民サービス切り捨ての地方行革の強制、財源保障なしの権限委譲、その一方で国の機関委任事務の増大など、住民への犠牲や負担の押し付け、あるいは地方自治の圧縮の方向ということです。そして今、福祉関係事務の財政保証なしの団体委任事務化、保育所措置制度の見直しなど、国の責任を回避し、その負担を地方自治体の責任に押し付ける動きも明らかになってきているわけあります。

こうした中で真の地方自治を打ち立てるためには、地方自治体の行財政権の拡充を目指すこと、さらには、地方自治の圧縮、住民犠牲の強制を止めさせることが、真の地方自治の推進にとって極めて重要であると考えております。

本意見書につきましては、賛成をする立場ではありますが、そこまで詳しく意見書の中には出ておりませんので、立場を明らかにしておきたいと思います。

以上です。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第12号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○ 議長（竹下義章君） 日程第11『「従軍慰安婦」問題の解決を求める意見書』を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

平成5年10月4日

和泉市議会議長

竹下 義章 殿

提出者

和泉市議会議員 上田 育子

同 友田 博文

同 田代 一男

同 中塚 新治

同 柏 富久蔵

同 須藤 洋之進

同 穴瀬 克己

同 西口 秀光

同 天堀 博

「従軍慰安婦」問題の解決を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第13号

「従軍慰安婦」問題の解決を求める意見書

1991年12月、韓国の元「従軍慰安婦」らが、日本政府に真相究明および謝罪と補償を求めて提訴して以来、この問題はアジア各国からの訴えに広がり、いまや国連人権委員会の大きな関心事となっている。

政府はこの8月、調査結果と談話を発表したが、そこでは、慰安婦の徵収、移送、管理が、軍の関与のもとに強制的に行なったことを認め多くの女性達の名誉と尊厳を深く傷付けたとして、謝罪と反省をした。

日本がアジアの人達との新しい関係をはかるため、戦争の過ちを反省し、いやしがたい心身の傷を受けた女性達の人権回復と共に何らかの責任を取るという国際的道義をはかることは、急務であり、半世紀近くも闇に放置されてきたこの問題に、一日も早い解決を願い、本市議会は次のことを強く要望する。

記

1. 被害者および遺族に対して、誠意をもって謝罪し、何らかの補償を行うこと、とりわけ被害者の多くは、老齢に達しているため特別の措置を急ぐこと。
 2. 引き続き、真相究明にあたり、その為に民間の歴史学者や研究団体等の協力を得て、調査活動を精力的に行なうこと。
 3. 過去の過ちを再び繰り返さないことを内外に表明すると共に、教科書のなかに真実を盛り込み、歴史館や資料館などに展示して、国民の教育と、後世の教訓とすること。
- 以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年10月5日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 5番（上田育子君） ただいま事務局朗読のとおりであります。従軍慰安婦は10万人とも20万人とも言われ、まだその実態は明らかにされていません。半世紀近くもこのような状態に置いてきたことを、私は国民の1人として本当に恥ずかしく思っております。議員皆さんの御賛同をよろしくお願ひいたします。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第13号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○ 議長（竹下義章君） ここで、暫時休憩をいたします。恐縮ですが、自席でそのままお待ち願いたいと思います。

（午後4時00分休憩）

（午後4時05分再開）

○ 副議長（木村静雄君） 大変お待たせいたしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいま竹下議長から議長の辞職願が提出されました。何分不慣れでございますが、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

この際、お諮りいたします。「議長辞職許可について」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、「議長辞職許可について」を日程に追加し、議題といたします。

追加日程表を配付させます。

（追加日程表配付）

議長辞職願を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

辞職願

私儀、今般都合により、議長を辞職いたしたく許可されるよう願います。

平成5年10月5日

和泉市議会議長

竹下義章

和泉市議会副議長

木村静雄殿

○ 副議長（木村静雄君） ただいまの朗読のとおり、竹下義章君の議長辞職を許可することに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、竹下義章君の議長辞職を許可することに決しました。

この際、竹下前議長のごあいさつをお願いいたします。

(議長退任あいさつ)

○ 16番（竹下義章君） 議長退任に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

昨年10月の改選後、議長として皆様方の温かい御支援をいただきました。この1年間を振り返りますと、非常に多くの問題がございました。歳費の値上げを初め南通市の問題、ブルーミントン市の問題、最終的には桃山大学の問題や水道値上げ問題等、このような数多い問題につきまして、副議長を初め議員各位、理事者皆様方の温かい御支持、御支援をいただき、大過なく重責を果たすことができましたことを心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

これからは一市会議員として和泉市発展のために全力を尽くしていきたいと存じますので、どうか今まで同様温かい御支持、御支援を心からお願いを申し上げまして、御礼の言葉に代えさせていただきます。どうもありがとうございました（拍手）。

選挙第1号

議長選挙について

本市議会議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行う。

平成5年10月5日提出

和泉市議会副議長

木村 静雄

議長当選者

氏名

○ 副議長（木村静雄君） 御丁重なるごあいさつ、まことにありがとうございました。竹下前議長さんにはこの1年間、本当に御苦労様でございました。

この際、お諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、「議長選挙について」を日程に追加いたします。

追加日程表を配付させます。

(追加日程表配付)

「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。議長選挙をいかが取り計らいますか、御意見をお伺いいたします。

○ 19番（穴瀬克己君） 暫時、休憩をしていただきまして、各派代表者でこの議長選挙の取り組みについて御協議、御相談をしていただきたいと思います。

○ 副議長（木村静雄君） ただいま穴瀬議員から暫時休憩をして代表者会議を開くことの御意見がありました、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

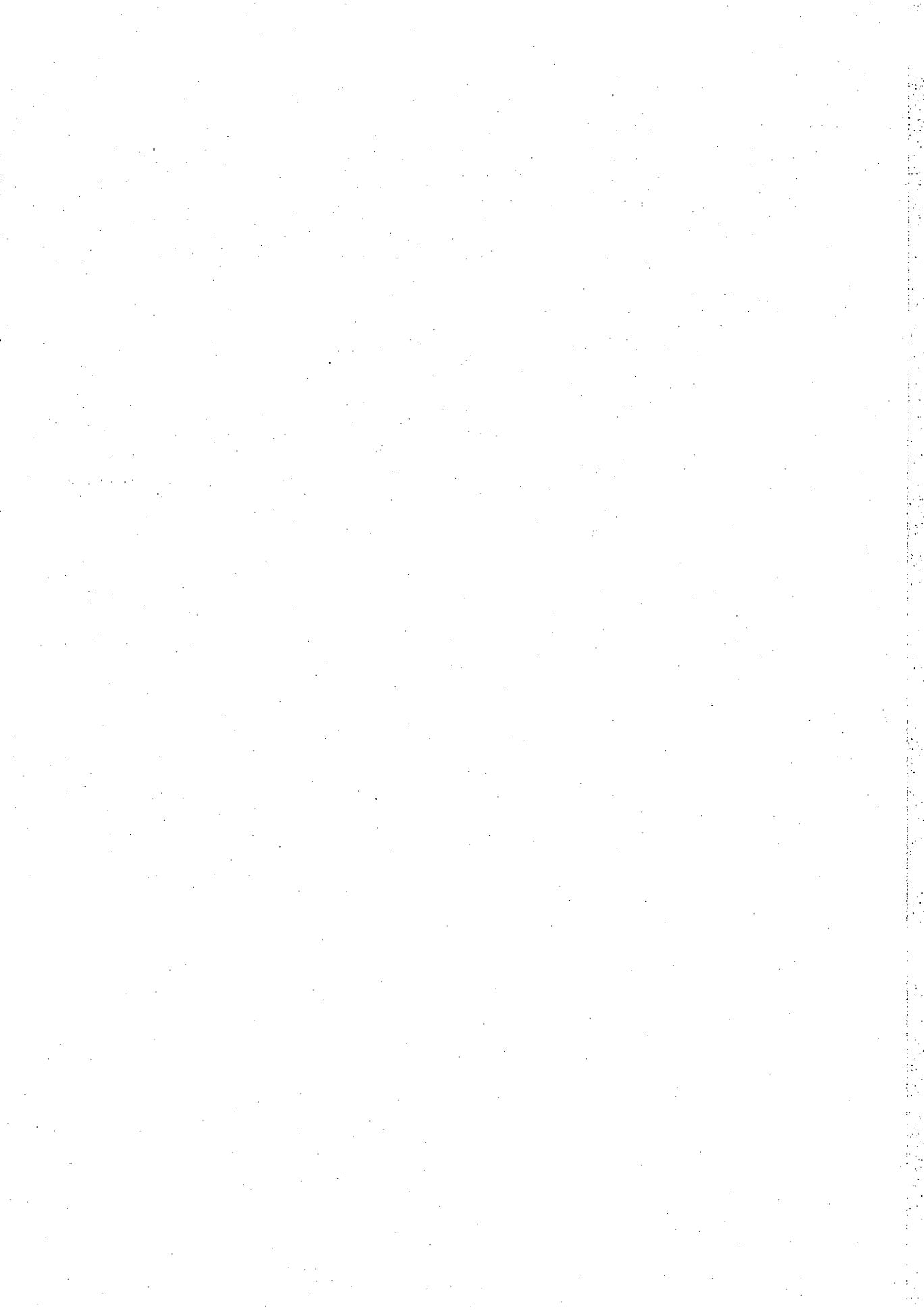
御異議ないようでございますので、それでは、暫時休憩をいたしまして代表者会議を開きたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

（午後4時15分休憩）

（この後、本会議再開されず、自然散会）

1920年1月2日
晴
在大同市北山公园游玩，公园内有山、水、亭、台、楼、阁等，环境幽雅，景色宜人。公园内有各种树木花草，空气清新，是人们休闲娱乐的好去处。
下午，我和家人一起去了公园附近的超市购物，购买了一些生活必需品。
晚上，我们在公园附近的一家餐馆用餐，品尝了当地的特色美食，味道非常不错。

第 5 日



平成5年10月13日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讚岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久藏君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助役	長坂口禮之助	同次長兼総務課長	池辺功
助役	田中昭一	同次長兼財政課長	阪豊光
収入役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長	堀宏行	同和対策部長	森利治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	同 次 長	門林良治
同人権啓発室長	明坂文嘉	解放総合センター所長	戸口泰明
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	同 副理事	山本襄裏
同次長兼人事課長	石本博信	(解放総合センター担当)	川中也
同秘書課長	木寺正次	福祉事務所長	坂田鉄平
企画調整部長	逢野博之	同 理事	松尾平之
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼総合福祉会館長	守田和義
同副理事事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	市民生活部長	岸田秀仁
同企画室長	今村堅太郎	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	池辺修次
同施策推進室長	井阪和充	同次長兼健康課長	長岡晃敏
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼保険年金課長	和田栗登
総務部長	神藤恒治	同次長兼環境整備課長	大塚孝之
		産業部長	白樺通有
		同 理事	

同次長兼農林課長	松林 保	病院事務局長	竹林 淳
同次長兼交通公害課長	大塚 俊昭	病院事務局長	橋本 昭夫
建設部長	奥村 富彦	同理理事	谷上 徹紀
同理事兼用地室長	谷俊雄	同次長兼総務課長	梅山 武喜
同次長(建築担当)	藤本 仁徳	消防長兼消防署長	高宮 一ノ瀬
同次長兼住宅課長	西岡 政啓	同次長兼総務課長	池野 広透
都市整備部長	萩本 啓介	同次長兼消防署副署長	中西 淳富
同理事(再開発担当)	盛尾 和夫	土地開発公社事務局長	井藤 謙一
同理事(コスマボリス担当)	中辻 寿夫	教育委員長	杉本 弘文
同理事(コスマボリス担当)	田中 拓彦	教育委員長	稻順義
同理事(コスマボリス担当)	中屋 正彦	教育次長兼管理部長	田川 幸三
同次長兼都市計画課長	田中 武郎	指導部長	西生 稔之
同次長兼公園課長	山下 喬三	社会教育部長	田丸 勝
コスマボリス推進室長	福原 三進	同次長	田北 嘉継
下水道部長	藤原 司	同次長兼図書館長	藤木 道夫
同次長	中原 清二	収入役室長	橋本 正善
同副理事(ふるさと急傾斜対策事業担当)	中野 英二	選挙管理委員会委員長	清高道夫
改良事業部長	岸本 孝之	同監事務局長	三吉 喜意
同次長兼用地課長	富田 宏	同監事務局長	庄吉 正
水道事業管理者	田嗣夫	同農業委員会会長	森陽正
水道部長	田稔	同事務局長	田口 端
同次長兼総務課長	仲田 博文		
同次長兼工務課長	城前 伊佐雄		
	西尾 浩		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野 満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野 敦雄
次長	河原 茂隆
参事	西垣 宏高
議事係長	田中 康弘
議事係員	田村 隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月13日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙第1号	議長選挙について	別紙

平成5年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月13日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		副議長辞職許可について	

平成5年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月13日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
2	選挙第2号	副議長選挙について	別紙

(午後2時42分開議)

- 副議長(木村静雄君) 大変お待たせいたしました。議員各位には、何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。
- それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。
- (市議会事務局長報告)
- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
- ただいま26名全員御出席でございます。
- 副議長(木村静雄君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 副議長（木村静雄君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

○ 副議長（木村静雄君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。これより議長選挙を投票により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

これより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は26名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とし、白票は無効といたします。

それでは、所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じ、順次、投票をお願いします。

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） それでは、議席番号順にお名前をお呼びしますので、よろしくお願ひいたします。

（投票）

○ 副議長（木村静雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に11番・井坂善行君、17番・須藤洋之進君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないもの認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

投票総数26票。これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票26票でございます。

有効投票中大谷昌幸議員14票、並河道雄議員12票でございます。したがいまして、大谷昌幸議員さんが最高得票者でございます。

以上でございます。

○ 副議長（木村静雄君） ただいまの報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、大谷昌幸君が議長に当選されました。

以上で議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○ 副議長（木村静雄君） ただいま議長に当選されました大谷昌幸君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

それでは、議長のあいさつをお願いいたします。

(議長就任あいさつ)

○ 議長（大谷昌幸君） 不肖大谷、皆様方の御協力を得まして、議長の大職を仰せ付かりました。本当にありがとうございます。心より厚く深く御礼を申し上げます。

歴代の議長さんの名に負うことなく、円満なる議会運営のため専心努力したいと思いますので、何とぞ議員各位の御協力をいただきますようお願いいたしますし、簡単措辞でございますが、議長就任のごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○ 副議長（木村静雄君） 以上で私の任務が終わりました。何分不慣れなため、皆様方に大変御迷惑をおかけいたしましたが、皆様方の御協力によりまして、無事職務を終わらせていただくことができました。心から厚く御礼申し上げます。

それでは、新議長に申し送ります。どうもありがとうございました（拍手）

○ 議長（大谷昌幸君） ここで、暫時休憩をいたします。恐縮ですが、そのまま自席でお願い

いたします。

(午後3時05分休憩)

(午後3時10分再開)

○ 議長（大谷昌幸君） 大変長らくお待たせをいたしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま木村副議長から辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。「副議長辞職許可について」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、「副議長辞職許可について」を日程に追加することに決します。

追加日程表を配付させます。

（追加日程表配付）

○ 議長（大谷昌幸君） それでは、「副議長辞職許可について」を議題といたします。まず、辞職願を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

辞職願

私儀、今般都合により、副議長を辞職いたしたく許可されるよう願います。

平成5年10月13日

和泉市議会副議長

木村 静雄

和泉市議会議長

大谷 昌幸 殿

○ 議長（大谷昌幸君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり、木村静雄君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、木村静雄君の副議長辞職を許可することに決しました。

この際、木村前副議長のごあいさつをお願いいたします。

(副議長退任あいさつ)

- 15番(木村静雄君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

副議長を拝命し、慣れない中で私なりに一生懸命にやってきたつもりでございます。議員皆様方の御支持、御協力のおかげで大過なく職務を終わらせていただくことができました。まことにありがとうございました。(拍手)

- 議長(大谷昌幸君) 御丁重なるごあいさつ、まことにありがとうございました。木村前副議長さんには長らく大変御苦労さんでございました。
-

選挙第2号

副議長選挙について

本市議会副議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行う。

平成5年10月13日 提出

和泉市議会議長

大谷 昌幸

副議長当選者

氏名

- 議長(大谷昌幸君) この際、お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、「副議長選挙について」を日程に追加いたします。

追加日程表を配付させます。

(追加日程表配付)

- 議長(大谷昌幸君) 「副議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。副議長選挙をいかが取り計らいますか、御意見をお伺いいたします。

御意見がないようですので、ここで暫時休憩をし、会派代表者会議を開いて本件の取り扱いについて協議をしていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

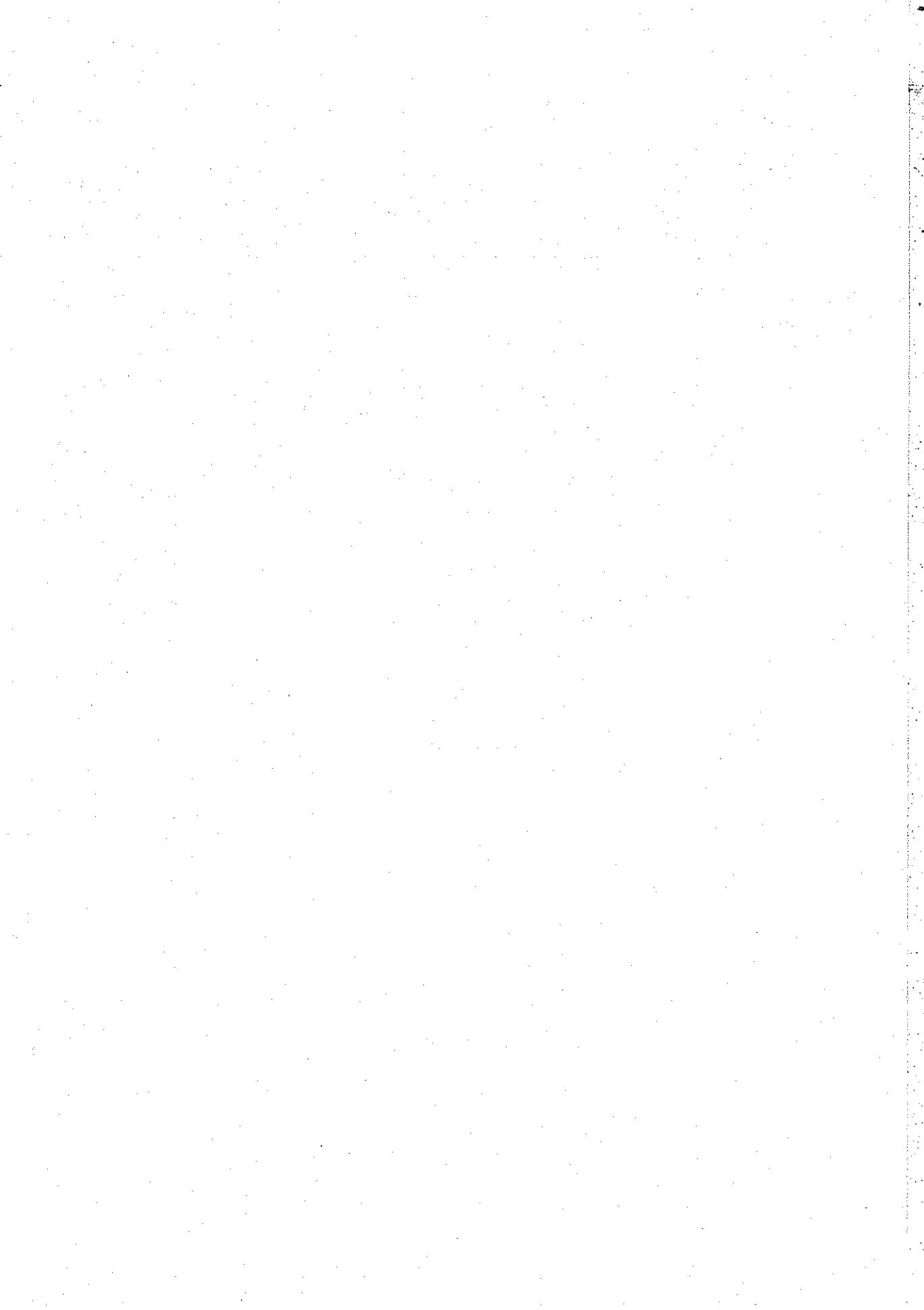
御異議がないようですので、暫時、休憩をいたしまして会派代表者会議を開きたいと思いま

すので、よろしくお願ひいたします。

(午後3時15分休憩)

(その後、本会議再開されず、自然散会)

第 6 日



平成5年10月14日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。
出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

欠席議員(なし)

○
本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	豊光一
助役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入役	中塚白	同和対策部長	森利治
市長公室長	堀宏行	同 次長	門林良治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	解放総合センター所長	戸口泰明
同人権啓発室長	明坂文嘉	同副理事事(解放総合センター担当)	山本泰也
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼人事課長	石本博信	同理事	坂田平之
同秘書課長	木寺正次	同次長兼総合福祉会館長	松尾守仁
企画調整部長	逢野博之	市民生活部長	麻生和義
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	同次長兼健康課長	池辺修次
同企画室長	今村堅太郎	同次長兼保険年金課長	長岡晃敏
同施策推進室長	井阪和充	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同企画室企画調整課長	油谷巧	産業部長	大塚孝之
総務部長	神藤恒治	同理事	白樺通有

同次長兼農林課長	松林保	病院事務局長	竹林淳
同次長兼交通公害課長	塚俊昭	病院事務局長	橋本昭夫
建設部長	奥村彦彦	同理事長	谷徹
同理事兼用地室長	藤本雄俊	同次長兼総務課長	梅紀
同次長(建築担当)	西岡仁	消防長兼消防署長	高男
同次長兼住宅課長	岡本徳	同次長兼総務課長	宮武
都市整備部長	萩啓介	同次長兼消防署副署長	一ノ瀬喜
同理事(再開発担当)	盛尾和	土地開発公社事務局長	池透
同理事(コスモボリス担当)	中辻久	教育委員長	中西
同理事(コスモボリス担当)	田拓夫	教員長	藤謹
同理事(コスモボリス担当)	中屋彦	教育次長兼管理部長	杉順
同次長兼都市計画課長	田中正	指導部長	稻義
同次長兼公園課長	山下武	社会教育部長	西勝
コスモボリス推進室長	福喬三	同次長	丸喜
下水道部長	藤原清	同次長兼図書館長	北藤道
同次長	中原英	収入役室長	木橋善
同副理事(ふるさと急傾斜対策事業担当)	岸孝	選挙管理委員会委員長	高着
改良事業部長	富宏	同事務局長	庄吉
同次長兼用地課長	馬嗣	同監査委員長	森端
水道事業管理者	田稔	同農業委員長	農義
水道部長	仲文	同事務局長	小忠
同次長兼総務課長	城前伊佐雄		
同次長兼工務課長	西尾浩		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
参考事務係長	西垣宏高
議事係員	田中康弘
議事係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第3回定例会議事日程
(10月14日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙 第2号	副議長選挙について	別紙

(午前11時00分開議)

- 議長（大谷昌幸君） おはようございます。議員各位には、何かとお忙しい中連日御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。
ただいま、26名全員御出席でございます。

- 議長（大谷昌幸君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（大谷昌幸君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 議長（大谷昌幸君） それでは、日程審議に入ります。
お諮りいたします。これより副議長選挙を投票により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

これより副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は26名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とし、白票は無効といたします。

それでは、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じ、順次、投票を願います。

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） それでは、議席番号順にお名前をお呼びしますので、よろしくお願ひいたします。

(投票)

○ 議長（大谷昌幸君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に19番・穴瀬克己君、22番・西口秀光君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないもの認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

投票総数26票。これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票14票、無効投票12票。無効投票は、白票が12票でございます。

有効投票中讃岐一太郎議員14票。したがいまして、讃岐一太郎議員さんが最高得票者でございます。

以上でございます。

○ 議長（大谷昌幸君） ただいまの報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、讃岐一太郎君が副議長に当選されました。

以上で副議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○ 議長（大谷昌幸君） ただいま副議長に当選されました讃岐一太郎君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

それでは、ここで副議長のあいさつをお願いいたします。

（副議長就任あいさつ）

○ 副議長（讃岐一太郎君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、私ごとき未熟、若輩者が副議長という大職を仰せ付かりまして、本当に身に余る光栄に存じております。お引き受けいたします限りは、大谷議長さんを補佐して一生懸命に務めさせていただきたいと思いますので、ぜひとも議員皆様方の温かい御支援、御協力を心からお祈り申し上げまして、就任のごあいさつといたします。本当にありがとうございました。

（拍手）

○ 議長（大谷昌幸君） 本日の議事予定は、この後、各委員会委員の辞任及び選任並びに一部事務組合議會議員の選挙についてを予定をいたしておりますが、これらについては会派代表者会議、また、全員協議会等で例年、御協議を願っておりますので、ここで、暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

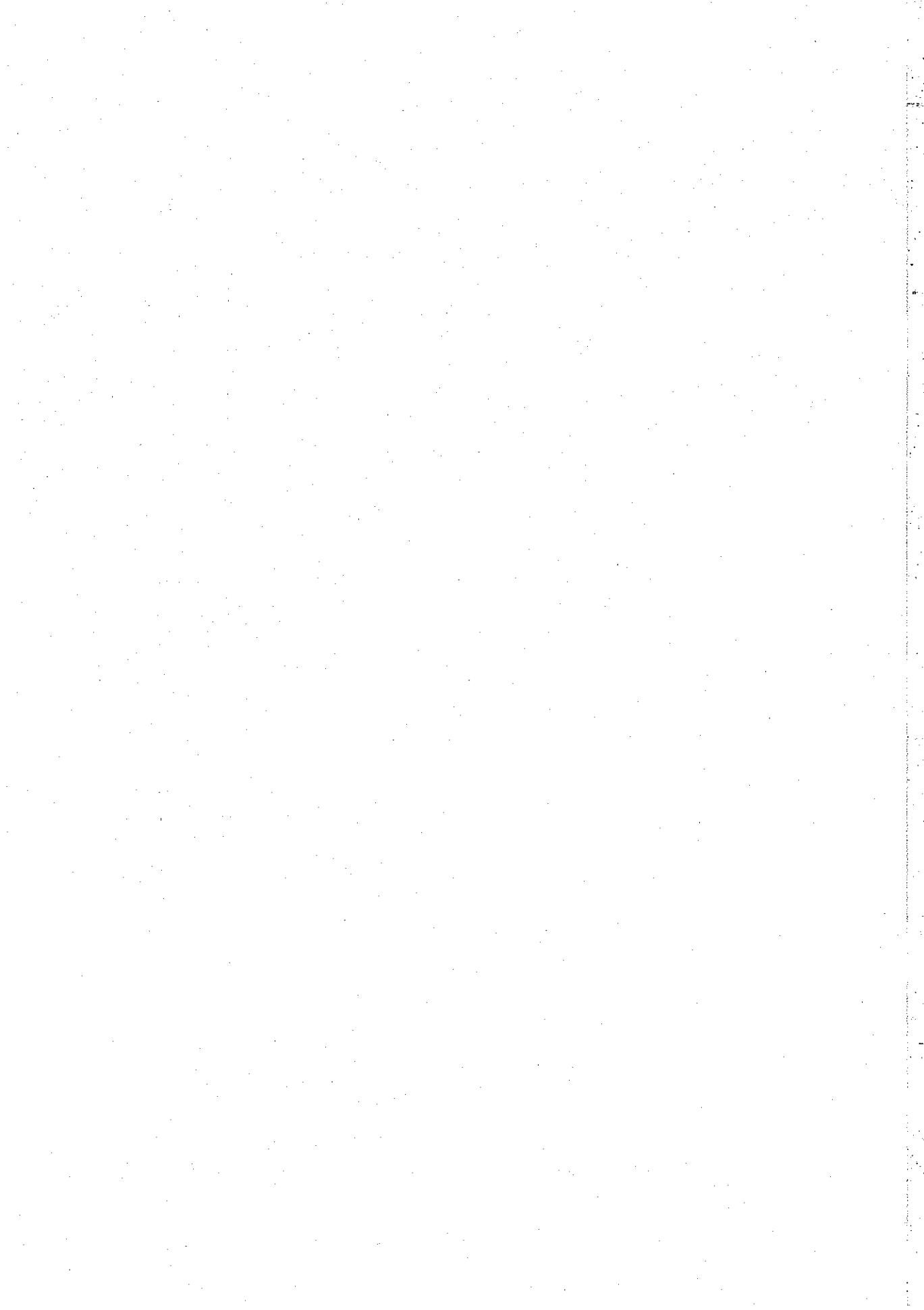
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、ここで、暫時休憩いたします。

（午前11時16分休憩）

（この後、本会議再開されず、自然散会）

最 終 日



平成5年10月15日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	友田博文君	15番	木村 静雄君
2番	森 悅造君	16番	竹下 義章君
3番	若浜記久男君	17番	須藤 洋之進君
4番	上田育子君	18番	穴瀬克己君
5番	田代一男君	19番	並河道雄君
6番	松尾孝明君	20番	辻 正治君
7番	中塚新治君	21番	西口秀光君
8番	讃岐一太郎君	22番	柳瀬美樹君
9番	池田秀夫君	23番	天堀博君
10番	井坂善行君	24番	原 重樹君
11番	大谷昌幸君	25番	早乙女 実君
12番	柏 富久藏君	26番	猪尾伸子君
13番	18番 赤阪和見君	27番	勝部津喜枝君
欠席議員(1名)		28番	
		29番	

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助役	長 池田忠雄	同次長兼総務課長 池辺 功
助役	役 口禮之助	同次長兼財政課長 阪 豊光
役	田 中昭一	同次長兼資産税課長 加久本 良一
役	中 塚 白	同 和対策部長 森 利治
入役	中 塚 宏行	同 次長 門林良治
市長公室長	堀 宏行	解放総合センター所長 戸山泰明
同理事(人事担当)	鹿島 賢昌	同 副理 事(解放総合センター担当) 本川也
同人権啓発室長	明坂文嘉	福祉事務所長 中坂田平
同次長兼広報広聴課長	池辺 一三	同 理事 事務所長 平尾守
同次長兼人事課長	石本博信	同次長兼総合福祉会館長 松生義仁
同秘書課長	木寺正次	市民生活部長 和田秀次
企画調整部長	逢野博之	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当) 田辺修
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼健康課長 池辺晃
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	同次長兼保険年金課長 岡敏登
同企画室長	今村堅太郎	同次長兼環境整備課長 和田栗登
同施策推進室長	赤阪和充	産業部長 大塚孝之
同企画室企画調整課長	油谷巧	同 理事 白樺通有
総務部長	神藤恒治	

同次長兼農林課長	松林保	病院長	竹林淳
同次長兼交通公害課長	大塚俊昭	病院事務局長	橋本昭夫
建設部長	奥村富彦	同理事	徹紀男
同理事兼用地室長	谷俊雄	同次長兼総務課長	広世梅山
同次長(建築担当)	藤本仁	消防長兼消防署長	喜高宮
同次長兼住宅課長	西岡徳介	同次長兼総務課長	一瀬野
都市整備部長	萩本啓和	同次長兼消防署副署長	中西池
同理事(再開発担当)	盛尾久寿	土地開発公社事務局長	藤井中
同理事(コスモポリス担当)	辻和夫	教育委員長	杉本稻
同理事(コスモポリス担当)	田中拓正	教育長	西川田
同次長兼都市計画課長	田中正武	教育次長兼管理部長	生田丸
同次長兼公園課長	山下喬三	指導部長	北野木
コスモポリス推進室長	福原三進	社会教育部長	藤高
下水道部長	藤原清司	同次長	藤着
同次長	中原英二	同次長兼図書館長	木橋本
同副理事(ふるさと急傾斜対策事業担当)	岸本孝之	収入役室長	橋高
改良事業部長	富田宏	選挙管理委員会委員長	着庄吉
同次長兼用地課長	田嗣夫	事務局長	田口
水道事業管理者	田稔	監査委員長	森農
水道部長	仲田博文	同事務局長	陽忠
同次長兼総務課長	城前伊佐雄	農業委員会会長	義小
同次長兼工務課長	西尾浩	同事務局長	端一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
参考事	西垣宏高
議事係長	田中康弘
議事係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		常任委員会委員の辞任について	別紙
2		特別委員会委員の辞任について	別紙
3		常任委員会委員の選任について	別紙
4		特別委員会委員の選任について	別紙
5		決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
6	選　　挙　第3号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	別紙
7	選　　挙　第4号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	別紙
8	選　　挙　第5号	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	別紙

平成5年和泉市議会第3回定例会議事日程（追加）

(10月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議　案　第54号	監査委員の選任について	追加 P. 1

(午後3時47分開議)

- 議長（大谷昌幸君） 大変長らくお待たせをいたしました。議員各位には、何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。
- ただいま御出席されている議員さんは25名でございます。赤阪議員さんから欠席の届け出がございます。現在、25名でございます。
- 議長（大谷昌幸君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 議長（大谷昌幸君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

平成5年10月15日

常任委員会委員の辞任について

本市議会常任委員会の下記委員より、平成5年10月15日付けで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

記

総務委員会委員（6名）

並河道雄 池田秀夫 友田博文 須藤洋之進
柳瀬美樹 早乙女実

産業文教委員会委員（6名）

勝部津喜枝 上田育子 松尾孝明 井坂善行
穴瀬克己 原重樹

建設水道委員会委員（7名）

讃岐一太郎 森悦造 柏富久蔵 木村静雄
辻正治 西口秀光 天堀博

厚生病院委員会委員（7名）

若浜記久男 中塚新治 田代一男 大谷昌幸
竹下義章 赤阪和見 猪尾伸子

平成5年10月15日

特別委員会委員の辞任について

本市議会特別委員会の下記委員より、平成5年10月15日付けで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

記

交通・公害対策特別委員会委員（12名）

大谷昌幸	中塚新治	森悦造	上田育子
松尾孝明	井坂善行	須藤洋之進	穴瀬克己
辻正治	西口秀光	原重樹	勝部津喜枝

開発事業対策特別委員会委員（12名）

赤阪和見	早乙女実	友田博文	若浜記久男
田代一男	讚岐一太郎	井坂善行	柏富久藏
須藤洋之進	辻正治	西口秀光	猪尾伸子

同和対策特別委員会委員（8名）

穴瀬克己	西口秀光	友田博文	大谷昌幸
柏富久藏	赤阪和見	原重樹	早乙女実

関西新国際空港対策特別委員会委員（8名）

天堀博	須藤洋之進	田代一男	松尾孝明
井坂善行	辻正治	柳瀬美樹	猪尾伸子

土地開発公社特別委員会委員（12名）

西口秀光	上田育子	友田博文	田代一男
讚岐一太郎	井坂善行	柏富久藏	須藤洋之進
穴瀬克己	並河道雄	天堀博	原重樹

○ 議長（大谷昌幸君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「常任委員会委員の辞任について」及び日程第2「特別委員会委員の辞任について」の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本2件については、各委員会委員から辞任願が提出されております。お手元に配付いたしております資料のとおり、それぞれ辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、常任委員会委員及び特別委員会委員の辞任については、許可することに決しました。

委員会名		委員人員	委員長	副委員長	委員
常任委員会	総務委員会	6	松尾孝明	猪尾伸子	木村靜雄 並河道雄
	産業文教委員会	6	早乙女実	柏富久蔵	西中洋之進 藤原博美
	建設水道委員会	7	池田秀夫	井坂善行	瀬友柳 若田勝己
	厚生病院委員会	7	上田育子	辻正治	代大男 田勝一
	交通事故対策委員会	12	勝部津喜枝	井坂善行	章義 田昌太郎
	特別委員会	12	対策委員会	猪尾伸子	光樹 岐原重
別委員会	開発事業対策委員会	12	辻正治	猪尾伸子	秀和見 田坂夫
	同和対策委員会	8	穴瀬克己	西口秀光	章寒 藤原博
	関西新国際空港委員会	8	中塙新治	田代一男	重樹 藤原記久
	土地開発公社委員会	12	原重樹	柏富久蔵	道樹 阪和見
					雄 和見
					明 樹

決算審査特別委員会委員名簿

友 田 博 文	須 藤 洋之進
上 田 育 子	赤 阪 和 見
松 尾 孝 明	辻 正 治
中 塚 新 治	西 口 秀 光
原 重 樹	猪 尾 伸 子
柏 富久蔵	勝 部 津喜枝
井 坂 善 行	

○ 議長（大谷昌幸君） 次に、日程第3より第5までは、各委員会委員の選任についてでありますので、これを一括議題といたします。

お諮りいたします。本3件の委員選任については、先刻の代表者会議並びに議員全員協議会において種々御協議を願っております。つきましては、委員会条例第4条の規定によってお手元に配付しております名簿のとおり選任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本3件は、名簿のとおり選任することに決しました。

○ 議長（大谷昌幸君） ここで、お手元の資料のとおり、各委員会正副委員長さんが互選されております。この際、各常任委員会正副委員長を代表してのごあいさつをお願いいたします。各常任委員会正副委員長さんは前の方へお願ひいたします。総務委員長さんから代表してお願ひいたします。

(常任委員会正副委員長代表=総務委員長あいさつ)

○ 総務委員長（松尾孝明君） ただいま御紹介をいただきました常任委員会正副委員長8名でございます。まことに僭越、御無礼かと存じますが、代表いたしまして一言、御礼を申し上げたいと思います。

議員各位の温かい御推挙をいただきまして、われわれ8名が常任委員会正副委員長に選任されました。ありがとうございます。この大任をお受けいたしました以上は、議員皆様方の温かい御指導と御鞭撻を賜りまして、議会運営を円滑に持っていきたいと思います。われわれは、これから全力投球で邁進いたしたいと存じますのでよろしくお願ひいたします。

まことに簡単措辞ではございますが、就任のごあいさつといたします。よろしくお願ひいたします。（拍手）

選挙第3号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

泉北環境整備施設組合規約第6条第1項の規定により選挙を行なう。

平成5年10月15日 提出

和泉市議會議長

大谷昌幸

記

泉北環境整備施設組合議会議員（5名）

選挙第4号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

泉北水道企業団規約第5条第1項の規定により選挙を行なう。

平成5年10月15日 提出

和泉市議會議長

大谷昌幸

記

泉北水道企業団議会議員（5名）

選挙第5号

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について

南大阪湾岸北部流域下水道組合規約第6条の規定により選挙を行なう。

平成5年10月15日 提出

和泉市議會議長

大谷昌幸

記

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員（3名）

議 会 選 出 議 員	泉北環境整備施設組合議会議員	5	友田博文、竹下義章、原重樹、若浜記久男、穴瀬克己
	泉北水道企業団議会議員	5	田代一男、並河道雄、木村静雄、辻正治、猪尾伸子
	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員	3	井坂善行、柏富久蔵、勝部津喜枝

- 議長（大谷昌幸君） 常任委員会正副委員長さんを代表してのごあいさつが終わりました。
正副委員長さんには、常任委員会の運営についてよろしく御協力をお願ひいたします。

次に、日程第6から第8までは、いずれも組合議会議員の選挙についてでありますので、これを一括議題といたします。

お諮りいたします。本3件の選挙につきましても、先刻の議員全員協議会で種々御協議を願っておりますので、選挙の方法については指名推選によることとし、指名の方法については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から指名いたします。

事務局をして朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。
お手元に御配付しております名簿のとおり、泉北環境整備施設組合議会議員に友田博文、若浜記久男、竹下義章、穴瀬克己、原重樹、以上、5名でございます。

次に、泉北水道企業団議会議員に田代一男、木村静雄、並河道雄、辻正治、猪尾伸子、以上、5名でございます。

次に、南大阪湾岸北部流域下水道議会議員に井坂善行、柏富久蔵、勝部津喜枝、以上、3名でございます。

- 議長（大谷昌幸君） ただいま事務局朗読のとおり、以上、13名の方々をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました13名の方々をそれぞれ組合議会議員として指名推選することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員は、地方自治法第118条第3項の規定により当選されました。

それでは、ただいま当選されました13名の方々に対し、本席より会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

○ 議長（大谷昌幸君） ただいま市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際、日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、「監査委員の選任について」を日程に追加することに決します。
議案を配付させます。

（議案配付）

○ 議長（大谷昌幸君） 追加日程第1「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案第54号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成5年10月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

○ 議長（大谷昌幸君） 提案理由に説明を願います。

（市長登壇、説明）

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第54号「監査委員の選任について」、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市監査委員さんは、条例に基づきましてその定数は2名でございまして、議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名をもって構成をいたしております。

今回、議会議員の役員改選に伴いまして、議会議員より監査委員1名を選任するに当たりま

して、須藤議員さんが人格識見ともに兼ね備えた方でありますて、適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正な運営を期待しているものであります。どうか須藤議員さんを監査委員に選任するにつきまして、議会の皆様方の御了承を得まして、満場一致で御同意を賜りますようお願を申し上げる次第であります。

なお、友田博文監査委員さんには、御就任以来適正な監査を願い、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。今後とも、よろしく御指導を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（大谷昌幸君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第54号を原案どおり同意することに決しました。

ただいま監査委員に御就任されました須藤洋之進君のあいさつを認めます。

（監査委員就任あいさつ）

○ 監査委員（須藤洋之進君） ただいま皆様方の御推挙によりまして監査委員に選任されました。ありがとうございます。私にとりましては、身に余る光榮でございます。もとより浅学非才、いまだ徳足らずの人間でございますが、与えられました職務については、全力で全うする所存でございます。議員各位の御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げまして、就任と御礼のごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○ 議長（大谷昌幸君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案は、すべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は、これをもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

（市長登壇、閉会あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る9月30日、平成5年第3回定例会をお願いを申し上げ、多数の議案を御提案を申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御多繁の中にもかかわりませず、長時間にわたりまして慎重御審議をいただき、御可決、御承認を賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、平成4年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定あるいは平成4年度和泉市水道事業会計、病院事業会計決算認定につきましては、決算審査特別委員会に御審査を願うことに相なりました。委員の皆様方には、まことに御苦労様でございますが、よろしくお願ひを申し上げる次第であります。

なおまた、本議会を通じ議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては、十分これを尊重いたしまして、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援と御協力を寄せを賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なお、本定例会におきまして、任期満了により御退任されることになりました竹下議長さん、木村副議長さんには、御就任以来円滑なる議会運営を通じ市政発展のため御尽瘁をいただき、御大任を全うされました。この間におきますお2人の並々ならぬ御尽力と御心労に対しまして、高うございますが、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第であります。まことにありがとうございました。

また、後任の議長には大谷議員さん、副議長には讃岐議員さんが、先刻、議員皆様方の御推挙によりまして御就任をされました。まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも、よろしく御指導を相賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なおまた、監査委員さんには、須藤議員さんが先刻、皆様方の御同意により御就任をされました。前監査委員の友田議員さんに心から重ねてお礼を申し上げますとともに、今後の地方自治監査制度の適正な運営を御期待を申し上げる次第であります。よろしくお願ひを申し上げます。

また、各常任委員会の委員さん及び特別委員会の委員さん、また、正副委員長さんにつきましても改選をされたわけでありますが、それぞれ所管をされます事項につきまして、今後、いろいろと御審議を相賜り、御苦労をおかけすることとは存じますが、よろしくお願ひを申し上げる次第であります。

終わりに臨みまして、長時間にわたる御審議を相煩わし、御議決をいただきましたことに対しまして重ねて厚く御礼を申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。長時間、本当にありがとうございました。

(議長登壇、閉会あいさつ)

○ 議長（大谷昌幸君） 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

去る9月30日開会されましてから本日までの長期間にわたります定例会も、議員皆様方の御

協力によりまして一般質問並びに諸議案、なおまた、役員選挙等々に慎重御審議を煩わせまして、本日、ここに全日程を終了することができましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

特に先刻の役員選挙に際しましては、不肖私、皆様方の御推挙をいただき、身に余る光栄と存じ、ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

なお、今後の議会運営に格段の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、これをもちまして、平成5年第3回定例会を閉会いたします。長期間、ありがとうございました。

(午後4時05分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 大谷昌幸

同 署名議員 友田博文

同 署名議員 須藤洋之進

